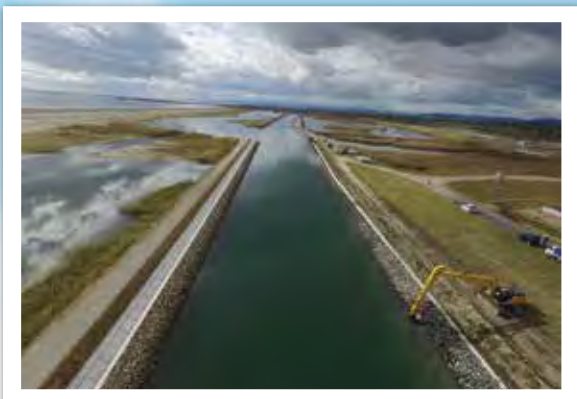


東日本大震災等における

平成30年度

# 東京都 支援活動 報告書

8年目の記録



平成 31 年 3 月



東京都

# はじめに

---

東日本大震災の発生から8年が経過しました。

被災地では、住まいの再建をはじめとする復興まちづくり事業や、道路等の公共インフラ事業が着実に進展しています。また、原発事故の影響の大きい福島県内においても帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示が解除されるなど、復興・再生に向けた動きが本格的に進められています。

一方、未だ全国に5万人を超える被災者が避難生活を余儀なくされており、生活再建等においてきめ細かな対策が求められるなど、復興はいまだ途上にあります。

都は、発災後直ちに被災地へ医療救護班や保健師、応急給水チーム、警察・消防職員等を派遣し、応急復旧を支援しました。

震災直後の応急復旧の段階から本格的な復旧・復興に移行した後は、職員派遣（中長期）のほか、風評被害払拭や風化防止のための取組、スポーツ・文化を通じた支援など、被災地の復興を幅広く後押ししてきました。

平成30年度現在では、東日本大震災の被災3県（岩手県、宮城県、福島県）及び平成28年4月に発生した熊本地震、平成30年7月豪雨並びに平成30年北海道胆振東部地震の被災地である熊本県、愛媛県、北海道に対し、専門技術や行政経験、被災地支援への高い志を持った職員を派遣し、復興支援に取り組んでいます。

本書は、被災地で多岐にわたる復興事業に従事した派遣職員が、この1年間に携わった業務の内容や成果を報告しつつ、直面した困難を乗り越えるための苦労や工夫を紹介しています。

本書を通じて、都の被災地支援の取組について理解を深めるとともに、幅広い分野で被災地での経験や教訓を活用いただければ幸いです。

平成31年3月

総務局復興支援対策部

---

本報告書は、被災地支援の業務を通じて、派遣職員が直に体験し、考えたことを原則としてそのまま掲載しています。

# INDEX 目次

## 第1部 職員派遣 (東日本大震災)

P.5 ~

### ■技術系職員

|              |    |
|--------------|----|
| 道路・河川等……………  | 6  |
| 港湾・漁港施設…………… | 23 |
| 区画整理……………    | 37 |
| 水道事業……………    | 41 |
| 下水道事業……………   | 49 |
| 治山事業……………    | 54 |
| 看護事業……………    | 58 |

### ■事務系職員

|              |     |
|--------------|-----|
| 復興計画等……………   | 63  |
| 用地取得……………    | 75  |
| 産業再生等……………   | 100 |
| 税務……………      | 143 |
| 避難者支援……………   | 151 |
| 遺児孤児支援等…………… | 154 |
| 医療復興等……………   | 157 |

## 第2部 職員派遣

(平成28年熊本地震・平成30年7月豪雨)

P.161 ~

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 道路・河川等……………       | 162 |
| 区画整理……………         | 175 |
| 産業再生等……………        | 179 |
| 災害復旧(公共土木施設)…………… | 188 |
| 災害復旧(農地等)……………    | 192 |

## 第3部 監理団体職員派遣

P.197 ~

|            |     |
|------------|-----|
| 埋蔵文化財…………… | 198 |
|------------|-----|

## 第4部 現地事務所

P.207 ~

### 【表紙の写真について】

- A: 釜石市鶴住居地区(釜石市提供)
- B: 一級河川名取川水系貞山運河
- C: 中央ポンプ場工事現場見学会
- D: 岩間防災緑地モニュメント除幕式
- E: 矢落川災害現場
- F: 国道57号阿蘇大橋跡





# 第1部

## 職員派遣

### ■ 技術系職員

道路・河川等  
港湾・漁港施設  
区画整理  
水道事業  
下水道事業  
治山事業  
看護事業

### ■ 事務系職員

復興計画等  
用地取得  
産業再生等  
税務  
避難者支援  
遺児孤児支援等  
医療復興等

職員派遣  
(東日本大震災)

職員派遣  
(熊本地震他)

監理団体

現地事務所

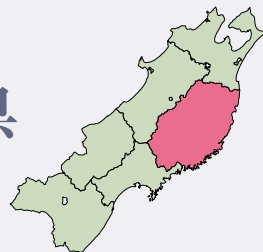


## ◆道路・河川等

## 道路・河川等

沿岸広域振興局 土木部  
河川港湾課

## 岩手県



## 業務概要

岩手県沿岸広域振興局は釜石市に所在しており、宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村の4市4町1村を担当区域としています。管内は、岩手県中央を南北に走る北上山地の東側にあって、三陸復興国立公園の中央に位置し、北は久慈市、普代村、西は遠野市、一関市、奥州市、南は宮城県気仙沼市に接し、東は太平洋に臨んでいます。総面積は、4,204.88 平方キロメートルで、県全体の27.5% を占めています。取り扱う業務は、税務から道路・河川・ダム・港湾・海岸の維持管理、水産や農林、保健所まで揃った、ミニ県庁のような組織です。土木部は、この中の内、釜石市及び大槌町の道路・河川・ダム・港湾・海岸・公営住宅事業の実施・管理・指導を行っている部署です。土木部に属する河川港湾課は河川・海岸・港湾・ダム・砂防・急傾斜地・土砂法を担当する部署で、担当業務を河川砂防チーム・港湾チームの2チームで行っています。



## ○河川砂防チーム

- 洪水・津波・高潮による災害を防ぐとともに、人々が川や海に親しめるような施設づくりを行っています。
- ・津波・高潮災害の防止  
東日本大震災に係る海岸災害復旧工事により、小白浜地区海岸の防潮堤・水門等の整備を行っています。
- ・河川施設・日向ダムの維持管理  
快適で安全な河川環境を維持し、洪水時にダムが正常に機能するために、日頃から河川の維持活動とパトロール・点検を行っています。
- ・がけ崩れ災害及び土砂災害の防止  
急傾斜地の斜面に崩壊防止の工事を行うほか、「がけ崩れ危険箇所」からの住宅の移転について補助を行っています。

## ○港湾チーム

- 管内にある港湾局所管海岸、釜石港の港湾施設及び港湾区域の水面管理をしています。
- ・釜石港の災害復旧  
東日本大震災津波に係る釜石港の災害復旧工事を行っています。
- ・津波・高潮災害の防止  
東日本大震災津波に係る海岸災害復旧工事（釜石港）による防潮堤工事を行っています。



釜石港ガントリークレーン



日向ダム



水海水門防潮堤

## 岩手県

## 道路・河川等

沿岸広域振興局 土木部  
河川港湾課石井 沢磨  
(建設局)職員派遣  
(東日本大震災)職員派遣  
(熊本地震他)

監理団体

現地事務所

## 1 担当業務の概要

釜石市南側に位置する、“小白浜（こじらはま）地区海岸”の海岸災害復旧工事の監督員として従事していました。工事内容は東日本大震災により被災した、水門・陸閘（りっこう）・防潮堤の復旧工事です。平成23年度に災害査定を受け、平成24年度より着手しており、約7年目の歳月を経て今年度完成を迎えました。水門躯体と防潮堤を建設する土木工事、水門・陸閘の機械関係を建設する機械設備工事の2工事のアンカーとして業務の担当をしていました。



H23.3 被災直後



H30.11 水門防潮堤（ほぼ）完成

## 2 苦労したこと、工夫したこと

業務を実施するにあたって一番苦労したことは工事の設計変更です。今年度は事業の最終年度であることから、工事の設計変更も最後となります。発注者からの指示事項はもちろんのこと、現場条件による変更を全て対応しなくてはなりません。“普通”の規模の工事であれば、大したボリュームではないのですが、今回はウン十億の工期が6年間の工事であるため、ものすごいボリュームとなります。（受注者から提出される、数量計算書の確認で丸2日かかってしまいます・・・）また、被災地ならではの特例措置やルールなどに対して、試行錯誤しながら進めるのも、また骨の折れる作業でした・・・

設計変更1回分のボリューム  
(厚さペットボトル1本超)

パンパンなキャビネット（全て小白浜）

次に苦労したのが、海岸保全区域の設定と市への道路の引継です。海岸保全区域の設定では、今後の土地の利用状況や、周辺施設（市道や水道など）を考慮して範囲を定めました。また、防潮堤の位置を被災

## ◆道路・河川等

前から変更するにあたって、旧海岸保全区域の占有者への用途廃止の申請のお手伝いもしました。廃止申請にあたっては、津波により占有物件が流出してしまったり、そもそもの占有許可書も流出してしまっていたりと、紆余曲折でしたが無事に何とか廃止手続きを行うことができました。さらに、市道の引継は大まかな方針は決まっていたましたが、工事が終わる直前まで市道の付属施設の構造が定まらなかったことなど、細かい部分の調整に大変苦労しました。

この2つについて、工夫をしたことは“チームワーク”の発揮です。2人の副担当を担うプロパー職員とタッグを組んで、分厚い数量計算書に挑んだり、海岸保全区域の設定について「ああでもない、こうでもない」と議論を交わしたり(しばしば、夜の席を設けながら・・・笑)、数々の壁を越えていきました。1人じゃ難しいことも、チームワークがあれば何とかなる！ということを学びました。

## 3 印象的なエピソード

やりがいを感じられたこととしては、何十億円もかかる事業の最終年度を担当できたことです。どんなものが出来るか、イメージでしか確認できない設計図面から、構造物の完成形を見られることの醍醐味は土木職ならではのことだと思っています。この中で、最後の締めくくりを担当できたことは、苦労が多いことの反面、やりがいや達成感は非常に大きいものでした。また、構造物の完成形が見えてくるに連れて、地元の方々の問合せも多くなり、地元の関心の強さとともに事業の意義を感じることができました！！

## 4 今後の都政に活かせること、活かしたいこと

1年間の派遣で私は数多くのことを学びました。その中で、一番都政に活かしたいと思ったことは、“職員同士の親しみ易さ”です。今回派遣でお世話になっている沿岸広域振興局は非常に横のつながりが深いと感じました。部局間での交流(?)が盛んで、バレーボールをしたり、登山に行ったり、地元のお祭りに参加したり、普通に仕事をするうえで余り関わらないような人達とコミュニケーションを活発にとることができました。(意外とこの繋がりが、仕事の役に立ちました！)このことから、都に戻ったときには、横のつながりを意識して仕事に取り組んでいきたいです。幸いにも、岩手県への派遣チームは非常に仲が良いのでこの繋がりを活かしていきたいと思います。ある意味、“仕事は一人でやるものじゃない”と新採時代に受けた指導を改めて実感することができました。



はまゆりトライアスロン完走！(筆者右端)



振興局メンバーで早池峰山(筆者中央赤色)



釜石よいさで的一幕(筆者 左端)



都派遣メンバーで岩手山(筆者 左端)



## 岩手県

## 道路・河川等

沿岸広域振興局 土木部  
復興まちづくり課奥平 周示  
(建設局)(東日本大震災)  
職員派遣(熊本地震他)  
職員派遣

監理団体

現地事務所

## 1 担当業務の概要

私は宮城県、福島県派遣を経て岩手県派遣となり、遂に東北小学校6年生になった。昨年度の寒波で石油ファンヒーターを初めて使った。一度得た喜びはこの冬も手放せなくなっている。沿岸部は内陸と異なり、生命の危険を予見させるような寒さはないが、突風が吹くと体温が風下に流れていく。「行くな俺の体温!」。釜石市・大槌町のまちづくりは多くが完了し、新しい家屋が次々と建ち始めている。そんな中、沿岸広域振興局で我々、岩手県プロパー・東京都・静岡県の復興チームが進めている4水門と海岸防潮堤の復旧・復興はその規模の大きさから、なおも事業真っ盛りである。

## 2 苦労したこと、工夫したこと

最近TVなどによりラグビーワールドカップの機運が高まりつつある。思えば我が庁舎にあるカウンタダウンボードは設置当時「600日」程度だった。気が付いたら「250日」程度に。皆様には喜ばしいボードだが、我々復興チームには日めくりプレッシャーとなっている。東北唯一の開催地釜石鵜住居(うのすまい)復興スタジアム、その眼前にある鵜住居川水門と片岸海岸防潮堤のうち、防潮堤は県の目標を前倒しして津波防護機能の発現(概成)に至ったが、東京駅舎(丸の内)とほぼ同じ大きさの鵜住居川水門はその大きさも災いして悪戦苦闘の連続である。昨年度種を植えた工期短縮策の数々が苗になり収穫期には入っている。適宜発生する諸課題はチーム一丸となって解決のために動く。施工会社も社運を賭けて寒中工事を敢行する。誰も諦めないがこのままだとあと一歩間に合わない。万策尽きる頃、工事中であっても津波防護機能が確保できる施工方案を考えた。ただし災害復旧事業にはなじまない。ここで幹部陣が動いてくれた。岩手県知事まで話を上げ県単独費の充当が認められた。この施策的後押しにより、津波防護機能が発現できる(ワールドカップ開催条件になっている)目途が立った。

岩手に赴任した際は「もう間に合いそうにない。打つ手がない」といった様で事務引継ぎを受けたが、工期短縮の数々、施工会社の身を削るような工事努力、施策的後押し、地域の理解と協力を得られ、各部署が自らの役割を果たしてきた「組織ワーク」が実を結ぼうとしている。

赴任時、もう一つの100%間に合わない工程だった釜石湾の一翼を担う甲子川水門も6か月以上の工



【鵜住居川水門】  
カップとキツネちゃんが  
児童に防災啓発  
(奥手にはスタジアム)

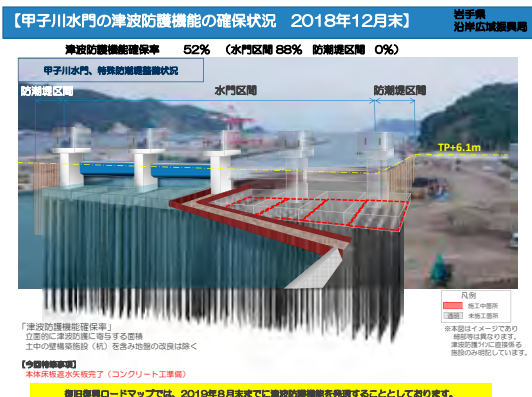
## ◆道路・河川等

期短縮を果たし、ぎりぎりセーフかぎりぎりアウトの状態に至った。あと一歩なんとかかせねば。

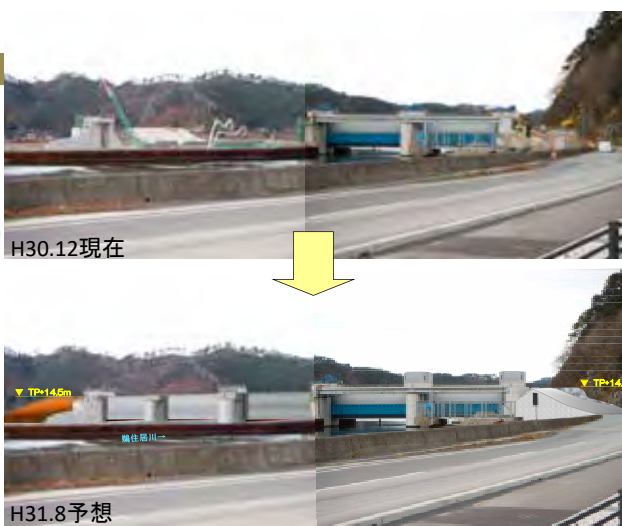
予算や調整事は県プロパーチーム、契約や現場関係は静岡派遣チームという基本分担が、適宜課題に人員を集中させる現場チーム制になり(鵜住居チーム、大槌小槌チームなど)、今やさらに流動性を増し、トラブルがあれば静岡総括、プロパー総括(奥平)、時に課長までもが1担当者として課題の一つを引き継ぎ調整に走り遅延の芽を摘むという全員攻撃態勢となっている。



【甲子川水門】



【鵜住居川水門】



フォトモンタージュは現在写真とワールドカップ時点の状態を比較

## 《見える化》

目標工程はできたが、今後起こり得るリスクと事前回避すべきことをすべからくイメージすることは難しい。調整・決断遅れはゲームオーバー(特殊材料や機械は、半年から8か月前に予約しないと調達不能のものもある)。そこで現在、未来の現場状態をイラスト化した。一般の方には分かりづらい土木の現場状況も伝えられ、結果理解も得やすくなる。

ただし自分で作成するしかない。



### 3 印象的なエピソード

今年度初頭、岩手県知事を前に派遣職員代表として挨拶をした。アドリブも大事として原稿を見ないのが私の主義だが、知事の前に立った時、表裏がなく、まっすぐで後光がさすほどクリアな知事の様相に、しばらく言葉をすべて失った。目を外すと話すべきことが頭に戻ってきたので、わざと周囲をきょろきょろ見ながら（当然アドリブ入り）なんとか宣誓できた。予定にない握手を壇上で求められたときは思わず手の汗をズボンで拭いた。お釈迦様にお会いできたような、何かけがれが払われる思いだった。頑張ろう……。

### 4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

コーディネーター的な役割を岩手県からすればよそ者である私に一任くださり、後方で側面支援してくれた幹部陣、プロパーチームのリーダーとはいえ、不慣れなところを臆することなく手助けし、私とともに戦闘モードで力を発揮してくれた担当プロパーのエース、ルーキー。そんなチーム力、組織力あつての成果。概成させて「ざまあみろ」と皆で笑える日を夢見て貫徹したい。

秋に福島県派遣時のチームメイト（福島県、神奈川県、福岡県）がはるばる釜石まで来てくれた。福島時代にお世話になった部長から高額な餞別金を頂戴しつつ。私利私欲・付き合いとは無縁の、苦労を共にした仲間としての繋がりは何物にも代えられない宝である。東京時代にともに苦労を分かち合った仲間たちの顔と重なった思いだった。



【男鹿半島ゴジラ岩にて】  
岩手静岡東京チーム有志にて頭の寒そうなのが筆者

## ◆道路・河川等

## 道路・河川等

気仙沼土木事務所  
河川砂防第一班

宮城県



## 業務概要

気仙沼土木事務所は宮城県北東部の太平洋沿岸にあり、岩手県南部と接するところに位置し、気仙沼市、南三陸町の1市1町を所管している。

## ＜事務所の目標＞

平成30年度は、県震災復興計画における発展期の初年度であり、復旧・復興の総仕上げに取りかかる時期となることから、防潮堤や河川堤防、道路の復旧・復興を計画どおりに進められるよう管理する必要がある。また、大島架橋や大谷地区海岸などの復興事業を着実に推進し、地域の方々が「創造的復興の完遂に向けた取り組み」を実感できるような成果を上げる。

## ＜主要事業及び取組＞

- 災害復旧事業の推進
  - ・道路復旧事業の早期完成（（国）398号長清水等24箇所）
  - ・粘り強い県土構造への転換に向けた河川及び海岸堤防の推進（中島海岸等24海岸、大川等17河川）
- 復興まちづくり事業との連携
  - ・志津川の災害復旧及び復興道路事業の推進（志津川復興道路など骨格を成す道路の完成、八幡川、水尻川）
  - ・まちづくり計画（市）と連携した大谷地区海岸災害復旧及び復興事業の推進
  - ・観光交流広場（市）と連携した中島海岸堤防緑化事業の着実な推進
- 地域防災ネットワーク整備の推進
  - ・平成31年春の一部区間工事完成に向けた大島架橋事業の推進

## ＜事務所の取組姿勢＞

- 復旧復興を進めるにあたり、完成年度を意識しながら積極的な課題の解決を図る。
- 職場のコミュニケーションを密にし、職員間の意思疎通を図りながら効率的に業務を推進する。
- 仕事のオンオフを明確にし、心身ともに健康を保てるよう、職場全体で健康管理に努める。

## ＜事務所組織体制及び派遣職員数＞（平成30年12月末現在）

- 県職員：70名（うち技術系職員37名）
- 県任期付職員：5名（うち技術系職員2名）
- 自治法派遣職員：17名（うち技術系職員10名）
- 派遣元職員内訳：東京都5名、鹿児島県1名、神奈川県4名、徳島県6名、鳥取県1名

## ＜河川砂防第一班組織体制＞

- 県職員：5名（班長1名、副班長1名、担当3名）
- 県任期付職員：1名
- 自治法派遣職員：3名（東京都1名、神奈川県1名、徳島県1名）

## 宮城県

## 道路・河川等

気仙沼土木事務所  
河川砂防第一班山下 香昭  
(建設局)職員派遣  
(東日本大震災)職員派遣  
(熊本地震他)

監理団体

現地事務所

## 1 担当業務の概要

私は河川砂防第一班の担当者として、班が所管している河川・海岸のうち、河川については気仙沼市の市街地を貫流する二級河川鹿折川水系の鹿折川河川災害復旧事業、海岸は市南部に位置する片浜地区海岸、杉ノ下地区海岸の2箇所の海岸災害復旧事業を担当した。

県が策定した震災復興計画は、10年間の計画期間を「復興期」、「再生期」、「発展期」の3期に区分しており、平成30年度は発展期の初年度にあたる。発展期は、復旧・復興の総仕上げに取りかかる時期となることから、各事業の復旧・復興を計画どおりに進められるよう進行管理が特に重要となっている。



完成間近の片浜地区海岸 (H30.12)



杉ノ下地区海岸の被災した樋門 (H30.10)

## 2 苦労したこと、工夫したこと

引き継ぎを受けた全ての事業に言えることだが、工事が最盛期を迎えていたり、未着手事業の早期発注が至上命題であったりと、職務内容を理解するための時間的な余裕がない中、まずはこれまでの調整経緯や現状を把握するのに時間を割いた。これまでの住民との約束事項や、関係機関との調整内容を理解しなければ手戻りが発生する恐れがあるためである。ここまで事業を進捗させてきた背景には、膨大な調整時間や経緯があったことは想像に容易く、気が遠くなるような気持ちになったが、前任者やプロパー職員からの助言や協力を得ながら、何とかテイク・オフすることができた。

担当事業の中でも鹿折川災害復旧事業に関しては、県施行の道路、橋梁の復旧・復興事業や、市施行の土地区画整理事業、その他インフラ整備事業等、関連する工事が輻輳しており、効率的に工事を進めていくためには関係部署との綿密な調整が必要であった。特に土地区画整理事業に関しては、地権者への宅地引き渡し期限が約束されていることから優先度が高く、地権者の現地再建を妨げないよう、河川内へ材料等を搬入するための工事用道路の用地確保や、築堤等工事の工程調整には細心の注意を払った。



復興が進む鹿折地区 (H30.9)



防潮堤工事が進められている鹿折川 (H30.12)



## ◆道路・河川等

## 3 印象的なエピソード

宮城県は、担当する事業に必要な業務を全て一人で行うため(測量、設計、工事等一切合切)、業務量的に多忙を極める。今回の派遣では一般職員同様に設計を担当するチャンスが巡ってきた。その上、工事監督も担当することとなった。一担当者制、分担制の双方に一長一短があると思うが、設計から工事着手後も関係機関との調整を図りながら、一連の流れとして自らが設計した構造物が具現化していく様子を視ることができるのは感慨深く、技術者冥利につきると感じている。

鹿折川災害復旧工事においては、河川班が担当する防潮堤工事と併せて道路班が担当する橋梁架替工事が進められていたが、仮橋及び取付道路位置が土地区画整理事業からの借地であったことから返地期限が刻一刻と迫る中、道路班が中心となり、交通切り替えステップの見直しや、道路工事及び河川工事の双方で施工ヤードの融通や施工区分の明確化を図りながら工事調整を行った結果、何とか新橋への交通切り替えを行うことができた。この時の道路班と河川班の共同作業において、柔軟な発想力と判断力並びに実行力には、通常経験できないダイナミック感があった。

また、被災された方々のお話を伺う中で、「工事に協力するから早く終わらせて」といった事業に対するご理解や、「復興のお手伝いに来て頂きありがとうございます」といったお言葉も頂戴し、派遣されている私の方が心温まる気持ちになることもあった。

プライベートでは、事務所の仲間たちと軽音楽バンドを結成し、今年が第7回目の開催となった「被災した気仙沼市を音楽で盛り上げるイベント」や、音楽を通じてお世話になっている方々からの誘いでチャリティーライブにも参加させて頂くことで、海外の被災地への募金のお手伝いと県土木事務所の仕事内容のアピールもでき、さらには地方紙に掲載してもらう程の盛り上がりとなった。

仕事は勿論のこと、趣味である音楽を通じて知り合った方々との繋がりや思い出も、大切な一生の財産となった。



架替が完了した浪板橋 (H30.12)



チャリティーライブ出演者・スタッフ同 (H30.12)

## 4 今後の都政に活かせること、活かしたいこと

この度の派遣で、初めて災害復旧事業に従事して感じたことは、一日も早い復旧・復興を望んでいる被災地の皆さんのために、強い使命感とスピード感を持って職務に臨む必要があるということである。誰のための復旧・復興なのかを十分に認識し、目前の課題や問題を着実にクリアしていくことこそが、復旧・復興事業の早期完成に資すると思う。

震災直後の慌ただしい状況は経験していないが、復旧事業の進め方の一端は学ぶことができたと思う。

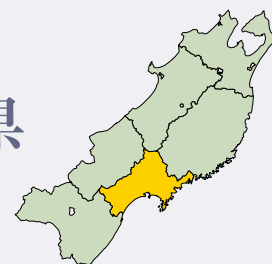
さて、東京において大災害が発生した場合の被害も想像を絶するが、いざその時に我々職員が復旧・復興に向けてやるべきことは全国共通である。必ずしも縦割りが悪とは思わないが、緊急時には柔軟かつ横断的な対応が求められるだろう。その時には宮城県で培った経験を活かしていければと思っている。

最後に、被災地でのインフラ整備事業に携わることで、復旧・復興事業で造った道路や橋が沢山の方々に利用され街が賑わい、青空の下、緑あふれる公園で子供たちが笑顔ではしゃぐ日常の一ページを創っていければと思う。

## 道路・河川等

気仙沼土木事務所  
道路建設第二班

宮城県



### 業務概要

#### 1. 平成 30 年度 気仙沼土木事務所の目標と主要事業（道路）

##### （1）目標

- 地域の方々が復旧・復興の加速を実感できる着実な事業の推進
- 復興まちづくり事業と連携した安心で快適な生活基盤の確保
- 地域の発展を支える社会資本整備事業の加速的な推進

##### （2）主要事業（道路）

- 災害復旧事業の推進
  - ・道路の災害復旧事業の早期完成（国道 398 号長清水等 23 箇所）
- 復興まちづくり事業との連携
  - ・志津川及び伊里前地区の災害復旧及び復興道路事業の着実な推進
- 地域防災道路ネットワーク整備の推進
  - ・平成 30 年度完成を見据えた大橋架橋事業の着実な推進

#### 2. 執行体制等

##### （1）気仙沼土木事務所

- 職員数：113 人名
  - ・上記 113 名のうち派遣職員 18 名  
（派遣元：東京都、北海道、神奈川、鳥取、徳島、鹿児島）
- 管轄地区：気仙沼市、本吉郡南三陸町

##### （2）道路建設第二班

- 職員数：5 名（宮城県職員：4 名、派遣職員 1 名）
- 担当地区：宮城県本吉郡南三陸町



気仙沼大島大橋



南三陸町志津川

職員派遣  
（東日本大震災）

職員派遣  
（熊本地震他）

監理団体

現地事務所

## ◆道路・河川等

## 宮城県

## 道路・河川等

気仙沼土木事務所  
道路建設第二班

足立 佑介  
(都市整備局)

## 1 担当業務の概要

宮城県気仙沼土木事務所の管轄は気仙沼市及び本吉郡南三陸町で、私が所属した道路建設第二班は南三陸町内の道路事業（災害復旧事業・復興交付金事業）に携わっている。

自身の担当事業については、以下のとおりである。

- ・塩入道路復興交付金事業（志津川塩入地区）
- ・戸倉地区海岸災害復旧事業
- ・戸倉道路復興交付金事業
- ・折立橋災害復旧事業

これら事業における、進行管理、予算管理、設計、測量、工事監督、地権者対応、工事調整（国交省、南三陸町、警察、各ライフライン等）が担当業務である。



気仙沼土木事務所



戸倉・折立地区（H30.10月撮影）





塩入地区（H30.10月撮影）

## 2 苦労したこと、工夫したこと

工事監督経験、設計業務等の経験もなかったので、引継内容はもちろんのこと、自分の今後すべきこと、工事内容など理解するのに非常に苦労した。特に震災復興はスピードが求められ、経験・知識0の状態でも事業を迅速に進めていかなければならないという状況に不安を感じ戸惑うことも多かった。また、東京都以外での生活が初めてで私生活での苦労は特になかったが、打合せや地権者交渉時の方言の理解には時間を要した。

当事務所には経験知識共に豊富なベテランの宮城県職員、派遣職員が多く在籍しており、専門知識やノウハウをご教示いただいた。また、ほぼ毎日担当現場に行き、現場代理人やコンサルタントに現場の過去の経緯や現場状況も伺い理解を深めた。

現場代理人やコンサルからの話だろうと、地権者の話であろうと可能な限り現場で話を聞き齟齬がないよう調整するように心がけた。

## 3 印象的なエピソード

地権者対応の中で感謝の言葉を頂く度、こちらに派遣で来て良かったなと思います。地権者様の娘さんをお嫁に紹介されたときは流石に戸惑いを感じた反面、信頼関係をきちんと気づけていると思い嬉しかったです。

## 4 今後の都政に活かせること、活かしたいこと

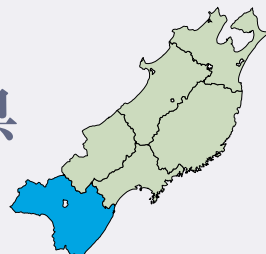
派遣を通じ、災害復旧事業等に携わることで得られた知識及び経験、皆同じ目標を持って業務に取り組んだ経験は大変貴重なものであり、勉強になりました。特に“人”とのつながりがどの局面においても大事であり、様々な人に助けられ一年気仙沼で勤務しておりました。都に戻った際も仕事をする上で“人”とのつながりを常に意識し、都政に貢献していきたいです。

## ◆道路・河川等

## 道路・河川等

## 福島県

いわき建設事務所  
復旧・復興部 道路・橋梁課



## 業務概要

福島県いわき建設事務所は、県南東部に位置するいわき市を所管し、道路・河川・海岸・ダム・砂防・地すべり・急傾斜地・都市計画・住宅等、その事業は多岐に亘り、事業の実施及び維持管理を行っている。

いわき市の面積は、約 1,232km<sup>2</sup>（県の約 9%）、人口約 34 万人（県の約 18%）であり、比較的温暖な気候で、きらめく太平洋や豊かな森林と中小河川がつくる渓谷美、さらには国宝「白水阿弥陀堂」等、美しい自然と歴史、文化を有している。

いわき建設事務所の 30 年度予算額は、37,527 百万円であり、県土木部予算に占める割合は 16.9%となっている。

今年度は、職員数が 167 名（他県等派遣職員は 10 名）であり、復旧・復興部は 2 課 5 係で構成され、職員数 22 名、このうち、5 自治体等派遣職員 8 名（北は青森県から南は鹿児島県）が在籍している。（平成 30 年 4 月 1 日時点）



## 〔平成 30 年度 業務運営目標（基本方針）〕

復興の着実な進展により、被災者や長期避難者の生活再建を支援するとともに、安全・安心で持続可能な活力ある地域への地方創生に向け取り組む

## 〔主な業務運営目標〕

- 1) 津波被災地における着実な事業の進展
  - ・「津波被災地における復旧・復興事業完了見通し」に基づく 8 箇所の確実な完了と残る 3 箇所は平成 31 年度の完了時期を少しでも前倒しするための最大限の努力
  - 【H30 予定：河川 2、海岸 2、道路 1、防災緑地 3・・・累計 37/40 箇所】
  - 【H31 予定：道路 1、防災緑地 2】
- 2) ふくしま復興再生道路など復興・地方創成を支える道路整備の推進
- 3) 安全で安心な暮らしを支える社会基盤の適切な維持管理と計画的な整備の推進
- 4) いわき地域の地方創生に向けた地域活力を高める施策の推進
- 5) いわきの魅力が広く伝わる広報活動の積極的展開



## 福島県

## 道路・河川等

いわき建設事務所  
復旧・復興部 道路・橋梁課春 和則  
(建設局)(東日本大震災)  
職員派遣(熊本地震他)  
職員派遣

監理団体

現地事務所

## 1 担当業務の概要

私は、29年度から派遣されており、いわき建設事務所で橋梁係長として2年目の年となった。昨年度に引き続き、係員3名（福島県職員と群馬県派遣職員）との4名体制で四倉地区の海岸及び河川堤防の嵩上げ工事に伴う橋梁の架替工事（東舞子橋）及び道路改良工事、新橋の橋台に接続する海岸堤防及び旧橋撤去後の河川堤防の嵩上げ工事、避難指示区域から避難されている方々の復興公営住宅整備（下矢田団地、磐崎団地）に合わせ周辺生活道路の整備として、今年度から新たにいわき市から受託した橋梁の架替工事（井落橋、野木前橋、古舘橋）及び道路改良工事を担当した。

## 2 苦労したこと、工夫したこと

昨年度に引き続き、東舞子橋の架替工事及び道路改良工事は、平成31年度の事業完了に向け、平成30年以内に新たな橋梁を完成させ、速やかに旧橋撤去に着手する必要があることから毎月1回、施工会社、各占用企業等との工事調整を行い、完了予定時期の3ヶ月前からは、日々の進捗管理を徹底する必要がある。各工事においても施工エリア、工事期間が限られたなかでの工事のため、調整には大変苦労した。この点は、昨年度から引き続き、最大の懸案事項であった。

このような状況下、今年は、強風が吹き荒れたことや台風の影響により工程が遅れる等、予定を何度も見直す必要があったが、なんとか架替工事は完了期限の1日前に完了をすることが出来た。

平成31年1月19日には、無事に新しい橋の「渡橋式」も行われ、同日に交通開放も行った。



建設が進む東舞子橋 [H30.6]



台風13号の影響による高波 [H30.8]



派遣時当初 [H29.4]



3年4ヶ月の工事期間を経て完成 [H30.12]



## ◆道路・河川等

今年度から新たな業務となった「井落橋」、「野木前橋」、「古館橋」は、いわき市と事業に関する協定を結ぶなかで県と市の予算調整、市が実施した詳細設計の見直し、地元への事業周知等を実施し、今年度内に2橋の工事着手を行い、平成32年度末の事業完了を目指し、第一歩を踏み出せた。

## 3 印象的なエピソード

四倉地区のシンボリックな「東舞子橋」が完成目前となる12月上旬に工事現場見学会を開催し、約100名の参加があり、皆様から復旧・復興へのメッセージを橋面に残して頂いた。そのなかで、「すばらしい橋をありがとう」、「地元民は安心です」、「ここからの眺めが楽しみ」等、多数のメッセージを頂いたのは喜びとともに技術者として一番のやりがいを感じられた。

また、平成30年7月28日に再始動したJビレッジに復興支援の一環として、都庁サッカー部（本人もOBに所属）、福島県庁サッカー部、いわき市サッカー部で交流試合を開催し、総勢約80名で2日間に亘り、各チームYB・OBともに絶対に負けられない戦いを行った。Jビレッジの素晴らしいピッチで20年前に全国自治体選手権大会で試合した記憶とそこから震災を経て復興した姿を体感したこと、各自治体の皆様とサッカーという合言葉で繋がったことは、とても嬉しく思いました。



復興へのメッセージと施工会社の皆さんとに



福島県庁サッカー部の皆さんと共に



## 4 今後の都政に活かせること、活かしたいこと

一緒に仕事をさせて頂いた福島県職員、他県からの派遣職員、地元の施工会社、他県からの施工会社、地元コンサルタント会社の皆さん、全国各地からの力を合わせ復旧・復興に取り組んだなかで地域によって様々な考え方はあるが、人との繋がりをとても実感出来た2年間となった。

最後に、2年に亘る派遣期間を支えて頂いた都職員の皆さま、また、派遣職員のために素晴らしい職場環境を築いて頂いた福島県職員の皆さまに感謝いたします。

## 福島県

## 道路・河川等

いわき建設事務所  
復旧・復興部 道路・橋梁課福島 勇貴  
(建設局)(東日本大震災)  
職員派遣(熊本地震他)  
職員派遣

監理団体

現地事務所

## 1 担当業務の概要

津波の被害を受けた、いわき市沿岸部の復旧・復興事業では、海岸堤防の嵩上げ、防災緑地、道路・橋りょう、土地利用の再編など、従来の海岸堤防のみであった「一線防御」から、複数の手法を組み合わせた「多重防御」による防災力の高いまちづくりを進めています。

私が担当した防災緑地は、復旧・復興事業の中でも特に新しい取り組みであり、全国でも例を見ない事業です。嵩上げた海岸堤防の背後に、盛土をするとともに防災林としての機能を果たすクロマツなどの樹木を植えることで、防災機能の向上だけでなく、普段は地域の方々の憩いの場となるよう多目的な機能を創出します。

いわき市内では7地区に防災緑地があり、そのうちの1つ、岩間地区の公園造成・植栽工事の設計や工事監督業務を担当しています。



防災緑地を含めた多重防御のイメージ

## 2 苦労したこと、工夫したこと

私が担当した岩間地区は、海岸堤防の復旧が遅れており、その海岸工事の仮設道路が防災緑地の工事範囲を横断していることが工事進捗の障害となっていました。対外的に、平成30年度完了を宣言しており、海岸工事と防災緑地（造成及び植栽）工事の工程調整に苦労しました。海岸工事の工期の前倒しは絶望的であったため、仮設道路の切り替えを提案するなどし、防災緑地工事の施工可能な範囲をどうにかして確保していきました。海岸工事も含めて部分引渡検査を数多く実施し、供用開始に向けて工程管理を行いました。一部は、海岸工事の遅れにより次年度に送ることとなりましたが、関係者の努力もあり、岩間防災緑地を概成させることができました。



仮設道路（海岸工事）の切替状況



モニュメント除幕式（平成30年9月16日）

## ◆道路・河川等

## 3 印象的なエピソード

岩間地区は、土地区画整理事業により集落の大部分が高台移転となりました。そのため、防災緑地周辺には火力発電所があるものの、住宅は数軒程度で、海岸やその背後の防災緑地については、地域の関心がどちらかというと薄くなっているように感じました。

岩間地区では、地元の特定非営利活動法人（以下、NPO）が防災緑地を地域の目玉にしようと、過年度から熱心に事業に関わってきました。そのような中、平成 30 年 9 月 16 日に上記の NPO が中心となり、防災緑地にモニュメントとタイムカプセルを設置しました。除幕式には、当時の復興大臣も出席しました。モニュメントは復興へのシンボルとなるよう東京藝術大学の協力を得て設計され、タイムカプセルは東日本大震災を後世に語り継ぐことを目的に設置されました。価値観の多様化や人口減少社会となった現在、「多様な主体による協働」という言葉が世に出て久しいですが、これまで NPO などと仕事をすることがなかった私にとっては、自治体や地元地域だけではなく NPO も主体となってまちづくりを進めていく光景は印象的でした。

## 4 今後の都政に活かせること、活かしたいこと

平成 27 年度にも、東日本大震災の被災地である宮城県への派遣を志願し、河川災害復旧事業に従事しました。その際、災害復旧にはスピードが重要である、と考えました。しかし、それから 3 年経過し、場所こそ違いますが、災害復旧や土地区画整理事業などが完了間近になった被災地に来て感じたことがあります。それは、完全な復旧はできない、ということです。大規模な災害では、インフラ復旧だけで数カ年を要します。被災地のまちづくりが完了するころには、従来の住民のなかには生活拠点を移す人もいます。そのため、復旧だけでは以前の活気は戻りません。復旧も必要ですが、その後の復興施策が一番重要だと感じました。住民のニーズは時間の経過とともに変化していきます。地域の魅力を再認識し、活気のあるまちづくりをどのように進めていくべきか。東京都が被災した際には、その困難な課題にどのように立ち向かっていけるのか、この経験を踏まえ考えていきたいと思いました。

最後に、一緒に仕事ができた福島県いわき建設事務所と各県からの派遣職員、支援をいただいた総務局復興支援対策部、東京都被災地支援福島県事務所、建設局総務部の皆様には 1 年間大変お世話になりました。この場をお借りしてお礼を申し上げます。



概成した岩間防災緑地（写真奥は火力発電所）



## 港湾・漁港施設

土木部  
 仙台塩釜港湾事務所 工務班

宮城県



## 業務概要

宮城県には、下記のとおり計8つの港があります。

- ・国際拠点港湾：仙台塩釜港（仙台区、塩釜港区、石巻港区、松島港区）
- ・地方港湾：気仙沼港、女川港、雄勝港、荻浜港、表浜港、金華山港、御崎港

派遣先である仙台塩釜港湾事務所は、仙台塩釜港の仙台区、塩釜港区及び松島港区の施設整備と管理を行っています。

事務所は、所長、総括担当（2名）及び総務班、港政班、工務班で構成されています。

また、他自治体からは、埼玉県2名、東京都1名の計3名が工務班に所属しています。

総務班（4名）：所内の計理会計事務、工事等の入札及び契約事務、物品の出納及び管理等

港政班（13名）：港湾施設等の使用許可・使用料の調定、水域占用・臨港地区内行為届出の許認可、船舶の入港に関する事務処理、港湾統計調査等

工務班（13名）：工事、調査等の設計・積算及び監督、港湾施設・海岸施設等の維持管理、許認可に関わる技術的審査、災害の復旧等



位置図



位置図（詳細）



仙台塩釜港湾事務所（当ビル5階）

職員派遣  
 （東日本大震災）

職員派遣  
 （熊本地震他）

監理団体

現地事務所

## ◆港湾・漁港施設

宮城県

## 港湾・漁港施設

土木部  
仙台塩釜港湾事務所 工務班鈴木 達裕  
雨海 祥希  
原 一浩  
(港湾局)

## 1 担当業務の概要

平成 30 年度の東京都は、仙台塩釜港（塩釜港区）における港湾施設及び海岸保全施設の災害復旧事業・災害復興事業に関する 6 件の工事を担当しており、設計・積算及び監督業務に従事しています。各担当者が派遣期間中に担当した災害復旧・災害復興工事の内、下記の 3 つの工事について簡単にご紹介します。

## ア 要害浦物揚場災害復旧外工事

本工事は、「津波から背後地の浸水を防ぐための防潮堤整備」と「被災によって損傷・沈下した施設の復旧」を主な目的としています。

具体的には、レベル 2 地震動及びレベル 1 津波に対応するための既設防潮堤（復旧延長 975.4 m）の改良、新設防潮堤（施工延長 346.2 m）の設置、物揚場（復旧延長 335.2 m）の復旧・嵩上げ、防波堤（復旧延長 168.0 m）の復旧を行います。本工事により、既設防潮堤を 110 cm 嵩上げし、T.P. + 3.3 m（道路路面から 200 ～ 240 cm 程度）の高さになります。

地震により沈下した物揚場と護岸の復旧方法には、矢板式と方塊ブロック式があります。矢板式は上部工を 20 cm 嵩上げし、方塊ブロック式は全面に水中コンクリート、場所打ちコンクリートを打設して 20 cm 嵩上げします。

そのほか、地震により沈下した臨港道路 2 路線（復旧延長 228.1 m）と船揚場 2 箇所（復旧延長 84.0 m）の復旧・嵩上げをしています。（鈴木 達裕）



被災後状況



復旧後状況

## イ 東宮浜胸壁災害復旧外（その 2）工事

本工事は、「東日本大震災公共土木施設等復旧方針」に基づき、東日本大震災にて被災した地区のうち、東宮浜・小友浜の 2 地区について、港湾施設（船揚場 L= 約 0.1km 等）や海岸保全施設（防潮堤 L= 約 0.7km）、臨港道路（L= 約 0.5km）を対象とした、災害復旧工事を整備するもので、防潮堤の一部は海岸保全区域を新たに指定し、整備を行っております。工期は平成 28 年 2 月 18 日から平成 30 年 9 月 28 日までと約 2 年半にも亘る比較的大規模な工事です。

前任者からこの工事は、防潮堤の背後に民家が立ち並んでいることから住民の方から連日、騒音・振動

で夜眠れない等の苦情を受け、その対応に追われていたと聞かされていましたが、私の赴任期間中は9月末のしゅん功検査に向けて工事全体が最終段階に入っており、特段大きな問題もなく検査を受検し、工事は無事完了しました。(雨海 祥希)



被災後状況



復旧後状況

### ウ 東宮ふ頭さん橋改良工事（その1）

東日本大震災にて被災したふ頭さん橋 L= 約 0.1km について、既設補修案と改良案を比較し、維持管理費を含めた経済性等より、復興事業としてふ頭さん橋を改良する工事を実施しております。

全体事業を3期に分割した1期工事であり、同震災により被災した陸間1基及び地区内道路 L=0.1km と合わせ、工期は平成 30 年 2 月 23 日から平成 31 年 3 月 29 日（東京都担当：平成 30 年 10 月 1 日から）としております。

私の赴任期間中は、浚渫施工が完了し、本事業期間中における仮設さん橋の整備に差し掛かるところでした。赴任期間中に当該地の水域利用希望者が増えるなど、関係者との密な調整を行いつつ、厳密な工程管理を行う必要がありました。(原 一浩)



施工箇所

#### 【凡例】

- : ふ頭さん橋(撤去)
- : 仮設さん橋
- : 浚渫範囲
- : 機能補償施設
- : 陸間
- : 地区内道路



## ◆港湾・漁港施設

## 2 苦労したこと、工夫したこと

派遣期間中に担当した「要害浦(ようがいうら)物揚場災害復旧外工事」は、工期が平成27年12月19日から平成30年6月29日までであり、災害派遣の赴任直後の4月中に最終の設計変更を完了する必要がありますがありました。本工事は着任時点で約2年半を経過しており、設計変更をする監督員として覚えるべき情報が多数あったため、何度も現場に赴き、受注者と打ち合わせを重ねました。

工事の全体像と変更内容の把握を正確かつ速やかに行うことは非常に苦労しましたが、前任の大分県職員や宮城県職員の方々の協力を得たおかげで、無事設計変更を済ませ、工事の竣工を迎えることができました。(鈴木 達裕)

他自治体からは長期間(1年以上)の派遣者が多い一方で、東京都港湾局からは3ヶ月間と短いスパンで人が交代するため、派遣者自身、業務内容の把握・理解度が乏しくなりがちで、担当者間での業務引継ぎが非常に重要となってきます。そのため、着任者は、日頃から課題や問題点等を誰が見ても一目で分かるような形で資料を整理しておき、後任者の期間も含めて中期的な業務スケジュールを立てることでそのハンディキャップを埋めようと努めました。

さらには、東京都と宮城県とでは業務の進め方が大きく異なる部分もあるため、円滑に業務を進めるためには、「郷に入れば郷に従え」の精神で業務に取り組む上で、より柔軟な対応が必要であると感じました。(雨海 祥希)

東宮浜地区のさん橋更新工事においては、厳密な工程管理に加え、水域利用者の事業に支障のないよう施工する必要があったため、関係機関と定期的な調整を行っていましたが、ある一定期間において、当初設計のままでは水域利用者へ支障が生じる期間があることが判明しました。さらに、本課題が判明した時には、当該施工ステップの着手まで時間猶予が少なく、早期に解決案を模索する必要がありました。

このため、限られた時間の中で関係機関を含め様々なアイデアを数多く提案すべく、関係機関との打ち合わせを“現場”にて開催することを提案しました。さらに現場には、各施工ステップにおける現場状況が容易に想像できるよう、現地盤へ施工エリア等をマーキング(視覚化)するなどの工夫に努めました。その結果、打合せでは様々な意見が挙がり、結果として係船柱の位置や施工ステップ等を変更することで両事業に支障なく施工できる案を模索することができ、早期に課題を解決することができました。

(原 一浩)

## 3 印象的なエピソード

私は、平成28年度にも3か月間、仙台塩釜港湾事務所工務班で災害復旧・復興業務に携わりました。宮城県職員の方々とまた一緒に復旧・復興事業に取り組むことが出来ることは、土木技術者として大変やりがいを感じました。そして何よりも、2年前に派遣されたとき、問題解決に四苦八苦した事業が無事完成した姿を見ることが出来たのはとても感慨深いものでした。(鈴木 達裕)

第一に、国費を適正に災害復旧・復興事業に充てられているかを見る、「災害再調査」と呼ばれる国(財務局)の査定が派遣直後の7月2、4週目と2週間に亘って行われ、東京都の担当工事が多くあったこともあり、短期間での各工事内容の把握、想定問答・調書の作成等、毎日四苦八苦していました。そのような状況下で、宮城県職員の方々は自分の業務を抱えながらも、私からの質問に嫌な顔を一つせず、親身に教えて頂いたことが、非常に記憶に残っており、人の温かさを改めて感じることができました。

第二に、日頃の業務から職員同士が活発に議論を交わし、課全体が一致団結した姿がとても印象的でした。未曾有の大災害を受けた宮城県にとって、今まで経験したことのないことばかりである中、互いの知識・経験をフル活用して議論を重ね、アイデアを捻出することが非常に重要であると感じ、モチベーションの維持にも繋がりました。(雨海 祥希)

#### 4 今後の都政に活かせること、活かしたいこと

震災から7年が経った今も、宮城県職員と派遣職員が協力して夜遅くまで震災復旧・復興業務に取り組んでいます。私も東京都からの派遣職員として、短い期間ではありましたが、震災復旧・復興の力となることが出来たことを嬉しく感じています。

被災地における復旧・復興業務に取り組み、土木技術者として貴重な経験を積むことが出来ました。今回の被災地派遣で学んだことを記録に残すとともに、より研鑽に励んでいきます。(鈴木 達裕)

東日本大震災から約8年経過し、10ヶ年の復旧・復興計画の中で集大成の時期を迎えており、目に見える成果が出てきていると思います。

私はこの3か月間で、住民対応や災害再調査と大変な業務を経験する中で、チームワークの大切さや丁寧で柔軟な対応の重要性を学び、今後の都庁人生の中で大きな壁にぶつかった際にはこの経験が活かせると確信しており、確実に自分の職場へフィードバックすることで、より良い都政の実現に少しでも貢献していきたい。(雨海 祥希)

宮城県の災害復旧・災害復興事業は、迅速な対応・事業工程の厳密な管理が必要な中、事務所内はもとより本庁関係部署とも定期的な工程進行管理会議や迅速な課題対応へ向けた連絡など、綿密な情報共有体制が図られておりました。

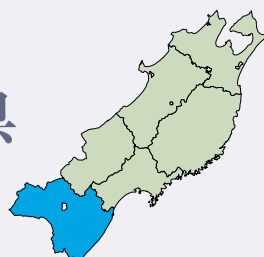
東京都においても「2020年に向けた実行プラン」をはじめとした多くの事業が存在し、複数の部署間で協働し取り組む必要があります。この貴重な本経験を生かし、報告・連絡・相談を密に心掛け、都政に貢献していきたいと思います。(原 一浩)

## ◆港湾・漁港施設

## 港湾・漁港施設

相馬港湾建設事務所  
建設課

福島県



## 業務概要

## （相馬港湾建設事務所について）

相馬港湾建設事務所は、「相双の復興は港から」を合言葉に、相双地域の港湾（相馬港）、漁港（松川浦漁港・請戸漁港・釣師浜漁港・真野川漁港・富岡漁港）とその周りの海岸を復旧、整備しています。

相馬港は相双地方の復興に、また、各漁港はそれぞれの地域の復興の核となる「産業インフラ」として復旧の早期完了に努めています。また、それぞれの港に接近する海岸について、粘り強く港町を守る海岸堤防の整備に取り組んでいます。



（管内案内図）

## （組織の規模）

相馬港湾建設事務所は、所長以下、総務課、企画管理課、建設課の3課で構成されており、派遣職員等を含め、職員数は計45名程度となっています。このうち建設課には長崎県・京都府・東京都の3自治体より、8名の自治体派遣職員が在籍しています。（平成30年12月末時点）

## （業務概要）

管内の港湾・漁港・海岸における復旧工事の設計・施工管理等が主な業務となっています。平成30年度第一四半期時点において、当事務所の災害復旧事業は査定決定額約520億に対し、概ね9割の工事が完了しており、平成32年度に全ての復旧工事を完了する予定となっています。

## （請戸漁港・富岡漁港について）

相馬港湾建設事務所が所管している1港湾・5漁港のうち、浪江町の請戸漁港と富岡町の富岡漁港については、福島第一原発の事故による影響で、他の港に比べ復旧工事が遅れてスタートしました。

未だ帰還困難区域が残る両町ですが、「町の復興は漁港から」を合い言葉に、県・町・地元漁業者との連携・協力を進め、より使いやすく・安全で活気のある港とすべく、復旧工事を進めています。

## 【請戸漁港（被災後・現在）】



被災後 H24.12.7



現在 H30.11.21



## 福島県

## 港湾・漁港施設

相馬港湾建設事務所  
建設課菅波 慎吾、太田 泰弘  
大角 正直、半田 究  
沼田 将真  
(港湾局)(東日本大震災)  
職員派遣(熊本地震他)  
職員派遣

監理団体

現地事務所

## 1 担当業務の概要

本事務所では、5か所の漁港を管轄しており、その中でも私は請戸漁港を担当した。請戸漁港では、「浪江町の復興は請戸漁港から」をスローガンに平成32年度完了を目指して復旧工事が進められている。私の担当工事は、防波堤の復旧工事であったが、震災により堤頭部が沈下し崩壊していた他、基礎部に空洞化が生じるなど甚大な被害であった。防波堤は、場所によって被害状況が異なることから、再構築区間や腹付区間、嵩上げ区間など工区を分割して施工を行った。また、工事期間中に津波が発生しても港内への侵入を抑えるために、起点から終点まで一度に施工するのではなく、堤頭部から一定の範囲ごとに原形復旧を繰り返す工法で進めていった。今後は、後続工事や漁港全体工期に影響が出ないように工期内の竣工が求められる。(菅波 慎吾)



H30.11.20 現場立会い  
(上部工撤去後小割寸法確認)



H30.11.28 現場立会い  
(基礎捨石投入前現況地盤確認)

私は、相馬港湾建設事務所が所管する港のうち、浪江町にある請戸漁港において、2つの業務を担当しました。

1つめは、津波により被災した港内の防波堤の復旧及び機能強化を行う工事の施工管理です。本工事は、被災した防波堤をそのまま復旧するのではなく、今後の利用方法について漁業者から頂いた意見を反映させ、港内泊地を出来る限り広くするよう、もとの防波堤の位置に対し直線で再整備する工事となっています。私が赴任していた3ヶ月間では、本工事の施工計画書・浚渫・ブロック製作等の確認・立会等の業務を行いました。

2つめは、当漁港復旧完了までの計画(ロードマップ)作成業務です。県職員・他自治体派遣職員の皆様と協力し、平成32年度復旧完了までの今後の工事の流れや、工事による影響範囲・時期等をまとめ、福島県・浪江町・漁協との三者で合意形成を図る会議を10月末に行いました。

請戸漁港では、復旧が進み岸壁の利用が可能となったことから、2017年2月に震災後約6年ぶりに地元の漁船が帰還しており、現在試験操業を開始しています。現在も防波堤や背後の堤防工事は進行中のため、今後の整備計画では、復旧工事による操業への影響を最小限に抑えたと共に、利用者の意見を反映させた整備の優先順位付け等が考慮されています。(太田 泰弘)

## ◆港湾・漁港施設

## 2 苦労したこと、工夫したこと

私が担当した案件の現場は、相馬港湾建設事務所管内で最も遠い富岡漁港だった。事務所から、高速道路を利用して1時間半程度かかるため、頻繁に現地に行くことができなかった。さらに、一部帰還困難区域内を通行することから、東京都への事前申請が必要となり、さらに現地に行く回数は減ってしまった。そのため、現場の状況を具体的にイメージできず、業務の進め方に迷う場面が多かった。

それに対して、自分でできる工夫として図面や写真を可能な限り多く集めた。さらに、不明点は係(班)内で直ぐに共有し、現場状況等をよく知る福島県職員やベテランの派遣職員に助言を仰げるようにした。

(大角 正直)

港湾工事の経験が1年と少なく知識も乏しい中で、他の自治体で工事監督業務に従事することは、当初は不安を感じた。また、土地勘が無いため、現場やその周辺状況について資料を見ただけではイメージをすることが難しく、加えて私が担当した富岡漁港は相馬港湾建設事務所から車で1時間以上の離れた場所に位置しており、途中で帰還困難区域を通過するため事前の事務手続きも必要となることから、頻繁に足を運ぶことが難しい現場であった。そのため当初は工事全体を把握することに苦労した。

短い派遣期間の中で、出来る限り工事内容及び現場を把握するために、現地に行く時は常にカメラを持参し、施工箇所だけでなく漁港全体やその周辺も撮影した。加えて、現場の全体平面図を常に携帯し、どの位置から撮影した写真か分かるように記録を残すことで、現場をイメージし易くするよう努めた。(半田 究)

被災地着任後、前任からの業務内容引継ぎを受け、3カ月の短期間で仕事を理解し、着実に進めることに懸命に取り組んでいるうちに任期が終わり、後任に引継ぎをしなければならない状況であったことから時間的余裕は少なかった。

着任当初は慣れない事務処理手続きや担当チーム内の所属自治体ごとに少しずつ仕事の進め方が異なるため業務執行に苦労した。

また、担当現場(請戸漁港、富岡漁港)が、事務所から片道1時間以上離れており、現場立会等の移動に時間がとられるため、事務処理業務(重要変更協議、変更設計書作成等)が時間的にタイトとなり、こなしていくことが大変だった。

そのため、同じ担当チームであった福島県、京都府職員と情報共有しながら、課題解決に当たり、相談しあうなど円滑なコミュニケーションを図り、チームとして業務に遅滞を生じないよう工夫した。(沼田 将真)

## 3 印象的なエピソード

休日の話になるが、地域のお祭りに出かけた際に、以前一度だけ話をしたことがあった近所の住人の方に声を掛けられた。その方は、自分が東京都から福島県に派遣で来ていることを覚えておられ、復興事業に携わっていることに感謝の言葉を述べられた。

その時、自分が感謝の言葉をいただけたのは、東京都はもとより多くの派遣職員の先輩方が福島県の復興のために尽力してきたからこそだと感じ、短い期間ではあったが自分もその一人になれたことを誇らしく思った。(大角 正直)

私が担当した工事は福島県浪江町に現場があり、工事監督業務として現場立会いに行く際は、本事務所から車で約1時間かけて移動していた。派遣元の職場では、工事現場が職場から近く、立会い時間を含めても1時間もあれば職場に戻れる環境であった。こうした違いもあったが、可能な限り現場へ出向き、日々変化していく漁港工事の様子を見て復興・復旧が着実に進んでいることを実感した。

また、10、11月に行われた成功認定では県職員の補助という形で参加させていただいた。査定金額や図面の確認に加え、実地検査の前には、事前に各現場へ行き、始終点や延長の確認を行うなど通常業務との兼務は大変だったが、指摘事項もなく、所全体で乗り切ることができた。

1、2月には会計検査があるため、より詳細に設計書の中身を確認する必要がある。検査自体は派遣期間外となってしまいが、無事に検査を合格できるように最後まで取り組みたいと考えている。(菅波 慎吾)





H30.10.23 成功認定（実地確認）



H30.11.13 成功認定（書類確認）

私が担当した富岡漁港及び現場視察で訪れた請戸漁港は、どちらも福島第一原子力発電所から半径 10km 圏内の位置にあり、平成 29 年 3 月 31 日以降に避難指示が解除されたばかりの原発に最も近い漁港であった。そのため、復旧工事の進捗が他の地域よりも遅れており、東日本大震災から 7 年が経過した現在でも漁港の復旧が完了しておらず、その周辺においても取壊しが行われていない家屋等が残るなど、震災の爪痕がまだ残っている現場であった。

その一方で、相双地域を代表する景勝地である松川浦において、海岸堤防と一体で県が整備してきた市道大洲松川線の開通に立会うことができた。開通後、県内外から多くの人々が松川浦を訪れ、その景観を楽しんでいる様子を見ることができたことは、うれしく思うとともに福島への復旧・復興に向けて、更にモチベーションを高めるきっかけとなった。（半田 究）



H30.4.22 撮影 市道大洲松川線



H30.4.27 撮影 請戸漁港 見晴台

## 4 今後の都政に活かせること、活かしたいこと

私自身、入都 2 年目で都の基準や仕様がようやく身に付いてきた頃での被災地派遣であったため、県独自の基準に慣れるのに時間を要してしまった。ただ、工事や設計について不明な点があれば、福島県や他府県の職員に教えていただき解決することができた。都以外の県で使用されている基準や仕様を被災地派遣を通じて学べたので、今後、都の業務を進める際に多様な視点から取り組めるようになりたい。

一方で、私の担当現場では、海象条件が悪いことや作業員不足を理由に現場作業が工程表通りに進まないことが多々あった。やはり、地方では建設会社の数が限られていることに加え、復旧工事の需要が高いため、県内各地の工事は同じ会社が複数の現場を受注しているのが現状である。そのため、一つ一つの現場におい

職員派遣  
(東日本大震災)

職員派遣  
(熊本地震他)

監理団体

現地事務所



## ◆港湾・漁港施設

では、作業員不足が深刻で、工程管理に非常に悩まされた。東京港では波も穏やかで、建設会社の数も多いため、海象条件や作業員不足は気にしたことがなかったが、今後、島しょへ異動になった際には、適切な工程管理に取り組みたい。

この被災地派遣を通して、自然災害の驚異や災害復旧作業にかかる膨大な時間や苦労を学ぶことができた。これからは、この貴重な経験を活かした施設の計画や設計業務に努めていきたい。(菅波 慎吾)



H30.11.8 相馬港海上パトロール



H30.11.22 クラック補修研修

被災地での災害復旧業務等の貴重な経験、知見の習得や福島県職員、他自治体からの派遣職員との連携等を学んだことは、今後、東京都においても発生が危惧される首都直下型地震等の大地震や豪雨などによる自然災害への対応(一刻も早い復旧対策の実施、広域自治体間の連携推進等)に活かすことができると感じた。

また、実際に自分の目で被災地を見ると改めて、震災災害の恐ろしさを学び直すことができた。今回、被災地派遣で学んだことを記録に残すとともに、有事の際には都のために貢献できる職員となるため自己研鑽に努めていきたい。(沼田 将真)

派遣期間中、県職員や他自治体派遣の職員の皆様と、管内はもとより、休日を利用し、海岸沿いに北は岩手県の久慈から南は福島県の小名浜まで、各地域の被災・復旧状況を見学させて頂きました。

東日本大震災から7年、当時の映像や未だ残る震災の傷跡を見ることで、自然の前では、人間の知識や技術がいかに小さなものだったかと感じました。

一方で、一日も早く元のまちの姿を取り戻そうと進められている復旧工事現場や、震災の教訓を活かし、今後また起こるかもしれない災害に対し、いかに人命をまもるか考えたインフラ整備・防災計画、そしてこれらの整備・復旧に伴い、人々の生活が戻り、地域が賑わっている「復興」があることも、肌で感じる事が出来ました。震災で県外に出ていった人達に戻ってきてもらい、以前より元気で明るいまちにしようとする地域の人達とそれを支える自治体の努力により、確実に、復旧・復興は前進していると感じました。

長く県の復旧事業に携わられた他自治体派遣の先輩職員の言葉なのですが、「土木施設の復旧は、「幸せの生まれる舞台」「笑顔の生まれる場所」の再生にすぎない」と仰っていました。

復旧事業に限らず、インフラ整備というのは人々の活躍する舞台づくりであることを再認識させられた言葉でした。入都後、日々の業務の中で薄れていた「インフラ整備の本来の目的」を思い起こせた気がしました。今後の都業務においても、常に都民・利用者のことを考え、一土木職員として、よりよいインフラ整備に尽力したいと思います。(太田 泰弘)



【相馬港湾建設事務所ロゴマーク】

1. 野馬追は相双地域を代表する祭
2. Let us go to the Future は、一緒に未来へ
3. 2人の騎馬武者は復興に向けて力を合わせる姿  
(黄色は福島県職員、赤は協働都府県の派遣職員)
4. 緑の輪(和)は安全・協同の象徴
5. グレーは重要港湾・相馬港の外郭、Lng 基地は復興のシンボル



【浪江町役場前の看板】

鮭の帰郷と町への帰還に「おかえりなさい」

職員派遣  
(東日本大震災)

職員派遣  
(熊本地震他)

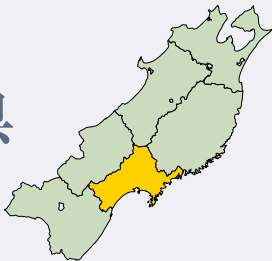
監理団体

現地事務所

港湾・漁港施設

農林水産部  
漁港復興推進室 漁港整備班

宮城県



業務概要

○漁港復興推進室

目的:東日本大震災による漁港施設及び漁港海岸施設等の被害(被害額約 4,400 億円)に対し、早期復旧・復興を着実に推進するため、東日本大震災で被災した施設の復旧に特化した業務を担うことを目的として、平成 24 年 11 月に水産業基盤整備課から分離して新たに設置された組織である。

規模:漁港復興推進室は、室長(1)、技術補佐(1)、復興推進班(3)、漁港整備班(4)、海岸整備班(4)の3班13名体制で構成されている。そのうち他自治体等からの派遣職員は水産庁1名、東京都1名である。

内容:復興推進班一室全体の予算管理、漁港計画に関すること、漁港漁場関係事業の補助金交付申請及び施工、市町営事業の補助金交付申請及び指導、他事業との調整、他の班に属さない事項に関すること

漁港整備班-災害復旧の予算管理、漁港災害復旧の執行、災害の設計変更・再調査・成功認定、市町への指導・助言  
海岸整備班-海岸基本計画に関すること、海岸災害復旧の執行、海岸新規事業の執行、災害の設計変更・再調査・成功認定

功認定

宮城県内の漁港・海岸施設状況は以下のとおり。

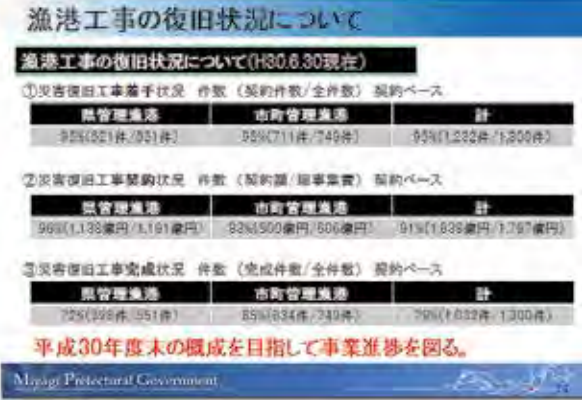
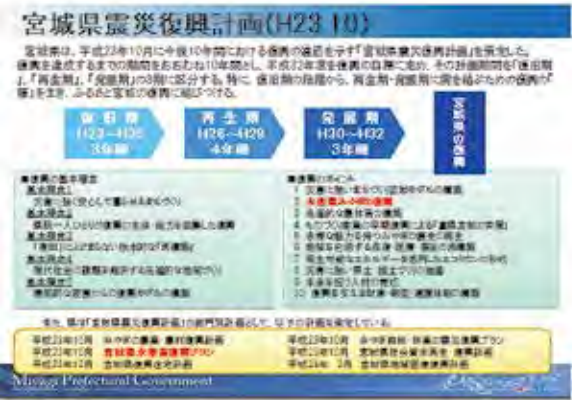
漁港:県管理 27 漁港及び市町管理 115 漁港の計 142 漁港(漁港数は全国 4 位)

海岸:宮城県海岸線全延長約 830 k m(全国第 12 位)

※特定第 3 種漁港(利用範囲が全国的な漁港のうち、水産業の振興のためには特に重要であるとして政令で定められた漁港)が全国 13 漁港のうち宮城県内 3 漁港(気仙沼漁港・石巻漁港・塩釜漁港)

※海岸線延長当たりの漁港数は全国第 1 位

※海岸堤防(防潮堤)の復旧・復興事業の実施箇所は 375 地区(240.0 k m)  
うち漁港海岸は 145 地区(83.3 k m)(平成 30 年 8 月末現在)





## ◆港湾・漁港施設

## 宮城県

## 港湾・漁港施設

農林水産部  
漁港復興推進室 漁港整備班藤原 慎  
(港湾局)

## 1 担当業務の概要

担当した主な業務は、①漁港施設災害復旧工事の重要変更設計協議、②災害復旧事業の執行状況調査、③情報開示請求への対応、④成功認定に関すること、⑤災害発生時の被害状況調査、⑥進行管理会議への出席の6つである。

## ①漁港施設災害復旧工事の重要変更設計協議

県（気仙沼・東部・仙台の3地方振興事務所）及び市町（11団体）が管理する142漁港の災害復旧工事（査定工事件数：約1,300件）を対象として、当初災害査定あるいは再調査の決定工事費等を変更するために各管理者が作成した重要変更資料を基に、変更理由及び根拠資料の妥当性、数量等を確認し、各管理者との指導、助言等の調整後、水産庁協議及び東北財務局説明を行った。

## ②災害復旧事業の執行状況調査

毎月末に、県の3地方振興事務所及び市町11団体で施工する災害復旧事業の執行状況調査（契約・支払・不用など）に関する調査結果を取りまとめ、水産庁への報告を行った。

## ③情報開示請求への対応

事業者等からの開示請求に対する資料を作成した。

## ④成功認定に関すること

市町施工の災害復旧事業が、法令に定められたとおりに執行され、交付決定の目的を達成しているか検査し、成果を確認して負担金の認定を行った。

## ⑤災害発生時の被害状況調査

台風・地震等の災害発生時に3地方振興事務所より被害報告（市町分含む）を受け、室内及び管理班に情報共有を行った。

## ⑥進行管理会議への出席

県発注の工事に関して、現在進行中の施工状況、完成までの方針、今後施工予定の概要等、事業を把握するため、3地方振興事務所へ行き、会議に出席した。



石巻市鮫ノ浦漁港成功認定（H30.11.16）



## 2 苦勞したこと、工夫したこと

- ・宮城県内の漁港は142漁港を有しており、その多くが東日本大震災により被災しているため、災害査定件数が膨大となっている。そのため、漁港の位置や名称、担当者がなかなか覚えられず、苦勞した。そのため、重変協議の打合せの際には、「宮城県の漁港」冊子を持参し、漁港位置や名称の把握に努めた。また、座席表を活用し、担当者の把握に努めた。
- ・着任当初から東北財務局への重変協議(143件)を行ったため、被災内容、工事内容、変更内容等の把握に苦勞した。そのため、県・市町担当者との事前打合せの際には可能な限り質問し、わからない点をなくすように努めた。
- ・重変協議では詳細な根拠資料の提示を求められることがあり、何度も県・市町担当者に資料作成依頼を行った。そのため、追加で質問された際には、協議経過を把握できるよう質疑回答一覧を作成し、県庁・県事務所・市町担当者内での情報共有を行い、正確な回答に努めた。
- ・資料作成の際には、CADで図面を修正することがあったが、東京都と異なるソフトのため、慣れるまでに非常に時間を要した。そのため、CAD研修に参加したり、プロパー職員から研修資料を借りたりして、早急な理解に努めた。
- ・災害復旧事業に関する執行状況調査では、毎月とりまとめを行っているが、現地調査に行く機会は少ないため、施工状況等の把握に苦勞した。そのため、追加で未契約事業に関して契約予定月の調査を行うことや進行管理会議に出席して事業把握に努めた。

## 3 印象的なエピソード

- ・昨年度からの重変協議に関して、ポイントを絞って端的に説明することを心掛けたことで、東北財務局の担当者が異動する前の6月までに、重変協議を終えることができたこと。また、完了報告を各担当者にしたときにお礼を言われたこと。
- ・着任当初と比較して、協議に費やす時間が短縮したことや単独でも重変協議を任されるようになったこと等、災害復旧事業に関する理解度が上がっていることを実感した。
- ・業務を進めていく中で、市町職員の多くが他県からの派遣や任期付職員であり、地元職員が少ないことに驚いた。そのため、派遣職員同士で重変協議を進めることが多々あり、了解を得られた際には、非常にやりがいを感じた。
- ・現場への出張、進行管理会議への出席、再調査審査、成功認定等の様々な業務に参加する機会を与えてくれた派遣先の皆様に非常に感謝した。現地状況の把握や災害復旧事業に関する一連の流れを学ぶ良い機会となった。
- ・過去の派遣職員が毎年更新している引継書は、非常に細かいところまで記載されており、おおまかな業務の流れは、引継書によって把握することができた。業務だけに限らず、庶務や寮生活に関しても記載されており、非常に感謝した。
- ・私自身、高校1年生の時に宮城県内で被災を経験した。1年間であったが、地元宮城県の復旧・復興事業に少しでも携わることができたことに非常にうれしく感じた。

## 4 今後の都政に活かせること、活かしたいこと

- ・重変協議を通じて、当初査定設計を変更することは、非常に労力を要するため、東京都で災害査定を行う際には、変更協議を踏まえた査定ができるように配慮する必要があると実感した。
- ・災害復旧事業に関する研修では、様々な研修に参加した。特に派遣職員向けの「災害対応向上研修」では、発災直後からの国・県・市町村の対応状況を時系列で説明していただき、初動対応から早期復旧のための対策等、東京都での災害発生時に活かせると感じた。
- ・東日本大震災から8年が経過しようとしているが、沿岸部では工事車両が行き交い、復旧・復興事業はまだまだ続いている。近い将来起こるとされている首都直下型地震が発生した際には、宮城県庁で災害

## ◆港湾・漁港施設

復旧事業を担当した職員として学んだことを活かし、一刻も早い復旧・復興に貢献することが重要だと感じた。

最後に1年間という短い期間でしたが、何事も親切に教えていただいた派遣先の皆様、同時期に派遣となった皆様、派遣元の東京都から時間を割いて来仙していただいた皆様に感謝申し上げます。どうもありがとうございました。



石巻漁港－6.0 m岸壁外災害復旧（その2）工事写真  
着工前（左 H27.2.28）・着工後（右 H30.11.29）H31.1 完成予定

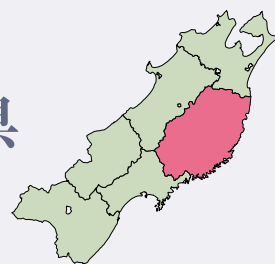


浦の浜漁港田尻物揚場施設災害復旧工事写真  
着工前（左 H29.6.15）・着工後（右 H30.12.13）H31.1 完成予定

## 区画整理

県土整備部  
都市計画課

## 岩手県



## 業務概要

県土整備部では、道路・橋梁、河川・砂防、港湾・空港、下水道、県営住宅整備及び都市計画等の被災地復興事業を含めた県土づくりに関する幅広い分野を担っています。

平成30年度は、出先機関を含めて824名（うち12都府県及び民間企業からの応援職員44名）の職員が所属しています（4月1日付）。

都市計画課まちづくり担当には、東京都及び和歌山県からの応援職員計2名が配属され、被災市町村が施行する復興まちづくり事業の指導監督業務や、景観形成の企画調整・屋外広告物許可業務等を担当しています（12月1日現在）。

復興まちづくりについては、被災市街地復興土地区画整理事業（7市町村19地区）、津波復興拠点整備事業（6市町10地区）及び防災集団移転促進事業（31地区88団地）が事業中であり、うち被災市街地復興土地区画整理事業については、既に7地区の換地処分を完了し、平成30年度中に更に1地区の換地処分の完了を目指しています。



職員派遣  
（東日本大震災）

職員派遣  
（熊本地震他）

監理団体

現地事務所



## ◆区画整理

## 岩手県

## 区画整理

県土整備部  
都市計画課森雪 拓  
(都市整備局)

## 1 担当業務の概要

被災地の復興まちづくりのうち、岩手県内の7市町村19地区で実施している土地区画整理事業や津波復興拠点整備事業において、施行者である市町村や国土交通省との連絡調整等の業務を担当しました。

## 2 苦労したこと、工夫したこと

都においても、土地区画整理事業に携わっていた経験はありましたが、事業者の立場で工事の設計や事業調整を担当していました。岩手県では、事業を施行する市町村を指導監督する立場で土地区画整理事業に携わることができ、最初は戸惑いもありましたがとてもチームワークのよい職場で有意義な日々を送っています。

私は年度途中の7月から派遣されたこともあり、派遣元の職場でも急な人事異動ではありましたが、温かく送り出していただいたことは非常に感謝しています。また、岩手県では、業務の引継ぎだけでなく、慣れない生活面でのフォローもしていただき、スムーズに職場の雰囲気にも溶け込むことができました。

想定外だったことは、今年全国各地で相次いだ災害です。大阪北部地震や西日本豪雨の影響により、とても土地区画整理事業に造詣の深い大阪府からの派遣職員が急きょ帰阪することになってしまいました。そのため、二人で分担していた19地区の土地区画整理事業を全て受け持つことになり、同時並行的に事業計画変更や換地計画認可、換地処分といった手続きが進んでいるため、詳細なスケジュール表を作成し、日ごとに優先順位をつけて業務を進め、手続きに遺漏の無いよう心掛けました。

## 3 印象的なエピソード

私は、震災発生後の平成23年12月から2か月間も岩手県沿岸広域振興局(釜石)に派遣されていました。当時はまだ瓦礫が多く残っており、復興も困難と思われた地域がありましたが、それから7年を経て戻ってみると、多くの地域で道路や防潮堤が整備され、盛土された宅地や高台に新たに造成された宅地に新しい家が建っている状況を見て、大変嬉しく思いました。また、地域の求心力となるショッピングセンター等が完成して利便性が向上するとともに、釜石市においては鶴住居復興スタジアムがオープンし、地域の誇りであるラグビーの試合が開催されるなど、活気も徐々に戻ってきました。

しかしながら、未だに避難したまま生活再建ができていない住民の方々が多くいる現実もあり、少しでも早く宅地供給ができるよう、土地区画整理事業の進捗に向け、取り組んでいきたいと思っています。

## 4 今後の都政に活かせること、活かしたいこと

土地区画整理事業は、道路などの都市基盤の整備や宅地の増進を図るには非常に有効な事業ですが、住民の方々の生活や企業活動に大きな影響を与え、事業費もかかることから、合意形成に時間がかかり、事業が長期化する傾向があります。しかしながら、不運にもこのような災害が発生してしまった場合など、地域の復興を図るためには欠かすことのできない事業手法の一つであり、このノウハウは継続していくことが重要です。都においても、いつかは大きな災害に見舞われることが予想される中、私の経験もきっと役立つのではないかと思います。また、全国の地方自治体の協力体制で復興が進められており、「人と心の繋がり」の大切さも感じています。残りの派遣期間においても、引続き都の代表として責任感を持って取り組み、復興に向けて貢献できればと思います。

### 《釜石市 被災市街地復興土地区画整理事業（鵜住居地区）》



釜石市鵜住居地区の航空写真（H30.10 釜石市提供）



鵜住居地区に隣接して整備された「鵜住居復興スタジアム」  
（釜石市 face book より）

職員派遣  
（東日本大震災）

職員派遣  
（熊本地震他）

監理団体

現地事務所



◆区画整理

《陸前高田市 被災市街地復興土地区画整理事業（高田地区・今泉地区）》



商業施設「アバッセたかた」をはじめとする陸前高田市の中心市街地の様子  
(H30.9.30 現在)



館の沖橋開通式典（H30.9.29）



平成 30 年 7 月に開通した三陸沿岸道路（唐桑高田道路）と  
今泉地区（高台部）

職員派遣  
(東日本大震災)

職員派遣  
(熊本地震他)

監理団体

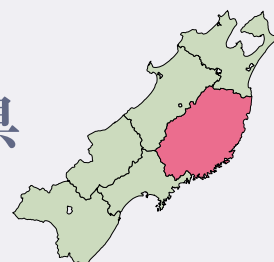
現地事務所



## 水道事業

環境生活部 県民くらしの安全課  
生活衛生担当

岩手県



### 業務概要

岩手県は南北に 189km 東西に 122km 面積 15,275km<sup>2</sup>、広さは北海道に次ぐ本州最大の面積であり、東京都と比較すると約 7 倍の広さを誇ります。

派遣先である環境生活部県民くらしの安全課は総勢 28 名で食の安全安心、生活衛生、県民生活安全といった県民生活に身近な課題について、県民の視点に立った総合的な施策を推進しています。

被災地派遣職員が所属している生活衛生担当は、①生活衛生担当、②水道担当、③水道災害復旧担当の 3 つから構成されており、各担当の業務概要は以下の通りです。

- ①生活衛生担当は、生活衛生関係営業（旅館、興行場、公衆浴場、理容・美容、クリーニング、墓地・埋葬）の適正化・振興に関する業務を担当
- ②水道担当は、水道事業の認可、水道統計、水道等の水の衛生、水道ビジョン、水道広域連携、水道に関する国庫補助事業等の業務を担当
- ③水道災害復旧担当は、東日本大震災津波により被災した市町村における水道施設整備計画に係る技術的指導、上記に係る水道施設災害復旧事業に関する業務を担当

### ■県民くらしの安全課組織体系



上記①～③の担当のうち、派遣職員は③水道災害復旧担当に所属しており、岩手県職員 1 名、派遣職員 4 名（神奈川県 1 名、埼玉県 1 名、三重県 1 名、東京都 1 名）の計 5 名体制で、東日本大震災津波で被災した水道施設復旧に係る国庫補助事業に関する業務を行っています。

| 生活衛生担当の構成 | 主任主査 | 主査  | 主任  | 技師  | 主事  |
|-----------|------|-----|-----|-----|-----|
| ①生活衛生担当   |      | 1 名 |     |     | 2 名 |
| ②水道担当     | 1 名  |     |     | 1 名 |     |
| ③水道災害復旧担当 |      | 2 名 | 1 名 | 2 名 |     |

※技師は技術系の主事に相当



水道災害復旧担当の皆様と



執務室の様子

職員派遣  
(東日本大震災)

職員派遣  
(熊本地震他)

監理団体

現地事務所

## ◆水道事業

## 岩手県

## 水道事業

環境生活部 県民くらしの安全課  
生活衛生担当

増澤 悠太  
（水道局）

## 1 担当業務の概要

私は、岩手県環境生活部に派遣され、主に「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費国庫補助事業」に関する業務を担当しています。

上記事業は、従来における災害復旧費国庫補助事業よりも補助率の向上や補助対象の拡大等の措置により、被災市町村が実施する水道施設災害復旧事業を補助するものです（表-1 参照）。

従来の水道施設災害復旧事業では、施設を原形復旧することが原則ですが、東日本大震災では津波による被害が甚大であったため、新たに復興（まちづくり）計画が必要となるとともに、被災市町村の大部分において水道施設の復旧計画を早期に確定することができませんでした。そこで、被災した水道施設を仮に原形復旧するものとして、災害査定を受ける特例制度が設けられ、事業実施は復旧計画が確定するまで保留することとしました。

現在被災市町村では、関連まちづくり事業計画の決定に伴い、それらに対応した水道施設の復旧計画を確定し、保留解除が必要な箇所から、県を通して厚生労働省に協議を行い、厚生労働省からの保留解除をもって水道施設災害復旧事業を実施しています。

私は県の窓口として、国庫補助事務（表-2 参照）に係る実施計画協議から確定通知までの一連の審査業務、協議・申請内容に関する厚生労働省との連絡調整及び被災市町村からの相談対応を行っています。そのほか定期的に、災害復旧事業を実施している被災市町村への現場視察により、進捗状況や懸念事項等の確認を行っています。

表-2

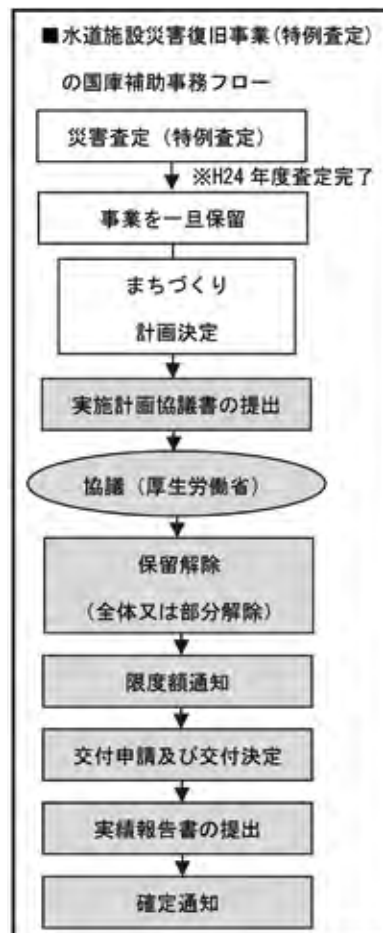


表-1

|           | 水道施設災害復旧費の国庫補助事業                        |                                                       |
|-----------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------|
|           | 従来                                      | 東日本大震災                                                |
| 適用要綱      | 上水道施設災害復旧費及び簡易水道災害復旧費補助金交付要綱            | 東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費補助金交付要綱                           |
| 補助率及び対象施設 | ・浄水施設、配水施設等<br>：1/2<br>・給水装置、漏水調査は補助対象外 | ・浄水施設、配水施設等<br>：※80/100～90/100<br>・給水装置及び漏水調査<br>：1/2 |
| 復旧方法      | 原形復旧                                    | 特例査定：復旧方法を協議<br>通常査定：原形復旧                             |

※特例査定で算出された原形復旧費用を基に、東日本大震災財法第3条により補助率が決定（H24年度に決定済）

## 2 苦勞したこと、工夫したこと

派遣職員を主体とした水道災害復旧担当の業務は、年度当初が繁忙期に当たり、今年度は約70件（補助金総額約22億円）の実績報告審査を処理しなければなりません。加えて、私は派遣2年目ということもあり、派遣1年目職員のサポートをしながら、限られた時間の中で審査を行う必要がある点で苦勞しました。幸い、今年度も他自治体の水道事業経験豊富な派遣職員の方々に恵まれたこと、不明点等は気兼ねなく相談しあえる環境であったこと、並びに職種や業務経験を考慮しながら分担を明確にしたことで、効率的に審査業務を進めることが出来ました。また繁忙期以降も、県職員の方々にきめ細やかなサポートを頂きながら、遅滞なく担当業務を進めることが出来ました。

## 3 印象的なエピソード

東日本大震災から7年半が経過し、まちづくり基幹事業に併せた水道施設災害復旧事業も終盤を迎えているなか、未だ複数事業が錯綜した施工困難箇所が散見されます。また土地利用計画が未定であったエリアにおいて、今年度やっと動き出した関連事業等も見られます。上記に絡めた水道復旧事業は必要不可欠である一方、水道事業側が先行して工事を進められるものではなく、どうしても関連事業の進捗に併せた事業実施が必須となります。これら残事業の完成に向けて、これまで以上に関連事業との綿密な連絡調整、国、県、市町村での連携と一定の期間が必要となります。

それでも現場視察に何う度に、保留解除箇所の水道工事が着実に進展している状況を確認し、国庫補助事務という形で、微力ながらも携わった事業が形になったことへの喜びと共に、復興に尽力されている職員の方々と思いを共有することで、担当業務への大きなやりがいを感じることが出来ました。

また、今年度開催された復興連絡協議会（現地調査部会）では、厚生労働省と日本水道協会の職員が被災市町村を訪問し、意見交換と現場視察を行いました。上記を通し、進捗率や執行額等の数字では追うことのできない被災市町村の復興の現状と課題を共有できたことが印象に残っています。

復興終盤においてもこのような取組を粘り強く続け、現場の声を強く届けていくことが復興の推進に繋がると考えています。



復興連絡協議会（大船渡市防災観光交流センターにて）



現地視察状況（釜石市鶴住居小学校にて）

## 4 今後の都政に活かせること、活かしたいこと

今回の派遣を通じて、国庫補助事業に関する業務に携わることによって得た知識と経験、実際に被災地で他自治体職員の方々と、仕事の進め方や考え方の相違を受け入れながら、同じ完全復興というゴールを目指して業務を行った経験は、大変貴重なものであり勉強になりました。これら経験は、今後都に戻った際、そして都を含め全国のどこかで東日本大震災のような災害が発生した際に必ず活かせると思います。

また岩手県に派遣されたことにより、当たり前ではありますが、同じ水道事業体でも都と岩手県の市町村では、事業規模や抱える課題等様々な違いがあることを再認識することが出来ました。同時に水道事業体としては都の運営方法の方が特殊であり、岩手県内の水道事業体が抱える課題こそが、同時に全国の多



## ◆水道事業

くの水道事業体が抱える課題であることも。今後都に戻っても、派遣元のやり方だけが全てではないこと意識しながら、広い視野持って今後の業務に取り組みたいです。

最後に、今後完全復興に向け水道施設災害復旧事業の推進をより加速させるためには、引き続き岩手県への職員派遣の継続に加え、災害復旧事業を実施する被災市町村にも職員派遣を行い、職員のマンパワー不足の解消と水道技術支援、そして県との連携強化を図ることが必要であると思います。

今回の派遣に関わってくださった方々に、深くお礼申し上げます。

山田町 山田地区都市再生区画整理事業（山田町役場屋上より撮影）



【平成 29 年 5 月】



【平成 30 年 12 月】

陸前高田市 高田地区被災市街地復興土地区画整理事業



【平成 29 年 9 月】

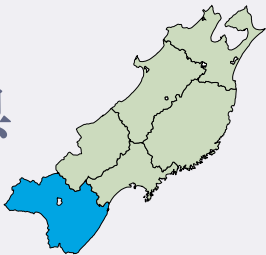


【平成 30 年 9 月】※水道復旧事業は完了済

# 水道事業

保健福祉部  
食品生活衛生課

福島県



## 業務概要

### ○組織の目的

日常生活全般にわたって安全で安心できる環境の確保が求められることから、特に食品安全、動物愛護、衛生的な環境及び水道事業について、これらの要求に適切に対応しつつ生活衛生行政の一層の充実強化を図るため、次の施策を重点的に推進している。

- 1 食品安全確保対策の推進
- 2 動物愛護の推進
- 3 衛生的な環境対策の推進
- 4 水道事業への支援及び飲用水等衛生対策の推進
  - ・県民への安全な水の供給を図るため、水道事業等が行う水道未普及地域解消事業に対し支援を行う。
  - ・ライフラインとしての機能を確保するために、水道事業等が行う災害や事故に強い水道施設の整備事業に対し支援を行う。
  - ・水道水の安定供給及び経営基盤の強化を図るため、水道の広域連携を含めた検討について水道事業者等と共同ですすめていく。
  - ・県内の市町村等水道事業者の実務経験の少ない職員を対象とした技術力養成のための研修を行い、市町村等水道事業の技術力確保にかかる支援を行う。
  - ・水道未普及地域において利用される井戸水等について、市町村の協力を得ながら施設の衛生管理、定期的な水質確認等の必要性を周知するなどして衛生対策の推進に努める。
- 5 食品等の放射性物質検査の推進
  - ・放射性物質による飲料水の汚染の有無を確認し、利用者に安心を提供するため、飲料水の放射性物質検査体制の整備を図るとともに、定期的なモニタリング検査を実施する。

### ○組織の規模

人員体制（19名）

| 管理職（4名） |            | 担当者（15名）          |
|---------|------------|-------------------|
| 課長（1名）  | 主幹兼副課長（1名） | <水道担当（6名）>        |
|         |            | <環境担当（3名）>        |
|         | 主幹（1名）     | <動物愛護・食肉衛生担当（2名）> |
|         | 主幹（1名）     | <食の安全担当（4名）>      |

## ◆水道事業

## 福島県

## 水道事業

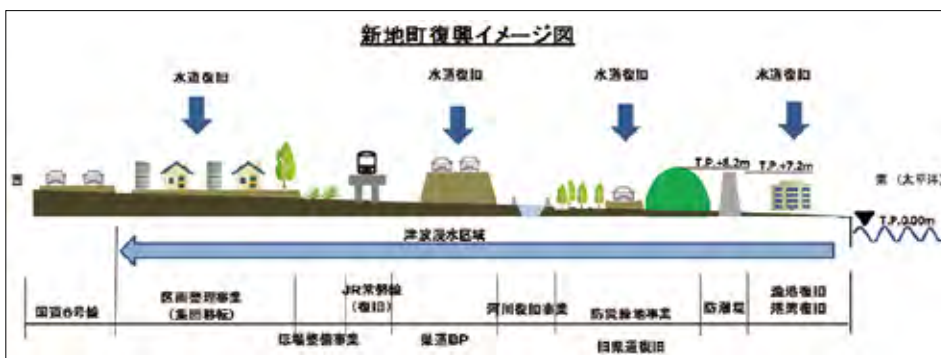
保健福祉部  
食品生活衛生課緒方 稔  
(水道局)

## 1 担当業務の概要

私は、福島県保健福祉部に配属され、主に以下の業務を担当している。

## ▶東日本大震災にかかる災害復旧に関すること

東日本大震災により被災した水道施設の復旧について、各水道事業者は、国庫補助（東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費国庫補助）を活用し復旧を行っている。福島



県では津波被害地域を除き、復旧は完了しているが、津波被害地域については、町そのものが被害を受けたため、新たな街づくりに合わせた復旧が必要となっている。

国による災害査定については、一部地域を除き平成 25 年度までに完了したが、津波被害地域については、特例として、街づくり（復興イメージ参照）に合わせた水道施設が復旧できるよう事業の実施を保留してある状態にある。そのため、復旧事業を実施する際は、国（厚生労働省）と協議し、実施保留を解除した上で進める必要がある。

県の担当者として、円滑な復旧事業が行えるよう水道事業者や厚生労働省との調整を行い国庫補助に必要な協議や申請等の事務処理を行っている。

福島県においては、一部地域を除いて、津波被害の復旧は完了に向かいつつある状況となっている。その一方で、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示区域では、事故以降手つかずとなっており、被災状況の調査もできない状態であった。しかし、2020 年の避難指示区域の解除に向け、各市町村で「特定再生復興拠点」の整備が始まっており、復興に向け重要なライフラインの一つである水道施設の復旧も始まっているところである。

## ▶飲料水の放射性物質モニタリング検査に関すること

東京電力福島第一原子力発電所の事故後、県民の健康を長期的に見守り、安全・安心につなげるため、県が継続的に飲料水等の放射性物質モニタリング検査を実施し、その結果を公表している。

県の担当者として、検査機関から送られてくる飲料水等の放射性物質モニタリング検査の結果を集約し、各市町村等の関係機関にその結果を通知するとともに、ホームページに掲載している。

また、平成 23 年度から平成 24 年度にかけて整備した検査機器（ゲルマニウム半導体検出装置）が、耐用年数（8 年）を迎えることから、更新のための費用を確保する必要がある。そのため、県の担当者として、更新費用確保に向け関係機関との調整を行っている。

なお、平成 23 年 5 月 5 日以降、飲料水からは放射性物質は検知されていない。



ゲルマニウム半導体検出装置



### ▶水道事業者等への支援・指導に関すること

福島県では、国庫補助等に伴う中間検査・完了検査や担当者会議の開催等を通じて、県内の水道事業者等に対して支援・指導を行ってきた。今年度、新たに、県内の市町村等水道事業者の実務経験の少ない職員を対象とした技術力養成のための研修を行い、市町村等水道事業の技術力確保にかかる支援事業に取り組んでいる。

県の担当者として、国庫補助等に伴う中間検査・完了検査の実施や支援事業における研修内容の企画や講師等に取り組んだ。



水道技術力確保支援事業の研修講師

## 2 苦労したこと、工夫したこと

当初は、協議書の図面や設計書等の紙ベースの資料だけでは、これまでの復旧過程や現状等の事業の進捗状況を把握することが難しかった。そのため、水道事業者に依頼し、現場調査等を実施し、水道施設の復旧の進捗状況を道路や河川、防災緑地事業の復旧状況と合わせて確認することで、復旧事業全体像とそ

の中の水道施設の位置づけを理解することができた。

また、水道施設の基準が東京都とは異なっていることに加えて、水道事業者ごとの基準になっているため、当初は、設計図や設計書等の中身をチェックするのに苦労したが、一つ一つ水道事業者に確認することで、少しずつ理解できるようになった。

飲料水の放射性物質モニタリング検査における検査機器の更新については、予算確保に向け国との調整を行っているが、国からの質問に対する回答をすぐにしても、追加の質問が数か月後に来ることが繰り返される等、国の対応が遅いため、思うように進まなかった。

## 3 印象的なエピソード

### ▶東京電力福島第一原子力発電所の事故による影響

避難指示区域内での現地調査では東日本大震災から8年近くが経過しているにも関わらず、道路の陥没や家屋の倒壊等の被害が手つかずのまま残っており、震災被害はいまだに続いていることを体感することができた。

東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難指示区域や避難指示解除区域を抱える水道事業者については、震災前の給水人口に比べ大幅に少なくなっていることから事業運営のための費用を東京電力からの賠償金で賄っている。しかし、その賠償金も将来に渡って続くものではないことから将来の事業運営に不安を抱えている状況にある。ある水道事業者からは「震災前に2万人いた人口が今は777人しかいない。現在は、賠償で事業が成り立っているがいつかは打ち切られる。将来の維持運営を可能にするには新たな制度が必要」といった切実な声が上がっている。

避難指示区域概念図（平成29年4月）



## ◆水道事業



避難指示区域内(双葉町)の現地調査  
震災後そのままの道路



避難指示区域内(双葉町)の現地調査  
工事中のポンプ所の調査

## ▶水道事業者に対する支援・指導を通じて

福島県では、多くの水道事業が市町村単位で運営をしており、東京都水道局と異なる基準の水道事業者が多くあった。そのため、支援・指導を通じて様々な水道施設を学ぶ良い機会となった。その一方で、小規模な水道事業者の送配水等に関する水道システムについては、東京都の多摩地域の水道に共通する部分が多くあり、多摩地域で勤務した経験が生きていると感じている。

支援・指導等を通じて、福島県の多くの水道技術者との交流が出来たことは、貴重な経験となった。



スマートフォンやタブレット端末による水道施設の  
遠隔監視・操作システム(南会津町)

## 4 今後の都政に活かせること、活かしたいこと

災害査定等に係る事務は、災害復旧のための重要な業務の一つであり、被災地支援を通じてこの業務に従事できたことは貴重な経験となった。国庫補助事業に馴染みが薄い東京都水道局において、災害査定を経験した職員がいることは、首都直下型地震に対する備えとして重要である。

また、様々な水道施設を知ることは、「東京水道災害救援隊 - Tokyowater Rescue-」の現地活動において、よりスムーズな救援が可能となり、被災した水道事業者にとっては、受け入れ時の負担軽減につながる。

福島県は県として水道事業を経営しておらず、水道事業者に対する支援・指導に苦慮しているところであった。日本国内には、福島県のような水道事業(水道用水供給事業を含む。)を経営していない道県が多数ある。水道法の改正により、今後は、都道府県が水道の基盤強化及び広域連携等を推進する役割を担っていくこととなった。その中で、東京都水道局等が行っている広域連携等経営基盤強化に向けた水道事業者支援事業については、水道事業者を対象とするだけでなく、水道の基盤強化及び広域連携等を推進する立場にある道県に対しても行う必要があると感じた。

これらの点から、今後も継続し被災地等に職員を派遣することは、東京都としても有益なものである。

## 下水道事業

建設部  
下水道建設課

石巻市



## 業務概要

## ○石巻市の下水道

石巻市の下水道事業は、昭和 46 年 3 月に下水道基本計画を策定し、昭和 56 年 10 月から供用を開始しています。平成 29 年度末時点での整備状況は、整備面積 2,728.2ha、供用人口 97,445 人で、人口に対する普及率は、79.5%となっています。

排除方式は汚水と雨水とを別々の管で排除する分流式を採用しています。流域下水道関連公共下水道として 2 つの処理区、単独公共下水道として 3 つの処理区の合計 5 処理区について事業認可を受け事業を進めています。

## ○組織の規模

石巻市建設部は、8 課 3 室から構成されていて、249 人が所属しています。

私たちが所属している下水道建設課は、市職員 10 名（課長 1 名、課長補佐 2 名含）、派遣職員 9 名、任期付職員 2 名、事務補助員 1 名の合計 22 人の組織です。2 つの担当で構成されており、計画グループと建設グループとに分かれています。

図-1 石巻市位置図



図-2 建設部組織図



## ○業務内容

## 【雨水排水の災害復旧・復興事業（計画グループ）】

今回の震災で広域にわたり地盤沈下が発生し、市街地でも約 1 m 地盤が沈下しました。ほぼ全ての地域が河川の水位より陸地（市街地）の低さが低い地形となり、大雨時には仮設排水ポンプの能力不足や雨水管の未整備を原因とした市街地の浸水が多々発生している状況にあります。

そこで、石巻市の市街地雨水計画として 22 排水区を新たに策定しました。それを基に雨水排水復興事業として、雨水ポンプ場と雨水幹線の整備を行っています。

## 【汚水管災害復旧事業、下水道普及事業（建設グループ）】

汚水管の災害復旧事業として、市全体で約 40 件の協議設計があり、建設グループが工事設計、担当監督を含めて担当し、災害復旧工事を鋭意進めています。工事施工に伴い発生した工事変更についても、国交省防災課との設計変更協議を同時に行う支援に従事しています。

また、下水道の未普及地区解消に向けた事業も行っています。



## ◆下水道事業

石巻市

## 下水道事業

建設部  
下水道建設課 計画グループ鎌形 洋一  
（下水道局）

## 1 担当業務の概要

石巻市は東日本大震災の影響で約1m地盤沈下が生じ、雨水を海や河川に自然流下で排水することができない地形になりました。また、津波対策として堤防、高盛土堤防道路の整備により、これらを越水し排水させる雨水排水ポンプ場が必要となり、震災後、新たな雨水排水基本計画を平成26年10月に策定しました。

私は、下水道建設課の計画グループに配属されて、雨水排水の災害復旧・復興事業を担当しました。担当した地区は、旧北上川と北北上運河とに挟まれた市街地の西部エリアでした。

担当する案件としては、新設する雨水排水ポンプ場が3箇所、復旧する既設雨水排水ポンプ場が1箇所、新設する雨水幹線が8箇所でした。ほとんどの案件は、設計まで完了していたので、その後の工事監督、他企業協議、県や国等の関係機関との調整を行いました。

監督業務は、日本下水道事業団に委託していましたが、住民からの苦情対応や工事説明会の開催などを行いました。また、他の復興事業（道路・河川堤防・公園・橋梁）との施工範囲、施工ヤード、工程の調整、電気・水道・ガス等他企業事業者との移設調整等を行いました。



【建設現場の全景（H30.12）】  
中央排水ポンプ場



【建設現場内（H30.11）】  
主催した工事現場見学会

## 2 苦労したこと、工夫したこと

赴任時に前任者からの面と向かい合った引継ぎが無かったため、前任者と電話確認をしながら、残された資料を基に各案件がどこまで進んでいて、何をすべきかを把握するのに時間を要し、とても苦労しました。

下水道建設課には、東京都以外からも多くの他道県から職員が派遣されていました。そのため、仕事でコンビを組む職員は派遣者同士となってしまう、お互い土地勘が全くなかったため、下水道の普及箇所や浸水常習箇所等の市の状況が分からずに、地元対応等で後手を踏むことがありました。

また、4月の赴任早々に、複数の地元町内会長への工事あいさつ回りがあり、早急に工事内容の把握をしなければならない状況でした。あいさつにお伺いして説明した際には、地域の状況等が全く分からない為、町内会長の話の内容が確認出来ないこともあり、苦労しました。

## 3 印象的なエピソード

地元町内会長へ工事のあいさつに行った際には、各地域の浸水状況や下水道について直にお話を聞く機会があり、市民の方々の思いを直接聞けたことは印象に残りました。下水道以外の困っていることや周辺環境等のお話も聞くことができ、業務を進めるうえで、様々な情報をいただきました。東京都から派遣で来ていることがわかり、感謝の言葉を頂けたときは、非常にうれしく思いました。

## 4 今後の都政に活かせること、活かしたいこと

東京都にいた時には、都民の方と接触する機会が少なく都民ニーズが分かりにくい状況でしたが、石巻市での業務において、地元の方々と交流する機会があり、市民のニーズを直接感じることができ、交流する大切さを感じました。

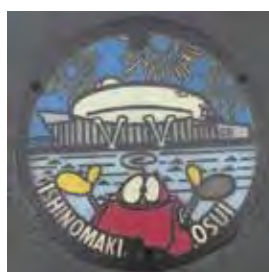
石巻市職員、他都市の派遣職員の方々と交流し、仕事の進め方や整備方針など東京都と異なることが多くあり、それらを学べたことは良い勉強になりました。この1年間で得た経験を今後の都政に生かしていきたいと思います。



【職場風景 (H30.11)】  
都下水マスコットキャラクターアースくん



【川開き祭り (H30.8)】  
孫兵衛船競漕



【マンホール蓋①】  
ロボコン



【マンホール蓋②】  
斉太郎くん



【マンホール蓋③】  
帆船



【マンホール蓋④】  
石巻川開き

## ◆下水道事業

石巻市

## 下水道事業

建設部  
下水道建設課 建設グループ尾口 岳史  
(下水道局)

## 1 担当業務の概要

建設部下水道建設課は、汚水管の復旧、復興に向けて工事発注及び工事監督を主な業務とする建設グループと、雨水幹線工事とポンプ場施設工事の事業調整を主な業務とする計画グループとに分かれています。私は建設グループに所属し、今年度も昨年度から引き続き工事監督業務と、工事発注業務を担当しています。

工事監督としての業務内容は、他自治体でも基本は同じで、受注者へ安全、品質、工程に関する指導、他企業との調整、住民からの要望苦情への対応を行ってきました。工事内容としては、汚水管の災害復旧工事、河川や港湾への雨水放流渠工事、汚水管新設工事です。

設計者としての業務は、小口径推進工法を採用した汚水管新設工事を二案件、開削工法を採用した汚水管新設工事を二案件担当しました。昨年度石巻市の工事監督員、設計担当者として経験した地域特性を考慮しての設計をおこないました。その後発注、入札、受注者決定といった手続きを経て、現在、担当工事として自らが工事監督をおこなっています。

## &lt; 蛇田地区での排水ポンプ場放流渠築造工事 【平成 30 年 12 月完成】 &gt;



派遣直後の現場状況（平成 29 年 5 月）



完成後の現場状況（平成 30 年 12 月）

## 2 苦労したこと、工夫したこと

新規の工事を担当した場合、下水道管を埋設する道路沿いの地権者の方々に対して、工事説明会を開催します。その際、工事の進め方や、今後発生する料金の話をします。そのため法務局で各土地所有者の情報を教えてもらい、『工事説明会開催の案内』を郵送します。ところが、その封書が『あて所に尋ねあたりません』という印を押されて数日後、返ってきました。担当した工事では 100 軒ほど投函した内、40 軒弱が返ってきてしまいました。これは、震災前までは居住していたが、震災で家が流されるなどし、その土地に住んでいないためです。（登記簿上の住所を変更していない人が多いのも原因）こういった場合、近所の方、町内会長、市役所の他部署に聞き取りをして一軒一軒調べることになります。なかなか所有者にたどり着かない土地もあって苦労しました。

被災地では津波で家が流されるなどした更地が点在する箇所でも工事を進める、といった地域もあり、復旧復興工事での特殊な経験だったと思います。



<市内各所で確認できる津波到達高さの表示>



宮城県石巻港湾事務所



宮城県中部  
下水道事務所

<現在も被災地で活躍している東京都の公用車>



宮城県中部下水道事務所にて撮影

## 3 印象的なエピソード

二年目ということもあり、昨年度から監督していた工事が完成してきています。設計から始めた工事も2件、完成をむかえることが出来ました。設計→工事監督→工事変更→精算→完成検査までを一人の職員ですべて行うことは、都では、ほとんど無いことなので貴重な経験でしたし、完了検査で合格した時は胸が熱くなりました。

## 4 今後の都政に活かせること、活かしたいこと

震災からほぼ8年が経ち、被災地にいても、当時の様子を窺い知る場所は少なくなってきています。しかし、現在もプレハブの仮設住宅に居住されている方がいるのも現状です。東京に帰ると東日本大震災関連の情報が少ないことを感じるのですが、現地で暮らしていると、テレビも新聞もトップニュースは毎日震災関連のものです。

東日本大震災の復旧復興事業は10年間で完成させることになっています。実際に携わる中で、他のさまざまな事業者との打ち合わせや協議を繰り返し、内側から見ると、工程と工程が絡み合うなど、なかなか進まない事業もありますし、どこかの部署も職員不足が慢性化しています。

そういった状況下ではありますが、石巻市職員と他自治体からの派遣職員は一丸となり、高い目的意識をもって復旧復興事業を2020年度までに完成させることを目標とし日々尽力しております。

その一員としてこの二年間、貴重な経験をさせていただいたことに感謝するとともに、得られた人脈、見識、知識、知恵を一生の宝物とし、近い将来必ず起こるといわれている「首都直下型地震」や「東海・東南海地震」が発生した際に、何らかの形で活かさなければならないと考えます。それが多忙な中、さまざまな場面で協力してくれた石巻市職員と他自治体派遣職員、職員不足の中、被災地への派遣を後押ししてくれた東京都下水道局への恩返しになると確信しているからです。

<寒い日も暑い日も石巻市民を守っている  
仮面ライダーV3 石巻市役所正面入口前にて撮影>



(石巻市は漫画家石ノ森郎氏ゆかりの地です)

<二年間、苦楽を共にした愉快的仲間たち>



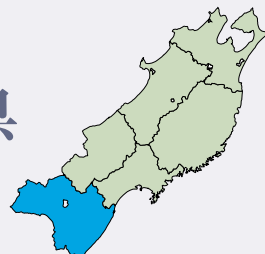
(部署対抗ソフトボール大会にて) (前列右から二人目：筆者)

## ◆治山事業

## 治山事業

農林水産部  
森林保全課

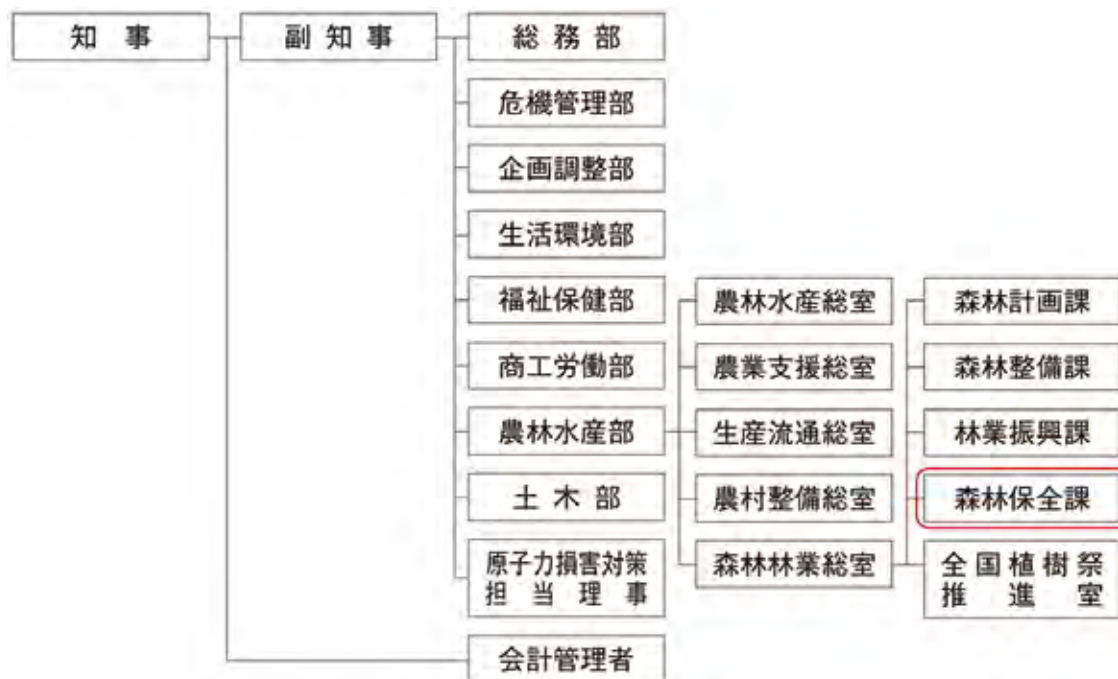
福島県



## 業務概要

福島県の森林行政を担う部署である森林林業総室は、農林水産部に位置付けられており、組織体系と各課の業務内容は以下のとおりです。派遣先の部署であった森林保全課は21名から成り、福島県の豊かな森林と国土を保全するため、業務に取り組んでいます。

今年度においては、全国植樹祭及びふくしま植樹祭を開催しました。



## [各課の業務内容]

森林計画課：森林計画の樹立及び実行指導、森林整備地域活動支援交付金、森林環境税

森林整備課：県営林、林業種苗、造林補助、間伐対策、林道の開設・維持

林業振興課：森林組合の指導、林業普及指導、林業構造改善、木材の生産流通加工、特養林産物  
木質バイオマス

森林保全課：緑化の推進、森林の総合利用、森林の保護、全国植樹祭の招致、治山事業、  
保安林、林地開発調整

全国植樹祭推進室：全国植樹祭の開催に向けた連絡調整・広報活動・会場の設営等  
(全国植樹祭は平成30年6月に開催された。)

## 福島県

## 治山事業

農林水産部  
森林保全課須藤 紹博  
(産業労働局)(東日本大震災)  
職員派遣(熊本地震他)  
職員派遣

監理団体

現地事務所

## 1 担当業務の概要

8年前、東日本大震災により生じた大規模な津波は各地に甚大な被害を与え、福島県の海岸防災林もその約6割が流失しました。福島県では被災した海岸防災林の復旧・再生に当たり、林帯幅を200m（震災以前の約4倍）程度にまで拡大しています。そうすることで飛砂、潮害防備など従来から発揮していた機能に加え、津波エネルギーの減衰機能や津波漂流物の捕捉機能を発揮させ津波に対する被害軽減を図ります。また、津波により流失しにくい海岸防災林に育てるため、地下水位から3m程度の盛土したうえで植栽をしています。県民の生命及び財産を守るため、海岸防災林の復旧・再生は急務となっています。私は、海岸防災林を復旧・再生する「防災林造成事業」の用地取得の担当として福島県に配属され、主に以下2つの業務を担当しました。



写真A 平成23年3月14日撮影  
海岸防災林の漂流物捕捉状況



写真B 平成30年8月2日撮影  
海岸防災林植栽後の様子

## ① 防災林造成事業における用地の取扱いに係る調整業務

防災林造成事業は、治山事業という事業のうちの一つであり、治山事業とは森林を健全な状態に保つことで、森林が持つ災害防止機能を十分に発揮させ、山地災害から国民の生命及び財産を守る国土保全政策の一つです。通常の治山事業では土地所有者の同意を得て事業を実施しており、事業実施に当たり用地を取得することはありません。しかし、福島県の防災林造成事業においては、海岸防災林の林帯幅を大幅に拡大するため、元々宅地や農地であった土地を盛土して森林にしてしまうことなどから、損失補償として用地を取得することとしています。

防災林造成事業での用地の取得は平成25年度から始まっており、私が着任した時点で取得予定面積の9割弱まで取得できていました。残りたったの1割強でしたが、取得できていない用地の殆どが、土地所有者の相続問題があったり、抵当権が設定されていたりなど容易に取得できない取得困難地でした。土地所有者と直接交渉するのは出先機関の相双農林事務所用地課の方々で、用地課が交渉や取得のための事務処理が円滑に行えるよう、私は取得困難な案件の対応策を検討したり、適用する要領要綱等の整理や取決めなどをしたりしていました。

## ② 国有林負担実施協定に係る業務

防災林造成事業の事業区域には、林野庁所管の国有林野（以下「国有林野」という。）が小面積で点在している箇所があります。そういった箇所では、国有林野についても県の事業で一体的に海岸防災林を造成できるよう、林野庁の出先機関である磐城森林管理署と福島県との間で協定を締結しています。協定を



## ◆治山事業

結んでいる箇所での工事は、完了後に磐城森林管理署から国有林野の面積割合に応じて負担金をもらいます。平成30年12月末時点で協定箇所は6箇所あります。私は協定対象の契約の執行状況について随時確認し協議等を行ったり、新しい協定箇所の協定案の作成などを行いました。



写真C 平成23年1月5日撮影 被災前の南相馬市鹿島区



写真D 平成23年3月25日撮影 被災後（写真Cと同じ箇所）



写真E 平成30年8月2日筆者撮影 海岸防災林盛土等整備状況（写真Cと同じ箇所）  
11月の「第1回ふくしま植樹祭～ABMORI～」植樹場所の一つとなった（写真F）

## 2 苦勞したこと、工夫したこと

派遣前は東京都の治山事業に3年間携わっていたので、治山事業についての基本的な理念等は既に理解していましたが、用地取得については通常の治山事業では行われないので知識皆無でした。幸いなことに着任後すぐ用地担当者向けの一週間の研修に参加することができたので、しばらくの間は研修資料を読み込んでいました。また、過去の用地担当者の資料などを何度も確認し、これまでの用地の取扱いに関する経緯の把握に努めていました。

私が着任した時点では、用地取得の交渉や事務処理上で生じる大抵の問題は歴代の用地取得の担当者が結論を出しており、残っている問題は平成25年度辺りからずっと明確な結論が出ていないような重たい案件ばかりでした。ある程度知識が付いた頃、やっと未解決問題の一つに取り掛かりましたが、どのように結論を出せば良いのか分からず時間ばかり過ぎていきました。取りあえず問題点を洗い出して対応案を構築し、歴代の協議記録等を再確認してこれまでの経緯と矛盾しないか、本当にその対応案で問題ないのか、自分に問い掛けたり上司に相談したりして徐々に結論まで仕上げていきました。ただ、自分の頭の中だけでモヤモヤと考えている期間が長かったので、今になってみればもっと早く上司に相談し、適宜相談しつつ解決策を模索するべきだったなと思います。

## 3 印象的なエピソード

今年度は福島県では全国植樹祭があり東京都でも全国育樹祭があるという、林業職の私としては派遣先でも派遣元でも全国的な一大イベントがある稀有な年でした。加えて福島県では、全国植樹祭の開催理念を引き継ぎ未来へつなぐ希望の森林づくりを発展させるため、「第1回ふくしま植樹祭～ABMORI～」を開催しました。県内外から約3,000人の方が参加され、27,000本の植樹を行いました。また、タイトルにもあるように、「いのちを守る森」づくり＝ABMORI（エビモリ）と銘打ち森林再生に取り組まれている、歌舞伎俳優の市川海老蔵氏も特別顧問として参加されました。当日はとても良い天気で、海老蔵氏の力もあってかとてもにぎやかな植樹イベントとなりました。私もスタッフとして参加しておりましたが、幅広い年齢層の方々が精力的に植樹活動をされていたのが印象的でした。



写真F、G 平成30年11月4日撮影 「第1回ふくしま植樹祭～ABMORI～」での植樹の様子

## 4 今後の都政に活かせること、活かしたいこと

仕事の進め方に関して、東京都と福島県との一番大きな違いは記録の残し方にあると感じています。東京都の派遣前の担当では、過去の打ち合わせ記録が残っていることはほぼありませんでした（私の担当だけそうだったのかもしれませんが）。福島県では打合せ記録簿や電話受理簿などといった様式が存在し、打合せや重要な電話があるとその度に記録し課長まで回付します。この記録を残す体制があったからこそ、私は用地取得に関する過去の取決めの経緯を把握することができました。東京都に戻ってから記録する習慣を忘れず、将来的に必要となる記録は残していきたいと考えています。

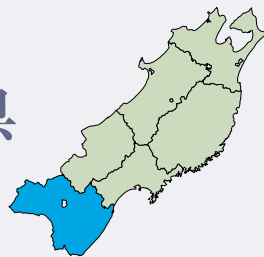


## ◆看護事業

## 看護事業

ふたば医療センター附属病院

福島県



## 業務概要

## 福島県ふたば医療センター附属病院の基本的考え

- 双葉地域の医療機関や近隣の二次・三次救急医療機関、消防機関等との連携のもと、広域的な救急医療体制を構築し、3つの安心を医療面から支える。
  - ①住民が安心して帰還できる。②復興事業者が安心して働ける。③企業等が安心して進出できる。
- 双葉地域の医療機関や町村との密接な連携を図り、限られた人材・医療資材の中で最大限の医療を提供する。
  - ・地域の医療機関から紹介・依頼された患者に必要な医療を提供する。
  - ・ふたば医療センター附属病院での急性期治療等が終了した患者は、地域の医療機関に紹介する。
  - ・要請に応じて診療所等における在宅医療を支援するとともに、患者の在宅復帰支援に向けた双葉郡町村担当者との情報交換を行う。

## 提供する医療

- ① 救急医療(24時間365日対応します)
    - 一時救急、高度医療や専門医療を必要としない二次救急
    - 休日夜間など地域の医療機関が開院していない時の急病
    - かかりつけ医からの紹介
 高度な医療や専門医療が必要な場合、適切な病院に多目的医療ヘリなどで搬送します。  
 回復後に継続した治療が必要な場合は、ふたば医療センター附属病院で治療を継続します。  
 医療スタッフが協働して安心・安全な医療を提供します。
  - ② 在宅復帰支援    ③ 在宅診療    ④ 地域包括ケア推進の支援    ⑤ 健康増進支援
- 上記の下、平成30年4月1日開院 同4月23日診療開始となりました。



ふたば医療センター



多目的医療ヘリ





## 看護事業

ふたば医療センター附属病院

阿島 弘子  
(病院経営本部)

職員派遣  
(東日本大震災)

職員派遣  
(熊本地震他)

監理団体

現地事務所

### 1 担当業務の概要

ふたば医療センター附属病院は、平成 30 年 4 月 1 日開院 同年 4 月 23 日診療開始

#### 病院理念

地域住民や復興事業従事者の安全を医療の面から支え、双葉地区の復興に貢献します。

住民等の健康を守る医療・信頼される医療をめざし、地域住民とともに歩みます。

診療科 救急科・内科

病床数 30 床 (全室個室)

#### 看護部理念

双葉地域の住民や復興事業従事者が健康に生活できるよう看護を提供します。



ふたば医療センター附属病院 平成 30 年 4 月 1 日 開院 4 月 23 日 診療開始

### 2 苦労したこと、工夫したこと

〈あなたの「復興への想い」をふくしまの「力」に〉の、福島県病院局の呼びかけに、応援職員としてふたば医療センター附属病院 看護部 病棟に配属された。県採用が 10 名、関東圏自治体からの応援職員 6 名 (内東京都立病院からは 2 名) 経験年数も経験してきた診療科も様々で、各々の専門や得意分野の業務マニュアルの見直しや作成から始めた。私は都立病院での経験から医療安全マニュアル作成に取り組み、11 月にマニュアルが完成した。現在は安全係としてインシデント報告の事例検討や分析に関わっている。

開院前にシミュレーションを何回か行ったが、実際に入院患者様を受け入れると手間取ることも多く、スムーズに進まないこともあった。その都度話し合いや勉強会を開き、並行して看護業務を行っている。他職種とも話し合いや失敗、経験を繰り返し、病院一丸となって進めている。

## ◆看護事業

当院は二次救急のため、症状が緩和されれば在宅や施設へ戻る患者様がほとんどである。駒込病院で経験した癌治療や緩和医療を必要とする患者様がいらっしゃらず、力が発揮できていないと感じる。今後は在宅医療や訪問看護が本格化するため、期待している。

## 3 印象的なエピソード

第一原発を視察し、現状を実際に見て知ることができた。帰還困難区域の近くに住み、生活や交通手段に不便さはあったが、貴重な経験となった。

帰還住民が1割未満の双相地区富岡町だが、地域を盛り上げようとイベントが多く開催され、避難地域や全国から大型バスで参加していた。

「夜ノ森桜のトンネル富岡町桜祭りとライトアップ」今年は開花が早く葉桜だった。

「川内の郷かえるマラソン」は医療ボランティアとして参加した。

各町村ではサマーフェスティバルがあり、「富岡町夏祭り」の盆踊りや打ち上げ花火は迫力があった。

巨大な松明を手に男衆の勇壮な「麓山の火祭り」は、震災後8年ぶりに復活された。

「富岡町復興ロードレース大会」はあいにくの小雨だったが、病院の窓から応援することができた。

「ふたばワールド 2018in なみえ」と「えびす講」では、ふたば医療センターの医療ブースで医療相談を行った。秋の風物詩で地元鮭の酒かすチャンコ鍋や地元の民族伝統や芸能ステージが披露されていた。

## 4 今後の都政に活かせること、活かしたいこと

福島県採用の看護師や他県の病院から派遣された看護師や他職種のスタッフと新しい病院の立ち上げに参加できたことはとても貴重な経験になった。

特に、第1原発水蒸気爆発時に患者様と一夜を共にし、避難先病院に搬送したスタッフが数名いました。震災を直接経験した方々の内心は、私たちには計り知れないもので、語れるもの・支援できるものではないと痛感した。この経験を、今後の仕事に活かしていければと思い、福島復興に携われたことを誇りに思います。

派遣の機会をくださった東京都や駒込病院の皆様にお礼を申し上げます。

〈医療相談の様子〉



えびす講



ふたばワールド 2018in なみえ

## 福島県

## 看護事業

ふたば医療センター附属病院

林 邦子  
(病院経営本部)職員派遣  
(東日本大震災)職員派遣  
(熊本地震他)

監理団体

現地事務所

## 1 担当業務の概要

派遣先では、墨東病院で培った経験を活かし、感染管理と医療情報システム、経験者採用の教育、電子カルテの運用・整備について担当をしてきました。感染管理では、委員会を立ち上げるにあたり、必要と思われる検討事項、議事の提案、インフルエンザの予防接種、嘔吐処理セットの準備、消毒用アルコールの設置などを提案しました。さらに、感染にかかわる情報の提示と案内、勉強会資料の作成、マニュアルの整備や知識の付与に努め、職員の知識の定着と認識の統一を図ってきました。標準予防策、手指衛生については、悉皆研修として実践面も教育しました。



ふたば医療センター附属病院

医療情報システムにおいては、システム委員で個人情報管理において必要な個人のUSB、パソコンの取り扱いやカルテの不要閲覧に対する対応の取り決めに関して提案しました。今後は、墨東病院の資料をもとに『システムダウン時に関する訓練』を企画しています。また、医療・看護の標準化を図り、職員の負担を軽減するために、クリニカルパスの立ち上げを行うためにスタッフ、業者と共に準備を進めています。

経験者採用の職員向けの教育と、採用時ガイダンスと電子カルテ操作の評価表も作成しました。

また電子カルテにおいては、電子カルテが始めてのスタッフもいたため、操作についての助言や、業者と協議しながら経過表の修正や必要資料の挿入などを行いました。

その他、病棟運営に必要な帳票類の作成や整備を行っています。

## 2 苦労したこと、工夫したこと

マニュアルや病棟運営全てができ上がっているところで、一看護師スタッフとして働くつもりで支援に来てみたところ、一から作り上げる大変さを身をもって知ったことです。支援者は、東京、千葉、神奈川から来ており、それぞれが自部署で実施してきたことがそれぞれの常識となっています。福島県のスタッフと実施する方法や考え方の相違から混乱が生じ、スタッフ同士の認識の統一を図ることがとても困難と感ずることがありました。

さらに、伝えることの難しさも痛感しました。時にスタッフ同士で衝突することもありましたが、お互いが歩み寄りコミュニケーションを図っていくことが最大の工夫であると感じています。そして、墨東病院のマニュアルや資料を参考にすることで、ふたば医療センター附属病院に適した資料を作成するヒントとなりました。基本的なことは、場所が違って同じようにやるが必要であると感じています。



執務風景



## ◆看護事業

## 3 印象的なエピソード

こちらは9月には日が落ちるのも早く、日勤の後でも退庁時は暗くなります。猪が多く出没するという事で夜勤は車での通勤が通勤用件でした。そのため、自動車の運転免許取得のために、いわきにある教習所に通いました。免許取得まで、いわきより遠方から通っているスタッフもいましたが、嫌な顔をする事なく快く車に同乗させていただくなど、福島の方々の暖かさに触れとても嬉しかったです。また、ここ、富岡はスーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンターは1軒ずつしかなく11時から19時までしか店はやっていません。その他の店はラーメン屋が1軒、ガソリンスタンドも1軒しかありません。富岡からいわきまでの電車も1時間に1本もないような環境です。帰宅困難が解除されても、なかなか住民の帰還に結びつかない要因もありますが、そのような場所にふたば医療センター附属病院が開院された意味はとても大きなことであると思います。入院した患者さんに、東京から支援にきていることをお伝えすると「風評被害がある富岡によく来てくれたね。ここは、本当にいい病院だ」とお言葉をいただきましたとき、もっと富岡のために頑張りたいという気持ちになります。

また、印象的なエピソードとして、第一原発に視察に行く経験をしたことです。最も放射線量が高いところは、原子炉建屋付近であり、タイベックススーツの着用が必要ですが、それ以外は段階的ではありますが、放射線量が0.01  $\mu$ シーベルトと安全な場所が多くあることや、環境整備も進んでおり安全で清潔な印象でした。また、廃炉作業中に放射能が外に漏れ出たときを想定し、靴底に放射能を着けることのないよう靴を履かない空間が多くありました。放射能を外に持ち出さないために、靴下や専用内履きにはきかえるなどの配慮があり、靴下で入るコンビニエンスストアは初めての体験でした。廃炉作業のためにとてつもない苦勞をしている東京電力ですが、そこで働いている6割が福島県の方々と聞いて申し訳ないような複雑な心境になりました。また、放射線量が高く立ち入ることのできない町や村を車で通行すると、大勢の人の生活や人生が大きく変えられてしまった現状に胸が詰まる思いです。誰も住むことのない土地は、草木が生い茂り荒れ果てたコンビニエンスストアなどを眺めると、ここで様々な人生が息づいていたことを想像することに時間を要します。しかし、除染作業は日々進み、廃炉までに30年の時間を要するといわれていますが、福島は一步一步進んでいます。この一歩がやりがいにつながっていると感じています。

## 4 今後の都政に活かせること、活かしたいこと

今回、伝えることの難しさや、一から物事を決めることや組み立てることの難しさを学ぶことができました。今までは、すべてでき上がっている、物事が決まっている箱の中で働いてきましたが、このような環境の中で、リーダーシップを図るためにも協働しなければ、組織は成り立たないということを学ぶことができました。様々な環境や組織の中でリーダーシップを発揮していくことの重要性を知ることができたことは、大きな教訓であり今後の都政に活かしていきたいと考えています。



イノシシ目撃情報を  
まとめたマップ



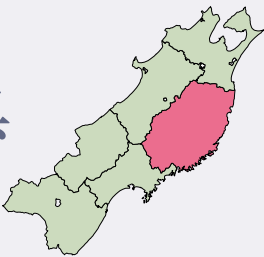
高く積まれたフレコンバッグ

◆復興計画等

復興計画等

復興局  
復興推進課

岩手県



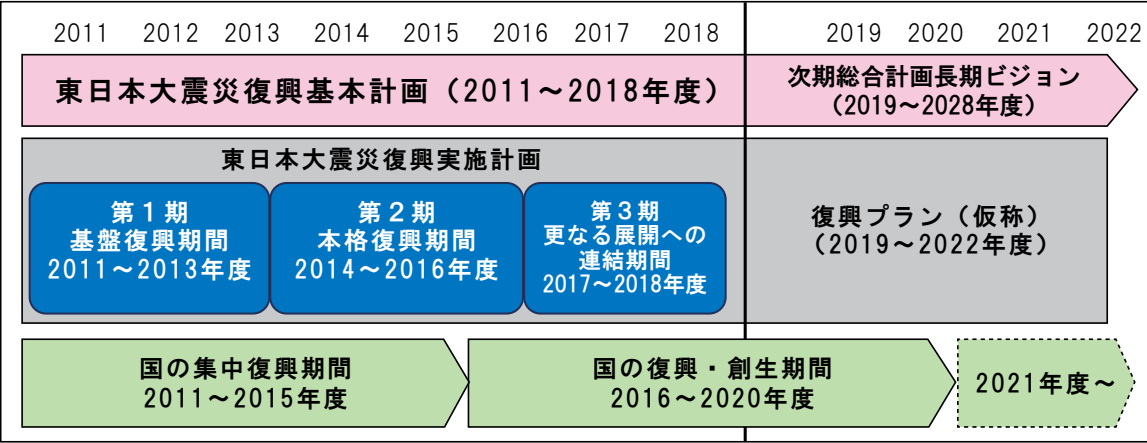
業務概要

東日本大震災津波発災から7年余経過し、復興の取組が進展し、被災者の意識、国の支援のあり方等復興のステージが変化している。そうした中で、関係部局、被災市町村及び国等と連携しながら、「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」に向けて、復興に向けた取組を推進する。

○組織の目的・役割

2011 年度からの東日本大震災復興基本計画の最終年度を迎え、市町村・県民・関係団体・企業・NPO・高等教育機関など県内外の多様な主体との連携の重要性がより高まっている。また、2020 年度までとされている国の復興・創生期間の3年目となる。

これまでの取組の成果を土台とし、交流を力に、多様な主体の連携と県民みんなの参画により、被災者一人ひとりの復興を成し遂げ、より良い復興につなげるため、若者・女性等の参画や、人やモノの交流の活発化、多様な主体の連携を重視しつつ、計画のマネジメントサイクルを回し、復興計画の重層的、多面的な進行管理を行い、施策の見直しや国等関係機関への働きかけをしながら、復興計画に基づく事業や復興特別区域法を活用した取組を着実かつ効果的に推進する。



○配置人員

| 所属    | 岩手県職員 | 応援職員 | 臨時職員 | 合計  |
|-------|-------|------|------|-----|
| 復興推進課 | 12名   | 5名   | 3名   | 20名 |

※応援職員は、都道府県（東京都3名、福井県1名）及び民間企業（1名）の職員

職員派遣  
(東日本大震災)

職員派遣  
(熊本地震他)

監理団体

現地事務所

## ◆復興計画等

## 岩手県

## 復興計画等

復興局  
復興推進課

竹ノ下 秀昭（教育庁）

林 翔太（水道局）

芳西 隼矢（主税局）

## 1 担当業務の概要

## ○委員会関係

岩手県では、東日本大震災津波により著しい被害を受けた本県の復興に関する事項を調査審議するため、岩手県東日本大震災津波復興委員会及び二つの専門委員会を設置しています。

平成 30 年度は 8 年間の復興計画の最終年度であり、次期総合計画における復興内容及び復興推進計画における議論がなされたため、例年より多い、年 3 回の開催により審議を行いました。

## ・岩手県東日本大震災津波復興委員会の運営

岩手県東日本大震災津波復興委員会は、東日本大震災発災 1 箇月後の平成 23 年 4 月 11 日に第 1 回が開催され、復興局最大の審議会として、震災復旧、復興の現状と課題分析に関すること、復興に向けた提言に関すること等、25 名の有識者によって、これまで 25 回開催されています。

委員やオブザーバー、知事等の庁内関係者との連絡調整を行い、資料の調製や議事録作成を行うなど、委員会運営に係る業務全般を担当しました。（竹ノ下）

## ・岩手県東日本大震災津波復興委員会総合企画専門委員会の運営

復興に向けて、津波防災を核としながらも、産業や県民生活全般にわたる総合的な面から検討を行う必要があるため、総合的な見地から行う復興に関する課題の調査に関すること、総合的な見地から行う復興に関する課題間の調整に関すること等、9 名の有識者によって、これまで 24 回開催されています。（竹ノ下）

## ・岩手県東日本大震災津波復興委員会女性参画推進専門委員会の運営

復興における女性参画の推進に係る観点から調査・分析・提言等を行うため、岩手県東日本大震災津波復興委員会内に 13 名の有識者からなる女性参画推進専門委員会を設置しています。平成 26 年度に設置され、これまでに 13 回開催されています。（林）

## ・復興推進委員会（国）に関する調整等

復興推進委員会は、復興大臣の主催により、復興のための施策の実施状況を調査審議し、必要があると認める場合に内閣総理大臣に意見を述べることを目的として、復興庁に設置された委員会です。委員として、被災 3 県の知事が任命されており、岩手県からの報告事項の調整及び資料作成、当日の知事のアテンドなどを担当しました。（林）

## ○調査関係

岩手県では、各種調査を通じた復興の取組状況や課題等の分析により、復興計画の重層的、多面的な進行管理を行うことで、取組を着実かつ効果的に推進しています。

## ・岩手県の東日本大震災津波からの復興に関する意識調査（復興意識調査）

県民 5,000 人を対象に、復興事業の実施状況や進捗に関して、県民がどの程度重要だと感じ、どの程度復旧・復興を実感しているか等を把握する「復興意識調査」を年 1 回実施しています。本調査の実施にあたり、委託業務の契約に関する事務や、公表資料の作成を担当しました。（林）

## ・いわて復興ウォッチャー調査

年 2 回、被災地域に居住または就労している方、153 名を対象に「生活の回復に対する実感」、「地域経済の回復に対する実感」、「災害に強い安全なまちづくりに対する実感」について定点観測的調査を行い、東日本大震災津波からの復興感の把握に取り組んでいます。

本調査は復興計画の進行管理ツールの一つとして実施されており、次期総合計画における復興内容及



び復興推進計画において反映されている。本調査の実施にあたり、対象者との連絡や協力者である大学との連携調整、さらに数値集計や公表資料作成を行いました。(竹ノ下)

#### ・県の取組の進捗状況、復興の進展を把握するための調査・確認・把握

岩手県の計画である復興実施計画の進行管理のツールとして、様々な調査をしておりますが、その中でも、以下の公表資料の作成、取りまとめ等の業務を行いました。

- ・「主な取組の進捗状況・いわて復興インデックス」(A4、60頁)
- ・「復興実施計画の施策体系・事業に基づく進捗状況」(概要版A3、1枚)

どちらの資料ともに、各部局に照会をし、公表に向けて作業を進めました。新聞に掲載されたり、議会や委員会の資料にもなるので、責任とやりがいのある業務でした。(芳西)

#### ○復興交付金関係

岩手県では、東日本大震災・津波被害からの復興を進めるため、復興交付金を活用し、地域づくりに不可欠な基盤整備に取り組んでいます。

#### ・復興交付金に係る国費出納事務

復興交付金は、復興交付金事業計画を作成し、内閣総理大臣に提出することにより交付されます。事業計画に基づく復興交付金の配分要求や、復興交付金基金への積立、各事業ごとの振替処理などの出納処理及び交付金の要求を行う各省庁との交付金運用状況等の調整業務を担当しました。(林)

#### ・復興交付金効果促進事業（市町村実施分）の審査事務（年間約70件）

各市町村が事前に岩手復興庁（国）と事前に調整を行った上で、県に効果促進事業の申請書を提出します。その申請書について、審査を行うのが主な仕事です。書類を確認し、誤り、気になる点などがあれば、市町村にその都度確認しています。(芳西)

#### ○被災者・被災事業者支援関係

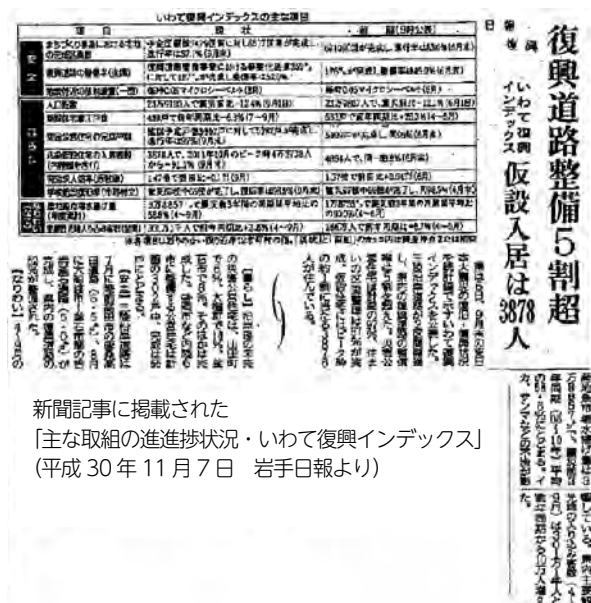
#### ・復興特区（復興推進計画）の管理・運用

岩手県では、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興推進計画を6つ策定しており、新規認定・変更認定に向けた国・市町村との連絡調整等を担当しました。また、県内市町村の策定している26の復興推進計画についても、取りまとめを行うなど、市町村連携を行いました。なお、県の策定している復興推進計画は、以下の通りです。

- ①岩手県保健・医療・福祉復興推進計画
- ②岩手県産業再生復興推進計画
- ③岩手県確定拠出年金特区に係る復興推進計画
- ④岩手県応急仮設建築物復興特区に係る復興推進計画
- ⑤岩手県公営住宅復興特区に係る復興推進計画
- ⑥被災者向け優良賃貸住宅の特例に係る復興推進計画（竹ノ下）

#### ・「新しい東北」連携推進協議会

復興庁の事業として、被災地自治体、民間企業、大学、NPOなどの多様な主体が、「新しい東北」（各地域の各々の課題を解決し、自律的で持続的な地域社会を目指す取組）を支援するため、多様な主体間で



新聞記事に掲載された  
「主な取組の進捗状況・いわて復興インデックス」  
(平成30年11月7日 岩手日報より)

## ◆復興計画等

の情報共有の場を提供しています。岩手県においても、連携推進協議会委員として参加するだけでなく、いわて三陸復興フォーラムの開催連携を行うなど、国や市町村とともに被災地の課題解決に取り組み、担当として連絡調整を行いました。（竹ノ下）

## 2 苦労したこと、工夫したこと

担当した業務で特に苦労したのが、岩手県の内部組織である「女性参画推進専門委員会」と国の組織である「復興推進委員会」の運営業務です。どちらも復興に関する現状や課題を実地に調査するために現地調査を行ったのですが、東京都約7個分の広大な面積を持つ岩手県では、沿岸市町村への出張は想像以上に大変です。

沿岸部で活動する事業者の方などに現地調査での意見交換を依頼するための事前打合せや、当日のバスの駐車場所など、細かい確認作業を綿密に行うため、朝一で県庁を車で出発し、帰庁時間ギリギリに戻るところには疲労困憊でした。特に赴任当初は道もわからない上に、日々進む復興工事のためカーナビも意味を為さず苦労しました。

また、岩手県では、委員会や現地調査などを行った場合、原則翌日に知事への業務報告として開催結果の概要報告を行います。金曜日開催の場合など、夜までに終わらず休日出勤で作業することもありました。特に国の復興推進委員会では1泊2日、計6時間のバス移動で沿岸市町村を回る強行軍でした。苦労した分、当日の資料作成など、調整に協力していただいた関係者の方にはとても感謝しています。（林）

復興分野の進捗管理は、部局横断的な業務であるため、他部局に照会しながら、仕事を進めることが多いです。このような庁内調整業務は、所属元ではあまり経験したことがない業務であったため、思っていた以上に円滑に業務が進まなくて苦労しました。一つの資料を作成するに当たって、部局から集めたものを取りまとめて貼り付けるだけでは良いものは完成しません。部局から集まったものを取りまとめた上で、詳細な説明を求めたり、部局間で文言の調整をしたりなどしました。

照会する前に議会や委員会、庁議などの日程を把握して、余裕を持ったスケジュールに設定することを意識しました。その結果、照会締切後の作業を円滑に進められるようになりました。（芳西）

## 3 印象的なエピソード

担当業務として行った、復興意識調査の契約事務がとても印象に残っています。

当課は契約に関する事務を全て担当が行っており、入札公告や入札当日の開札等も行います。初めての業務で準備も大変でしたが、当日落札者が出ず不調になってしまったため、対応に非常に困りました。これまで不調になったということを知っていなかったので楽観的に構えており、不調時のことを本格的に想定していなかったため、入札主管や出納主管、調査統計や管財関係の部署まで、多くの部署に問い合わせ対応を協議することになりました。

岩手県は広大な面積を持つ反面、職員数が少なく（H 30年の一般行政職員は4,350人）、各部局間異動が多いため、様々な部署を経験することで一人ひとりの知識量が豊富な少数精鋭体制となっています。そういった方々に支えられ、無事に契約にこぎつけることが出来ました。

今回のことで、あらゆる事態を想定して業務にあたることや、様々な方面にアンテナを張り業務の幅を広げることの重要性を学びました。東日本大震災という未曾有の大災害を経験したからなのか、県民性なのかはわかりませんが、岩手県の方は困難に直面している人をなんとかしたいという気持ちが強いように思います。今後、同じように困難に直面している人にアドバイスが出来るよう、精進していきます。（林）

最も印象的なことは、岩手県の方々の温かく優しい人柄です。被災者の方々と直接会話する機会もあり、「我々のためにわざわざ岩手まで来てくれてありがとう」という言葉をたくさんいただきました。また、地元の歴史、伝統、文化、祭り、素敵な場所、素敵な人々、美味しいものなど、多くのことを教えてくださったことが何よりも印象的です。

業務については、今年度、県庁内での調整が中心でしたが、常に被災者のためと想い続け、仕事をできたことは、非常に大きな経験となりました。自らが調整した委員会や集計・発表した調査がテレビ放送され、記事になり、被災者をはじめ県民の皆様が注目していただけたことに、緊張感がありつつもやりがいを感じながら業務遂行することができました。（竹ノ下）

## 4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

「幸福は単なる物質的・経済的な豊かさだけではない様々な要素から成る。」岩手県では、「幸福度」に着目し、「岩手ならではの生き方」や「人のつながり」等の豊かさに着目した指標を用い、今後10年間の次期総合計画（長期ビジョン）を策定しています。たしかに県内総生産で圧倒的トップの東京都ではありますが、他県に比べて圧倒的幸福かと聞かれれば、個人的に回答に窮してしまう実情があります。実際、岩手の方々からは自然との触れ合い方やみんなで寄り合うことの大切さなど、様々な豊かさの形があることを教えていただきました。ぜひ、この経験や体験を、都政においても、思いやりのある社会づくりに活かしていきたいと思います。また、東京都の中でも町村部や島嶼部は特に共通する面が多いと感じたため、都民の幸福について、都民に合う形を模索し、さらに深めていきたいです。

最後に、岩手県職員の方々の派遣職員受入体制に加え、職員一人一人の意識や姿勢は見習うべきところが多々ありました。岩手県職員の仲間として受け入れてくださったことに対して、深く感謝申し上げます。また、派遣生活を支えてくださった派遣元の皆様、岩手で共に汗を流した派遣職員のメンバーに、心から感謝しています。今後、東京都が首都直下地震等の大災害に見舞われた際は、復興の即戦力として行動することはもちろんですが、岩手県の皆様からの学びを活かし、どんな時も各方面からの支援に対して、笑顔で感謝の言葉をかけることのできる都職員でありたいです。（竹ノ下）

一番印象に残っていることは、宮古市田老地区で学ぶ防災ガイドを受けた時のことです。田老地区では、東日本大震災の前から防潮堤が造られていたが、200人近い死者・行方不明者が出ました。そこで、ガイドさんが言っていたのは、防潮堤や避難路などのハード面が進んでいたとしても、人間の避難する意識などのソフト面も大事だということです。

行政を担う職員としては、成果に見えやすいハード事業を進めるだけでなく、そこに暮らす人たちが防災の意識を持ち、災害が起きた時に被害を最小限に留めることができるような取組みも考えていかなければならないと思います。（芳西）



（赴任初日の激励式、復興局派遣職員＋α：前列右から3番目が林、後列右から3番目が竹ノ下、右から4番目が芳西）



（さんさ踊り当日、復興局メンバーの写真：後列一番右が竹ノ下、右から4番目が芳西、一番左が林）

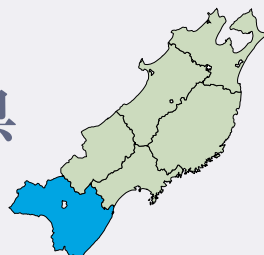


## ◆復興計画等

## 復興計画等

企画調整部 避難地域復興局  
避難地域復興課

福島県



## 業務概要

避難地域復興課は、東日本大震災に伴う原発事故によって避難指示区域等が設定された市町村の帰還や復興を支援することを目的に、平成24年4月に新設された組織である。

総合調整担当、復興推進担当、帰還支援担当、市町村駐在員により構成され、東京都からの自治法派遣職員2名を含む18名（駐在員2名）が所属している。

震災から8年が経過し、居住制限区域や避難指示解除準備区域の大部分が解除されるなど、復興は着実に進んでいる。

しかし、今もなお、帰還困難区域を有し、住民が一人もいない町が存在するなど、4万人を超える方々が避難生活を余儀なくされている。

被災された方々が1日でも早く、故郷に戻り、安心して暮らせる生活を取り戻せるよう、当課では、市町村のニーズに耳を傾け、また、広域的連携が必要な事項を把握し、帰還環境の整備に向けた関係機関との調整等に取り組んでいる。



## 福島県

## 復興計画等

企画調整部 避難地域復興局  
避難地域復興課刀根 稔樹  
(総務局)(東日本大震災)  
職員派遣(熊本地震他)  
職員派遣

監理団体

現地事務所

## 1 担当業務の概要

## (1) 福島再生加速化交付金業務

福島再生加速化交付金（帰還環境整備）は、原発事故による避難住民の早期帰還促進や地域の再生加速化を目的として、県や避難市町村等を対象に国が財政支援を行う制度である。（年間予算額約 830 億円）県事業に本交付金を活用するための国との折衝や庁内調整、予算編成、議会や委員会での質問対応業務等を行った。

また、避難 12 市町村との意見交換や県庁内での改善要望を受け、復興の進度に応じて変化する被災地でのニーズと本交付金制度とのギャップを埋めるための制度改正について、国へ要望を行った。

## (2) 政府予算対策（復興関連予算）

福島県では、国の予算概算要求（8 月末）及び概算決定（12 月末）のタイミングに合わせ、復興財源を確保するために知事による国への要望活動を行っている。

国に対して福島県の要望を訴えかける「ふくしまの復興・創生に向けた提案・要望（6 月）」、「復興庁一括計上予算要求（7 月）」、「ふくしまの復興・創生に向けた緊急要望（11 月）」において、局内調整や要望書作成、各省庁との連絡調整など、要望活動に関する準備から当日対応までの一連の業務を担当した。



知事による「ふくしまの復興・創生に向けた提案・要望」  
(平成 30 年 6 月)

## (3) 特定復興再生拠点区域復興再生計画関連業務（双葉町・富岡町）

帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」が定められており、当該区域内における除染やインフラ整備を進めていく上での課題等を共有し、解決に向けて話し合うための会議に参加する。

会議参加に向けて、庁内担当部署に対し、必要資料作成依頼や出席等を調整し、当該計画を推進させた。

## (4) 被災市町村との連絡調整等

原発事故に伴い帰還困難区域を有する双葉町及び富岡町の担当として、両町における課題を把握して素早く局内に共有を行った。

また、両町から復興関連の課題等に対して相談を受ける度に、庁内関係部署や国と話し合うなどの調整をし、課題解決のための取組を行った。

さらに、両町が実施する復興関連イベントに参画するなど多岐にわたる業務を行った。

## ◆復興計画等

## 2 苦勞したこと、工夫したこと

- (1) 着任当初の4月初旬から、国への要望対策担当として避難地域復興局全体を取りまとめる業務を行ったが、正直、「福島では今、何を必要として国に対して何を要望するのか」という実情が全く分からず手探りでやるしかなく戸惑った。

しかし、上司や同僚、庁内関係者等に対して、派遣で来たばかりなので分からないことは分からないと正直に伝え、分からないことを誤魔化さないよう確実な情報収集と内容把握に努めるようにした。

- (2) 福島再生加速化交付金業務において、震災から8年目、復興創生期間（平成32年度まで）の折り返しを迎えており、今まで認められていたものが認められなくなるなど、復興が進むに連れて生じる課題もあった。

そこで、国、関係庁内部署・市町村と集まり、課題解決のための話し合いを何度も重ねた。時には熱く激しい議論になったり、堪える場面などもあったが、最後まで諦めず信頼関係を築くことで協力が得られ、難しい局面も乗り切ることができたと感じている。



被災地域にて圃場整備（農地整備）の現場視察  
（平成30年10月）



被災地域にて大豆の作付の説明を受けている。  
（平成30年10月）

## 3 印象的なエピソード

- (1) 着任して間もなく、自身が担当する双葉町及び富岡町に現場確認に行った際、東日本大震災当時のままである町の風景を目の当たりにして衝撃を受けたことを覚えている。倒壊したままの家屋や荒れ果てた町内、避難した当時のままの病院や学校等。

ある程度、復興が進んでいると知った気になっていた自分を反省し、自分にできることはしっかり全うしようと感じたことを覚えている。

- (2) 福島には、妻と子供（赴任当初は1歳4ヶ月）で来させていただいており、毎週末、福島県を初め東北の観光地や温泉、果物狩り等に出かけた。また、福島の魅力を伝えたいと思い、自身のInstagramで毎週のようにプチPRを勝手に行っていた。

そのうち、県職員の方々から、「今度の休みどこの温泉がお勧め？」など聞かれるようになった。

福島をとにかく楽しみ、また、その地に足を運び少しでも復興に繋がれようと思い行動していたことで、県民の職員の方からそんな風に言われるようになり、自分が福島県民の仲間入りが出来たように感じ嬉しかった。

派遣後も福島には何度も来たいと思っている。



## 4 今後の都政に活かせること、活かしたいこと

### (1) 現場感覚の視点

自身が所属する避難地域復興課は、幹部職員も含め全員、避難市町村の課題やニーズを把握するため常にアンテナを張っている。

市町村の意見をしっかりと受け止め、やれる理由をまず考えてみる。現場を確認し、何故必要だと言っているのか、自身の目で確認し、生きた情報を仕入れる。

こうして、課題解決に向けて取り組み、前進させることが出来た事例もあった。

都においても都民の意見に耳を傾け、常に最前線で働いている「現場」の視点を忘れずに業務に取り組みたい。

### (2) フラットな組織体制

県庁ではフラットな組織体制が根付いており（係制が廃止されて15年経過）、担当職員と管理職層との距離が近い。

そのため、伝えるべき情報の伝達スピードが速く、また、上下関係問わず互いの議論が繰り広げられやすくなっている。

これにより一番詳細な情報を持っている担当職員が管理職層に生きた情報を伝えやすく、迅速で正確な意思決定に寄与しており、また、担当職員の責任感向上に繋がっていると感じた。

都においても、このような組織風土を参考に、限られた人員で最大限の成果を出すため、スピード感や組織の一体化を実現させる工夫をしていきたいと思う。



自身が所属する避難地域復興局の皆さんと  
「とみおかロードレース大会」に参加（平成30年9月）



都派遣仲間と尾瀬へ（平成30年9月）

## ◆復興計画等

## 福島県

## 復興計画等

企画調整部 避難地域復興局  
避難地域復興課岡 幸穂  
(環境局)

## 1 担当業務の概要

避難地域復興課では、基本的に直接事業を担当するのではなく、避難 12 市町村の復興推進・帰還支援に関わる様々な企画・調整を行っている。そのため私自身が担当した業務も、国や市町村等の幅広い関係者との連携を要するもので、例年には無い新しい業務も多かった。

主な担当業務は、以下のとおり。

## 1 鳥獣被害対策の調整

県自然保護課と連携し、避難地域の広域的な鳥獣被害対策を推進した。避難地域では、長期的な住民不在により特にイノシシの被害が拡大し、対策が求められている。昨年度から行っている市町村職員向けの研修会等に加え、今年度は派生的な試みとして、島根県から専門家を招聘し、人口減少に対応した地域づくりに関する講演会（川内村との共催）も開催した。

## 2 復興庁からの照会への対応

復旧・復興事業の進捗状況等に関する復興庁からの照会に対応した。これは、2020 年度末に復興・創生帰還が終了することに伴う新規の業務であり、回答の取りまとめといった事務を担当した。

## 3 川内村との連絡調整

川内村の県駐在員と連携し、村の情報収集や連絡調整等を行った。避難地域のうち 11 市町村には県駐在員が配置されており、当課の係員がそれぞれ 1～3 市町村との連絡調整を担当している。業務は各市町村の状況に応じて多岐に渡るが、定期的な業務としては、村の最新情報をまとめた議会用資料の作成や、村のプレスリリースを県政記者クラブに提供する「投げ込み」などを行った。なお、川内村は例年、都派遣職員が担当している。



<研修会でイノシシ侵入防止柵を設置する様子>

地域づくり講演会 in 川内村

## 人口減少と高齢化に対応した地域の仕組みづくり

～安心して暮らし続けるための支え合いの仕組み～



講師 鳥根泉中山間地域研究センター  
地域研究スタッフ 主席研究員  
**有田 昭一郎**氏  
熊本県出身  
鳥取大学農学部総合大学院博士課程修了  
主な研究分野は、コミュニティ組織づくり(支え合いの仕組み、定住)、住民組織による経済事業、地域経済開発、子育て世帯の家庭・教育・働く条件等

**入場無料**

日程 2018年 12月16日 (日)  
時間 15:00～17:00  
会場 川内村コミュニティセンター  
対象者 村議会議員、行政區長、社会福祉協議会、民生委員、婦人会、商工会、老人クラブ、鳥獣対策職員等の皆様

**講演会内容** 鳥根泉で取り組まれている、より少ない担い手で地域に暮らし続けることを支える仕組み「小さな拠点」の事例を通じ、様々な地域課題に対応していくために地域や行政に必要な事項を考えています。

お問い合わせ: 川内村総務課、福島県避難地域復興課  
TEL 0240-38-2111、024-521-8436  
FAX 0240-38-2116、024-521-8369  
主催: 福島県、川内村

<川内村での地域づくり講演会チラシ>



<上記講演会の様子>

## 2 苦労したこと、工夫したこと

市町村に依頼ごとをする際に、どれだけその負担を軽減できるかが、一番悩んだ点であった。当課では、業務上、市町村に打合せや照会等の依頼をすることが多々ある。しかし、市町村では、限られた人員で震災以降急増した業務に対応しており、職員の方々はかなり多忙である。名刺を拝見すると、いくつも兼務の職名が書かれており、当初はかなり驚いた。業務でやり取りのあった方が体調を崩して長期療養されることもあり、依頼はただ右から左へ流すのではなく、窓口として極力整理してからお願いするようにするなど、少しでも負担軽減につなげられるよう、工夫しなければならぬし頑張ろうと思った。

## 3 印象的なエピソード

出張の帰りなどに、上司や係員の同僚が、様々なキースポットに連れてってくれたことが、非常に良い経験になった。震災遺構や整備中の現場を見学することはもちろん、職員がよくいくおいしいお店なども教えていただき、地元に馴染んでいく感覚が得られて嬉しかった。百聞は一見にしかずという言葉のと



## ◆復興計画等

おり、やはり現地に行くことで様々なことを吸収できたように思う。

また、県職員の方々には私生活でも大変お世話になった。当課職員が、県職員や福島で復興関連の業務に携わっている省庁職員（復興庁や環境省、内閣府等）などを集めた BBQ を開催してくださり、そこで組織の垣根を越えて様々な方と交流を深めることができた（写真参照）。ここでの御縁が、その後も一層交流の輪が広がっていくきっかけとなり、大変感謝している。「先に砕けた場で出会っておくと、その後仕事で会った時に格段に仕事がしやすい」とその場で出会った方が言うっており、まさにその通りだと学んだ。

最後に業務に関して、最初は右も左も分からなかった状態が、次第に主体的に取り組めるようになったことも嬉しい経験だった。分からないことがある時に、どこの誰に聞けば解決するのかが分かるようになるだけでも、ずいぶん仕事がかどることを実感した。今年度二期目に入られた内堀知事が、その初日の訓示で、いかなる業務でも「シンカ（新化・進化・深化）」できるとおっしゃっていた。何か少しでも業務が進められると、少しでも復興の一助になったのではないかという感覚が得られ、それは被災地ならではの経験だったと思う。とてもやりがいを感じた。



<様々な組織の方が集まった BBQ の様子>

## 4 今後の都政に活かせること、活かしたいこと

### ① 物事を俯瞰的に見る視点

当課では、企画・調整部署として、避難地域や県庁組織全体を見渡した政策判断が求められている。管理職や主任主査（都の課長代理級）はもとより、それ以下の係員であっても、「何が避難地域全体にとっての利益になるのか」「県は組織としてどう関われるか」という視点で判断をしていることが非常に印象的だった。福島に来るまでは、私は自分の担当の仕事しか見えていなかったが、今後は、都全体や組織全体のことを考え俯瞰的な視野を持つように心がけたい。

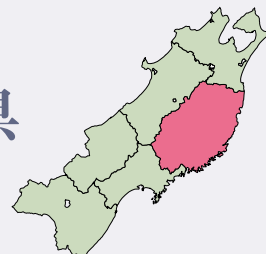
### ② 徹底した情報共有

福島県では、管理職と係員の情報共有が非常に徹底されていると感じた。会議出席者の調整や打合せ議事録等でも逐一簡易決裁を取るため、最初は戸惑いを感じたが、少しでも懸案事項があるとすぐに管理職に相談することができ心強かった。特に当課では避難地域の課題が非常にセンシティブな問題であったため、情報共有の重要性を学んだ。今まで私は管理職に対して距離を感じがちであったが、今後は都に帰ってからでも気負いし過ぎずに情報共有を図っていきたいと思った。

## 用地取得

沿岸広域振興局  
土木部用地課

岩手県



### 業務概要

#### 【組織の目的・役割（沿岸広域振興局土木部）】

沿岸地域の設計図となる「復興基本計画」及びそれに基づく「復興実施計画」の着実な実現に向けて、沿岸地域に生活する地域住民一人ひとりに寄り添いながら、現場の総力を挙げて復興を成し遂げることを部の目的としています。

#### 【組織の管轄地域・規模・仕事内容】

沿岸広域振興局は、岩手県の沿岸市町村のうち、釜石市をはじめとする4市4町1村を管轄しています。

沿岸広域振興局土木部では、このうち釜石市・大槌町を担当し、その他市町村は岩泉・宮古・大船渡の各土木センターの担当です。土木部の人数はプロパー・任期付が48名、非常勤・臨時職員が15名、派遣職員が9名で構成されています（人数は執筆時）。

所属する用地課は、釜石市・大槌町で岩手県が施行する次の事業に係る用地測量、用地の取得及び補償業務を用地課長以下7名（うち東京都派遣は1名）で担当しています。

- 道路・河川・港湾などの災害復旧、復興道路整備、砂防・急傾斜地崩壊対策、災害公営住宅など土木部所管事業
- 漁港海岸災害復旧事業（水産部を兼務）



沿岸広域振興局の本局庁舎。  
他にも支局として、岩泉・宮古・大船渡にも庁舎があります。

職員派遣  
（東日本大震災）

職員派遣  
（熊本地震他）

監理団体

現地事務所

## ◆用地取得

岩手県

## 用地取得

沿岸広域振興局  
土木部用地課袴田 佑矢  
(建設局)

## 1 担当業務の概要

東日本大震災発生から7年間が経過し、その間のプロパー職員・派遣職員の奮闘により震災復興関係の用地取得は概ね完了しています。私の担当業務は下記のとおりです。主として、残余の用地取得と移設補償・借地対応・財産整理です。

- 主要地方道釜石遠野線の災害防除事業に伴う用地取得
- 安渡橋橋梁災害復旧事業に伴う用地取得
- 一般県道吉里吉里釜石線の地域連携道路整備事業に伴う移設補償等
- 片岸海岸河川等災害復旧事業に伴う借地対応等
- 箱崎漁港海岸災害復旧事業の防潮堤建設に伴う用地取得
- 白浜（鵜）漁港海岸災害復旧事業に伴う用地取得等
- 両石漁港海岸災害復旧事業に伴う移設補償等
- 二級河川鵜住居川の河川等災害復旧事業に伴う借地対応等



復旧工事中の片岸海岸防潮堤。復興も大詰めを迎え、急ピッチで作業が進んでいます



今年7月に行われた三陸沿岸道路（釜石）行政代執行の1コマ。筆者も記録班として参加。地権者が竈城したため、当初の予想に反し難航しました。

## 2 苦労したこと、工夫したこと

私の派遣元局は建設局ですが用地未経験だったため、配属先を聞いたときは正直戸惑いました。しかし、県の研修体制が整備されていること、職場の雰囲気が良く周囲に相談しやすい環境だったことから、楽しく業務にあたることができました。

若干苦労した点は、派遣職員間の引継ぎが円滑に行われなかったことです。具体的には、必要な測量作業が引継ぎから漏れていた、前任者が複数の関係人から書類に実印を押していただいたが実はもう1枚押印が必要な書類があった等です。どこの職場でも起こり得ることかもしれませんが、周囲の派遣職員に聞くと他部署でも引継ぎ漏れによるトラブルが多々発生しているとのことで、全般的にかなり多い印象を受けました。

この理由としては、被災自治体には東京都をはじめ全国の自治体から職員が派遣されているものの、原則1年で交代することから、毎年担当者が交代している状況があると思います。もちろん口頭や文書での引き継ぎは行いますが、頻繁に引継ぎを行う分、必要な情報が抜け落ちるリスクが高くなるように感じました。対策としては、現状の1年毎に異動させる体制から、通常の異動と同じように2年間は同じ部署に配属するという体制に切り替える必要があるかもしれません。



### 3 印象的なエピソード

釜石市橋野にある土地を、県が事業用地として取得しようとしたところ、抵当権がかかっています。その抵当権は大正時代に設定されたもの(いわゆる休眠抵当)であり、抵当権者はかなり以前に亡くなっています。県が用地取得するためには抵当権を抹消する必要があるため、抵当権者の相続人 20 名から抵当権抹消承諾書をいただくことになります。大部分は郵送や電話で片付きましたが、最後に残ったのが千葉県と埼玉県の相続人でした。岩手県、とりわけ釜石から行くとちょっとした旅行になりますが、何度か現地訪問を実施した結果、千葉県の方からは承諾書をいただくことができました。その際に相続人の方から「自分が見たこともない土地について、郵送や電話で書類に実印を押してほしいと言われても抵抗があったが、わざわざ岩手から来てもらったおかげで不安が解消した。」と言われ、当たり前のことですが現場へ行くことの重要性を再認識しました。本稿執筆時点(平成 30 年 12 月中旬)では、残念ながら埼玉県の方からは承諾書をいただけておりませんが、近いうちに再度現地訪問を実施して、年度内に抵当権の抹消→事業用地の取得という成果に結び付けたいと考えています。



橋野の事業用地です。落石等を防ぐため、法面防護工を予定しています。

### 4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

地方公務員の性格上、自分の自治体の外に出て仕事をする機会は、そうそうありません。被災地で働くということ自体が良い刺激になりますし、岩手県職員を始め、様々な自治体等の職員と働くことで多様な考え方に触れることができます。それにより、(良い意味で)一歩引いた視点から東京を見ることができるようになれば、今後の仕事でも役立ってくるかと思います。

最後になりましたが、外部で勤務する機会を与えてくださった東京都、温かく迎えてくださり様々な経験をさせていただいた岩手県、そして公私両面にわたり楽しく交流させていただいた他の派遣職員の皆様に厚く御礼申し上げます。盛岡・釜石で各 1 年の計 2 年にわたり、充実した時間を過ごすことができました。

本当にありがとうございました。



三陸の冬の名物といえばカキです。これは山田町のカキ小屋で、震災後しばらくぶりに再開したもの。食べ放題で 40 分 3,000 円とコスパは良好です。



岩手の象徴、岩手山の山頂(2,038m)にて。東京・千葉・埼玉・福井派遣職員の混成チーム。都内外の派遣職員との交流も大きな魅力です。



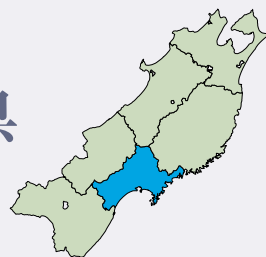
内陸部の西和賀町で「スノーバスターズ」という雪かきボランティアの際に撮影。岩手県は全域が豪雪地帯ですが、同町は特別豪雪地帯に指定されています。

## ◆用地取得

## 用地取得

土木部 仙台土木事務所  
総務部用地第一班

## 宮城県



## 業務概要

仙台土木事務所は、県庁のある市中心部から東北東3km程の場所に位置し、6市7町1村内（仙台市・塩竈市・名取市・多賀城市・岩沼市・富谷市・亶理町・山元町・松島町・七ヶ浜町・利府町・大和町・大郷町・大衡村）の国道（286号、346号及び457号のみ。ただし、仙台市内を除く。）、県道（仙台市内を除く。）、河川（1級、2級（国管理部分を除く。））及び砂防・急傾斜施設等の整備・維持管理や建築確認等の業務を行っています。

所管区域の面積は1,649km<sup>2</sup>（東京23区の約2.6倍）で県土面積の約23%、人口は1,507千人で県総人口の約65%を占めており（平成30年3月31日現在）、一つの事務所としては、広範なエリアを所管し、多くの人口を抱えています。そのため、仙台土木事務所の事業は、管内のみならず県全体の復興にも大きな影響を持っています。

管内の災害復旧事業の進捗率は、箇所ベースで着手率約99%、完了率約96%（平成30年9月末現在）と県内沿岸を管轄する事務所の中では最も復興が進んでいます。

仙台土木事務所全体の職員数は160名おり、その内17名（平成30年11月1日現在）が他自治体からの派遣職員で北は山形県から南は沖縄県まで、1都11県から職員が集っています。



私の所属する用地班は「河川・海岸・砂防」「道路」「街路・公園」で担当を分けた三班構成で、26名の職員が所属しています。業務内容は、事業用地の取得に係る事務で、主に補償金額の算定や用地交渉・契約等を行っています。

宮城県

# 用地取得

土木部 仙台土木事務所  
総務部用地第一班

山田 領  
(主税局)

職員派遣  
(東日本大震災)

職員派遣  
(熊本地震他)

監理団体

現地事務所

## 1 担当業務の概要

私が担当したのは、二級河川七北田川河川災害復旧事業、一級河川名取川水系北貞山運河河川災害復旧事業、花渚浜海岸災害復旧事業、菖蒲田浜海岸災害復旧事業及び松ヶ浜海岸災害復旧事業です。

上記事業では、河川堤防や海岸防潮堤を整備しており、私の所属する用地第一班では主に堤防の敷地となる土地を取得します。その内、私は主に官公庁の所有する土地の取得を担当しました。



菖蒲田浜海岸防潮堤（平成 30 年 3 月完成）



一級河川名取川水系北貞山運河（工事中）



## ◆用地取得

## 2 苦労したこと、工夫したこと

過去の資料や情報が十分に整理されていないことで苦労をしました。未曾有の大災害からの復興業務で大変な混乱の中、業務が行われていたのだと改めて実感しました。

なかでも特に苦労をしたことが、一度合意形成されていたはずの案件が反故になってしまったことです。本来、事業用地の測量図面等は関係者同士が立会や綿密な打合せを行い、合意をした上で作成されます。そのため、既に完成している測量図面等を信用して業務を進めていたところ、測量当時の復命や記録が未整備だったところに、当方の工事担当者や相手方の担当者が入れ替わったことで、当時合意に至った経緯がわからなくなり、完成している測量図面等では承諾を得られないというトラブルがありました。それによって、改めて隣接地との土地境界の確認や測量図面の修正までしなければならなくなりました。

このような経験から、担当業務の進行管理や記録作成を徹底するようにしました。単年度で終わる事業は少ないため、全ての案件で引継ぎを行うことを前提に、打合せや電話記録は当然のことながら、立ち話のような些細な内容に至るまでメモに残すなど、どのような約束や経緯を経て、現在に至っているのかわかるように常々業務の整理を行うように意識しました。また、そういった記録をプロパー職員だけでなく相手方とも共有することで、後から言った言わないでトラブルになることを回避することも意識しました。

## 3 印象的なエピソード

一度、民有地の買収を担当したときに、地権者の方から感謝の言葉をいただいたことです。

私が担当した民有地の案件は、対象地が国土調査の行われていない地区にあり、現場の土地境界も判然としないために、土地所在が不明というものでした。そのため、確認作業等に何年も時間を要してしまい、地権者の方は交渉がなかなか前に進まないことにとっても不安を感じていたそうです。それが、私が担当した年によく話が動き出し、交渉も調い、最後に補償金の精算についての話をしていた際に「ずっと前から話は出ていたのになかなか交渉が進まずどうなるかと思っていたから、ようやく整理がついてほっとしましたよ。素早い対応本当にありがとうございます。」とお言葉をいただきました。

私の想像では、用地買収とは、地権者の方からすると一方的に財産を奪われるような印象を持たれ、疎まれる業務だと思っていました。ところが、その想像とは裏腹に、買収に快く応じていただいた上に、感謝までしていただけたことに、大変驚くとともにとても嬉しく思ったことを覚えています。

## 4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

この一年、復興業務に携わる中で、特に対外的な交渉・調整能力が培われたと思っています。

私の担当地区は、東日本大震災による津波被害で、土地の大部分が原型を失った地区でした。その上、仙台市内は国土調査が未了ということもあり、従前の土地境界を復元する明確な根拠がない場合がほとんどでした。そのため、法務局に備え付けられている登記簿や公図、役所の道路台帳や古い境界確定図等種々の資料や、現地に残っている構造物等を頼りにしながら、土地の境界を決めていかなければなりません。

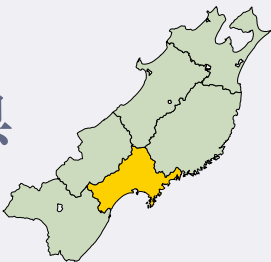
しかし、土地境界を決める交渉は財産に関わるものなので、明確な根拠がなければ地権者や自治体等の承認を得ることは容易ではありません。一方、平成32年までと定められた復興期間の期限は確実に迫っており、スピード感をもって事業を推進していく必要があります。したがって、短期間で着実に相手方の承認を得ていくため、用地交渉にあたっては、綿密な事前調査の上で、しっかりとした理屈や正当性を持って毅然と説明・交渉を行っていました。

こういった地道な作業を繰り返し、相手方と何度となく交渉や調整を行った経験は、都に帰った後の業務でも活かしていくことのできる経験だと思っています。

用地取得

土木部 東部土木事務所  
用地第三班・四班

宮城県



業務概要

東部土木事務所は、宮城県の東部に位置する沿岸市町村のうち、宮城県内の第二都市と言われている石巻市、女川町、東松島市の三つの市町を管轄しています。

私たちは、石巻市、女川町、東松島市で宮城県が施行する道路・河川などの災害復旧、復興道路整備等に関する用地の取得・補償業務を行っています。

【用地課人員内訳】

用地課合計人数 40 名

|                                |                |                |                |
|--------------------------------|----------------|----------------|----------------|
| 用地専門監 1 名（ブ1 名） 担当次長 1 名（ブ1 名） |                |                |                |
| 用地第一班 10 名                     | 用地第二班 7 名      | 用地第三班 7 名      | 用地第四班 7 名      |
| 次長 2 名（ブ2 名）                   | 主 幹 1 名（ブ1 名）  | 次 長 1 名（ブ1 名）  | 主任主査 2 名（ブ2 名） |
| 主幹 1 名（ブ1 名）                   | 主任主査 2 名（ブ1 名） | 主 幹 1 名（派1 名）  | 主 査 1 名（派1 名）  |
| 主査 1 名（派1 名）                   | (派1 名)         | 主任主査 1 名（ブ1 名） | 主 事 4 名（ブ1 名）  |
| 主事 6 名（ブ3 名）                   | 主 事 4 名（ブ1 名）  | 主 事 4 名（ブ1 名）  | (任2 名)         |
| (任2 名)                         | (任2 名)         | (任2 名)         | (派1 名)         |
| (派1 名)                         | (派1 名)         | (派1 名)         |                |
| 登記嘱託員 4 名 臨時職員 3 名             |                |                |                |

※ブ・・・プロパー職員、任・・・任期付職員、派・・・派遣職員

【平成 30 年 3 月から開庁した新石巻合同庁舎】

東部土木事務所は五階にあります



職員派遣  
(東日本大震災)

職員派遣  
(熊本地震他)

監理団体

現地事務所

## ◆用地取得

## 宮城県

## 用地取得

東部土木事務所  
用地第三班・四班山村 俊雄（建設局）  
山中 悠吾（総務局）  
大柄 貴義（教育庁）

## 1 担当業務の概要

東部土木事務所では用地第一班～用地第四班までの全4班が用地取得・使用業務を担当していますが、河川・海岸に係る業務は用地第三班だけで行っています。私は、その中で北上川の支流である①富士川外1河川災害復旧事業、②加茂川河川改修工事、③西沢川河川改修事業の用地取得及び使用全般の主担当と、④真野川外4河川災害復旧工事、⑤白浜海岸災害復旧工事、⑥国道398号船戸2号橋梁災害復旧工事、⑦相川沢川河川災害復旧工事、⑧大沢川外4河川災害復旧工事、⑨皿貝川県単河川局部改良工事（馬鞍川）の用地取得及び使用全般の副担当とが担当業務として割り振られています。

東部土木事務所管内は事業執行が遅れている沿岸事務所の一つで、私が担当している事業でも③の西沢川河川改修事業は詳細な設計が完成しておらず、結果として取得すべき用地が一部確定していなかった状況です。平成30年末に漸く取得すべき土地が確定し、平成31年早々に物件調査を発注、翌年度末までに用地の全取得を目指すという慌ただしい状態です。

なお、主・副含めて、全ての担当事業は石巻市内となります。（山村 俊雄）

東部土木事務所は石巻市・東松島市・女川町を管轄しており、私が所属する用地第三班は河川用地を担当しています。私は、石巻市の北上町・雄勝町・馬鞍を担当しました。

主な業務は事業に必要な用地の取得です。事業用地は民地が中心ですが、市などが所有する官地もあります。用地の取得の他、工事に必要な土地を一時的に借り上げる事務や、電柱などの工作物の移転補償事務も行いました。

また、私が所属する用地第三班では、各事業に主・副の担当者がつきますが、用地交渉時以外は、主担当者が一人で動くことが多く、予算や残筆数、契約スケジュール等を各自が管理しながら進めています。（山中 悠吾）

- ・石巻雄勝線道路改良事業の用地取得に関する業務
- ・高白復興道路事業の用地取得に関する業務
- ・桐ヶ崎災害防除事業の用地取得に関する業務
- ・浦宿道路改良事業の用地取得に関する業務

（大柄 貴義）

## 2 苦労したこと、工夫したこと

長らく東京都の文書事務や庶務事務に慣れ親しんでいたため、県の文書事務、庶務事務を理解するのに想定以上の時間を要しましたが、新規採用県職員のつもりで聞きまくり、業務に支障の無い程度に運用できるようになりました。

また、過去にも他の方から出ているように、方言が理解できないことは相手方からの疑問点等を正確に把握する上での支障となるものでした。特に、北上川沿岸については、内陸部よりも方言の度が強く、集落毎でも若干の違いが出ます。県職員とペアで行動することが多いものの、頼りの県職員自身も理解できないレベルの方言なので、一般的な会話部分についてはニュアンスで理解し、折衝に必要な内容については再確認を行うなどして理解に相違が出ないようにしていました。（山村 俊雄）



用地業務未経験であったことに加え、ペア制が導入されていなかったため、知識の習得や業務の円滑な遂行に大変苦労しました。また、班長・副班長以外、班員が全員入れ替わったこともあり、前任からの引き継ぎも十分ではなく、特に赴任当初は何をどのように進めればよいのか全く分かりませんでした。赴任当初の苦労から、人事サイクルが短い派遣業務においては、経過記録をこまめに作成することが何より重要だと痛感し、後任に分かりやすい記録の作成に力を入れて取り組みました。

また、配属当初から、資料や文書がどこに保管されているか分からず、必要になってからその都度探す作業が生じたため、余計な時間がかかりました。中には、買収地の登記に必要な書類が書庫を探し回っても見つからず、地権者に再度署名押印を頂かないといけないということもございました。そのような苦労から、今年度作成した資料については、一覧表にまとめるなどして、後任が必要な資料をすぐ探し出せるよう工夫しました。(山中 悠吾)

なまりの強い地権者の方との交渉や事業に非協力的な地権者の方との交渉に苦労しました。前者につきましては宮城県の職員の方に交渉に同行してもらい、地権者の方との意思のすれ違いが起きないように工夫しました。後者につきましては毎回地権者に怒られながらも何回も粘り強く訪問し交渉を行いました。(大柄 貴義)

### 3 印象的なエピソード

富士川という北上川の支流の途中に富士沼と呼ばれる沼があります。そのほとりにある地権者宅に伺った際、お孫さんらしき可愛い写真が多く飾ってあったので「今何歳ですか？」と何の気なしに聞くと、「高校1年かな、生きていたら。」と笑いながら答えが返ってきました。聞くと、多くの児童が犠牲になった北上川河口近くにある『大川小学校』の児童だったそうです。大川小から地権者宅までは5kmを超える距離があるので通学圏内とは思っていませんでしたが、小三まではスクールバスでの送迎、小四からは自転車通学だそうで、当時小一だったお孫さんはスクールバスでの送迎だったことが影響して津波に巻き込まれてしまったようでした。こういう話を笑ってされることに何とも言えない衝撃を受けるとともに、実際に犠牲となった方のご家族、ご親族の方々と接する必要があることを改めて実感した忘れ得ぬできごとでした。(山村 俊雄)



被災した大川小学校で、多くの方が慰霊に訪れています。学校周囲は大きな町でしたが、今は学校以外の痕跡は皆無と言って良い状態です。

用地業務の経験はおろか、住民密着型の業務経験も全くなかったため、派遣先の業務が用地買収だと知った時は、被災地の復旧・復興に何の役にも立たないのではないかという思いでいました。そのような中、用地交渉等でお会いする地権者の方々から頂いた「遠方からかけつけてくれてありがとう。」という言葉は、業務を行っていく上で大きな力となりました。

また、用地業務は幅広い知識と経験を要するため、地権者との折衝を始め、買収地の登記に至るまで、

## ◆用地取得

一筋縄で進められないことの方が多く、精神的にもかなり厳しい状況が続きました。そのような中、親身に相談に応じてくださった、班長・副班長を始め、同僚や前任の存在は非常に大きく、大変感謝しております。

最後に、微力ではございますが、被災地の復旧・復興に貢献出来たことは大変光栄で、貴重な一年間を過ごすことが出来たと思っております。(山中 悠吾)

用地交渉に行き、地権者の方に「東京からわざわざ来てくれてご苦労さまです。」と言っていただけたのはうれしかったです。また担当している事業の用地買収が進み、進捗率が上がっていき、自分の仕事の結果として数字に表れることは復興が少しずつでも進んでいることを実感でき、とてもやりがいを感じられました。(大柄 貴義)

## 4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

被災地での復旧・復興事業では、速やかな対応が求められます。しかし、その速度を優先し多忙であることを理由にする余り、実際に利用する人々の要望や視点を結果的に排除してしまうことがあります。中でも一旦構築してしまったら簡単に直すことが出来ないインフラ整備の場合は、どんなに忙しくても、忙しいからこそ基本となる地域の方々の思い、生活者・利用者の視点を忘れないよう、自分達の行っている事業が誰のためのものなのか、真に必要なものなのか、必ず一時停止して内容を確認し、その上で前に進む必要性を感じました。(山村 俊雄)



10万km 目今の平成12年登録車。用地班で活躍しています。



石巻市内にある牡鹿半島の先端、『御番所公園』にて。正面に見える島が『金華山』です。

宮城県で復興業務を遂行していく中で、限られた復興期間内で適切に対応し着実に用地を取得して一刻も早い復興が求められる事業が多いため、期間内に結果を出さなければならないことを学びました。

上記のことを踏まえ、都においても日々の業務を効率的に遂行し、自分の携わっている業務で結果を出していきたいと思います。(大柄 貴義)

## ○石巻雄勝線 道路改良工事 道路拡幅工事



【着工前】

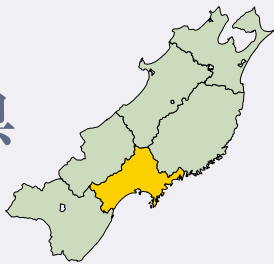


【着工後】

用地取得

土木部 気仙沼土木事務所  
用地第三班

宮城県



業務概要

〈事業所概要〉

所管区域：気仙沼市及び本吉郡南三陸町  
業務内容：国道・県道，河川・海岸の工事・維持管理及び用地の買収・登記・補償 等  
組織体制：平成 31 年 12 月 1 日現在職員数

|         | 人数    | うち用地担当 |
|---------|-------|--------|
| プロパー職員  | 70 名  | 12 名   |
| 自治法派遣職員 | 17 名  | 7 名    |
| 嘱託・臨時職員 | 17 名  | 5 名    |
| 合 計     | 104 名 | 24 名   |

【用地担当派遣元内訳】 東京都 3 名，神奈川県 1 名，鳥取県 1 名，徳島県 2 名

〈事業所の目標〉

平成 30 年度は、県震災復興計画における発展期の初年度であり、復旧・復興の総仕上げに取りかかる時期となることから、防潮堤や河川堤防、道路の復旧・復興を計画どおりに進められるように管理する必要がある。また、大島架橋や大屋地区海岸などの復興事業を着実に推進し、地域の方々が「創造的復興の完遂に向けた取り組み」を実感できるような成果を上げる。

- 地域の方々が、復旧・復興を実感できる着実な事業の推進
- 復興まちづくり事業と連携した安心で快適な生活基盤の確保
- 地域の発展を支える社会資本整備事業の加速的な推進

〈主要事業及び取組〉

- 災害復旧事業の推進
  - ・ 道路災害復旧事業の早期完成（（国）398 号長清水等 24 箇所）
  - ・ 粘り強い県土構造への転換に向けた河川及び海岸堤防事業の推進（中島海岸等 24 海岸，大川等 17 河川）
- 復興まちづくり事業との連携
  - ・ 志津川の災害復旧及び復興道路事業の推進（志津川復興道路など骨格を成す道路の完成、八幡川、水尻川）
  - ・ まちづくり計画（市）と連携した大谷地区海岸災害復旧及び復興事業の推進
  - ・ 観光交流広場（市）と連携した中島海岸堤防緑化事業の着実な推進
- 地域防災道路ネットワーク整備の推進
  - ・ 年度内の一部区間工事完成に向けた大島架橋事業の推進

職員派遣  
（東日本大震災）

職員派遣  
（熊本地震他）

監理団体

現地事務所



◆用地取得

〈事業の進捗状況（平成 30 年 8 月末現在）

（単位：箇所）

|       | 全体  | 事業中 | （着手率）    | （完了率） |         |
|-------|-----|-----|----------|-------|---------|
|       |     |     |          | うち完了  | 完了率     |
| 道路・橋梁 | 123 | 122 | (99.2%)  | 101   | (82.1%) |
| 河川・海岸 | 53  | 53  | (100.0%) | 17    | (32.1%) |
| 港 湾   | 11  | 11  | (100.0%) | 4     | (36.4%) |
| 合 計   | 187 | 186 | (99.5%)  | 122   | (65.2%) |

※事業中箇所には、応急工事、調査設計、用地補償を含む



（気仙沼合同庁舎 全景）

職員派遣  
（東日本大震災）

職員派遣  
（熊本地震他）

監理団体

現地事務所

## 宮城県

### 用地取得

土木部気仙沼土木事務所  
用地第三班

高山 真登（教育庁）  
成田 昌彦（主税局）  
東海林 堯（建設局）

職員派遣  
（東日本大震災）

職員派遣  
（熊本地震他）

監理団体

現地事務所

#### 1 担当業務の概要

本吉郡南三陸町志津川地区内で実施している事業に係る用地取得業務

##### <主な担当事業>

- 荒砥地区海岸災害復旧事業（防潮堤建設）
- 水尻川災害復旧事業（河川堤防建設）
- 八幡川災害復旧事業（河川堤防建設）
- 折立川災害復旧事業（河川堤防建設）
- 水戸辺川災害復旧事業（河川堤防建設）
- 県道志津川登米線復興道路事業（道路改良）
- 県道清水浜志津川港線復興道路事業（道路改良）（高山 真登）



荒砥地区海岸災害復旧事業（防潮堤建設）

南三陸町における河川・海岸・道路の災害復旧事業に係る用地事務の業務に携わっています。事業に必要な用地の取得に係る一連の業務や工作物等の移転補償契約、工事に必要な土地を一時的に借り受ける借地契約等を担当しました。

##### <主な担当事業>

戸倉復興道路事業、波伝谷復興道路事業、長清水道路災害復旧事業、港川災害復旧事業、戸倉海岸災害復旧事業、水戸辺海岸災害復旧事業（成田 昌彦）



港川災害復旧事業

##### <主な担当事業>

- ・23 災 6101 号長清水川災害復旧事業
- ・23 災 6523 号国道 398 号志津川登米線災害復旧事業
- ・23 災 6524 号国道 398 号戸倉災害復旧事業
- ・復道 1 - 10 号国道 398 号志津川復興道路事業

上記の事業に関する用地買収及び借地等の業務を担当（東海林 堯）

## ◆用地取得

## 2 苦労したこと、工夫したこと

用地関係業務が全くの未経験であったことから、被災から7年経過し、既に動き出している復興・復旧事業の全体像を掴み、遅滞なく業務を引継ぐという、最初の一步から非常に苦労しました。また、直接的な業務だけでなく、地域特有の状況や土地鑑等、把握すべき知識・能力が多く求められることにも難儀しましたが、プロパー職員や、以前より同班へ派遣されている他県職員の方々の助力の下、徐々に能動的に業務に当たることができるようになり、事業の前進に些少ではありますが貢献することができたかと思えます。(高山 真登)

用地事務は専門的な知識や用語が多く、業務に対する理解を深めることに苦労しましたが、研修や実務を通じて少しでも早く知識を習得できるように努めました。また、他部署や業者の方々と協力して仕事に取り組むことも多く、用地事務が未経験であることを理由としてスムーズに連携がとれない事態がないように不明点の確認や事前準備を綿密に行いました。

工夫点は、常に工夫するという意識を持ったことです。事業全体を俯瞰的に見た時、私が関わるができる時間が限られている一方で、与えられた役割や求められている成果は大きいと感じました。そのような中で最大限の成果を出すために、どうすればよいのかを常に考えて試行錯誤し、実践をしてそこから改善点を見出して次に活かす。つまり、常に成長を続けられるよう自己を管理することを大事にしていました。私はそれを実現する仕組みとして、仕事上で工夫することができた回数を記録していました。工夫できた実績を数値にして可視化することは自己管理の効果的なツールになるとともに、仕事のモチベーションを高めることにおいても役立ったと感じています。短期間で成果を出すことを求められている緊張感の中で仕事に取り組めたことは、私にとって貴重な経験となりました。(成田 昌彦)

私が担当した23 災6101 号長清水川災害復旧事業の最後の一筆は相続人119 名にも及び多数相続であり、事業反対者もいたため収用案件として扱われていましたが、今年度に入り、相続人の方々全員から事業協力の同意を得ることができました。そのことを受け、契約作業に移りましたが、意向確認をした当初は事業に協力する意向だった方々の中で「補償金の金額が他の人と比べて安過ぎる」・「印鑑証明書を発行したら赤字になる」・「手続が面倒そうだからやりたくない」・「相続放棄をしたい」等々の様々な理由で事業に協力したくないという方々が現れました。その結果、当初目標日までに契約関係書類を集められた数は119 のうち70 弱でした。

目標日後に再度用地折衝に臨み、それぞれのニーズに応え多くの方々から契約の同意をいただきましたが、ニーズに応えるだけでは契約することが困難な方の場合は、親族や関係者等に協力していただいたり、任意交渉と収用どちらの方が自己のためになるかの説明する等様々な手段を用い、用地折衝に臨みました。

また、相続人は全国にいたため、用地折衝は宮城県内だけでなく、福島、東京、北海道というような遠方地でも行いました。

残り10 名程度になってから用地折衝が上手く行かなくなり始め、工事の関係や事業認定の失効日の関係等があったため、収用に切り替えることが濃厚になりました。けれど、契約関係書類の受領開始から約5 ヶ月を要しましたが、119 名全員の契約関係書類を無事に集めることができました。(東海林 堯)

## 3 印象的なエピソード

地域の方々から、被災前から現在に至るまでの経過をお話いただき、改めて震災の脅威を実感すると共に、非常時に地域の方々から寄せられる行政への期待を感じ、身が引き締まる思いでした。

また、ある関係人の方から、「震災によって町の状況は一変してしまったが、日本全国の方々からの助けで復興が進んでいる。それに応えて、生活や経済活動等を被災前よりも発展させるために地域住民の我々が頑張ることが、何よりの恩返しになると考えている。」というお話を伺い、行政職員としてだけでなく、一人の人間として深く考えさせられるものがあり、大変印象に残っています。(高山 真登)



印象的なことは、長期間に渡って交渉が難航している地権者との用地交渉に携われたことです。契約締結を目指すにあたって、過去の記録の分析を綿密に行うとともに、多くの関係各所との打ち合わせや様々な調査を行いました。それらの分析結果や調査を基に交渉材料を準備し、どのようにそれを活用していくかを考えた上で地権者を訪問し、交渉を進めています。執筆現在、交渉は継続中で地権者から厳しい意見をいただくこともあり、その中には多くの利害関係者に影響を及ぼす事項が含まれる場合もあって慎重な対応が求められますが、周りの方々の支えのおかげでここまで進展させることができました。交渉を通じて得られたタフな経験は忘れられないものになると感じています。この経験を通じて、チームワークを発揮することで一人では成し得ない成果を生み出すことができることを学びました。今では前向きな姿勢で複雑な問題に取り組むことができおり、それは気仙沼土木事務所の経験が大きく寄与しています。

(成田 昌彦)

23 災 6101 号長清水川災害復旧事業において 119 名にも及ぶ多数相続地の用地買収に関わったことです。配属初日に担当と伝えられた当案件は用地経験の浅い私からしても明らかに困難案件だと分かりました。最初に何をやらなくてはいいのかわかりにくく整理してみると、やらなくてはいいことだらけで、ただひたすら解決に向けて取り組みました。そして 11 月末に最後の 1 人の方との用地折衝の為に函館へ行き、3 日間に及ぶ折衝の末、契約関係書類を受領することができ、この多数相続案件を登記の段階まで進めることができました。

相続人全員分の契約関係書類を受領した後、所属している班や他の気仙沼土木事務所の方々、協力をしていただいている司法書士の方や他の様々な方々から労いの言葉をかけられ、自分が思っている以上に大きな仕事を成し遂げることができたのだと気付きました。

被災地復興の為に少しでも役に立ちたいと思い、被災地派遣を志願し、春から気仙沼の地で働いていたので、派遣先の方々に感謝された際には何とも言えない達成感と喜びを感じました。

今現在、所有権移転登記に向けて登記に関する委託をしている最中ですが、派遣が終わるまでに相続人全員の方々に補償金を払える目処がつけられるよう取り組んでいきたいです。(東海林 亮)



23 災 6101 号長清水川災害復旧事業 相続人関係図

## ◆用地取得

## 4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

前述のとおり、大規模災害時に地域住民が行政組織に寄せる期待は非常に大きく、また、行政組織が担わなければならない役割も多岐に渡ります。被災規模の大きかった沿岸自治体との調整等を通じて、非常時に効果的・効率的に業務を遂行するためには、自治体の基礎体力の高さが求められ、ひいては職員一人一人の意識が肝要であると感じました。

また、大規模災害時には我々のような自治法派遣職員を受け入れて業務を進めていく可能性が高いと思いますが、その際には短期間で頻繁に人が異動することになり、組織体制が流動的になります。そのような環境では、引継ぎの占める重要度が非常に大きく、業務を停止させてしまう要因の一つになることを痛感しました。

これらのことは、何も大規模災害時に限った話ではありませんが、非常時であればあるほど重要性が増すことになります。地域住民の負託に応え、非常時にも動じない行政組織を作り上げるためには、日頃の業務を行う中で職員個人が常に研鑽し、自治体を強靱なものにしていかなければならないと感じました。（高山 真登）



県道志津川登米線復興道路事業（道路改良）

対立する利害の中で共通の目的を実現することの難しさを学ぶことができました。行政側も地権者も被災地の復旧・復興を願っている点は同じですが、社会的に意義のある事業でありながらもその手段等で理解を得られず、用地交渉が難航しているケースは多くあるように見受けられます。その中で地権者と信頼関係を築いて協力を得るためには、相手方の視点や価値観に寄り添いながらこちら側の判断理由を何度も繰り返し主張し続けることが求められました。継続するという誰もができる簡単なことを頑張り続ける。この姿勢が事業を成功させることに繋がることを学びました。グローバル化などによる価値観の多様化に伴って利害対立もより複雑化し、今後の都の業務においても困難な場面に直面することがあると考えられますが、問題解決にあたっては用地事務を通じて得られた経験や教訓を活かすことができると考えています。気仙沼土木事務所で得られた経験は、自分に足りないものを得る最高の機会でした。（成田 昌彦）

今年度宮城県に派遣され、震災復興期間終盤の被災地での用地買収に携わることができました。被災地における用地買収では、「復興期間」という時間制限があり、復興期間中に工事を終わらせなくてはなりません。つまり用地買収を遅くとも期間終了の1年以上前には終わらせなくてはなりません。私が担当した案件は着手から約4年掛かり、登記時には相続人が119名にも及ぶ多数相続案件でした。相続人の数は最初の意向調査時の99名から事業認定申請時には115名になり、最終的には119名になり、約4年間で相続人の総数は20名増えました。

当案件を担当し、任意買収・収用のどちらを選択するにしても相続人が増えれば増えるほど解決までの時間がより必要になり、より困難になるということを実際に経験することができました。そして「復興期間」という時間制限の中で、多数相続案件等の困難案件を後ろに回すということは期間内に事業を完了できない可能性を高めることに繋がる危険性があるということを知りました。

首都直下型地震によって東京都が被災した際は、今回の被災地派遣での経験を活かし、迅速な震災復興に貢献できるよう尽力したいと考えております。

最後になりましたが、長清水川災害復旧事業の担当案件を無事に解決することができたのは私だけの力ではなく、宮城県の佐々木次長、千葉主任主査、鳥取県からの派遣職員である山本主幹や気仙沼土木事務所の皆様の手厚いサポートがあったからこそだと思っています。本当にありがとうございました。

そして常に派遣中の生活等々をサポートして下さった現地事務所及び建設局総務部総務課の皆様に、深くお礼申し上げます。

(東海林 堯)



最後の用地折衝の地（函館）

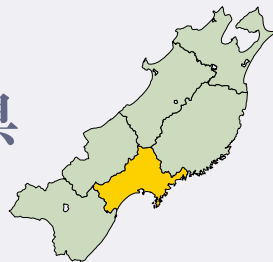


## ◆用地取得

## 用地取得

収用委員会事務局  
(土木部用地課企画班兼務)

## 宮城県



## 業務概要

宮城県収用委員会事務局は宮城県行政庁舎の8階にある。

復旧・復興として道路や堤防などの整備を着実に進めていくためには、事業に必要な土地の取得が欠かせない。通常は公共事業を施行する国、県、市町村及び民間企業などの起業者と土地所有者などの権利者との間で協議し、売買契約の締結などにより土地を取得するが、協議が難航することもある。こうした場合に、事業認定手続等の一定の条件が備われば、第三者機関である収用委員会の裁決に基づき、起業者が権利者に対して補償金を支払うことで土地を取得することになる。

当局においては、権利者の財産権の保障に十分配慮しつつ、土地収用法に基づく手続を迅速かつ適正に進めるため、事務の整理を行うなど早期の復旧・復興を目指している。

業務上、県内の様々な現場を訪れるが、沿岸部では訪問のたびに新しい道路や堤防が完成しており、日々復旧・復興に向けた工事が着実に前進していることを実感している。

## 復興総仕上げ 宮城の発展へスパート

【職員配置（平成30年4月1日時点）】

- ・事務局長：1名
- ・事務局次長：2名
- ・事務局員：6名（派遣職員内訳：東京都派遣2名、石川県派遣1名）



仙台・宮城観光 PR キャラクター  
むすび丸



気仙沼市にある大島架橋



青葉山から眺める仙台市街

## 宮城県

## 用地取得

収用委員会事務局  
(土木部用地課企画班兼務)

小林 亮哉  
(総務局)

## 1 担当業務の概要

- ・収用委員会の審理及び会議の諸調整
- ・裁決申請及び明渡申立てに関する相談対応

## 2 苦労したこと、工夫したこと

宮城県の収用案件の性質として、都で多くあるような補償額不満の案件や都市計画事業認可を受けた案件は比較的少なく、相続登記未了による多数相続が絡む案件や事業認定を受けた案件が多い傾向にある。

多数相続案件については、過去の業務経験で培った民法や戸籍法等の知識を活用し、迅速かつ正確な法定持分のチェックに努めた。

また、事業認定案件については、裁決申請を受け付けるまでスピード感を持って処理に当たらなければ、起業者による裁決申請をする権利が失効するリスクを孕んでいる。そのため、収用委員会を補助する機関として、申請を受け付けるに当たっての問題点等を早急に整理し、上司や実務経験豊富な職員らと議論を交わすことにより、起業者へ解決策を迅速に提示できるように努めた。

さらに、宮城県の収用委員会事務局は土木部用地課の業務を兼務しており、県起業の案件に携わる場合には特に公平・中立な判断が求められる。県土木事務所へ相談対応する時には、自分の回答はニュートラルなものか絶えず意識するように努めた。

## 3 印象的なエピソード

最初に事前相談の段階から担当した国土交通省の収用案件が、宮城県内における国土交通省最後の復興関連工事の申請案件であった。当該案件について、土地収用法等関係法令を駆使しながら、収用委員会における裁決までこぎつけられたことに大きな達成感を感じた。



【収用裁決申請のあった一級河川】

職員派遣  
(東日本大震災)

職員派遣  
(熊本地震他)

監理団体

現地事務所

## ◆用地取得

## 4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

赴任期間中に一貫して強く重要性を感じていたことは、プロパー職員・自治法派遣職員間の業務の線引きである。あまり想像したくはないが、東京でも東日本大震災クラスの地震が起きると、宮城県以上の被害が発生し、その復旧・復興に全国の自治体から人的な行政支援が必要になると思う。そうした状況になることを予め想定し、発災前にプロパー職員がなすべきことと派遣職員の力を借りるべきことを部署単位で切り分け、各々の業務範囲を明確化しておくことこそが復旧・復興への近道であると被災自治体及び被災地に一年間身を置き、痛感した。



【 災害復旧・復興が進む南三陸町にある志津川湾 】



宮城県

## 用地取得

収用委員会事務局  
(土木部用地課企画班兼務)

高本 憲行  
(教育庁)

職員派遣  
(東日本大震災)

職員派遣  
(熊本地震他)

監理団体

現地事務所

### 1 担当業務の概要

- ・収用委員会の審理及び会議の諸調整
- ・裁決申請及び明渡裁決申立てに関する相談対応



【収用委員会室の様子】

### 2 苦労したこと、工夫したこと

工夫したことは3点ある。1点目は、業務に公正・中立な立場で臨むことである。収用委員会は、土地所有者、起業者及び関係人の誰からも中立な機関であることから、事務局職員も中立な立場で業務を遂行する必要がある。特に起業者から相談を受けた際には、中立な立場から法令に基づき回答するよう意識した。

2点目は、進行管理である。法令で定められた手続期間の厳守は勿論のこと、その他の業務についても、事件の当事者に不利益を与えないよう、また、復旧・復興に遅れを来さないよう、常に進行管理を意識し、迅速な処理を心掛けた。

3点目は、情報の共有である。1年限りの派遣であることを踏まえ、帰任時に業務の引継ぎが円滑にできるよう、プロパー職員と常に情報共有を行いながら業務を進めるよう努めた。

## ◆用地取得

## 3 印象的なエピソード

東日本大震災の発生から月日が経過するにしたがい、復旧・復興事業の用地取得においては、任意で売買契約を締結することが困難な土地が残り、最終的に土地収用制度を活用し用地の取得を行うことが増えてきている。そのような中で、収用委員会事務局の職員として、委員会の補助を通じて被災地の復旧・復興に貢献できたことにやりがいを感じた。

特に、自分が担当した事件について、適切かつ慎重な手続が行われるよう努め、最後に委員会で裁決が行われたときには、ほっとするとともに、大きな達成感を感じた。

今は、数年後に事業が完了した際に、再び宮城県を訪問するのを楽しみにしている。

## 4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

災害の発生後は、混乱の中で復旧が急がれることもあり、適切な情報共有、引継ぎ等が課題となると聞いている。また、派遣職員は入れ替わりが激しいため、この点においても情報共有や引継ぎ等が重要視されるところである。

東京都においても、首都直下型地震の発生が予測されるなど、大規模な災害がいつ発生してもおかしくない状況である。当たり前のことではあるが、平時の業務から、適切な情報共有、業務の記録、文書の保存及び引継ぎ等を心掛けることが、職員としての災害への備えの第一歩であると感じた。



【担当した事件の事業地付近建つ南浜つなぐ館】

職員派遣  
(東日本大震災)

職員派遣  
(熊本地震他)

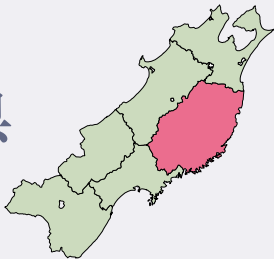
監理団体

現地事務所

用地取得

収用委員会事務局

岩手県



業務概要

(1) 収用委員会とは

収用委員会は、土地等の国民の私有財産を公共のために用いる際に公共の利益の促進と私有財産との調整を図るため、地方自治法及び土地収用法に基づき各都道府県に置かれている機関です。

収用委員会は、知事から独立した行政委員会であり、7人の委員から構成されます。委員は、法律、経済又は行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、知事が議会の同意を得て任命します。

(2) 土地収用制度と収用委員会の役割

道路工事等、公共の利益となる事業を施行する場合、これに用いるための土地を取得する必要があります。事業を施行する起業者（事業者）が土地を取得するためには、通常、土地所有者等と話し合い、双方の合意の上、土地の売買契約を締結する必要があります。しかし、土地所有者が起業者との交渉を拒否している、土地所有者がそもそもだれか分からず不明である等の理由により起業者が売買契約を締結し土地を取得できない場合があります。このような場合、国土の適正合理的な利用の観点から正当な補償のもと土地を強制的に公共の用に供することができるとする「土地収用制度」が確立されており、「土地収用法」においてその手続や補償が規定されています。

起業者は土地を収用するために収用委員会に裁決申請をし、収用委員会は公正中立な立場で起業者と土地所有者等の双方から意見や申立を聞きながら審理や調査を行い、収用する土地の区域や損失の補償の適正性について独自に裁決という判断を下します。

(3) 収用委員会事務局について

収用委員会事務局は、収用委員会の円滑な運営を図るためにその事務を整理する組織です。岩手県では当初土木部（現在の県土整備部）の職員をもって充てていましたが、平成18年度からは知事部局から独立した事務局を設置しています。事務局発足当初は3名の職員で組織されていましたが、東日本大震災以降、復興事業に係る裁決申請等の急増に対応するため、職員が増員されています。現在、事務局の職員の内訳は、下表のとおりとなっています。

| 区分         | 人数 |
|------------|----|
| 正規職員       | 3名 |
| 任期付職員      | 2名 |
| 派遣職員（都・沖縄） | 2名 |
| 計          | 7名 |

【収用手続きの流れ】





## ◆用地取得

岩手県

## 用地取得

収用委員会事務局

小西 春輝  
（福祉保健局）

## 1 担当業務の概要

- （1）収用案件に関すること  
大槌都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業  
及び一般国道 342 号改築工事に係る収用手続業務等
- （2）広聴・広報に関すること  
収用委員会事務局のホームページ更新作業



【収用委員会事務局において執務中の筆者】

## 2 苦労したこと、工夫したこと

収用委員会事務局においては、各職員に担当する収用案件が割り当てられます。担当者は、裁決申請等の事前段階から裁決に至るまでの通常6か月前後の期間、自らが中心となって担当する収用案件に関する事務を行います。収用案件に関する事務の中心は、月2回開催される収用委員会における委員への収用手続等に関する説明及びその説明のために使用する資料の作成です。

また、委員会の開催前には資料の内容等について事務局内において検討し、その後、収用委員会会長との事前協議を行う必要があります。そのため、担当者は、事務局内の検討、会長との事前協議及び委員会における説明というサイクルを月に2回繰り返すことになり、ひと月に計6回の資料作成と説明を行う必要がありました。

当初は、土地収用法を始めとした関係法令の知識が乏しく資料作成のマニュアル等もない中、手探りで資料を作成しなければならず十分な資料を作成することができないことも多くありました。また、収用委員という職員以外の有識者の前で説明をする経験が乏しかったことから緊張してしまい説明が不十分なものになってしまうこともありました。

そこで、資料については、周囲の職員の方々の意見を聴き、過去の資料を参照するとともに自らが担当する案件について十分な説明が委員会において行えるかを意識して作成することで、資料の質を高めることができました。

また、委員会における説明については、周りの方々の説明から学ぶとともに簡潔明瞭な説明が行えるよう事前に説明の段取りをイメージし、時には声に出して説明の練習を行う等することで次第に委員会における担当者としての姿勢を身に付けることができました。

【担当した収用案件の対象地（大槌町）】  
公園内の緑道の一部として供用される予定

### 3 印象的なエピソード

特に印象的であった出来事は、自らが担当していた収用案件が収用委員会において裁決となったことです。収用案件が委員会において裁決されるためには、担当者として半年近くの間、裁決申請書等の審査、裁決申請書等の受理検討会議の開催、委員会現地調査の実施、審理の開催、裁決書案の作成等の多くの事務を遂行する必要があります。特に、裁決書案の作成は、私人の私有財産を強制的に収用する直接の根拠となる裁決の案文に当たるため、公用文のルールを遵守し、公正中立的な立場を徹底する等、細かな点まで気を配って作成する必要がありますが困難であると感じることも多くありましたが、最終的に担当する収用案件が委員会において裁決になったときには達成感を感じました。

また、収用案件の対象地への出張の際に公用車を利用する機会が多かったことも印象深かったことのひとつです。収用案件にもよりますが、収用対象地が大槌町や洋野町といった沿岸地帯に位置していた案件では、県庁所在地の盛岡市から対象地まで片道 100km の距離を車で 2 時間以上かけて移動することも多く、岩手県の県土の広大さを実感しました。長時間、車で移動するため丸 1 日仕事になることが多く、最初は疲れてしまうこともありましたが、実際に担当する収用案件の対象地を見て現地の状況を確認することで、書類や図面だけでは分からなかったことが理解できました。

### 4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

東京都の職員でありながら東京都とは全く異なる組織において職務に従事し、異なる土地において生活することができたこの一年は、業務と私生活、両方の面において得るものが多かった一年でした。

まず、業務の面においては、東京都以外の自治体における仕事の進め方を学ぶことができました。特に印象的であったのは、岩手県では、出張、研修、打合せ等の結果を復命書作成し、起案文書の回議も課内全員に対して行う体制が整っていたことです。主事から局長まで組織内の職員全員が同じレベルで情報を共有することで、自らの担当業務だけでなく組織全体を見渡して業務に取り組むことができていると感じました。東京都では課内の職員数が多いこともあり完全に取り入れることは困難な面もあるかと思いますが、メールで共有すれば東京都でも参考になるのではないかと思います。

また、私生活の面においても岩手で生活をし、派遣職員や県庁の方々とともに岩手の観光地はもちろん被災地も訪れることで東京都とは異なる岩手の地域の現況を知ることができたことは今後の都職員としての人生においても非常に貴重な経験になりました。

最後に御多忙にもかかわらず、未熟な私をサポートいただいた収用委員会事務局の皆様はじめ関係者の皆様に感謝申し上げます。微力ながら、岩手県の復興に役立つことができたなら幸いです。



【岩手山登山】

派遣職員の有志の方々と岩手  
最高峰岩手山（2,038 m）を踏破



【仙台リレーマラソン大会】

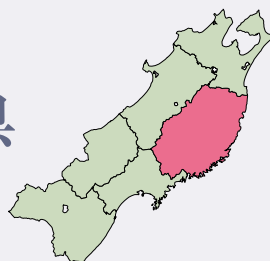
東京都派遣職員チームで 42.195km 完走

## ◆産業再生等

## 産業再生等

復興局産業再生課

岩手県



## 業務概要

## ○組織の目的・役割

東日本大震災から約8年が経過し、被災直後は瓦礫が散乱していた街も、防潮堤や高台整備、新たな復興住宅や商店街の再建整備が行われ、新しい街が形成されるステージへと歩みを進めています。そのため、産業の生活基盤等の早期復旧や新規立地による被災地域の地域経済の再生が求められています。

産業再生課は『なりわいの再生』に係る復興局の主管課として、若者・女性等の参画や、人やモノの交流の活発化、多様な主体の連携を重視しつつ、「地元の底力」と「つながりの力」を両輪として、起業や新事業活動の促進や販路拡大、設備投資や雇用の促進等に取り組むことにより、「なりわい」の再生と地域経済の回復に向けた取組を推進しています。

## ○配置人員

| 所属    | 岩手県職員 | 派遣職員（東京都） | 臨時職員 | 合計 |
|-------|-------|-----------|------|----|
| 産業再生課 | 6名    | 1名        | 2名   | 9名 |

## ○業務内容

| 主要課題                 | 業務内容                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 着実な産業の再生と発展に向けた取組の推進 | (1) 被災事業所の復興状況や地域経済の現状調査及び分析<br>(2) 被災地産業の課題に対応した取組の促進<br>・産業復興に関する支援策の情報発信をタイムリーに実施<br>・水産加工業の従業員宿舍整備を随時支援<br>・外国人技能実習制度の活用促進<br>(3) 産業再生特区の活用による投資や雇用の促進<br>(4) さんりく産業振興プロジェクトの推進                                  |
| 商業機能の再生及び復興まちづくりの推進  | (1) 被災地における起業・新事業活動の促進<br>・事業構想段階から起業後の事業継続までの寄り添い型支援体制を構築し、被災地における起業、第二創業及び新事業進出等の活動を促進<br>(2) 復興まちづくりの現状把握及び分析<br>・復興まちづくりに伴う商店街の再建・整備や商業施設の整備等の計画、進捗状況、課題等を把握<br>(3) 商店街等の復興支援の促進<br>・商業特区の計画変更等への助言、支援による円滑実施を促進 |



## 岩手県

## 産業再生等

復興局産業再生課

岩間 駿  
(下水道局)(東日本大震災)  
職員派遣(熊本地震他)  
職員派遣

監理団体

現地事務所

## 1 担当業務の概要

## ○さんりくチャレンジ推進事業

被災地での復興まちづくりに合わせた「なりわいの再生」を図るため、沿岸12市町村で起業や新事業への進出にチャレンジする方を対象に、事業計画の策定から起業等に要する初期費用、資金調達や販路開拓まで総合的に支援する事業です。

県だけでなく地域の商工団体やNPO法人等の支援機関、市町村等といった各団体と協力しながら、事業者の段階に応じて5つの支援を行っていることが大きな特徴です。

具体的な支援内容は、①起業家間や地域の事業者、支援機関・団体との交流会を、地域別・業種別など多様な形態で開催する交流・連携支援、②地域の支援機関・団体が、事業計画の策定について相談対応や助言・指導等を行う寄り添い型の事業化支援、③事業計画の熟度が十分高まったと判断される起業等に対し、県が備品等の購入補助を行う初期費用支援、④インターネットを通じた新たな資金調達手法（クラウドファンディング）に係る説明会の開催、個別の助言などによる資金調達支援、⑤首都圏の協力企業等と連携し、起業等をはじめとする沿岸事業者の商品PR、ビジネス商談会の開催等を行う販路開拓支援となっています。（詳細は下図参照。）

【さんりくチャレンジ推進事業のイメージ】



## ○産業再生特区

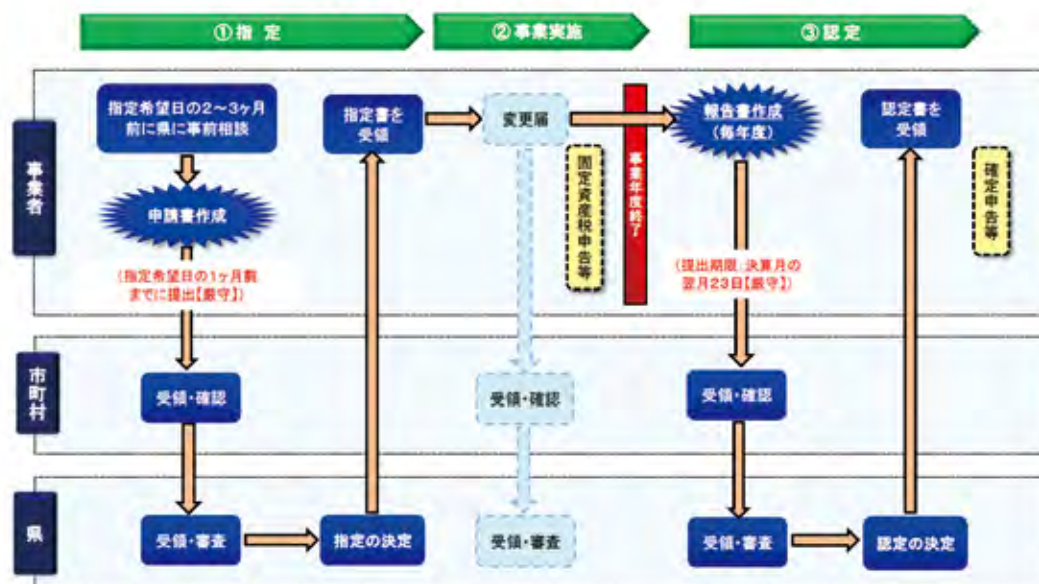
岩手県では東日本大震災復興特別区域法に基づき「岩手県産業再生復興推進計画」を策定し、地域の特性を生かした産業集積を行うことにより、被災地域における経済の活性化や雇用機会の確保・創出を図っています。そこで県では通称「産業再生特区」と呼んでいる、県が定めた区域内で対象となる業種を営む事業者が、県からの指定を受けることにより、①設備投資減税、②雇用減税、③新規立地促進税制、④開発研究用資産減税、⑤地方税減免などの税制特例が受けられるという制度を導入しています。

県の具体的な業務内容としては、事業者の指定や設備投資等の実績審査（のべ約700件）を行い、認定書を発行することと、この制度を県内事業者へ広く周知することが主な内容となります。

## ◆産業再生等

(詳細は下記参照。)

## 【指定・認定の基本フロー】



## 2 苦労したこと、工夫したこと

県での業務はこれまで都で行ってきた内容とは異なり、自分にとって初めての分野の業務に取り組むということで年度当初は苦労しました。

税制関係や補助金業務、中小企業への支援といった商工関係の知識、どれもこれまでの業務とはほぼ関係していないため、何も知識がない中で年度当初の繁忙期に飲み込まれてしまいました。自分の知識が乏しい中でも事業者から問合せがきたり、次々に処理しなければいけない案件が出てきたりしましたが、まずは根拠法令である東日本大震災復興特別区域法を読み込み、分からないことがあればすぐに県職員に確認するようにしていました。岩手県の方々は本当に優しい方ばかりで、多忙な中でも丁寧に質問に答えてくださり、難しい案件は一緒に処理していただきました。

業務を進める上ではとにかく報告・連絡・相談を意識し、課内の職員と共通認識を持って取り組むようにしていました。職場はとても相談しやすい雰囲気ができていて、些細なことであれば雑談のような感覚で話すことができたため、恵まれた環境で仕事をしていると感じていました。

## 3 印象的なエピソード

被災地ではほんの数か月前までほとんど何もなかった土地が次々と整備され、道路が通り、新しく綺麗な建物が建っていく姿がよく見られます。年度当初に震災当時の状況について説明を受け、映像を見せていただいた際にはあまりの凄惨さに言葉を失いましたが、何もかもがなくなってしまったあの土地が、今はこんなにも復興が進んでいるのだと実際に自分の目で確かめられたときには大きな感動があります。特に、さんりくチャレンジ推進事業で自分が補助金事務を行った相手方が起業し、店舗を構えて事業を始めているのを見た時には大きなやりがいを感じられました。支援事業者が飲食店であれば実際にお店に行って食事をしたり、製造業であれば商品が商業施設や道の駅で販売されているのを見かけたり、成果を実感できるのがとても嬉しいです。

また、県の上司から「せっかく派遣で来てくれたのだから、色々なことを経験してほしい」と言っていたが、局長協議や予算編成等、様々な業務に携わることができたのも貴重な経験です。新規事業の立案にも関わり、自分の作成した資料をもとに県で新たな取組が始まるということで、岩手に来た意義が強く感じられ、被災地派遣に申し込んで良かったと改めて思いました。



【補助金を活用して開業した店舗】

## 4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

岩手県庁では情報共有や書類チェック体制の意識の高さが感じられました。小規模な課だったこともありますが、起案した文書は課内全員に回覧し、出張や打合せの内容、重要な電話での受付等も復命書や受付表の形にして回覧していました。このことにより誰もが課内職員の業務進捗状況を把握することができ、何か遅れや問題があれば声掛けや支援を行うことができていました。また、単純に文書の内容をチェックする人数が多いため、事業者へ送付する前に文書のミスに気付くといったメリットもありました。全て紙での回覧となっていたので、回覧に多少時間がかかる、保管資料が増えるといった部分もありましたが、都でもメールや電子決裁を用いれば情報共有のメリットは感じられると思います。

また、この被災地派遣を通じて多くの皆様に変えてお世話になり、人の温かさ、大切さを改めて実感しました。被災地派遣にあたって背中を押してくれた方、派遣後も気にかけて支援してくださった派遣元の皆様、派遣先での日々を仕事の面でもプライベートの面でも楽しく充実させてくださった岩手県の皆様や派遣仲間の方々に厚く御礼申し上げます。多くの皆様に支えられて貴重な経験ができました。この経験を都に戻ってからもぜひ活かしていきたいと思っています。



【復興局わんこそば大会】



【盛岡さんさ踊り】

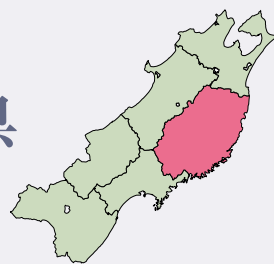


## ◆産業再生等

## 産業再生等

商工観光労働部経営支援課

岩手県

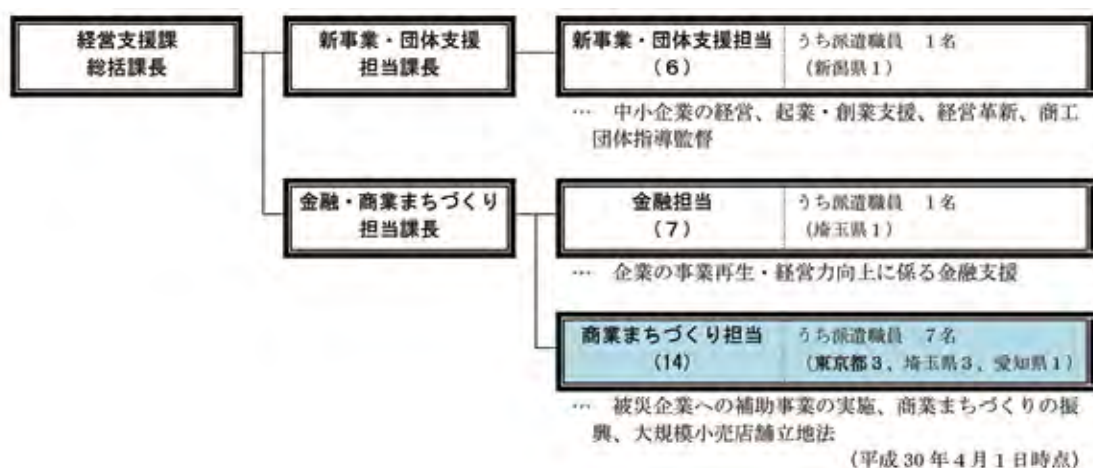


## 業務概要

## (1) 組織の目的

経営支援課では、東日本大震災津波からの復興（更なる展開への連結期間）と、ふるさと振興の取組を推進すべく、中小企業者に対する支援施策を総動員して、企業の魅力向上、働きやすい環境、利用の促進の好循環を創出することにより、「希望郷いわて」「産業創造県いわて」の実現を目指しています。

## (2) 組織図



## (3) 震災関連業務の内容

経営支援課の震災関連業務は大きく分けて7つあり、その業務内容は以下のとおりです。その中で、東京都派遣職員3名は、主に①グループ補助金に関する業務を担当しています。

## ①岩手県中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（グループ補助金）【商業まちづくり担当】

県の認定を受けた中小企業等グループの構成員に対し、被災施設・設備の復旧に要する経費の3/4を補助（国1/2、県1/4）

## ②中小企業被災資産復旧事業費補助【商業まちづくり担当】

被災企業に対し、被災施設・設備の復旧に要する経費の1/2を補助（県1/4、市町村1/4）

## ③高度化スキーム貸付【商業まちづくり担当】

グループ補助金等の補助制度の利用の際に必要な自己資金の調達を支援

## ④商店街の復旧【商業まちづくり担当】

アドバイザー派遣や魅力創造支援セミナーの実施等により、被災した商店街の再構築を支援

## ⑤被災中小企業重層的支援事業【新事業・団体支援担当】

商工指導団体等との連携により、被災事業者への経営指導を展開

## ⑥東日本大震災復興資金【新事業・団体支援担当】

被災企業に対し、経営の安定に必要な資金を融資

## ⑦債権買取【金融担当】

被災前の債務にかかる債権の買取等により、金融機関からの新たな資金調達を支援



産業再生等

商工観光労働部  
経営支援課

藤村 彩乃 (水道局)  
八尋 悠良 (下水道局)  
田邊 茅野 (議会局)

職員派遣  
(東日本大震災)

職員派遣  
(熊本地震他)

監理団体

現地事務所

1 担当業務の概要

私は、商業まちづくり担当において、中小企業等グループ施設等復旧・復興支援事業費補助金（グループ補助金）に関する業務を担当しました。主に、補助金の交付を受けた事業者が、補助金で復旧（修繕も含む）した施設・設備を処分する際に必要手続きである財産処分に関する業務です。また、復旧が終わっていない事業者について、進捗状況に関する調査を実施しました。その他には補助事業が完了した事業者に対し、補助金で取得した財産の管理状況等の確認をするため、振興局と連携して現地調査を行い、事業者の現況について取りまとめを行っています。



執務室の様子

●財産処分に関する業務

補助金で取得した施設・設備について、処分を行う場合には原則、県知事の承認が必要となります。これらの処分を事業者が行う際に、申請を受理し、内容を審査した上で、県から国へ申請を行い、国の承認後に、事業者に対して処分の承認通知を送付する業務を行っていました。

【財産処分の項目】

|      |                    |
|------|--------------------|
| 転 用  | 所有者の変更を伴わない目的外使用   |
| 譲 渡  | 所有者の変更             |
| 交 換  | 他人の所有する財産との交換      |
| 貸 付  | 所有者の変更を伴わない使用者の変更  |
| 担保供与 | 財産に対する抵当権との他担保権の設定 |
| 取壊し  | 施設の使用を止め、取り壊すこと    |
| 廃 棄  | 設備の使用を止め、廃棄処分すること  |

※施設・設備の取得後、定められた期間が経過するまでに処分を行う場合は、原則県知事の承認が必要となる。

●グループ補助金進捗状況実態調査に関する業務

この調査は、交付決定を受けた事業者のうち、補助事業の実績報告を行っていない（施設・設備の復旧が終わっていない）事業者に対し、復旧の予定時期及び現在の状況を聞き取り、来年度以降の業務の参考とするもので、今年は計3回実施しました。

●グループ補助金フォローアップ事業に関する業務

平成29年6月から実施している事業で、補助事業完了事業者に対し、取得財産の管理状況等の確認のため、沿岸地域の振興局及び振興センターに現地調査を依頼しており、その取りまとめを行っています。フォローアップに伺うことで、設備等を処分したことが判明するなど、財産処分の業務につながることもあります。（藤村 彩乃）

## ◆産業再生等

岩手県経営支援課では岩手県中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（グループ補助金）と岩手県中小企業等被災資産復旧事業費補助金（復旧費）を担当しています。

グループ補助金は東日本大震災津波で被災した中小企業等がグループを組み、そのグループが作成した復興事業計画が地域経済・雇用に重要な役割を果たすと認められた場合、被災した施設・設備を復旧整備するのにかかる経費の3/4を補助する制度です。3/4の内訳は、国が1/2、県が1/4となっています。

私はグループ補助金の中でも支払業務を主に担当しており、具体的には2つの業務を行っています。ひとつは現地確認といい、補助金を支払うにあたって、実際に申請のとおりの建物を建てたか、設備を購入しているかを確認するために現地に行き、建物や設備の現物と支払書類を確認します。もうひとつは支払内容の査定といい、補助事業者の復旧整備した内容が事業に必要なかどうか、補助金の対象になるかどうかを見積書や事業者からの聞き取りで判断し、補助金額を決定する作業です。

また、復旧費もグループ補助金と同じく被災した事業者への補助金の制度なのですが、グループを組む必要がない、経費の1/2（市と県で1/4ずつ）を補助、補助額に上限がある等の違いがあり、事業者とのやり取りは市がメインとなってやっています。そのため、私の業務は市町村との調整と支払内容の査定が主なものとなっています。（八尋 悠良）

私は、平成29年度に引き続き、経営支援課において、被災した中小企業者を対象とする、中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（＝グループ補助金）に関する業務を担当しました。平成30年度は、主に新規公募の運営や補助金の支払

いなどを担当しました。

岩手県では、平成23年度から平成30年度までの8年間で、計21回にわたってグループ補助金の公募を行っており、これまで延べ1,525の事業者に対し、総額890億円（うち国費594億円）の補助金交付決定を行いました。

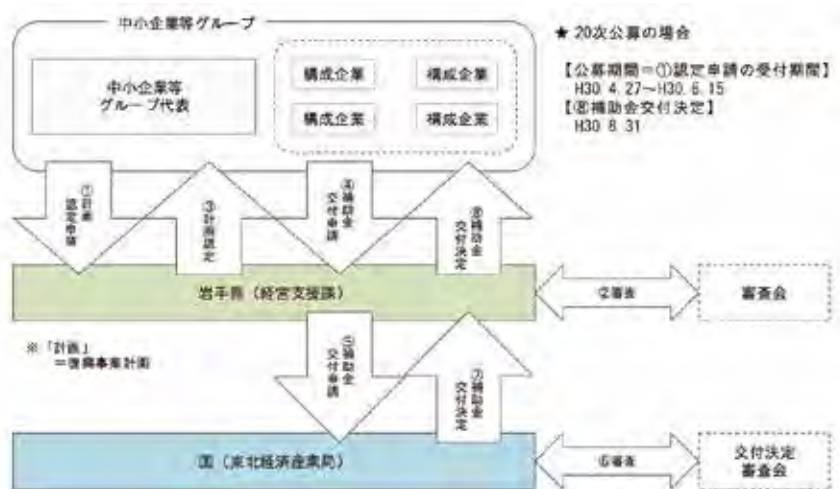
交付決定までの流れは図のとおりですが、グルー

プ補助金は、まず『中小企業者を中心に構成された集団（＝グループ）が復興のために実施する事業の計画（＝復興事業計画）』が県から認定され（図①～③）、その後に個々の事業者からの交付申請（図④）に移ります。平成30年度は、グループからの認定申請（図①）の締切から補助金交付決定（図⑧）まで、約2ヶ月半の間で対応しました。

公募運営に係る業務としては、公募期間中の制度説明会の実施や、提出された計画の事前審査、復興事業計画審査会の開催（図②）、県から国への交付申請（図⑤）などがあります。それぞれ、商工指導団体や国（東北経済産業局）との調整を円滑に行うことが求められますが、県職員の指示を仰ぎながら対応し、無事、スケジュールどおりに交付決定まで行うことができました。（田邊 茅野）



執務中の風景（5月、岩手県庁にて）





## 2 苦労したこと、工夫したこと

私が担当した財産処分に関する業務は、個別に検討が必要な事例が多く、時間を要することも多い中、早急な対応が求められるため、効率よく業務を進めることについて苦労しました。

また、着任当初は補助金についての知識が全く無いなか、事業者の方に説明をするのは不安で、適宜補助金の交付要綱や運用マニュアルを確認しながら、毎日手探りの状態でしたが、岩手県職員の方や前任の方、東北経済産業局の担当の方も、不慣れな私の質問の意図をくんでくださり、親切丁寧に教えていただき、とても心強かったです。

補助金の運用については、厳しい声を少なからずいただく機会があり、複雑な制度について、分かりやすく正確に伝えることの難しさを痛感しました。相手に寄り添い、誠意をもって対応し、何を伝えたいのか、的確に把握することを心がけました。(藤村 彩乃)

事業者の方々は盛岡から車で2時間以上沿岸部に住んでいるため、直接会ってやり取りをするということが難しいです。そのため、様々な書類の提出をお願いする際、必要な書類や書き方を正確に伝えるのに苦労しました。

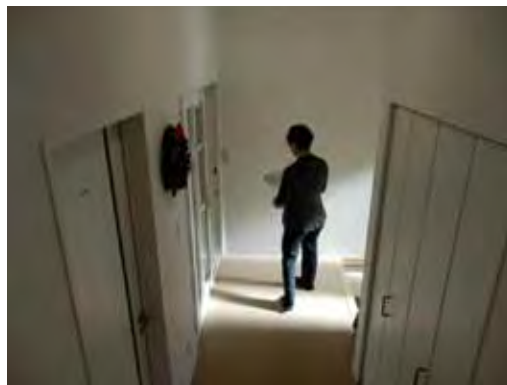
また、書類に不備がある場合、書類の取り寄せをお願いしたり、書き直しをお願いしたりということになります。事業者の方々は早く補助金が欲しいと思っている中、何度も細かい修正や書類の提出をお願いすることは、必要なこととはいえ心苦しく思うことが度々ありました。(八尋 悠良)

グループ補助金の制度開始から平成30年度で8年目となりましたが、先例がないなど、判断が難しい事例がまだまだあります。そういった案件は、補助金業務の長い県職員や国の担当者から助言を受けながら対応しますが、事業者のプラスになるように、負担にならないように対応したいという考えとは裏腹に、案件によっては事業者に負担を強いなければならないことなどもあり、慎重に対応することが求められました。事業者にどう説明するか、反発されたらどうすればいいかなど、考えすぎてしまうこともありましたが、経営支援課の職員の皆さんは、いつも自分の相談に乗ってくれたり、息抜きのお場を作ってくれたり、大変恵まれた環境で働くことができました。(田邊 茅野)

## 3 印象的なエピソード

最初の説明会で岩手県職員の方が言っていた、国には被災事業者の立場に立って、事業者には行政の立場として毅然と対応してほしいとの説明があり、非常に印象的な言葉でした。この言葉を常に念頭に置いて、日々業務に取り組みました。

グループ補助金担当は、派遣職員の割合が多く、1年から2年でメンバーがほとんど変わってしまうのですが、事業者の方に「本当にお世話になった。前任の方にもよろしく伝えてほしい。」という声をいただき、補助金を通じて、人と人とのつながりを感じたとともに、自分自身がそのような業務に携わることができたのは、貴重な経験でした。また、申請から補助金の交付決定まで、事業者の方との調整等、時間を要することが多くありますが、実際に補助金の交付が決定した際には、達成感があり、私自身大変嬉しかったです。(藤村 彩乃)



現地確認の風景  
(12月、事業者の復旧施設にて)

## ◆産業再生等

当初の申請から事業計画を変更する必要が生じ、補助金額が減ってしまう可能性があるという事業者の方がいらっしゃったのですが、変更内容を細かく聞き取り、当初決定のとおり補助できるよう調整した際に、事業者の方から「おかげさまで復旧できた。助かった」といったお言葉をいただき、その時は力になってよかったと嬉しく思いました。

また、グループ補助金や復旧費は多くの事業者が利用しているため、沿岸部を回っていると見たことのある事業者名がよく目に飛び込んできます。そういったときに、自分たちが被災地の復旧に貢献できているということが実感でき、この仕事に関われてよかったと思いました。(八尋 悠良)

私が補助金の支払いを担当した方の中に、平成24年度に交付決定を受けたものの、土地区画整理事業の影響で着工できない状況が続いていた方がいました。今年度ついに本設復旧となったのですが、最後に補助金の支払い日を電話で連絡した際、何度も何度も感謝の言葉をいただき、自分の仕事が少しでも事業者のためになったと思うと大変嬉しかったです。同時に、同じように困っている事業者の方がまだまだいるということを痛感し、ひとりでも多くの方の役に立ちたいという思いを改めて持つことで、次の業務へのモチベーションを得られました。(田邊 茅野)

## 4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

国との調整や事業者の方への説明の仕方など、さまざまな場面で柔軟な対応が求められますが、岩手県職員及び派遣職員の対応からは学ぶことが多くありました。

また、補助金に携わる職員が一丸となって業務に取り組んでおり、協力しながら業務を進めることの大切さを改めて実感しました。

私は、昨年度から岩手県でお世話になりました。長いようであつという間の2年間で、岩手県を離れるのが寂しくなりましたが、2年間で学んだものを自分の糧として、日々精進していきたいと考えております。最後に、前年度に引き続き、支えてくださった東京都の皆さま、そして公私共にお世話になった岩手県職員の皆さまに感謝申し上げます。本当にありがとうございました。(藤村 彩乃)



盛岡さんさ踊り

補助金は税金であるため、補助の対象とすることができないものは限られています。こういった制限の中でもできる限り被災地の方々の力になりたいと思い業務を進めてきました。東京に戻っても、規則・法律といった制限の中で最大限都民のために働けるよう、この姿勢を忘れずにこの派遣での経験を活かしていきたいと思います。

最後になりましたが、快く送り出してくださった所属元をはじめとした東京都の皆様、ご多忙の中様々な面でサポートしてくださった岩手県の皆様など多くの方のおかげでこの一年間を過ごすことができました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。(八尋 悠良)



他の派遣職員との旅行(4月、花巻温泉にて)

グループ補助金は補助対象を被災中小企業者としていますが、これまで事業用の補助金を利用したことがない方が多く、利用することにハードルが高いと感じている方がたくさんいます。そこで、事業者からの相談対応、申請書類の作成、交付決定後の諸手続きなど、業務の大半を、普段から事業者とやり取りのある地元商工会や商工会議所、中小企業団体中央会などの商工指導団体の協力を得ながら進めており、そうした団体の協力がなければ成り立ちません。

派遣業務の中で得られた財産をひとつあげるとすれば、たくさんの人間がさまざまな立場から、被災地の復旧・復興というひとつの目標に向かって協力し合い、助け合いながら、自分の役割に邁進している様子を、近くで見ることができたことです。この先の都庁人生の中で、自分がどういった業務に関わることになるかはわかりませんが、この貴重な経験が無駄にせず、達成すべき目標に向かって、全力で取り組んでいきたいと思います。

最後になりますが、都職員として3年目となる年に快く送り出してくださった派遣元の皆様、また未熟な私を迎え入れてくださった岩手県の皆様をはじめ、支えてくださったすべての方に心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。今後も被災地に足を運び、復旧・復興の歩みに目を向け、何らかの形で貢献していきたいと思います。(田邊 茅野)



盛造成工事が進む様子  
(平成 30 年 6 月、陸前高田市)



プライベートでも岩手県を満喫しました  
(平成 30 年 4 月、北上市)

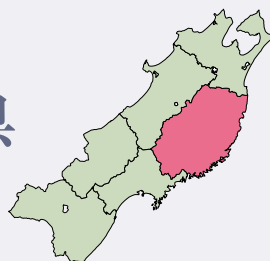


## ◆産業再生等

## 産業再生等

商工労働観光部  
雇用対策・労働室 事業復興班

岩手県



## 業務概要

## (1) 組織の目的・役割

- 「いわてで働こう推進協議会」の運営等を通じ、オール岩手で若者や女性の県内就業の促進を図ること。
- 労働者の年齢階層・属性に応じ、働く意欲のある全ての者の就労を支援するとともに、安心して働ける労働条件等の雇用環境の改善を図り、労働者一人ひとりが満足感をもって働き、豊かな生活が送れるようにすること。
- 産業環境の変化や企業等のニーズに対応した人材を育成するとともに、企業等が行う職業能力の開発・向上を支援し、企業等そして地域の発展に寄与すること。
- 東日本大震災津波からの復興に向け、長期・安定的な雇用の創出と人材の確保、地域産業の振興に向けた雇用・労働環境の整備を図ること

## (2) 組織図



## (3) 震災関連業務の内容

雇用対策・労働室の震災関連業務は事業復興班が担当しており、そこに各都道府県の派遣職員が配属されています。主な業務は以下のとおりです。

- ① 緊急雇用創出事業臨時特例基金に係る業務
- ② 事業復興型雇用創出助成金及び事業復興型雇用確保助成金の審査業務
- ③ 事業復興型雇用確保助成金の周知広報
- ④ 被災3県（岩手県・宮城県・福島県）との連絡調整

## 岩手県

## 産業再生等

商工労働観光部  
雇用対策・労働室

大鳥 葵  
(下水道局)

### 1 担当業務の概要

#### 助成金について

##### ○事業復興型雇用創出助成金（以下、創出助成金）

目的：被災地の安定的な雇用を創出するため、産業政策と一体となった雇用面での支援をすること

対象：岩手県内の沿岸12市町村に所在する事業所が被災三県求職者を雇用した場合

支給額：1人当たり3年間で最大120万円

##### ○事業復興型雇用確保助成金（以下、確保助成金）…平成29年度に創出助成金を拡充した制度

##### 【雇入費】

創出助成金を引き継ぎ、内容に大きな変更なし

##### 【住宅支援費】

目的：被災地の人材確保のため、産業政策と一体となった雇用面での支援をすること

対象：岩手県内の沿岸12市町村に所在する事業所が求職者の雇入れのために、住宅支援（住宅の借上げ、住宅手当）の導入等による職場環境の改善を図り、かつ雇用の確保・維持を達成した場合

支給額：1事業所当たり年間最大240万円

(イメージ)



#### 担当業務について

- ・創出助成金、確保助成金に係る申請書類の審査
- ・助成金の周知広報活動
- ・3県（岩手県、宮城県、福島県）との連絡調整
- ・委託先（窓口対応や書類精査を行う）の事業復興型雇用創出助成金事務センター（以下、センター）との調整



執務室の様子



三陸鉄道南リアス線

職員派遣  
(東日本大震災)

職員派遣  
(熊本地震他)

監理団体

現地事務所

## ◆産業再生等

## 2 苦労したこと、工夫したこと

平成 27 年度から支給要件が厳しくなり、新規申請が減少していることから、平成 30 年度は、周知広報を重点的に行うことを視野に入れ、活動を進めました。

以前から 7 月頃に行っている、市町村や商工会等への事業説明を行った際にいただいた、「リーフレットの文字数が多く、事業者様は読むこと自体が大変だと思う」というお声に対応し、A4 1 枚に要点をまとめたチラシを急いで作成しました。これを商工会等の団体に依頼して事業者に配布したところ、「チラシを見たのですが」という問い合わせも増え、年々減少していた【雇入費】の新規申請数が昨年度と同等以上という結果になりました。

広報媒体など小さなものの工夫から、この助成金を知っていただく人数が増えるのだと実感しました。

## 3 印象的なエピソード

宮城県、福島県でも同じ事業復興型の助成金を実施しており、三県の情報交換等のため、7 月末に宮城県で会議が開かれました。今年度は厚労省の方も招かれ、意見交換を四者で行いました。

事前準備で、厚労省への質問を班内で募集しましたが、その際に、以前回答が出ているものでないか、県の見解をどう立てるか、質問の答えはどのようなことが予想されるか、を分からないところは県の職員や他県の職員と調整しながらまとめることで、厚労省への質問を三県合同でポイントに絞ったものにすることができました。また、個人的には調査・資料作成の経験値を上げることができました。

当日は、国の考え方と現場の状況を直接突き合せたことで、非常に有意義な討議となりました。また、参加者は都でいう課長代理級以上の方が多かったので、現状と将来を見据えた高度な内容に驚き、多くを学ばせていただきました。そして、このようにあらゆる角度で物事を考えられるようになりたいと思いました。私は入都 3 年目ですが、このような自治体を越えた会議は入都してから初めてだったので、とても良い経験となりました。

## 4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

事業者にとって、最初の窓口（電話）はセンターです。センターには、この助成金の主旨を含めた内容を、事業者に正確に伝えてもらう必要があります。正確に伝えてもらうためには、統一された考え方や伝える際の文章が必要になると考え、新たにセンター用の電話対応スクリプト（マニュアル）を作成しました。

作成には、センターの電話口頭記録や説明会時に寄せられた約 150 件の質問の洗い出しから、感覚としてあった運用等を文章化するまで、約 2 か月を要しました。しかし、作成に際したセンターとの調整で、今まで気づかなかった、県とセンターの微妙な認識の違いを知ることができました。その内容を整理することで、電話対応が統一化され、同時に制度運用も整えることができました。

また、派遣されて半年時点でマニュアル作りをしたことで、今まで理解不足だったところも勉強し直し、理解を深めることができたため自分にとっても利益になりました。

このマニュアル作りで、時間をかけて仕事を効率的に進めるためのものを新たに作ることで、より大きなものを得られることが分かりました。これは、これからの業務遂行にも役立つ精神だと思います。

今回の派遣で「雇用」というソフト面に関わり、ハード面の支援ではなかったことで、直接的な効果の実感は難しくても、逆に復興への細部の繋がりを感じることができました。上述のような広報媒体、マニュアル作りによって、事業者の制度理解を促進し、間接的に復興の助けになれたらうれしいと思います。

東京を含む関東での地震は今後必ず起きます。防災、災害対応について、岩手県で学んだことを活かしていきたいです。そして、もし派遣職員を受け入れる側になったら、私がしてもらったことを返したいと思います。

最後に、この 1 年間私に関わり、支援、指導をしていただいたすべての皆様に厚く感謝申し上げます。貴重な機会を与えてくださり、本当にありがとうございました。



盛岡さんさ踊りに参加した様子  
(左が筆写、右は岩手県職員)





## 産業再生等

商工労働観光部  
雇用対策・労働室 事業復興班

湯浅 豪  
(教育庁)

(東日本大震災)  
職員派遣

(熊本地震他)  
職員派遣

監理団体

現地事務所

## 1 担当業務の概要

## (1) 緊急雇用創出事業臨時特例基金に係る業務

私は、緊急雇用創出事業<sup>※1</sup>臨時特例基金に関する以下の業務に携わりました。

- ①国（厚生労働省）からの調査・照会対応
- ②国庫返還の手続き（終了した事業に係る基金残高や運用益等を国庫へ返還）
- ③次年度当初予算及び補正予算の資料作成

## ※1 緊急雇用創出事業

国の「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を活用して「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を造成し、この基金を財源として産業政策と一体となった雇用面での支援を行う事業等を実施し、離職者等の生活の安定を図るもの。

岩手県では、この基金を平成20年度から活用し、平成29年度までに9つの事業を行い、延べ約54,700人の雇用を創出している。

## (2) 事業復興型雇用確保（創出）事業の助成金審査

(1)で述べた基金を財源に取り組んでいる事業の1つが、この事業復興型雇用確保（創出）事業となります。平成23～28年度までは事業復興型雇用創出事業を運用しており、平成29年度から事業復興型雇用確保事業が創設されています。

私は、この事業の助成金支給に関する以下の4つの審査に携わりました。

## ～助成金支給事務の流れ（初年度）～



## 2 苦労したこと、工夫したこと

## ①次年度当初予算の資料作成

事業復興班は基金を含む予算科目が4つあり、下図のように担当が分かれています。

私は各予算の財源である緊急雇用創出事業臨時特例基金の運用の担当になりましたが、これまで基金に関する業務経験がなく、「そもそも基金とは何か」というレベルからのスタートでした。

私はまず、出納局の職員から基金の運用の流れについて教わり、それからどの時点で県の一般会計と基金の間で積戻し又は積崩しの処理をしているのか把握することに努めました。

次年度当初予算を作成するにあたっては、基金の運用益を算出することが必要となりますが、昨年度の資料に算出方法が明記されていなかったこと等から苦労したことを覚えています。

運用益については、基金の1年間の運用の流れを基に算出し、またその際に使用した数字の根拠となる資料を明確にしました。作業する上では県職員の方と随時相談し、間違いのないよう意識して取り組みました。次の担当者がスムーズに処理できるよう、資料を作成しておくことの大切さを改めて感じた経験でした。

## ◆産業再生等

～予算の関係図～

|                                     |              |
|-------------------------------------|--------------|
| 緊急雇用創出事業臨時特例基金<br>◆予算の取りまとめ、運用益の算出等 | 担当：派遣職員（筆者）  |
| 事業復興型雇用確保（創出）助成金<br>◆事業所への支給額       | 担当：県職員       |
| 緊急雇用創出事業指導監督費<br>◆職員の旅費や需用費等        | 担当：県職員       |
| 事業復興型雇用創出助成金支援事業費<br>◆事務センターの委託費    | 担当：派遣職員（栃木県） |

## ②助成金の申請書類の審査

私が派遣された4月、事業復興班は平成29年度に助成金の申請があった事業所の実績報告の審査を行っているところでした。これまでは審査件数が多く、例年4～5月は繁忙期であったのに対し、今年度は比較的落ちついており、1つ1つ丁寧に審査することが求められました。

審査書類は、労働者の出勤簿や賃金台帳、時間外に関する協定届（36協定）、1年単位の変形時間労働時間制に関する協定届等、100枚以上に及び、チェック項目も約120個あります。

必要とされる知識は、事業復興型雇用確保事業の制度内容と労働法になります。

私はまず、職員用マニュアルを参考に審査を進め、わからないことがあれば、他の派遣職員や県職員と相談するようにしていました。また、1st審査は委託先である助成金事務センターで行っているため、その審査の内容に疑問がある場合にはセンターに確認することで、できる限り不明な点は解消するように努めていました。



図1. 助成金の対象となる地域  
（岩手県沿岸12市町村）

## 3 印象的なエピソード

今年の9月6日に発生した北海道胆振東部地震により、事業復興班に派遣されていた北海道の職員の方が10月に道庁へ戻られたことに伴い、分掌の再編成を行うことになりました。それまで私の主な業務は助成金の審査業務でしたが、10月から基金の運用についても担当することになり、迅速な対応が求められました。

これまで年度途中から新たな業務を担当する経験がなかったことから、少なからず戸惑いがありました。が、県職員の方のご協力もあり、業務の遂行に支障が出ないよう対応することができたと思います。

今回の北海道で発生した地震により、いつ、どこで災害が起こるかかわからないことを再認識させられまし、また、それに伴い職場にどのような影響が起こるのかを身をもって経験することになりました。

有事の際でも、自分の置かれた状況を冷静に把握し、柔軟に対応することが大切であることを、北海道の派遣職員の方から学ばせていただきました。

### 4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

平成 23 年度から運用しているこの助成金は、年々、助成対象労働者及び助成対象事業所の要件が厳しくなり、助成金支給額も減額傾向にあります。平成 29 年度に確保助成金が創設され、雇入費に加えて住宅支援費も助成することになりましたが、その要件も厳しく、現場のニーズに応えることが困難であることに、行政に携わる職員の一人として、歯痒さを感じるが多々ありました。

岩手県では、助成金要件の一部緩和を求め、宮城県・福島県と連携し、国に対して要望しています。決して時間に余裕があるとは言えない状況の中で、現場のニーズに応えようと奮闘している県職員の方から、公務員のあるべき姿を教わったように感じています。

また、他県から来ている派遣職員の方の仕事に対する取組姿勢には学ぶべきものがありましたし、何より都の派遣職員同士の交流、局を超えたつながりは、私にとって大切な財産となりました。

最後になりましたが、このような貴重な経験をする機会を与えてくださった、所属元をはじめとする東京都の皆様はこの場をお借りしてお礼申し上げます。



8月1日～4日に開催された「盛岡さんさ踊り」

★事業復興班職員で記念撮影



「北上展勝地さくらまつり」4月21日撮影

★事業復興班派遣職員でお花見



## ◆産業再生等

## 産業再生等

経済商工観光部  
企業復興支援室

## 宮城県



## 業務概要

企業復興支援室の主業務は、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）、被災中小企業施設・設備支援事業資金貸付（高度化スキーム）等です。

業務概要は以下のとおりです。

## 1 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業

本制度は、東日本大震災により被災した中小企業等から構成されるグループがそれぞれ復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備に要する費用の一部を補助する制度です。補助率は最大で75%と他の補助金と比較してもかなり高い補助率であり、被災地の復興に大きく寄与している補助金といえます。

なお、グループ補助金は、平成23年度から始まり、第21次認定までの交付決定事業者数は4,179件、交付決定額は約2,625.9億円です。平成30年度までに第22次公募まで実施しています。

## ○申請ができる中小企業等グループの要件

構成員の事業所等が、東日本大震災により甚大な被害を受けた津波浸水地域を含む市町に所在していた複数の中小企業者等から構成される集団で、下記のいずれかの機能を有するグループ。

- ①サプライチェーン型 ②経済・雇用効果大型 ③地域に重要な企業集積型 ④水産（食品）加工業型  
⑤商店街型（※所在市町の同意が必要）

※いずれかのタイプのグループで県の認定を受けた場合に限り、補助金申請を行うことができます。

## ○補助の対象となる経費

中小企業等グループ及びその各構成員の施設・設備で、東日本大震災により損壊若しくは滅失等により継続して使用することが困難になったもので、補助金交付決定後に復旧・整備等に着工・実施する下記の経費です。制度上原状復旧が求められており、被災前施設・設備のグレードアップなどの過剰復旧は補助対象経費として認められていません。また、普通乗用車や事務機器、什器、備品、単独の休憩所等、補助目的以外に使用できる汎用性の高い施設・設備は、原則として対象外です。

なお、平成27年度から新分野事業により震災前の売上を目指すことを促すため、従前の施設等への復旧に代えて、これらの実施に係る新分野事業に要する施設・設備の整備に要する経費及びこれに付随して行うソフト事業についても新たに補助対象となりました。



仙台七夕まつり（仙台市）

## ※補助対象となる経費一覧

| 区 分                | 内 容                                                                                    |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 施 設                | 震災前に所有していた施設（建物）で、倉庫・生産施設・加工施設・販売施設・検査施設・共同作業場・原材料置場、その他補助目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設 |
| 設 備                | 復興事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業等グループ又はその構成員の資産として計上するもの                                     |
| ※新商品・新サービス開発のための事業 | 原材料費（試作に係るものに限る）、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、運搬費、専門家謝金、専門家旅費                            |
| ※市場開拓調査事業          | 委託費（マーケティング調査費等）                                                                       |
| ※宿舍整備のための事業        | 宿舍及び備え付けの設備に係る費用                                                                       |

※新商品・新サービス開発のための事業、市場開拓調査事業、宿舍整備のための事業については、新分野事業に資する場合に限ります。なお、新分野事業に伴う復旧・整備等については、震災前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額が補助上限となります。

## ○補助率

補助事業に要する経費の3／4以内（補助金分のうち、2／3が国費、残りの1／3が県費）

## ○資材等価格高騰への対応

グループ補助金交付決定後の資材等価格の高騰により、施設の復旧工事契約を結ぶことができていない事業者に対する増額措置を実施し、復旧の促進を図っています。具体的には、交付決定後、制度上の上限となっている2回の繰越や特別の措置である再交付処理を行ったにもかかわらず、施設建築費用が増加したために、復旧工事契約を締結できていない被災事業者を対象として、増額支援を行っています。増額支援は第12次公募から開始し、増額申請はグループ補助金の公募とあわせて受付しています。

## 2 被災中小企業施設・設備支援事業資金貸付（高度化スキーム）

本制度は、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業などを活用し、復旧・復興をめざす中小企業の方などに対し、公益財団法人みやぎ産業振興機構を通じて、無利子で貸付を行うことにより、県内産業の復旧・復興を支援する制度です。

## ◆産業再生等

## 宮城県

## 産業再生等

経済商工観光部  
企業復興支援室山田 有莉  
(福祉保健局)

## 1 担当業務の概要

宮城県経済商工観光部企業復興支援室において、私はグループ補助金に関する公募、交付、進行管理のほか、他課との調整や指導を担当しています。当事業に関する業務は募集から補助金支出、財産処分です。なお、事業の主な流れは下記のとおりです。

## ～募集から交付決定まで～

- 相談会の実施
- 補助事業の募集・受付
- 復興事業計画評価委員会の開催
- 計画認定の決定
- 補助金額の内示
- 補助事業者向け説明会の実施
- 補助金交付申請書の受付（事業者→県）
- 補助金交付申請（県→国）
- 補助金交付決定（県→事業者）

## ～交付決定から補助金支出まで～

- 補助金交付決定
- 事業の実行
- （一部事業の完了）
- （県による履行調査・現地調査・書類審査）
- （概算払い・補助金の支出）
- （計画変更）
- 事業の完了
- 県による履行調査・現地調査・書類審査
- 補助金額の確定
- 精算払い・補助金の支出
- （財産処分）



2015年にオープンした商店街「シルバーピア女川」（女川町）

私が担当している事業者は、交付決定時期が第1～3、5～7、10、12、16～22次の計25グループで約310事業者（完了事業者含む）。所在地は石巻市、女川町、南三陸町、岩沼市等と多岐に渡っています。



## 2 苦労したこと、工夫したこと

### (1) 公募業務

募集から交付決定までの流れは上記表のとおりです。復興事業計画の公募期間に関わらず随時、申請に関する相談に応じており、公募期間中の10日間程度を特別相談期間として設定しています。石巻市や気仙沼市など県庁から遠い場所では、職員が出張して対応する特別相談会を実施しました。

被災直後と比して応募する事業者等は減少傾向ですが、平成27年度からの新制度として、従前の復旧に替えて、新たな製造ライン、新商品開発等の新分野事業に要する施設・設備の整備に要する経費等についても補助対象となったため、新分野変更に関する事務にも対応しました。事業者向けの公募要領を改訂したほか、担当者間で事務処理に差異が出ないようにQ&Aの作成やマニュアルを修正し、室として適切に事業者へ対応を行いました。

### (2) 補助金の支出

事業者からの事業完了報告を受け、現地調査や書類審査を行いますが、補助金支払時に復旧させた施設・設備が補助対象外と判明することもあり、従前の運用では事業者側の負担が増えるケースがありました。現在の運用では申請の時点で、被災時に申請施設・設備を所有していたか、補助対象となるか否かの確認を徹底するなど、チェック体制を工夫し、トラブルを未然に防ぐよう改善しています。また、困難案件に対しては相談対応記録を作成し、上司や他職員と情報共有しながら、案件の相談を行うなど補助金の適正な執行に努めています。

### (3) 財産処分

グループ補助金で取得した施設や設備を処分（取り壊し、廃棄、転用、貸し付け、譲渡、担保設定）する際には、国・県の承認が必要となるため、財産処分の処理が必要となります。補助金で整備した施設・設備を売却するなど補助金の返還が生じるケースも多く、件数や事務量も増えてきています。前例がないケースや、相続など複雑な権利関係があるケースなど、処分方法が難しい案件もありましたが、過去の取り扱いや考え方を参考にしながら解決案を示し、上司や国と調整することで円滑に業務を実施しました。

## 3 印象的なエピソード

担当地域は主に石巻市・女川町地域で、月に2・3回程度出張で訪れています。津波の被害が大きかった地域のため、未だ震災の爪痕が多く残っていることが分かります。事業者の方から、震災当時の話を聞く機会もあり、胸が苦しくなることもあります。この補助金のお陰で復旧できたという感謝の声を聞いたり、補助金で復旧した事業者が多く集まる地域を訪れる度にグループ補助金が復興に貢献してきたことを実感し、私も改めて頑張ろうと思います。

また、所属する課室には、宮城県職員9名と全国からの派遣職員8名が在籍し、所属自治体の垣根を越えて若手職員からベテラン職員までが一緒に仕事をしています。日々、様々さまざまな意見や考え方に触れ、とても刺激を受けています。



グループ補助金を使用して復旧した店の海鮮丼（石巻市）

## ◆産業再生等

## 4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

震災から8年近くが経過しましたが、思うように再建できない事業者が多くいることを知りました。まだ完了していない事業は、県や市の区画整理等の影響で工事が進まない案件や、過去に事例がなく、マニュアル等では対応できない困難な案件が多く、事案の整理や国等の関係機関との綿密な調整の大切さを実感しています。今後東京都に戻り、前例のない事案等への対応が必要になった時には、事案の整理・根拠法令の確認・関係機関等との調整をしっかりと行っていきたいと思っています。

また、私は今までの都庁生活では直接都民の方々と接する機会はあまり無かったのですが、グループ補助金の業務を通し、多くの被災した事業者さん方と関わりました。行政への要望・不満を聞く機会もあり、大変勉強になりました。今後住民目線も持った都庁職員になっていきたいです。

最後になりましたが、一年間様々なサポートをしていただいた、宮城県企業復興支援室の皆様、東京都被災地支援岩手・宮城県事務所の皆様、所属元をはじめ快く送り出していただいた東京都の皆様はこの場を借りてお礼申し上げます。

また、この一年間を通して宮城県が大好きになりました。おいしい食べ物、素敵な景色、お祭りが沢山あり、素敵な人々が沢山いらっしゃる宮城は本当に魅力でいっぱいです。東京都に戻ってからも宮城県のより一層の復興・発展を願うとともに、自分自身も復興に貢献できるよう、宮城県の魅力を沢山発信していきたいです。

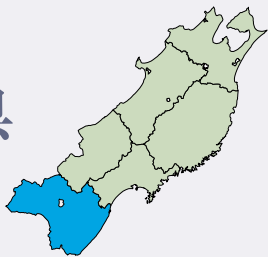


震災時多くの方が避難した「日和山公園」（石巻市）

# 産業再生等

商工労働部経営金融課

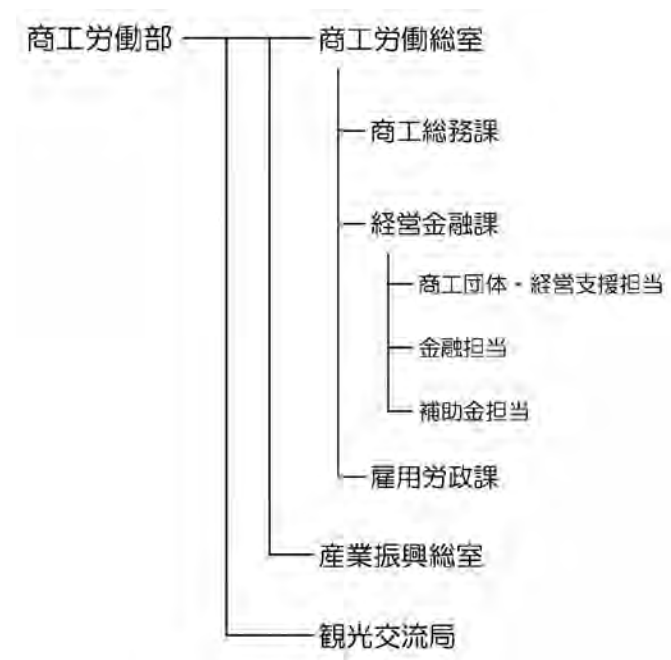
福島県



## 業務概要

### (1) 組織機構

商工労働部は、商工労働総室及び産業振興総室の2つの総室と観光交流局により構成される、300人規模の組織である。商工労働総室は、商工業振興全般を所管しており、経営金融課のほか、部内の総合企画調整を行う商工総務課及び雇用対策等を行う雇用労政課により構成されている。産業振興総室は、企業誘致や産業人材育成等を、観光交流局は、観光推進や県産品振興等を所管している。



### (2) 経営金融課の業務概要

経営金融課は、福島県内の中小企業振興全般を所管しており、中小企業者等に対する経営支援や貸付金等による金融支援、被災事業者の事業再開・継続支援等を行っている。

#### <主な所管事業>

- ・ 経営支援プラザ等運営事業
- ・ 原子力災害被災事業者等総合支援事業
- ・ 福島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業
- ・ 中小企業連携組織対策費補助事業
- ・ 小規模事業経営支援事業
- ・ 中小企業制度資金貸付金
- ・ 中小企業高度化資金貸付金
- ・ 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業
- ・ 原子力災害被災事業者事業再開等支援事業
- ・ 原子力災害被災地域創業等支援事業 等

職員派遣  
(東日本大震災)

職員派遣  
(熊本地震他)

監理団体

現地事務所



## ◆産業再生等

福島県

## 産業再生等

商工労働部経営金融課

大西 彬代  
(青少年・治安対策本部)

## 1 担当業務の概要

福島県では、原子力被災 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村）の事業者の事業や生業の再建等を支援し、併せて事業者の帰還、事業・生業の再建を通じ、働く場の創出や買い物をする場などまち機能の早期回復を図るため、「福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金」を実施している。私は本補助金の交付業務を担当した。

## 1 事業実績

## (1) 事業の目的

原子力災害により甚大な被害を受けた 12 市町村内及び 12 市町村外（県外を含む）において、原子力被災事業者が事業再開や新規投資、販路開拓等の事業展開投資を行う場合において、その事業に要する経費の一部を補助する。

## (2) 補助対象事業

ア 12 市町村内において事業再開等を行う場合

イ 原子力災害後休業していた者又は休業していたとみなせる者で、12 市町村外（福島県外を含む）において事業再開等を行う場合

## (3) 補助率

(2) のアの場合：3／4 以内、イの場合：1／3 以内

ただし、イのうち、帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域において原子力災害発生時に事業を行っていた事業者で、当該区域への帰還意向を有する者が 12 市町村外で事業再開等を行う場合は 3／4 以内

## (4) 補助額の上限

1 件当たり 1,000 万円に補助率を乗じた額を上限とする。

ただし、(2) のアに該当する者のうち、市町村が策定する復興計画等に沿ったものとして市町村が認めるものは、3,000 万円に補助率を乗じた額を上限とする。

## 2 事業実績

本補助事業は平成 28 年度から開始し、平成 30 年度で 3 年目を迎えた。これまでに、6 度の公募を実施し、900 を超える事業者の事業再開等計画を採択した。

| 公募時期 ※カッコ内は公募期間           | 申請件数    | 採択件数  | 補助金総額        |
|---------------------------|---------|-------|--------------|
| 第 1 次公募（平成 28 年 4 月～5 月）  | 126 件   | 120 件 | 約 12 億 4 千万円 |
| 第 2 次公募（平成 28 年 7 月～8 月）  | 391 件   | 268 件 | 約 27 億 7 千万円 |
| 第 3 次公募（平成 29 年 2 月～3 月）  | 379 件   | 227 件 | 約 23 億 7 千万円 |
| 第 4 次公募（平成 29 年 8 月～10 月） | 248 件   | 160 件 | 約 16 億 6 千万円 |
| 第 5 次公募（平成 30 年 3 月～5 月）  | 157 件   | 111 件 | 約 12 億 4 千万円 |
| 第 6 次公募（平成 30 年 8 月～10 月） | 91 件    | 71 件  | 約 7 億 1 千万円  |
| 合 計                       | 1,392 件 | 957 件 | 約 99 億 9 千万円 |

## 2 苦労したこと、工夫したこと

最も苦労した業務は、補助金の審査業務である。本補助事業では、申請事業者から提出された申請書について、事業目的の適合性や事業計画の妥当性等の観点から審査を行い、採否を決定する。申請件数は1回の公募で100件から150件程度と膨大な上、申請事業者の業種や申請設備も様々で、事業内容も複雑多岐にわたっていた。加えて、事業実施期間を長く確保するため、公募開始から交付決定までに要する期間の短縮が要請されており、できる限り迅速に審査を行う必要があった。

厳正な審査を行うためには、申請事業者の事業内容を的確に把握する必要があるが、膨大かつ難解な申請書を短期間で読み解く作業は困難を伴うものであった。

## 3 印象的なエピソード

本補助事業では、補助金により導入した施設や設備等事業の成果を確認する現地調査を、全事業者に対し実施しており、年間約200件程度が対象となっている。私がこれまでに担当した現地調査は40件を超え、被災事業者と直に話をする機会を多く持つことができた。事業者からは、補助制度に対するご意見をいただくことが多かったが、時には被災時の状況や事業再開に至るまでの苦労などを吐露されることもあった。

中でも特に印象深かったのは、平成29年に避難指示が解除された地域で事業再開した事業者の『『震災から8年経った』とよく言われるが、この地域は7年間の空白があり、我々にとっては1年目である。』という言葉である。12市町村内でも、復興の状況は地域により異なる。地域の実情に応じた、息の長いきめ細かい支援が必要であると実感した。

## 4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

都は、首都直下地震や集中豪雨など、様々な自然災害の脅威に晒されている。多くの事業所が集積する都において、ひとたび災害が発生すれば、都民生活のみならず商工業に与える影響は計り知れず、被災事業者の事業の再建までを含めた災害対策が求められる。

福島県では、被災事業者の事業や生業の再建という目的に向け、補助事業や資金繰り支援、雇用支援等、重層的かつ手厚い支援を実施している。世界に類を見ない複合災害に見舞われた福島県の復興に向けた取組を、都における災害対策に生かしていくことが重要である。



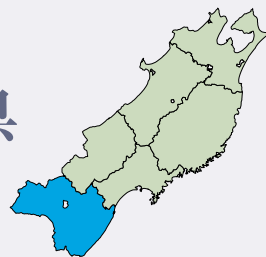
経営金融課補助金担当の執務室のある建物（舟場分室）

## ◆産業再生等

## 産業再生等

商工労働部産業創出課

福島県



## 業務概要

産業創出課では、新事業の創出促進、再生可能エネルギー関連産業・ロボット関連産業・医療関連産業の育成、研究開発支援、産学官連携、科学技術振興、産業のIT化に関する事務を管轄している。中でも、再生可能エネルギー関連産業・ロボット関連産業・医療関連産業の育成及び集積については県の重点プロジェクトとなっており、それぞれの担当として東京都を含め県外から6名の派遣職員が配属されている（ロボット産業推進室、医療関連産業集積推進室含む）。

福島県では、震災以降、原子力に依存しない社会づくりを基本理念とし、再生可能エネルギーの推進を復興の大きな柱に掲げている。2040年を目途に県内エネルギー需要の100%に相当する再生可能エネルギーの生産を目標に、関連産業の育成・集積を進めており、以下のフロー図が産業創出課の事業等をまとめたものである。代表的な取組として、産業技術総合研究所（以下、「産総研」）福島再生可能エネルギー研究所において様々な研究、企業支援が行われているほか、ドイツのノルトライン＝ヴェストファーレン（以下、「NRW」）州やフ라운ホーファー研究機構、エネルギー・エージェンシー NRW との再生可能エネルギー分野における覚書が締結されるなど、再生可能エネルギー先進地との交流も加速している。

今夏浪江町にて、世界最大規模の水素製造拠点「福島水素エネルギー研究フィールド」の建設工事が始まった。水素は電力を大量・長期に貯蔵できるため、長距離輸送や様々な用途での利用が可能。さらに、再生可能エネルギーを活用してCO<sub>2</sub>フリー水素を製造することでCO<sub>2</sub>の排出量を減らすことができ、次世代のクリーンエネルギーとして今後の導入拡大が期待されている。2020年の東京オリンピック・パラリンピックには、ここで製造した水素を輸送し、使用することが計画されている。


**再エネ関連産業の育成・集積に向けた主な取組（H30）**

## 1 ネットワーク形成・取引拡大・海外展開

## ○ ふくしま再生エネルギー産業集積支援体制構築事業

→ ネットワーク形成・取引拡大・海外展開を一体的に支援する体制を構築

- ・再生エネルギー研究会（約720会員）等の推進
- ・再生エネルギーフェア（REIFふくしま2018）の開催、首都圏展示会出展
- ・欧州最大のエネルギー見本市E-Worldへの出展 等



- ・県内企業の再生エネルギー関連産業への参入支援の取組を深化
- ・発信力のある展示会開催等による国内外の企業とのマッチングを強化

ドイツ・国営企業とのマッチング

## 2 研究開発・技術支援、実証研究

## ○ 再生可能エネルギー関連技術実証研究支援事業

→ 県内再生エネルギー関連技術の実証研究支援

## ○ 産総研連携強化型技術開発事業

→ 水素・太陽光パネル関連技術開発、県内企業研究開発補助等

## ○ 海外連携型再生可能エネルギー関連研究開発支援事業

→ 県内企業等と海外企業等による共同研究開発支援

## ○ 浮体式洋上風力発電実証研究促進事業

## ○ 地域復興実用化開発等促進事業

→ イノベーション・コースト構想関連の研究開発支援



技術の高度化に加えて、本県で開発された技術の実用化を推進



## 3 普及・啓発、人材育成

## ○ 海外連携交流事業

→ 先進地への専門家等派遣、相互交流、海外先進地への若手企業人等研修派遣

## ○ 未来を担う再生可能エネルギー人材育成事業

→ 工業高校生への講座実施、研究所見学等

## ○ 再生可能エネルギー高度人材育成支援事業

→ 県内再生エネルギー関連企業技術者の県内大学・研究機関への研修派遣



- ・欧州先進地との人材交流を促進
- ・高校生等の再生エネルギー関連の興味・知見の習得の促進

再生エネルギー講座の開催

先進地への専門家派遣



## 福島県

## 産業再生等

商工労働部産業創出課

吉田 翔馬  
(建設局)職員派遣  
(東日本大震災)職員派遣  
(熊本地震他)

監理団体

現地事務所

## 1 担当業務の概要

(1) 第7回ふくしま再生可能エネルギー産業フェア（REIF ふくしま 2018）の企画・運営・広報業務

## ○再生可能エネルギー産業に特化した地方最大の展示会

再生可能エネルギー産業フェア（REIF ふくしま）は、再生可能エネルギー関連産業に取り組む企業・団体に情報発信及び商談・交流の場を提供すること、それに伴う取引拡大を支援することを目的として、東日本大震災以降毎年開催している。今年度は7回目となり、11月7日（水）、8日（木）に郡山市のビッグパレットふくしまで開催された。県外企業を含めた約200社のほか、連携協定を締結しているドイツNRW州やデンマークを始めとする、海外の企業・団体が集結した。



## ◆産業再生等

## ○多彩な併催イベント

REIF ふくしまでは、展示会のほか同会場内で様々な併催イベントを企画している。今年度の目玉として、三菱総合研究所理事長、東京大学元総長小宮山宏氏に、再生可能エネルギーとプラチナ社会に関わる講演をいただいた。そのほか、再生可能エネルギー先進国デンマーク、ドイツ NRW 州、ハンブルク州の世界をリードする大手メーカーや再生可能エネルギー施策のキーパーソンから世界最先端の取組などをご紹介いただいた。さらに、トヨタ自動車株式会社の燃料電池バス SORA の試乗会を開催し、次世代エネルギーの水素について多くの人が理解を深め、身近に感じられたイベントになったと考えている。

今年度初の試みとしては、工業高校生を対象に、再生可能エネルギーに関する理解と地域の関連企業等への関心を高めてもらうため、出展企業によるプレゼンテーションを実施した。

## ○開催結果

202 の出展企業・団体、7,015 名の来場者と、いずれも過去最多の結果で充実した内容となった。出展者・来場者アンケートからも、本フェアへの出展・来場について高い評価を得ることができ、成功裏に終わることができた。今後さらに実際の商談に結びつく展示会を目指し、来年度についての検討を現在進めている。REIF ふくしまの知名度を向上させることで、今後もさらに福島県を「再生可能エネルギー先駆けの地ふくしま」として世に広め、再生可能エネルギー関連企業・団体の更なる発展の一助になればと思っている。



## (2)「第13回再生可能エネルギー世界展示会」出展業務

再生可能エネルギーに関連する県内企業の販路拡大と本県の再生可能エネルギー関連産業の育成・集積に向けた取組を、県外に広く周知することを目的として首都圏展示会へ出展している。今年度は、産総研福島再生可能エネルギー研究所(FREA)、郡山市と共に、6月20日(水)～22日(金)にパシフィコ横浜で開催された「第13回再生可能エネルギー世界展示会」へ出展した。

県外の多くの方々へ福島県が再生可能エネルギーに特化した取組を進めていることを認識いただき、また一歩復興へと歩みを進められたと感じている。





平成31年2月には県内企業6社とともに、スマートエネルギー Week2019 に出展予定であり、販路拡大のサポート及び福島県の取組の情報発信に注力したいと考えている。

### (3) 「E-world energy & water 2019」出展業務

再生可能エネルギー関連産業の育成・集積のため、県内企業が有する優れた技術・製品の海外への販路拡大を支援している。

平成31年2月に、福島県が連携強化の覚書を締結しているドイツ・ノルトライン＝ヴェストファーレン(NRW)州において、エネルギー関連産業国際見本市 E-world energy & water 2019 (イーワールド エナジー アンド ウォーター 2019) が開催されることから、福島県ブースを設置し、本県企業の海外展開とビジネスマッチングを支援するものである。今回で6年連続の出展となり、県内企業3社、1研究所の出展に加えて、前回まで福島県ブースに出展していた県内企業1社が自主出展する予定。

これまでの出展を通じて、世界各国から訪れている来場者からは、再生可能エネルギー先駆けの地を目指す本県の取り組みや本県企業の技術力、製品等に関心が示され、県内企業との多くの商談が行われている。

## 2 苦労したこと、工夫したこと

再生可能エネルギーというこれまで関わりのなかった分野の業務を担当することとなり、専門用語を始めとして、初めてのことが多く大変苦労をした。分からないことを自分で調べるのはもちろん、企業の研究事業について学んだり、展示会の視察へ行く等して、日々知識の習得に励んだ。

## 3 印象的なエピソード

REIF ふくしまの準備期間中は、県を挙げての大きなイベントの主担当としての重責や、前回よりも出展者や来場者を増やし、実績のあるフェアにしなければならないという目標がある中、日々プレッシャーを感じていた。そのような中、前回の開催結果や反省点を確認し、上司や同僚、共催団体の職員と協力しながら着実に進めることを心がけた。フェア当日を迎え、無事大きなトラブルもなく終えられた際は、今までに感じたことがない大きな達成感を味わうことができた。

また広報業務の一環として、自治体や大使館へ出展依頼のため訪問プレゼンを行ったり、テレビ・ラジオに出演しフェアのPRをする等、これまでにない貴重な経験を行うことができた。

## 4 今後の都政に活かせること、活かしたいこと

担当業務に共通して重要だったことは、調整力と進捗管理であった。多くの物事を同時並行で進める中、目先の業務に囚われず大局観を持って業務に従事するとともに、たくさんの調整先双方が納得できる着地点を模索しながらの遂行を心がけた。また、福島県という異なる組織に身を置くことや、再生可能エネルギーという新しい分野の業務を担当することで、これまでの常識が通用しないことや、前例が無いという場面を経験でき、そこから自分の頭で考え、局面を打開していく力を培うことができたように思っている。都政においては、以上の経験を活かしたいと考えている。

福島県の復興のために少しでも力になりたいという思いで派遣を希望したが、時に厳しく温かな上司や同僚に支えられ、何にも代えがたい経験をさせていただき、私自身が大きく成長させていただいた1年間だった。1年間大変お世話になった福島県の皆様と、このような機会を与えていただいた東京都関係者の方々に心より感謝を申し上げ、結びとさせていただく。

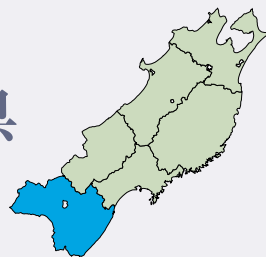


## ◆産業再生等

## 産業再生等

福島県商工労働部産業創出課  
ロボット産業推進室

福島県



## 業務概要

ロボット産業推進室は、福島県へのロボット産業の集積及び推進を目的として、平成28年度から新産業（再生可能エネルギー、ロボット、医療関連産業等）創出を担う産業創出課内に設置されました。東日本大震災で甚大な被害を受けた浜通り地域などの産業基盤再生や新産業創出を目指す「福島イノベーション・コースト構想」に基づき、「福島ロボットテストフィールド」の整備や運営の検討を進めています。また、福島県でのロボット産業集積に向けて、県内における研究開発・導入支援、産学官ネットワーク形成、県内での実証実験支援等による県内へのロボット産業集積に向けた事業を展開しています。組織体制及び福島ロボットテストフィールドに関しては下記のとおりです。

## ●組織体制

室長1名、主幹2名、一般職員11名、非常勤職員1名、臨時事務補助員1名

- ・産業集積担当：5名（事務職／東京都・愛知県からの派遣職員各1名、非常勤職員1名含む）
- ・拠点運営担当：4名（事務職・機械職／長崎県からの派遣職員1名含む）
- ・拠点整備・管理担当：3名（土木職・事務職／埼玉県からの派遣職員1名含む）

## ●福島ロボットテストフィールド

物流、インフラ点検、大規模災害などに活用が期待される無人航空機、災害対応ロボット、水中探査ロボット等の陸・海・空のフィールドロボットが、実際の使用環境を再現しながら研究開発、実証試験、性能評価、操縦訓練を行うことができる施設です。南相馬市・復興工業団地内に「無人航空機エリア」「インフラ点検・災害対応エリア」「水中・水上ロボットエリア」「開発基盤エリア」の整備が進められています。また、浪江町・棚塩工業団地内に長距離飛行試験のための滑走路を整備する予定です。

2018年7月には通信塔が一部開所し、無人航空機が長距離・広域で飛行する際に遠距離でも通信を確保できるほか、低空の風速・風向、有人機や鳥などの物体を観測し、飛行の安全を確保できるようになりました。試験用プラント、試験準備棟やヘリポート等、その他の施設も2018年度から順次開所します。2020年夏にはロボットの国際競技会である「ワールドロボットサミット」のインフラ・災害対応競技が開催されます。今後、福島ロボットテストフィールドが日本におけるロボットの実証拠点として、浜通り地域の産業創出に寄与することが期待されています。



## 福島県

## 産業再生等

商工労働部産業創出課  
ロボット産業推進室高原 総平  
(港湾局)(東日本大震災)  
職員派遣(熊本地震他)  
職員派遣

監理団体

現地事務所

## 1 担当業務の概要

## (1) 各種補助金事業による県産ロボット技術開発支援

福島県内の企業によるロボット開発や、県内大学と県内企業によるロボットの共同研究を支援する補助事業を担当し、補助金交付事務、事業進捗管理等を行いました。

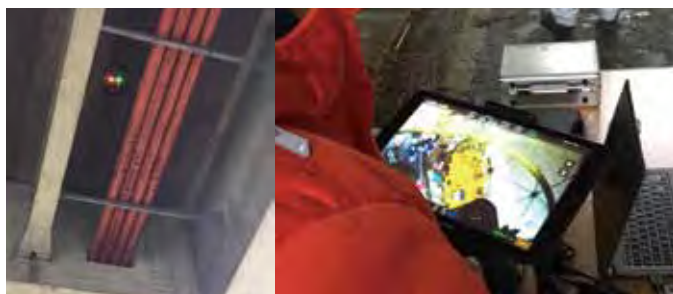
## ○ロボット関連産業基盤強化事業

県内企業によるロボット開発や、ロボットへの実装に繋がる可能性のある要素技術（センサー、AI等のソフトウェア技術、部材開発、駆動系技術など）を支援する補助金です。

4月に公募を開始し、外部有識者を招いた審査会を2回開催した後、平成30年度は15の研究テーマを採択しました。採択後は浜通り・中通り・会津の各企業を訪問して研究の実用化を支援するとともに、経理処理の検査等を行いました。また、採択事業者による県内橋梁や公道での実証実験支援も行いました。加えて、平成27年度から開始した研究成果データを整理し、産業基盤の回復に向けて県産ロボット開発が着実に加速し、実用化が進んでいることを把握しました。



↑ 県内企業が実用化した有線給電監視  
ドローンによる飛行実験



↑ 橋梁狭隘部での球殻ドローンによる橋梁点検実験

## ○産学連携ロボット研究開発支援事業（会津大学支援枠）

会津大学と県内企業との産学連携による、ロボット制御技術の共通化、ロボティクス・クラウドによる実空間・サイバー空間融合技術の開発や、県内での人材育成の取組等への支援を担当しました。大学と県担当による定例会議の他、外部有識者を交えた「研究開発推進会議」を年2回開催し、共同研究の方向性や、ロボットテストフィールドでの会津大技術の活用方策を検討しました。会津大学は、コンピューター理工学に特化し、かつ学内でのやり取りの多くが英語であるという尖った環境を持つ大学です。そうした環境下での研究への支援が実り、10月に開催された「World Robot Summit 2018」の「トンネル事故・災害対応復旧チャレンジ」で会津大学チームが優勝する等、平成27年度から始まった事業の成果が着実に現れ始めています。



← (左) 会津大学と県内企業が共同開発している災害対応ロボット「SPIDER」。実機とシミュレーションが同じ動きをしている。

← (右) World Robot Summit 2018 でのシミュレーション画面

## ◆産業再生等

## ○産学連携ロボット研究開発支援事業(県内大学公募枠)

県内大学と県内企業によるロボットの「共同研究」を新たに支援するために、平成30年度(2018年度)より新規事業として公募を開始し、補助金交付事務や事業進捗管理を行いました。

年度当初に募集要領、事務マニュアルやスケジュール等の必要事項の検討を重ね、5～6月に公募を行いました。外部有識者を交えた審査会を経て県内大学・企業によるドローンを活用した橋梁点検システム、廃炉水中ロボット、環境放射能調査用水中ロボットの開発を支援することになり、数年後に各ロボットが実用化し、成果が県内に波及するよう、定例的に各プロジェクトの担当者との調整を行いました。

## (2) 産学官ネットワークの構築・県内企業の販路強化支援

## ○福島県ロボット関連事業研究成果発表会の開催

県内大学、企業が開発したロボットや要素技術の研究開発成果発表会の開催業務を担当しています。外部有識者、県内外のロボット関連企業関係者や官公庁関係者間で研究開発成果の実用化に向けた意見交換を行い、県産ロボットの実用化や県内企業の販路強化を支援する企画を実施します。

## ○ふくしまロボット産業推進協議会の活動補助、各展示会出展の補助

県内における産学官ネットワーク形成を目的として平成29年5月に設立された「ふくしまロボット産業推進協議会」の運営を補助する業務を行いました。また、11月に開催した「ロボットフェスタふくしま2018」の補助を行いました。



↑ロボットフェスタふくしま2018

↑協議会の部会開催の様子

↑展示会における福島県ブース

## 2 苦労したこと、工夫したこと

ロボット、ドローン、ソフトウェア等の関連分野の技術や、航空法等の法規制に関する知識習得を行い、エンジニアが話す内容を理解するように努めました。文書や文献で理解できない部分は、県内各地の現場や展示会等に足を運び、担当者に話を聞いて回することで課題を解決するようにしました。また、補助金業務、産業振興に関連する税法や経理処理に関する知識習得を進めました。

## 3 印象的なエピソード

未来の技術だと思っていたことが、浜通り地域を舞台に実用化に近づいており、ロボットを通じてそうした復興の光の部分を見た際には感銘を受けました。一方で、浜通り地域の語り部の方から地元住民としての原発や帰還困難地域となっている故郷へのリアルな思いを教えていただいた際や、浜通り地域の現場に訪れた際、企業の方からの様々な悩みを伺った際は復興が道半ばであることを実感させられました。こうした復興の光の部分だけでなく、影の部分を多く知ったことが1年間の業務を続ける原動力になりました。





↑ ロボットテストフィールドでの  
宇宙エレベーターの公開実験



↑ 7月に供用開始した通信塔（右）を利用して物流ドローンや気象観測ドローン  
等の長距離飛行実験が可能



## 4 今後の都政に活かせること、活かしたいこと

地域が抱える社会問題に対応するための「ロボット・ドローン・IoT」を利用した様々な事業への支援を通じて、課題解決の難しさやエンジニアの熱意、プロジェクト・仕事の進め方等において多くの示唆を得たと同時に、社会におけるロボット・IoTの活用についての基礎知識を得ました。この経験は今後都政における業務にも活かすことができると考えています。

また、震災後にロボット産業室で支援にあたってきた先代の都職員の皆さまの積み重ねもあり、私が担当した事業は成果が着実に始まりました。私が蒔いた種も県職員の方や次の担当の方が花を咲かしていたるように円滑に担当事業を引き継ぎたいと思います。

最後に、1年間派遣する機会を与えていただき、派遣中にサポートしていただいた港湾局、総務局復興支援対策部・現地事務所の皆さま、派遣中の活動を都広報番組に取り上げていただきました生活文化局の皆さま、派遣先で暖かく迎え入れていただき、福島を教えていただいた福島県職員の皆さま、担当業務で携わった企業・大学等、県内の皆さまには心より感謝申し上げます。



↑ 内堀県知事、県職員、自治法派遣職員との  
懇談会



↑ 南相馬市で建設が進む福島ロボットテストフィールド  
(左) 完成間近の試験用プラント



(右) 都広報番組での撮影の様子



↑ 福島にいる都職員と  
秋の尾瀬へ



↑ 県職員チームで喜多方のボート  
競技会に参加



↑ 土木部職員、ロボット産業推進室の職員と  
須賀川市の奇祭（日本三大火祭り）「松明  
あかし」に参加

職員派遣  
(東日本大震災)

職員派遣  
(熊本地震他)

監理団体

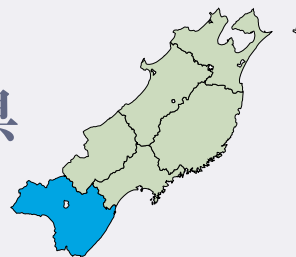
現地事務所

## ◆産業再生等

## 産業再生等

商工労働部 産業創出課  
医療関連産業集積推進室

福島県



## 業務概要

## ○組織

医療関連産業集積推進室は、創業・企業支援、産学官連携、再生可能エネルギー関連産業、ロボット産業の集積推進に関する業務を所管する産業創出課に、専ら医療関連産業の集積・育成を推進するために設置された課内室。

常勤職員は9名であったが、北海道の自治法派遣職員が9月の北海道胆振東部地震の対応のため帰庁し、10月より8名体制となっている。

※県職員6名、自治法派遣職員1名（9月末までは2名）、経済交流員1名

## ○事業概要

福島県では、平成17年度から、医療機器関連分野の産業振興と集積を図るため「うつくしま次世代医療産業集積プロジェクト」をスタートさせた。東日本大震災後、医療関連産業の集積は福島県復興計画の重点プロジェクトとして位置づけられ、医療機器の研究開発のほか、異業種分野からの参入支援、次世代の人材育成、海外等の販路拡大支援など、世界をリードする医療機器設計・製造ハブ拠点を目指した取組が推進されている。今年度のプロジェクトの概要をまとめたものが下記の図である。

これらの施策の結果、この10数年で県の医療関連産業は大幅に成長し、医療機器受託生産金額と医療用機械器具の部品等生産金額は約2.5倍増で全国1位となるほか、医療機器製造業登録事業者数も20社増の約75社と、全国でも有数の医療関連産業の集積地へと成長を遂げた。

これらの実績が評価され、今年度は経済産業省及び日本貿易振興機構（JETRO）が実施する「地域への対日直接投資カンファレンス（RBC）」に採択され、海外から先述の展示会に11社招聘し、多くのマッチングが実施された。さらに、一昨年11月には、医療機器の開発から事業化までを一体的に支援する国内初の施設「ふくしま医療機器開発支援センター」が開所し、本センターを核とした更なる産業の復興と雇用の創出、並びに医療の安全性向上に向けた事業が進められている。





## 福島県

## 産業再生等

商工労働部 産業創出課  
医療関連産業集積推進室梅澤 勇紀  
(主税局)職員派遣  
(東日本大震災)職員派遣  
(熊本地震他)

監理団体

現地事務所

## 1 担当業務の概要

## (1) 「メディカルクリエーションふくしま 2018」の企画・運営・広報業務

メディカルクリエーションふくしまは、国内外のものづくり企業・地方公共団体・医療機器メーカーが出展等を行い、ビジネスマッチングを図るB to B型の展示会である。医療機器の展示会では地方最大級の規模で開催されており、「医療機器ふくしま」のシンボルとして平成17年度から継続して開催され、今年度で14回目を数える歴史ある展示会である。今年は10月18日(木)、19日(金)の2日間、ビッグパレットふくしま(郡山市)にて開催され、ものづくり企業の特徴ある製造部品や技術の展示と医療機器メーカーによる最新医療機器を同時に展示し、より具体的なマッチングを行うほか、各種関連セミナー等を実施した。

## ●展示会

195企業・団体の出展、3,612名の来場者を記録し、出展者や来場者のアンケートからも有意義な展示会だったとの声が多数寄せられた。

今年度は、重点展示・企画として、

- 日本臨床工学技士会による医療機器展示、解説コーナー
- 医療施設用・介護支援ロボットの体験コーナー
- 産学官連携ゾーン

の3つを用意し、内容の充実化を図った。特に日本臨床工学技士会のブースでは、多くの出展企業がブースを訪れ、実際に医療機器を扱うことを生業としている臨床工学技士と、自社の開発中や事業化された技術・製品について活発な意見交換がされた。

## ●セミナーをはじめとする企画等

今年度より、有益な情報を発信することを目指して、「医療機器開発・製造展示会」というタイトルから、「医療機器設計開発・製造に関する展示情報展」と変更し、過去最多の11本のセミナーを開催した。また、同日開催された「にいがたBIZ EXPO2018」とのWEB上のビジネスマッチング商談会、群馬県産業ヘルスケア協議会との意見交換、マッチングボード等の設置など、出展企業にかかわらず、相互間における情報収集・発信が数多く可能となる場としての工夫や仕掛けを実施した。



〈日本臨床工学技士会のブース〉



〈セミナーの開催風景〉



## ◆産業再生等

## (2) 語学指導等を行う外国青年招致事業 (JET プログラム)

福島県では、ドイツ共和国ノ르트ライン＝ヴェストファーレン (NRW) 州・タイ王国と医療関連産業に係る覚書を締結しており、当室では、県内企業の販路拡大支援として、それらの地域で開催される医療関連の展示会に福島県パビリオンとして県内企業と出展するほか、NRW 州又はタイ王国の企業や研究機関等と連携する県内企業が開発する医療福祉機器の研究開発から事業化までを支援する補助金等の施策を実施している。

そのような経緯から、より海外との結びつきを強化するため、当室では平成 27 年度より JET プログラムを活用し、ドイツ NRW 州より、国際交流員 (CIR) を招聘して福島県と海外と繋ぐ橋渡しの役割を担っていただいている。

## ※ JET プログラムの概要

自治体国際化協会 (CLAIR) が実施している、語学指導・国際交流活動・スポーツ指導 (役割ごとに、ALT・CIR・SEA と呼ばれる) を目的として海外から人材を招聘し、地域レベルの国際交流の進展や、諸外国との相互理解・地域の国際化の促進を図るもの。

## ● JET プログラム担当事務について

招聘者の給与支払や服務管理、任用関係の取りまとめ等の業務を行うほか、日本での生活に慣れない招聘者の生活面のフォロー、福島県の組織・県庁内の基礎情報等の“チューター”の役割も担当した。

## 2 苦労したこと、工夫したこと

## (1) メディカルクリエーションふくしま 2018

本年度は、前例のない先述の RBC や、ドイツ共和国 NRW 州経済大臣を含む視察団の来福、タイ王国工業省の来福、経産省をはじめとする国の VIP の来福、県内企業と海外企業との合併会社設立の調印式等、様々な事業が複雑に絡み合うスケジュールとなり、非常に多くの機関と調整しなければならず、それは困難を極めた。

例年は、展示会の全体裏方ロジを展示会の事務局で作成していたが、今年度は例年通りとはいかず、県単独ロジ表を作成することとなった。しかし、事務局のそれを踏襲した結果、文字数が先走って理解しにくいものとなってしまった。そこで、少々過ぎた感はある反省するところだが、事業別に故意に濃色でロジ表の色分けを行い、可能な限り文字数を削減した。結果、事業を時間軸で捉えやすく、一目で誰がどの事業の動きをするのかを判別できるように工夫した。

## (2) 語学指導等を行う外国青年招致事業 (JET プログラム)

平成 27 年度より招聘していた国際交流員の任期満了に伴い、8 月に招聘者の帰国と新たに招聘する国際交流員の入国の事務手続きが発生した。当室では初の帰国事例となり、手探り状態で進めていたが、関係部署へ対応方法を教示いただきつつ、無事に帰国手続きが完了することができた。本事業では、本人の生活面のサポートも行うため、引越の作業や家具の整理を行う業者の紹介等を行うなど普段従事している業務と一線を画している部分もあり、帰国直前も私自身、戸惑いや不安は大変大きいものであった。国際交流員より無事に帰国した旨の御連絡を頂いた際は、本事業の一区切りを終えて達成感を感じると同時に、大変お世話になった関係部署の方々の御指導に頼り過ぎてしまった自分の力量・経験不足を痛感した。

### 3 印象的なエピソード

国際交流員の帰国直前の7月末に、「卒業旅行」と題して、福島県の会津地方へ1泊2日の室員旅行を計画した。過去に当室に所属していた職員の方にも御参加いただき、裏磐梯の桧原湖で実施したカヤック体験、電車好きの方々にはたまらない只見線の乗車、会津地方の工芸品の作成など、会津地方を満喫するコースを楽しんだ。夜の『つきみが丘町民センター』での宴会は、乱入者も現れるなど、大変騒がしいものであったが、その分笑いが絶えない思い出に残る素敵なひとときであった。



〈桧原湖カヤック〉



〈騒がしくなる前の宴会時〉

### 4 今後の都政に活かせること、活かしたいこと

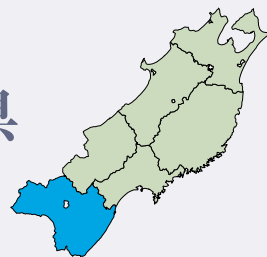
福島県派遣では、県の重点プロジェクトに掲げられている産業振興施策の部署へ配属となり、医療関連産業という全く知見のない業務に携わることとなった。当初は、派遣前に経験したことのない業務量に加え、特に医療機器分野の専門用語等が活発に話題となる開発支援や事業化支援等の業務で頭を悩ますことが多く、具体的に行政がどの程度協力できるのかについて苦労する場面が多々発生したが、復興支援を目的として来県している派遣職員としての力不足を感じる期間が長くあったが、県内の産業振興に尽力する周囲の県職員・派遣職員の姿に刺激を受け、微力ながらも復興に貢献する強い使命感と責任感を持ち続けて多忙な業務に打ち込み続けたことは、新たな環境に身を置く重要性や、職員としての倫理観を見つめ直すよいきっかけとなった。

## ◆産業再生等

## 産業再生等

農林水産部農産物流通課

福島県



## 業務概要

## ■組織の目的

福島県産農林水産物の風評払拭のため、県内や首都圏を中心とした国内の消費地や諸外国に向け、福島県産農林水産物の魅力や安全・安心の取り組みを発信し、理解促進を図る様々な事業を展開するなど、風評対策の最前線に立っている部署であり、予算規模、職員数、業務量など、規模は県庁内トップクラスである。

## ■組織体制

課長1名、総括主幹兼副課長1名、主幹2名以下29名(平成30年12月現在)から構成され、以下4つの担当ラインに分かれている。

- 消費ライン …農林水産物(主に米)の風評払拭及び地産地消の推進、総室・課内の総務
- 流通ライン …農林水産物の風評払拭及び消費・販路拡大、情報発信業務(CM等)、オンラインストアによる販売促進
- 販路拡大ライン …農林水産物の新規販路開拓、オリンピック・パラリンピック食材供給の推進
- 6次化ライン …農林水産物の6次産業化の推進、輸出促進

## 福島県の農業産出額等の推移



## 主な農産物価格の推移



(参考) 平成30年12月25日発行「ふくしま復興のあゆみ第24版」



福島県

## 産業再生等

農林水産部農産物流通課

近藤 純也  
(教育庁)(東日本大震災)  
職員派遣(熊本地震他)  
職員派遣

監理団体

現地事務所

## 1 担当業務の概要

## ① オンラインストアによる販売促進業務

オンラインストア（Amazon.co.jp、楽天市場、Yahoo! ショッピング）と協力し、販売促進キャンペーン等を行うことで、全国の消費者が福島県産品の魅力に直接触れる機会を創出するとともに、オンラインストアが県内生産者等の主要な販路の一つに位置づけられるように事業を展開する。

## ② 「ふくしまプライド。」販売力強化支援事業

福島県内の市町村、民間団体、県域等農業団体が福島県産農林水産物等の価値を伝え、販売・消費の拡大を図るため、国内において実施する福島県産農林水産物の販売促進活動に対して支援を行う。

## ③ 「ふくしまプライド。」販売力強化会議に関すること

県、国、生産者団体、流通・販売関係者及びデザイン関連団体等が連携し、パッケージの改善や販売棚の確保を推進し、生産力の向上とブランド力・販売力の強化を図ることを目的とした会議を開催し、その運営を行う。

## ④ 調査分析業務

福島県産農林水産物に関する情報収集及び調査・分析を実施することで、より効果的な風評対策事業を行うことを目的とした事業。その委託先事業者との契約、連絡・調整、調査結果を取りまとめる。



ふくしまの旬がネットで買える！「ふくしまプライド便」

「ふくしまプライド便」  
ロゴ「ふくしまプライド便」  
QRコード

## 2 苦労したこと、工夫したこと

「ふくしまプライド。」販売力強化支援事業は、平成29年度まで行われていた「ふくしまの恵みPR支援事業」を拡充し、農林水産物のPRから、より消費拡大や販路拡大に繋げるものにリニューアルされた。リニューアルに伴い、新たな補助対象経費の追加等があったため、4月の着任当初から前年度のPR支援事業との変更点や、新たに追加された補助対象経費について、7つある出先機関から問い合わせがあり、その対応に苦労した。

この対応策として、自らが制度に対する知識を深めるほか、各出先機関から質問があるたびに、上長と案件について検討し、7つの出先機関に質疑応答集として共有することとした。このことにより、同一の質問を各出先機関から受けるということをし、業務の効率化を行った。

## ◆産業再生等

## 3 印象的なエピソード

## ① 県産米を売り込む「ふくしま売米隊」の取り組み

「ふくしま売米隊」は、首都圏等の小売店訪問と、目標である販売棚の獲得を継続的に実施していく必要があることから、県の取組P Rと職員団結のため結成された。

「ふくしま売米隊」の出発式では、地元のテレビ局や新聞社等のメディアの方々に向けて新米の試食を行うほか、売米隊員の寸劇も行い、出発式の様子はテレビで放送するなど、大きなP R効果があった。私も隊員として寸劇に参加し、県産米のP Rを行った。

単にメディアへのプレスリリースを行うだけでなく、寸劇等でメディアに取り上げられやすい取り組みを行うことで、より効果的な広報ができることがわかり、よい経験となった。

## ② 県外量販店での福島県フェア

福島県では、県内や県外で各県産農林水産物の旬の時期に合わせて、福島県フェアを百貨店・量販店で行い、県産農林水産物のP R及び販売棚の獲得を目指している。

私も福島県職員として、関西の量販店で県産米のP R活動を行った。

直接消費者の方に県産米の特徴や美味しさをP Rし、実際に購入につながった際は格別のうれしさがあった。



「ふくしま売米隊」出発式でのフォトセッション  
(左から2番目が筆者、右から3番目は東京都の本田主事)



ライシーホワイトとの関西の量販店で県産米のP R

## 4 今後の都政に活かせること、活かしたいこと

福島県は、東日本大震災において地震・津波に加えて原発事故という被害を受けており、震災から7年たった現在でも農林水産物の風評被害を受けている。震災直後と違い、目に見えた風評は減りつつあるが、未だに福島県産農林水産物に対するネガティブな感情を持つ人が残っている。

そういった人々の心にアプローチし、いかに福島県産農林水産物の安全性をPRするか、これまでに無い課題への解決に向けた業務に福島県では取り組むことができた。

一度ついたネガティブなイメージを刷新するためには、直接消費者と接する、メディアが取り扱いやすい内容の広報を行う、オンラインストアなど新しい販路を開拓するなど地道な取り組みが必要となる。

福島県では既存のやり方に捕らわれず、地道にかつ戦略的に業務に取り組む重要性を学ぶことができた。また、福島県職員がどのような仕事をしているかは、県民には伝わりにくいため、積極的にメディアや県民に向けて情報発信を行う重要性も理解することができた。

この経験を活かし、今後も主体的に考え行動し、積極的な情報発信に取り組みたいと考える。



「がんばろう ふくしま！」  
応援店抽選会の様子（左端のヒラメが筆者）



鶴ヶ城（会津若松市）にて  
東京都から派遣された同僚と撮影

職員派遣  
（東日本大震災）

職員派遣  
（熊本地震他）

監理団体

現地事務所



## 福島県

## 産業再生等

農林水産部農産物流通課

本田 千尋  
(主税局)

## 1 担当業務の概要

農産物流通課のうち消費ラインに配属され、以下の業務を担当した。

## 【1】福島県産農林水産物のトップセールス

知事や副知事が直接消費地の市場や量販店に出向き、先頭に立ってセールスを行っている。私は東京・大阪・北海道の3つの卸売市場等におけるトップセールスを担当し、企画調整・各種手配・資料作成・行事当日の対応を行った。(執筆：12月時点)

## 【2】「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーン

福島県産農林水産物の地産地消を推進するため、県内の量販店で開催するイベントであり、副知事のトップセールスも兼ねている。副担当として、委託業者や会場となる量販店との企画・調整等を主担当とともにに行った。

## 【3】モニタリング検査情報検索サイト運営

福島県では、国のガイドラインによる農林水産物等緊急時環境放射線モニタリングを行い、安全な農産物等だけが流通・消費される体制を作っている。その検査結果を集約し、検索しやすいよう公開しているサイトの運営を行った。検査結果情報の更新(毎日)や、委託業者との調整、問い合わせ対応を行った。

「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」

<https://www.new-fukushima.jp/>

## 【4】調査・統計に関すること

県産農林水産物の出荷状況・市場価格の推移について毎月取りまとめを行った。

課員からのオーダーに応え、必要なデータを検索し提供するなどの業務も行った。

## 【5】総務関係用務

県庁内他部からの照会に関する業務、政府予算要望対策、各団体からの要望への対応の総室内(総室は都でいう「部」相当)取りまとめなどを担当した。

その他、日本全国各地を巡り福島県産米のPRを行った。





## 2 苦労したこと、工夫したこと

入都してから福島県に派遣されるまで、都税事務所での課税事務の経験しかなかった私にとって、初めての本庁勤務、全くなじみのない農林水産物分野・イベント企画部門で、今までやってきた業務とのあまりの違いに戸惑いました。

一人ではイベントを成功させることはできません。自分の業務進捗を可視化しておくことで、出張時にも他の職員に対応してもらうなど、周囲との連携を考えて職務にあたりました。

もう一つ苦労したことは、福島県に関する知識の不足でした。赴任するまで福島県に来たことがなく、福島県の農林水産物に関する知識は皆無でした。さらに県外イベントでのPRの際は、「福島県でおすすめの観光名所を教えてください。」「現在の被災地の状況はどうなっているのか。」などと聞かれるなど、福島県全体の知識も求められたので、色々なところにアンテナを張って、多くの知識を頭にたたき込みました。

## 3 印象的なエピソード

全国各地、北は北海道から南は沖縄まで、様々な場所でのPRの機会をいただきました。

各地を巡る中で、「福島のものを買って応援しているよ!」「福島農産物はおいしい!」そんな声を数多くかけていただきました。イベントの担当は華やかに見えますが、事前準備は地味なものがほとんどです。イベントは土日が多いので休日が潰れます。それでもそういった声を聞けると嬉しい気持ちになりますし、やりがいを感じられました。

また、県庁内外で関わる方に都からの派遣であることを伝えると、「福島のためにありがとうございます。」と、感謝されることが多々ありました。「ここに行った方がいい」「これだけは絶対食べて帰りなさい」など色々なお話を聞けて、温かく接して下さったことが嬉しかったです。



イオン見本市（2018.9.13 ビッグパレットふくしま）都政広報テレビ番組「東京 JOBS」に取材されました

## ◆産業再生等

(東日本大震災)  
職員派遣(熊本地震他)  
職員派遣

監理団体

現地事務所



ふくしま大交流フェスタ  
(2018.12.9 東京国際フォーラム)  
「うつくしまライシーホワイト」のお二人と！

## 4 今後の都政に活かせること、活かしたいこと

「他の産地が競争力アップにしのぎを削る中、福島県は放射能対策に奔走せざるを得なかった。失われた時間を取り戻すために頑張っている。皆さんの力が必要です。」

赴任当初、農林水産部長（都でいう局長クラス）からの訓示にあった言葉です。この言葉があらわすように、福島県は震災からずっと、走り続けていると感じます。風評被害対策は前例のない、正答のない業務です。「何をすれば世間に響くのか？」皆が試行錯誤しながら仕事をしており、業務量は膨大かつスピードも求められる職場でした。業務に優先順位をつける大切さを強く意識したと同時に、仕事が一人に集中してしまった場合に「困った時はお互い助け合う」ことが大事だと感じました。この派遣を通し、自分の強み・弱みがクリアになったと感じているので、都に戻ったときに活かしていきたいと思っています。

最後になりましたが、一年間お世話になった福島県職員の皆様、苦楽を共にした自治法派遣職員の皆様、

そっと背中を押していただき、見守ってくださった東京都職員の皆様に、この場をお借りして感謝申し上げます。本当にありがとうございました。



夏のトップセールスで宣伝した  
もも（生産量全国第2位！）・きゅうり（同4位）



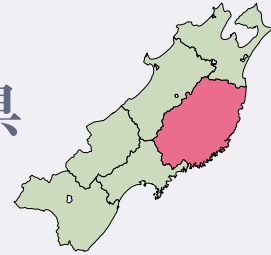
消費ラインに配属された地方自治法派遣職員  
左から新藤主事(千葉県)、筆者、金森主査(石川県)



## 税務

沿岸広域振興局  
経営企画部県税室

## 岩手県



## 業務概要

岩手県では県内を4つのエリア（盛岡、県南、沿岸、県北）に分けて広域振興局を設置し、釜石市をはじめとする9市町村を沿岸広域振興局が担当しています。その中で、経営企画部県税室は沿岸広域振興局管内における県税の賦課徴収の業務を担っています。

## 組織の目的

県税の適正かつ公平な賦課徴収及び県民から信頼される税務行政を推進し、県の自主財源である県税収入の確保を図り、東日本大震災津波からの着実な復興の推進と希望郷いわての実現を目指す。

## 規模・内容等

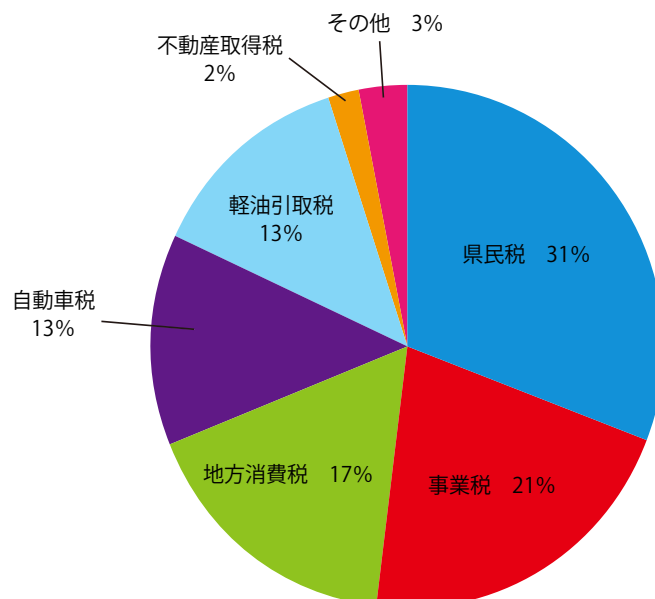
○配置人員（平成30年4月1日時点） 計16名（復興支援チームに派遣職員4名所属）

| 沿岸広域振興局 経営企画部 県税室（室長1） |       |          |          |              |
|------------------------|-------|----------|----------|--------------|
| 納税チーム                  | 主任主査2 | 主任1      | 主事1      | 臨時職員1        |
| 課税チーム                  | 主任主査2 | 主査1      | 主事2      |              |
| 復興支援チーム                | 特命課長1 | 主査1（北海道） | 主任1（大阪市） | 主事2（東京都・静岡市） |

## ○業務の内容

- 納税チーム：県税の収納・管理・還付・充当に係る事務、納税の催告・財産の調査・差押え等の滞納整理事務を担当
- 課税チーム：県税の賦課・調定・課税免除・課税除外等の事務を担当
- 復興支援チーム：家屋評価事務、復興特区に係る課税免除事務を担当

## 岩手県 平成28年度県税収入決算額の構成比



決算額合計  
13,331,106  
(単位：万円)

職員派遣  
(東日本大震災)

職員派遣  
(熊本地震他)

監理団体

現地事務所

## ◆税務

## 岩手県

## 税務

沿岸広域振興局  
経営企画部県税室山田 純  
(主税局)

## 1 担当業務の概要

私は岩手県沿岸広域振興局経営企画部県税室に所属し、復興支援チームの一員として家屋評価事務を担当しました。家屋評価とは、都道府県税である不動産取得税や、市町村税である固定資産税の税額の元となる、家屋の価格（評価額）を算出する業務です。沿岸広域振興局管内では、県が非木造家屋の評価事務を、市町村が木造家屋の評価事務を担当しています。私は所属部署の庁舎がある釜石市をはじめ、宮古市、山田町、大槌町、大船渡市、陸前高田市に新築された非木造家屋を評価しました。評価した家屋の用途は事務所、店舗、駅舎、工場、倉庫等です。



&lt; 県税室の風景 &gt;

復興支援チームの家屋評価事務の流れは概ね以下のとおりです。

- 1 評価対象の家屋の所有者に連絡を取り、建築工事の見積書や竣工図等を借用する。
- 2 借用した書類から、家屋に使用されている資材、設備の種類、数量等を把握する。
- 3 2で把握した内容を現地調査で確認し、所有者に書類を返却する。
- 4 調査結果をもとに家屋評価業務支援システムを用いて価格を算出し、決裁を取る。
- 5 県税室の不動産取得税担当と市町村の固定資産税担当に評価調書を提出する。

## 2 苦労したこと、工夫したこと

広大な面積を有する岩手県とだけあって、移動距離の長さには戸惑いました。4月の勤務初日に、釜石から盛岡の県庁までの約100kmを公用車で2時間ほどかけて移動し、カルチャーショックのようなものを感じたことをよく覚えています（ちなみに東京都庁から静岡県熱海市までの距離が約100kmです）。そのため、出張の際は移動距離を考慮して余裕を持ったスケジュールを組むようにしていました。

家屋評価事務においては、評価計算上の取り決め事項等で東京都との相違点があったものの、同僚の皆様に懇切丁寧にサポートしていただき、すぐに慣れることができました。また、復興支援チームは各自治体で家屋評価事務を経験してきた職員で構成されていたため、皆で知恵を絞って課題を解決することを意識していました。



< JR 陸前高田駅 >  
筆者が家屋評価を担当した新築の駅舎。  
BRT（バス高速輸送システム）により  
運行中。

### 3 印象的なエピソード

私が評価を担当した家屋の所有者の一例として、地元の漁業協同組合がありました。現地調査に伺った際、立ち会っていただいた方に自分が東京都から派遣されていることをお話ししたところ、「遠くから支援に来ていただいてありがとうございます。三陸の海産物をたくさん味わってくださいね」と言っていただいたのが印象に残っています。このような地元の方々の温かさに触れて、岩手県をもっと応援したいと思うようになりました。2019年秋に釜石で開催予定のラグビーワールドカップをはじめ、今後も岩手県の動向には注目し、応援し続けていきたいと思っています。



＜釜石の街並み＞

太平洋と北上山地に囲まれており、夏季は涼しく、冬季の降雪量は少ない。2018年12月撮影。

### 4 今後の都政に活かせること、活かしたいこと

今回の派遣で、同じ税務でも自治体によって組織体系や業務の進め方等が異なっていることを知り、どの自治体のものが良いかを決めるのではなく、自治体の特性や事情に合ったものを模索していくことが大切だと感じました。

加えて、1年間を通して岩手県で生活し、県職員や全国各地からの派遣職員の方々と関わったことで、東京都を他の自治体の視点から見るようになりました。これは東京都の中ではなかなか得られないことだと思います。今後も必要に応じて、そのような視点を活かしながら業務に取り組んでいきたいです。

最後になりましたが、公私共にお世話になった岩手県沿岸広域振興局の皆様、そして派遣業務をサポートしていただいた東京都の皆様には心から感謝しております。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。



＜釜石よいさ（お祭り）＞

毎年8月上旬に開催。職場の有志で参加しました。

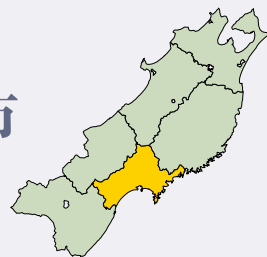


## ◆税務

## 税務

財務部資産税課  
家屋グループ

## 石巻市



## 業務概要

## ・組織の規模

石巻市財務部は77名が所属しており、財政課、行政経営課、市民税課、資産税課、納税課の5課で構成されている。その中で、私たちが所属する資産税課は家屋G（グループ）、土地G、償却G、に分かれており、計24名が所属している。内訳としては、課長、課長補佐が各1名、家屋G12名（市職員4名、派遣職員8名）土地G7名（市職員3名、派遣職員4名）償却G3名（市職員3名）となっている。

## ・組織の目的・業務内容

財務部では市政を円滑に行っていくための原資である税金を賦課し、予算編成や行政経営を担っている。その中で私たちの所属する資産税課は家屋、土地、償却といった固定資産に対する適正な評価及び税の賦課を行っている。



石巻市役所（ピンクの建物）と  
石ノ森萬画館の象徴の仮面ライダー



日和山から見た石巻市街と旧北上川



馬っこ山から見た石巻市街



石巻の海水浴場

石巻市

## 税務

財務部資産税課  
家屋グループ河本 峻輔  
(主税局)職員派遣  
(東日本大震災)職員派遣  
(熊本地震他)

監理団体

現地事務所

## 1 担当業務の概要

私の所属する資産税課家屋グループでは、新增築家屋の評価業務及び家屋の固定資産税課税業務を担当している。

その中でメインとなる新築家屋の評価業務は、新築された家屋の調査を行い、評価計算を行って評価額を算出し、次年度から賦課される固定資産税額の算定基礎とするという業務である。具体的な内容としては、自身の担当地区の新築物件にお伺いし、図面等を見ながら家屋内外の建築資材・設備の現地確認をし、併せて所有者に対して固定資産税等に関する説明を行っている。

## 2 苦労したこと、工夫したこと

私の担当地区の一つである牡鹿半島は、市役所からかなりの距離があり、車で片道1時間程度かかる。近くの物件は同じ日に調査を依頼する等出来る限りの工夫はしたが、先方からの要望で一日一件のみになるような日もあり、効率的な家屋調査を行うのに苦心した。

日々の業務では、東京都との業務のやり方が異なる点が多く苦労した。システムの操作や入力方法、評価上・課税事務上の取決めなど、様々な分野において今までのやり方とは異なっており、慣れるのが大変だった。また、評価方法の改善に関しても、各自治体で様々な取決めがされているため、派遣職員同士の意見をすり合わせ方針が決定するまでに時間を要した。

## 3 印象的なエピソード

私は入都前の平成27年度に、当時勤めていた自治体から石巻市の隣の女川町に家屋評価業務で派遣されており、石巻市内の渡波（わたのは）地区に居住していた。今回の派遣では偶然その渡波地区の担当となり、三年前は家の周辺は更地で工事中であったのが、現在は住宅が立ち並び「さくら町」という名称の街になっていた。それ以外にも、以前は震災の爪痕が残っていたような場所が新しく生まれ変わっているのを目にすることも多く、震災からの復興を実感できて嬉しかった。



さくら町の住宅街

## ◆税務

また、家屋調査の中で所有者やご家族の方から震災当時のお話を聞く機会が多くあった。津波から必死で逃げた話や、家族を探した話、見ず知らずの人に助けられた話など、貴重なお話をたくさん聞くことが出来た。私が以前と比べ復興を実感しているということをお話することもあったのだが、そのときに頂いた「街や施設などは復興が進んでいるように見えても、日々の暮らしは七年経った今もまだ元通りになってはいない」という言葉がとても印象に残っている。こうした被災地でなければ得られない体験は一生の宝物になると感じている。

## 4 今後の都政に活かせること、活かしたいこと

他の自治体で業務をする際に強く実感するのが、業務上の取決めの根拠をしっかりと記録し、自分たちのスタンスを明確に持つことが重要だということである。

被災地支援時では複数の自治体から派遣された職員と一緒に業務をするが、自治体により事務の進め方は様々である。良い意見は勿論積極的に取り入れていくべきではあるが、自治体のこれまでのやり方を堅持していく際には、どういう意図や根拠があってその方針を採用しているかを記録しておき、明確に説明できるようにしておく必要がある。派遣職員がいる環境か否かに関わらず、漫然と自分の自治体のやり方が正しいと考えるのではなく、その理由や根拠を意識しながら仕事を行うことは重要である。そうすることでより深い知識が得られ、それを理解した上でよりよい方法を模索することが業務改善につながると考えている。この教訓を胸に、これからも都政のために尽力していきたい。



跨線橋からさくら町を撮影。手前が復興公営住宅、奥側は戸建の住宅街となっている



牡鹿半島内の福貴浦の漁港



石巻市

## 税務

財務部資産税課  
家屋グループ海老原 健人  
(主税局)職員派遣  
(東日本大震災)職員派遣  
(熊本地震他)

監理団体

現地事務所

## 1 担当業務の概要

私が配属された石巻財務部資産税課では、家屋評価事務に係る業務を行っている。業務の流れとしては以下のとおりである。

- 1 所有者の建築確認申請書から調査対象家屋の捕捉
- 2 手紙等で家屋調査の協力依頼
- 3 現地調査
- 4 職場で評価額の計算
- 5 調査結果のデータをシステムに入力

これらの一連の業務を1件ずつ市民の方や建築業者の方と協力しながら、約200件行った。

その他、納税通知書の発送業務、減額・減免処理、登記に基づく異動入力等、都税事務所の固定資産税班のような仕事も同時に行った。

## 2 苦労したこと、工夫したこと

配属されて1ヶ月で石巻市では、固定資産税の納税通知書を送付し、その内容についての電話が多くなる。その中で、方言が強い方や見知らぬ地名の物件について対応する場合はかなり苦労した。しかし、口調等で派遣職員と分かると言葉をなるべく分かりやすくしていただいたり、石巻市の中でどの辺の場所なのか教えていただくこともあり、大変助かった。

## 3 印象的なエピソード

業務の性質上、市民の方と話すことが多かったが、市外からの派遣という話になると、たくさんの感謝と労いの言葉をいただいた。震災を経験した方しか分からないような耐え難い経験や苦労話を聞くことが多く、震災の被害の大きさや悲惨さを痛感した。

また、石巻市や他自治体の職員の方から都としての意見を求められることもあり、都代表として派遣されていることを強く意識し、普段から考えをまとめていくことが重要であると感じた。



資産税課で参加した孫兵衛大会本番の様子

## ◆税務

## 4 今後の都政に活かせること

派遣前は都税事務所の家屋評価班に所属し、家屋評価を中心に業務を遂行していたが、石巻市では固定資産税班のような仕事も兼務していたため、幅広い業務を経験することができた。また他自治体の職員と業務を遂行することで、様々な業務の進め方や考えを学ぶことができた。これらの経験は今後の都での業務にも活かせると考えている。

最後に、石巻市、各自治体派遣職員、並びに都職員の皆様には公私共に大変お世話になりました。ありがとうございました。

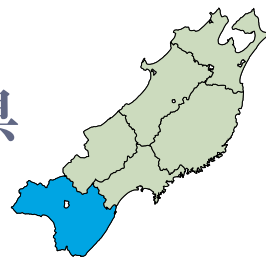


孫兵衛大会での集合写真

## 避難者支援

避難地域復興局  
避難者支援課

福島県



## 業務概要

## 【避難者支援課の業務について】

東日本大震災や福島第一原子力発電所事故により、未だ3万人以上の方が福島県から県外に避難していますが、避難者支援課では、主にそうした県外に避難されている県民への支援業務を行っております。

課内は「避難者支援担当」と「県外避難者担当」の二つのラインに分かれており、それぞれの平成30年度の主な担当業務は以下のとおりです。

## ○避難者支援担当

- ・ 庶務、予算、交付金、議会对応等の総括的業務
- ・ 県内外で避難者支援を行う団体への補助金事業
- ・ 母子避難者等に対する高速道路無料化措置事業
- ・ 県内外の避難者に向けた広報誌の発行・送付事業 など

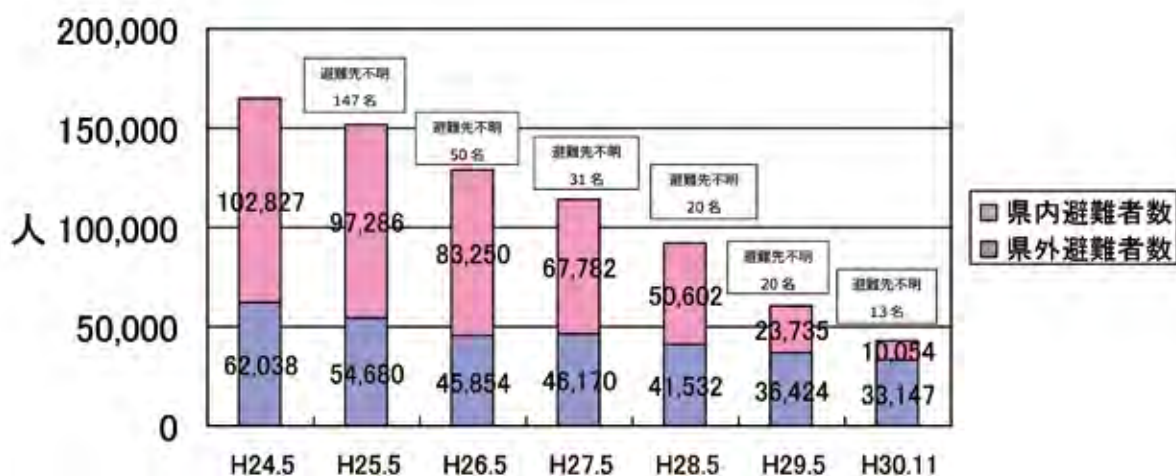
## ○県外避難者担当

- ・ 県外駐在職員の派遣（下記記載の10都府県に常駐）
- ・ 全国の避難者の相談窓口となる「生活再建支援拠点」の設置事業（全国26ヶ所）
- ・ 避難者に戸別訪問を行う「復興支援員」の設置事業（9都県） など

## 【避難者支援課の構成について】

避難者支援課は21名在籍しておりますが、そのうち8名は、山形県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・大阪府（大阪事務所兼務）に主に駐在し、避難している県民の支援にあたっております。また、私の他に、自治法派遣により栃木県から派遣されている職員が1名在籍しております。

福島県の避難者数の推移



【出典】福島県災害対策本部「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報」

職員派遣  
(東日本大震災)職員派遣  
(熊本地震他)

監理団体

現地事務所



## ◆避難者支援

## 福島県

## 避難者支援

避難地域復興局  
避難者支援課具志堅 理  
(教育庁)

## 1 担当業務の概要

## ○復興支援員設置業務

福島県では、避難先の社会福祉協議会等を委託先とし、避難者への戸別訪問等を行っていただく「復興支援員」を、東京都を含む9都県に設置しております。その契約に関する支払い業務や履行管理等を行いました。

## ○避難者受入関係都道府県連絡会議の開催

福島県からの避難者の受入れが多い東日本の都道府県を中心に、県内市町村、内閣府、復興庁等の担当者計100名程度を参集し、避難者支援における課題の把握と解決を目的として、情報共有・意見交換のための会議を行いました。

## ○ふくしま避難者交流会の企画

毎年12月に東京国際フォーラムで開催されるふくしま大交流フェスタに合わせて、福島県から避難されている方を対象に「ふくしま避難者交流会」を開催し、避難者同士や避難元自治体職員等との交流の機会を提供するとともに、専門家による個別相談ブースの設置や県立高校の生徒によるフラダンスショー等も行いました。

## ○避難者との交流会での相談対応

福島県が全国26ヶ所に設置している相談窓口（生活再建支援拠点）等が企画する避難者との交流会に参加し、福島県の施策を説明したり、避難者からの個別の相談に対応しました。北海道から九州地方まで、全国各地の避難者からお話を伺うことができました。



※写真「避難者受入都道府県連絡会議」（7月25日開催）の様子@コラッセふくしま

## 2 苦労したこと、工夫したこと

避難者支援は、震災以降の経緯や各避難者支援団体との関係等、特段の配慮が必要な部分も多く、そうした経緯等を知らない自分にとっては、担当業務を進めるにあたり大変苦労しました。また、起案や支出の方法といった事務処理や業務の進め方も東京都とは全く異なるため、初めはなかなか業務を進めることができず焦りを感じておりました。

しかし、周りのプロパー職員から、実際に県外に駐在し避難者支援にあたった経験を交えて避難者や支援団体との関わり方について教わったり、福島県での業務の進め方のアドバイス等をもらいながら、なんとか乗り越えることができました。

## 3 印象的なエピソード

「ふくしま避難者交流会」では知事にも御出席いただき、参加者が座るテーブルで直接参加者とお話しいただく時間もありました。知事が避難者と交流する数少ない機会であったため、責任重大であり、調整すべき事項も多く大変苦労しましたが、プロパーの職員や共催の東京都の職員の力も借りながら大きなトラブルなく終えられた時には、ほっとしたと同時に充実感を覚えました。

## 4 今後の都政に活かせること、活かしたいこと

戸別訪問等を行う「復興支援員」事業や避難者との交流会等で避難者の実状を見聞きする中で、震災から7年以上経過した今、各避難者が抱えられている悩みや課題は多様かつ複雑であり、避難者支援は一筋縄ではいけないということを痛感いたしました。そうした中で前向きに業務に取り組むプロパー職員を見て、微力ながら福島県にもっと貢献したいという思いを強くしていきました。

今回、たまたま県外避難者支援の担当ということもあり、受入先である様々な自治体の方と接する機会がありましたが、東京都は避難者の受入数も一番多く、その避難者に対する支援の規模も含め、影響力は大きいということを実感いたしました。また、避難地域復興局では例年東京都から多くの職員が派遣されており、プロパーの職員から、「東京都で何か非常事態が起これば福島県の職員はすぐに駆けつける」と言ってもらえたこともあり、職員の派遣という形の支援も非常に重要であるということを認識いたしました。

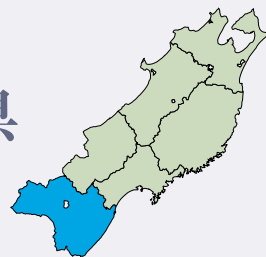
東日本大震災は未曾有の災害ではありましたが、こうした災害は東京都でも十分起こりうることであり、被災地での出来事を他人事だとは思わずに、普段から当事者意識を持って業務に取り組むことが大事なことであったと感じました。

## ◆遺児孤児支援等

## 遺児孤児支援等

保健福祉部 こども未来局  
こども・青少年政策課

福島県



## 業務概要

こども・青少年政策課は、平成 27 年度に設置された部署で、総勢 15 名（うち派遣職員 3 名）で少子化対策や復興に向けたこども・青少年施策に総合的に取り組んでいます。

全国的に大きな課題である少子化の背景には、個人の価値観の変化に加えてライフスタイルの変化による子育てに関する不安や負担感、仕事子育ての両立の負担感の増大などがあります。さらに、福島県では東日本大震災に伴い多くの子育て世帯が県内外への避難を余儀なくされているなど、被災地特有の課題も生じています。

少子化の進行は、労働力人口の減少や社会保障分野における現役世代の負担の増加など経済面に大きな影響を与えるとともに、子ども同士の交流機会の減少などにより、子どもの健全な成長に影響を与えるほか、過疎化や高齢化の進行と相まって、地域社会の活動を支える人材が減少し、地域活力の低下を招くなど、社会面にも大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

そのような事態を防ぐために、福島県では復興計画の重点プロジェクトの一つである「子ども・若者育成プロジェクト」の柱として位置付けられた、「日本一安心して子どもを生み、育てやすい環境づくり」を目指して、少子化対策や復興に向けたこども・青少年施策に総合的に取り組んでいます。

## ■平成 30 年度 福島県保健福祉部の組織





## 福島県

## 遺児孤児支援等

保健福祉部 こども未来局  
こども・青少年政策課石井 正彦  
(福祉保健局)(東日本大震災)  
職員派遣(熊本地震他)  
職員派遣

監理団体

現地事務所

## 1 担当業務の概要

こども・青少年政策課では、児童の就学支援、遊び場の設置促進や結婚支援など、多岐に渡る業務を担当しています。その中で、私が担当している主な業務は以下のとおりです。

## ・「福島県東日本大震災子ども支援基金給付金事業」

福島県では、東日本大震災により多くの子どもたちが親を失いました。加えて原子力災害により住み慣れた土地から離れなければならない子どもたちも多く、幼い心に多大な負担がかかっています。

このような状況においても子どもたちが夢をあきらめることなく前に進んでいくことができるよう、震災遺児孤児の就学等への支援を目的とした給付事業を実施しています。

## ・「福島県東日本大震災子ども支援基金」

上記のような事業を継続的に実施するために、福島県は基金を設立しました。本基金は震災遺児孤児への支援に加え、子どもたちの将来に繋がり、ふるさと福島への愛着心を醸成する事業等に対しても充当されています。このため、本基金の充当先は全庁に及んでおり、私は翌年度充当事業の査定を担当しています。今年度充当事業の例としては、池上彰先生を福島県にお招きし、その指導を受けながら福島県の復興・復旧の現状等について児童が調べ、学んでいく「ジャーナリストスクール開催事業」や、地場産物の活用や原発事故による健康影響への不安払拭を目的とした「子どもが作る地場産物活用健康レシピ事業」などがあり、幅広い分野に基金を活用しています。

## ・「東日本大震災ふくしまこども寄附金」

上記基金の財源として、東日本大震災ふくしまこども寄附金があります。福島県では、平成23年8月から東日本大震災による震災孤児等への支援のため寄附口座を開設し、平成30年3月31日時点で15,710件、総額5,925,858,708円の寄附が国内外を問わず寄せられています。主な業務としては、受領書発行等の寄附金受付及び管理業務、知事・副知事または局長が出席する寄附贈呈式の企画業務、及び寄附者に対し寄附金の活用内容や復興状況等に関して説明するための報告書作成等による広報業務です。

## 2 苦労したこと、工夫したこと

先に述べた通り、例年非常に多くの寄附をいただいているため、その受付及び管理は特に徹底しなければなりません。自分が担当している年度だけでなく、過去の案件も調べなければならないケースも多々あり、寄附金開設から現在に至るまでのデータの統合整理に関して非常に苦労しました。また、寄附者の思いに応え、福島県のこどもたちのためにどのように使うことが求められているかということを常に考え、基金活用先である各部局との調整等に力を使いました。

前者に関しては、過去のデータ統合を実施し、寄附金受付管理業務をより効率的に行っていくことができるよう、新システムの導入を企画するなど、後年度以降を見据えた工夫が出来ました。また、後者に関しては、今後の国の動き等も見据えた将来試算を具体的に検討するなどの対応により、各部局との円滑な調整を図ることができました。

## ◆遺児孤児支援等

## 3 印象的なエピソード

先日、私が担当している給付金事業の対象者の方からお手紙をいただきました。そこには、この給付金のおかげで大学に行き勉強を続けられたこと、この春から就職が決まり、今は支援していただいた方々への感謝を胸に働いていることが書かれていました。このメッセージは自分の役割には必ず意味があるということを実感させてくれました。

また、寄附者の方からも寄附金とともに温かいメッセージをお寄せいただいております。震災から7年以上経過した今も被災地に関心を持って応援してくださっている方がたくさんいらっしゃることを知ることができました。



他県の方から寄附されたメッセージ入り缶バッジ

## 4 今後の都政に活かせること、活かしたいこと

福島県は震災による直接的な物的被害に加え、原発事故による影響が長く影を落としています。それにより課題は一層複雑化しており、例えばこども分野では少子化対策という観点だけでなく、外出機会の減少とそれによる健康対策、経済的被害を受けた世帯への就学援助等、一つ一つ紐解きながら施策を実施していくことが求められています。

このように、複合的な要因が絡み合った課題は東京都においても数多く存在しており、そのような課題にどう向き合っていくかという視点を今後の都政に活かしていけると考えています。

また、東日本大震災から7年以上が経過した今、福島県においては震災以降発生した業務について振り返りを行わなければならない時期にあります。当時発生した業務やそれに付随して発生した業務等がその後正しい形になっているのか、という視点で見直す必要があり、これは個人レベルでも担当業務について意識して振り返りを実施しなければなりません。その上で、自分がいなくなった後も継続的に業務改善が図られていく体制を構築することが重要であることを痛感し、その点教訓として得られました。

今後も、復興業務に携わった者として福島県の復興を見守っていきたいと思います。最後に、派遣の機会をくださった東京都職員の皆様、受け入れてくださった福島県職員の皆様、そして福島県でお世話になった全ての方に心より感謝申し上げます。

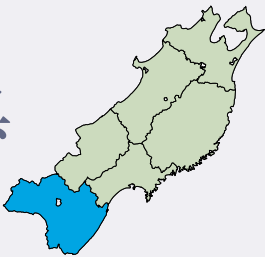


同じ課に派遣されている職員と  
(左から秋田県職員、筆者、香川県職員)

医療復興等

健康衛生総室  
保健福祉部 地域医療課

福島県



職員派遣  
(東日本大震災)

職員派遣  
(熊本地震他)

監理団体

現地事務所

業務概要

○地域医療課の目的

地域医療課では、県民一人ひとりが生涯を通じて各ライフステージや疾病に応じた医療サービスを等しく享受できるよう、5つの事項（医療提供体制の整備充実、救急医療体制の強化、歯科医療の確保、地域医療再生基金事業等の推進、移植医療の推進）を基本とした施策を重点的に推進しています。

○組織の規模

|                               |                                                        |  |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------|--|
| 地域医療課（課長1、主幹2（地域医療担当、医療政策担当）） |                                                        |  |
| 医務救急チーム<br>（11名）              | 主任主査（医務救急担当）1、主査1、主事6、医療相談員1、臓器移植コーディネーター（臓器移植推進財団所属）2 |  |
| 計画チーム<br>（7名）                 | 主任主査（医療復興担当）1、副主任主査1、主事4、臨時事務職員1（うち自治法派遣職員：東京都1（著者））   |  |

○主な業務内容

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医務救急チーム | <p>災害時医療・救急医療等に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・災害医療コーディネーター、ドクターヘリ、DMAT など</li></ul> <p>医療法の施行に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・医療監視及び医療機関の指導、医療監視、医療広告、医療安全対策 など</li></ul> <p>会議等の運営に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域医療構想調整会議、医療審議会</li></ul> <p>各種事業の執行に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・心筋梗塞調査研究事業、医療施設近代化事業 など</li></ul> <p>その他・医務救急業務全般に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・がん医療、歯科医療、周産期医療、小児医療、在宅医療、医療相談 など</li></ul> |
|         | 移植医療に関すること（臓器移植推進財団）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 計画チーム   | <p>医療機関の支援に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ふたば医療センター附属病院、ふたば救急総合医療支援センター</li></ul> <p>基金の管理及び各種事業の執行に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域医療再生臨時特例基金、原子力災害等復興基金 など</li></ul> <p>会議等の運営に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・双葉郡等避難地域の医療等提供体制検討会、地域医療対策協議会 など</li></ul> <p>その他・医療復興計画全般に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・避難地域に必要な医療提供体制の確保、医療法人の情報公開 など</li></ul>                                                                                   |



## ◆医療復興等

## 福島県

## 医療復興等

健康衛生総室  
保健福祉部 地域医療課齋藤 眞殊  
（病院経営本部）

## 1 担当業務の概要

私が配属された地域医療課では、平成 29 年 7 月に「避難地域等医療復興計画」を策定（事業期間：平成 29～32 年度）し、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故により避難指示が出された地域（避難地域：右下図参照）を中心としたエリアにおいて、一時的に休止を余儀なくされた病院や診療所などを、避難指示の解除後に再建して医療提供体制を再構築するために種々の取組を行っています。その中で、私が担当した主要な業務について報告します。

## ○医療機関の経営安定化に向けた支援

避難地域の 12 市町村には、東日本大震災以前に 100（8 病院、60 診療所、32 歯科診療所）の医療機関がいましたが、平成 30 年 12 月現在の再開数は 31（3 病院、22 診療所、6 歯科診療所）となっています。

避難地域の医療機関では、避難指示のため閉院してから再開するまでに時間を要したことで、長期間放置された医療機器や建物に損壊が生じていたり、避難指示の解除から間もない自治体では住民帰還率がまだ低いため、患者も少なく収益を上げにくいなどの問題が生じています。

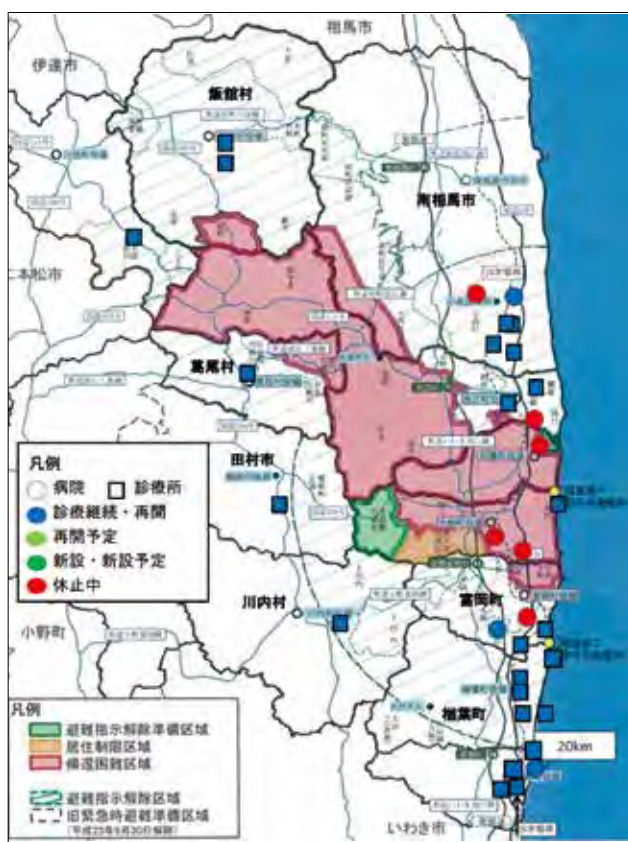
こうした医療機関に対して、地域医療課では（公社）福島相双復興推進機構と連携し、財政面及び経営面での支援を行っています。私は、下記でも掲げた補助金交付による直接的な支援のほか、7 市町村及び 14 医療機関を直接訪問してヒアリングを行い、新規補助事業の構築に結び付けるなどして経営安定化に向けた支援を行いました。

## ○双葉郡等避難地域の医療等提供体制

## 検討会の開催

地域医療課では、国（厚生労働省、経済産業省）、県、避難地域 12 市町村の行政機関及び福島県立医科大学、県医師会、県看護協会をはじめとした医療関係団体等を構成員とし、避難地域の医療等に係る情報及び課題の共有、将来展望をもった対応について広域的な視点で協議、検討を行うほか、冒頭に掲げた「避難地域等医療復興計画」の進捗状況の報告を行う会議として「双葉郡等避難地域の医療等提供体制検討会」を平成 27 年度から随時開催しています。

私は検討会に諮る当課分の資料作成を一部担当したほか、検討会の事務局を担当し、開催準備や関係者との連絡調整等を行いました。平成 30 年度の会議では、4 月に開院した「ふたば医療センター附属病院」の運営状況や、多目的医療用ヘリの 10 月からの運行開始についての報告をはじめとして、避難地域における医療提供体制の再構築等に向けた取組について検討を行いました。



避難地域 12 市町村の医療機関等の状況（平成 30 年 12 月現在）

### ○補助金交付事務

「福島県原子力災害等復興基金」への積立金を財源とした補助事業（福島県地域医療復興事業）のうち、避難地域における医療機関の再開に必要な施設・設備費や運営費の補助を行う「警戒区域等医療施設再開支援事業」及び、医療従事者が極端に減少した避難地域とその周辺地域において、看護師や救急救命士等の技術力向上に対して補助を行う「救急医療従事者資質向上支援事業」の2つの補助金交付事業を担当し、補助申請の審査や支出に加え、補助金交付要綱及び要領の適正な改正等を行いました。



補助金を活用して再開した歯科医院（平成30年8月）

## 2 苦労したこと、工夫したこと

私が担当している補助金（上記「警戒区域等医療施設再開支援事業」）では、医療機関の運営費を補助しています。運営費補助は、最終的には活用せずに自立した経営が行えるようになることが望ましいのですが、審査を行う県では民間医療機関の経営改善について専門的な知見に乏しく、今後の経営改善の見通しや、補助金によってどの程度経営が改善しているのかが見えにくいことが難点となっています。

この点に対しては、コンサルタント業務を行っている（公社）福島相双復興推進機構と連携して対応を行うことで、多くの医療機関で経営状況改善の見通しが立ち、解決に向けて進みつつあります。

今後、国が被災地復興のために定めた「復興・創成期間」が平成32年度で終了し、当該補助事業の財源が枯渇することを見据え、将来的に復興が進み従前の環境に戻りつつある地域では補助の規模を縮小していくことを想定し、どのような基準で補助割合を変更していくのか検討することとなりました。

私は、厚生労働省の病院経営管理指標を参考に、総合評価方式の手法を取り入れた評価表を作成して補助割合を定める方法などを提案し、次年度以降の補助制度を設計できるよう工夫を行いました。

## 3 印象的なエピソード

私は入都前に福島県内の自治体職員として勤務しており、居住していたいわき市で東日本大震災を被災し、業務として食品や水道水中の放射性物質測定や内部被ばくの検査を行ったほか、臨床検査技師として福島県立医科大学の小児甲状腺超音波検査を支援するなどミクロな視点で復興業務に携わっていました。

平成28年度から、生まれ育った東京に戻り入都しましたが、今般、再び福島県で業務を行う機会を頂き、先述した避難地域全般の医療提供体制再構築などマクロな視点で復興業務に携われたことは、それだけで大きなやりがいを感じられたことでした。

私が福島県を離れた際に、まだ居住制限区域や避難指示解除準備区域に指定されていた葛尾村、川内村、南相馬市、飯館村、川俣町、浪江町、富岡町の一部区域で、赴任時には除染作業が進み指定が解除されており復興の歩みを感じられたほか、当該地域でも当時は全域で居住ができなかった浪江町で、新たに指定解除された地区に歯科医院が平成30年8月に再開することになり、補助金交付事務を通じて再開支援ができたことと、再開時に先生から感謝の言葉を頂いたときには、この業務に携われてよかったと感じました。

## 4 今後の都政に活かせること、活かしたいこと

先述のとおり、私が福島県を離れていた2年の間に多くの地域で避難指示が解除されるなど、被災地の状況は日々変化しており、それと共に求められる支援も変化していきます。避難地域の医療機関や市町村のヒアリング事業でも、市町村の復興度合いにより求められる支援が大きく異なり、現在の支援制度で対応できないニーズがあることが分かりました。



## ◆医療復興等

都においても、施策の先にある市町村や都民のことを常に念頭に置いた上で現場のニーズを把握し、必要な時期に適宜施策に反映させていくことは、より満足度の高い都民ファーストの行政サービスを提供していく上で非常に重要なことであるため、今後の都政でもぜひ活かしていきたいと考えます。

また、働き方改革において都より優れていると感じ、今後活かしたい点を2つ報告します。

1つめは、県の財務会計システムが17時に終了し、以降は会計処理が一切できなくなる点です。都では遅くまで稼働している同システムも、早く終了すればそこで作業を切り上げて帰るしかなく、結果として超勤削減に繋がると感じました。決算など繁忙期には都合の悪いシステムかもしれませんが、時期を区切って導入するなど、一考の価値はあると思いました。

2つめは「あさ活・ゆう活」の存在です。これは夏季（7・8・9月）に勤務時間を1日単位で30分又は1時間、遅く（あさ活）又は早く（ゆう活）変更できる制度です。都では1日単位の勤務時間変更は不可能な点に対し、県では時間休を取得せず毎週特定曜日のみ勤務を遅く開始したり、ある週末のみ早く退庁したりすることなどが可能であるため、都で導入できればより一層のワークライフバランス充実を図れると思いました。

最後に、都の派遣職員仲間と過ごせたこの一年は、大変有意義な時間となりました。派遣職員を全面的に支援していただいた被災地支援福島県事務所の課長、課長代理にも公私ともに大変お世話になりました。同じく、1年間大変お世話になった県職員並びに関係者の皆様に御礼を申し上げるとともに、皆様のご健勝とご活躍をお祈り申し上げ、報告とさせていただきます。



ちょうど150年前に戊辰戦争の舞台ともなった会津鶴ヶ城前にて、都派遣職員と（一番左が筆者）



内堀福島県知事と派遣職員との懇親会の様子  
知事（中央）、筆者（右から2人目）





# 職員派遣

(平成28年熊本地震・平成30年7月豪雨)

職員派遣  
(東日本大震災)

職員派遣  
(熊本地震他)

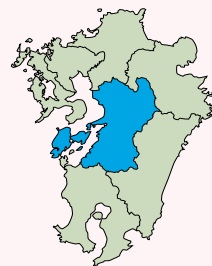
監理団体

現地事務所

## 道路・河川等

阿蘇地域振興局  
土木部

熊本県



## 業務概要

熊本県の北東部を管轄する阿蘇地域振興局は、総務振興課、保健福祉環境部、農林部及び土木部など3部12課で構成された熊本県の出先行政機関である。派遣先の土木部は、派遣職員11名、嘱託員16名を含めた88名体制で業務を遂行している。

管内には、阿蘇市をはじめ小国町、南小国町、産山村、高森町、南阿蘇村及び西原村の7市町村があり、1,079km<sup>2</sup>の管内面積は県土の15%を占める。標高は400～800m、中央部には阿蘇五岳が屹立し、外輪山に周囲を囲まれた世界最大級のカルデラ地帯となっている。



阿蘇地域振興局の位置

管内の道路は、地域住民の生活道路としての機能だけでなく、阿蘇くじゅう国立公園や温泉地など多くの観光地をつなぎ、熊本・福岡・大分・宮崎県との交流・往来のアクセス路として重要な役割を果たしている。土木部は、こうした道路の整備及び維持修繕の他、地域住民の生命・財産を災害から守り、安全な社会基盤の形成と水と緑豊かな自然・生活環境を創出する河川や砂防施設の整備などを行っている。また、平成 28 年熊本地震（平成 28 年 4 月 14 日、16 日の 2 回、最大震度 7 を観測）、その後の梅雨前線豪雨（平成 28 年 6 月 18 日から 23 日にかけて停滞した梅雨前線による豪雨で発生した土砂災害等）等による災害復旧事業に取り組んでいる。土木部における災害復旧関係事業の予算は約 360 億円（平成 28 ～ 30 年度）で、平成 30 年度末までに全災害復旧箇所の工事発注・契約を行い、9 割の竣工を目途としている。

## 熊本県

## 道路・河川等

阿蘇地域振興局  
土木部久城 圭  
(建設局)(東日本大震災)  
職員派遣(熊本地震他)  
職員派遣

監理団体

現地事務所

## 1 担当業務の概要

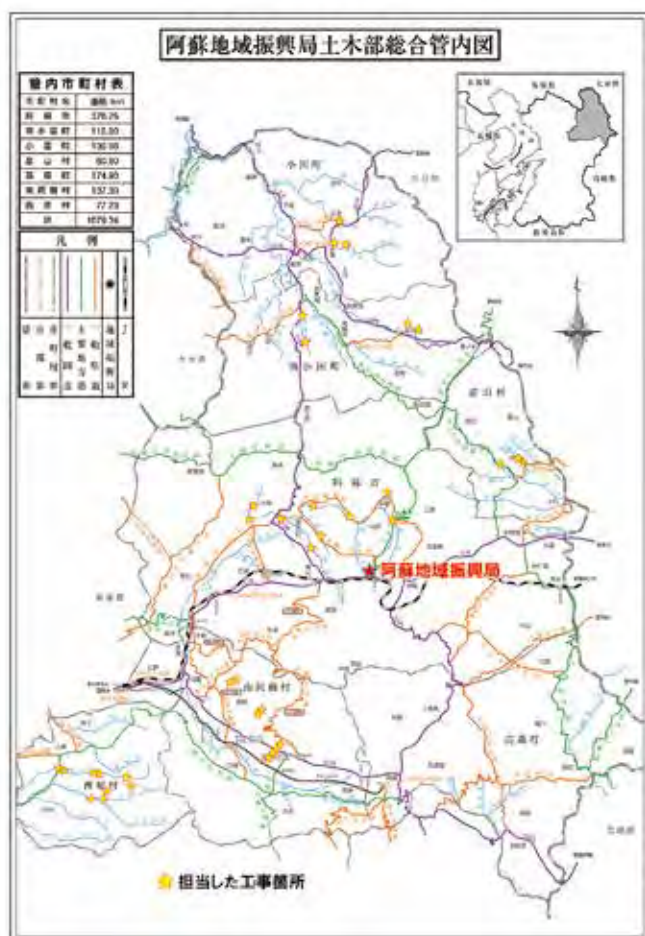
## ◇主な担当業務

私は阿蘇地域振興局土木部工務第一課治水班に属し、熊本地震及びその後の梅雨前線豪雨の他、平成29年九州北部豪雨（平成29年7月5日から6日の豪雨）に係る災害復旧事業の工事発注と監督業務に従事した。

工事の内容は、河川と砂防に係る護岸等構造物の復旧である。一つひとつの工事規模は、施工延長が数メートル程度と大きくないが、一つの災害箇所には複数の復旧箇所が含まれており、担当した復旧箇所数は最大で30を超えた。

## ◇災害査定

工事の発注、監督業務だけでなく、平成30年7月に発生した豪雨災害の災害査定を熊本県の職員と共同で担当した。担当分は、伶俐な熊本県職員のフォローもあって申請どおりの査定結果となった。



担当した工事箇所



## 2 苦労したこと、工夫したこと

## ◇とにかく寒い！

私が派遣されたのは、寒中真っ只中の2月であった。阿蘇に初めて足を踏み入れた日は、市内全体が雪化粧…。その後も、一日中気温がプラスにならないこともあり、「こんなに寒いのか？」というのが本音だった。「冬季の平均気温は気仙沼とほぼ同じ。今年は特に寒かったけどね。」と後から聞いた。



阿蘇地域振興局から見た阿蘇山（2018年2月撮影）

## ◇工事を進める

急遽、施工業者から要請があった場合は、土曜日であっても現場に赴いて段階検査を行った。極力自分の目で施工現場を確認すること、3月末までに竣工（事故繰越をしない！）させることを目標としていたためだが、これは施工業者との信頼関係を醸成させる端緒になったと思う。

ある施工業者が土曜日当日に「これから立ち会いませんか？」と電話をかけてきた。結局立ち会ったが、「当日ではなく、せめて前日に連絡して…」とっておいた。



段階検査（2018年5月撮影）

## 3 印象的なエピソード

## ◇未だ手つかず

発注、竣工した工事が増え、平成28年の熊本地震、梅雨前線豪雨災害に係る工事量は遡減しているが、未だ工事に着手できていない箇所がある。こうした箇所は、アクセスが悪い、施工ヤードが確保しにくい

## 第2部 | 職員派遣

(平成28年熊本地震・平成30年7月豪雨)

など、施工条件の悪さが主因で入札不調となるケースが多い。

私は5工事を発注したが、工事箇所の地勢や地場業者の手持ち工事量、竣工時期などを踏まえ、所属の上司と相談しながら工事規模の見直し（合併又は分割）や発注時期の調整を行ったことで、ようやく契約にこぎつけた工事もあった。



2018年10月末に契約できた布田川の工事箇所  
(2018年12月撮影)

### ◇設計変更

軽微な設計変更だけでなく、工法が全く異なるものに設計変更した工事があった。

護岸を復旧する近接3工事を大分県、佐賀県、東京都からの派遣職員で分担担当していたが、先行し施工していた佐賀県の現場で掘削法面が崩落した。原因は、摩擦力が期待できない阿蘇特有の黒ボク土と豊富な地下水にあった。大分県と私の担当範囲も同様の事象が起これば想定され、国に対し工法変更の協議をするため詳細な地質調査と再設計を行った。

変更により工事費が倍になったものの、工法変更は承認された。変更に係る検討と協議資料の作り込みは、経験豊富な大分県職員によるところが大きく感謝しきりであった。これからは、大分県に足を向けて寝られない。



崩落した花原川の法面 (2018年9月撮影)

### ◇派遣村

派遣職員は、職場から1キロメートルほどの廃校となった小学校のグラウンドに建てられた仮設住宅を居としている。派遣元によって派遣期間は異なり、治水班に配属された私と大分県職員は12ヵ月、佐賀県職員は6ヵ月、愛媛県職員は4ヵ月（7月末に帰任後、西日本豪雨のため後任無し）であった。3県の職員とは宿舍での部屋が近く、焼鳥屋に行ったり宿舍で焼き肉をやったり、そこから2件目に行ったりと楽しく過ごした。派遣2年目となる大分県職員は、「派遣村の自治会長」と呼ばれていた。

県庁の砂防課に、大阪府から一年の派遣期



宿舍と阿蘇山 (2018年3月撮影)

職員派遣  
(東日本大震災)

職員派遣  
(熊本地震他)

監理団体

現地事務所

間で来ていた職員がいた。設計の変更協議で何度も打合せをし、色々話ができる間柄になったが、6月の大阪北部地震と9月の台風21号による災害のため9月いっぱいまで帰任した。派遣半ばでの帰任に「最後までいて頑張りがかった。しょうがないけどね。」というその表情は、彼の心情を何よりも物語っていたように思う。

#### ◇ボランティア

西日本豪雨の災害ボランティアで8月に広島市安芸区を訪れた。そのひと月後、熊本地震のボランティアで知り合った福岡・熊本の方と3人で、チーム九州として呉市安浦に行き活動を行った。手違いがあり、手配していた宿泊先に泊まれなくなったが、同じグループで活動をした地元の方の懇意でお宅に泊めていただいた。その次週には、お礼の品を持って再びチーム九州の3人で現地入りし、活動とお礼をした。

活動終了後、同じグループで仲良くなった人たちに「またどこかで!」と言ったものの、お互いに「それはどこかで災害があった時ってこと?それはあって欲しくないなあ。ボラ抜き飲みアリで集まりましょう!」と再会を誓い帰路についた。西日本豪雨のボランティア活動に参加できたのも、東京より近い熊本にいたからできたことであった。

#### ◇蒲島知事とくまモン

9月18日、蒲島熊本県知事と派遣職員との意見交換会に出席した。出席者が多く、知事公邸は派遣職員があふれんばかりで、決して長いとは言えない談話であったが、蒲島知事からいただいた感謝の言葉はとても励みになった。意見交換会では、6月初旬の懇親会以来となる他の東京都派遣職員と再会し、元気そうな顔を拝見し安堵したのと同時に、自らも頑張らねばと気を引き締める思いであった。

3月27日には、派遣職員を激励するためくまモンが阿蘇地域振興局を訪れた。くまモンは、想像していたよりゴワゴワしてなく柔らかかった。



蒲島知事と関東圏からの派遣職員（左上：2018年9月撮影）、くまモン来局（2018年3月撮影）



## 4 今後の都政に活かせること、活かしたいこと

## ◇経験を活かす

派遣先は、水害、雪氷、噴火、地震及び土砂災害が起きうる地勢にあり、自然災害で関連しないのは津波や高潮といった海に係るものくらいである。2年前の阿蘇山噴火による降灰被害の実態や実務について、熊本県職員から聞いた話は貴重な情報であった。

災害という、どこでも起こりうる通底した課題には、被災原因やプロセスを理解した上で、ソフト・ハードの両面から防災行動等に取り入れることが欠かせない。現地に赴き被災現場を目の当たりにすることで、自然相手に人は無力で、抗うことができないという認識を持って事物を考えなければならないということを経験した気がする。阿蘇地域振興局への派遣により、多様な災害を身近に感じることができた経験は、いつ起こるかかわからない首都直下型地震や異常気象とも言われる豪雨等の災害に対し、危機管理意識を持ち続け、これからの業務に活かし取り組んでいく上で要諦になると感じている。

## ◇熊本県に派遣されて

熊本県に派遣され、他県職員と業務に従事することで、私は様々な刺激を受け、親交を深め、この紙面では書ききれないほど多くのことを経験した。私にとって、貴重な財産であり続けるであろうこの経験・人脈は、“災害”という事象によってもたらされたものである。災害は誰しも望むものではない。災害で日常を奪われた方々を顧慮する胸中に、派遣されたことで紡がれた愛惜すべきこの財産は、私の中で寒風吹きすさぶ阿蘇の地に呈色する椿のような彩りを放っている。

6月の大阪府北部地震、7月の西日本豪雨、9月の台風21号と北海道胆振東部地震など、平成30年は数ヶ月の間に次々と災害に襲われた年であった。派遣から11ヵ月（執筆時）を省察しながらこの活動報告を執筆しているとき、平成30年の漢字「災」が発表された。私は、いつ、どこで直面するやもしれない災害を想定し、挙措を考えていかなければならない思いを強くした。

最後に、快く熊本県に送り出し、貴重な機会を与えてくれた職場の上司や同僚及び家族、温かく迎え入れてくれた阿蘇地域振興局の熊本県職員、治水班とともに災害復旧を担当した大分県、佐賀県、愛媛県の派遣職員からの恩顧は、筆舌に尽くし難いものでした。この場を借りてご厚情に深謝いたします。

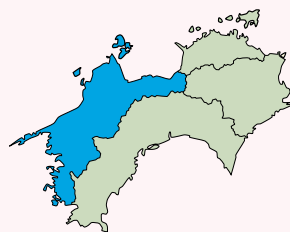


詩美な阿蘇の雲海（2018年4月撮影）

## 道路・河川等

南予地方局大洲土木事務所  
河川港湾課

## 愛媛県



## 業務概要

## 1 派遣先部署の業務概要

愛媛県南予地方局大洲土木事務所への自治法派遣は、平成30年7月6日～7日に西日本地域（愛媛、広島、岡山）を襲った豪雨に伴う災害対応が業務であり、同年9月1日から始まっている。河川港湾課に東京都から2名、道路課に山梨県から1名が派遣されている。

愛媛県は四国の北西部に位置し、瀬戸内海に面している。気候が温暖で柑橘類の生産量（年間約21万トン）日本一として有名である。山岳地帯には棚田が広がり、風光明媚な場所でもある。県民の方々は穏やかで優しすぎるほど優しい。職員の方々も同様、かつ、業務に対して前向きであり、被災時の辛さや悲しみを感じさせないほど、仕事は楽しく進めるといった思考の方が多い。

県内は東予、中予、南予の3つの地方で呼び分けられ、県庁は松山市（中予地方）にあり、当事務所は大洲市（南予地方）にある。管内は大洲市と内子町の2市町731.7km<sup>2</sup>で東京都区部（619km<sup>2</sup>）の約1.2倍と広範囲である。大洲盆地（約10km<sup>2</sup>）が広がり、盆地床の標高は10～15mと低い。そこに愛媛県一の大河川である肱川（延長103km、流域面積1,210km<sup>2</sup>）が蛇行して流れていることから、大雨時には低地帯において、浸水被害が発生してしまう地形にある。さらに、肱川への流れ込む支川は474支川（全国5位）と多く、肱川の水位上昇に伴い、流出できず浸水被害が拡大してしまう。

肱川は大洲市と西予市の市境にある鳥坂峠（標高460m）を源流とし、一度、南下してから東側に流れ、西予市内の野村ダム（計画高水流量1,300m<sup>3</sup>/s：天端標高173m、流域面積168K<sup>2</sup>）を經由、そして、北上し、大洲市内の山間部にある鹿野川ダム（計画高水流量2,750m<sup>3</sup>/s：天端標高91m、流域面積513km<sup>2</sup>）で貯留調整されている。この2つのダムで大洲盆地の治水対策を行うとともに、現在、国交省では鹿野川ダム右岸の河辺川流域で山鳥坂ダム建設に事業着手し、下流域では国交省と県で堤防整備工事を順次進めている。

しかし、今回の7月豪雨（愛媛県西予市宇和の総雨量407mm）では、2つのダムの計画高水流量を大きく上回る流入があり、異常洪水時防災操作により、放流せざるを得ない状況であった。当事務所管内では、大洲盆地のほか、山間部の各支川でも浸水や河川護岸が破損する被害、道路被害など約200箇所で災害が発生した。



大洲土木事務所管内



肱川地形図

2 組織の規模

県職員は、松山市在住が多い。事務所への通勤は、急行列車（ディーゼル車）か自家用車で 40 分～1 時間である。7 月豪雨災害から十分な休日もなく、災害査定業務でフル回転であった。

現場も平成 29 年 9 月 14 日～18 日に発生した台風 18 号災害の災害復旧工事中であり、今回、大規模な豪雨災害が加わり、職員の疲労はピーク状態であった。

組織の規模は、下表のとおりであるが、被災箇所の規模や多さから、今回の災害査定業務を県職員だけで対応することは、現実的に不可能であり、マンパワー不足の状況にあった。

【管理職：7 名、係長：16 名、係員：28 名、自治法派遣：3 名、業務員：7 名、臨時職員：13 名、非常勤：2 名】

|                    |          |                                          |
|--------------------|----------|------------------------------------------|
| 所長（管理職）            |          |                                          |
| 企画工事検査専門員（管理職）     |          |                                          |
| 事業管理課<br>（管理職 2 名） | 庶務係      | 係長 2 名・係員 1 名・臨時職員 2 名                   |
|                    | 管理係      | 係長 1 名・係員 2 名・臨時職員 1 名                   |
|                    | 契約・建設業係  | 係長 1 名・係員 2 名・臨時職員 2 名                   |
|                    | 運転員・警備員  | 業務員 2 名・非常勤 2 名                          |
| 用地課（管理職 1 名）       | 用地グループ   | 係長 2 名・係員 6 名・臨時職員 2 名                   |
| 河川港湾課<br>（管理職 1 名） | 河川港湾グループ | 係長 4 名・係員 7 名・臨時職員 2 名<br>自治法派遣 2 名（東京都） |
| 道路課<br>（管理職 1 名）   | 道路第一グループ | 係長 3 名・係員 4 名・臨時職員 2 名<br>自治法派遣 1 名（山梨県） |
|                    | 道路第二グループ | 係長 3 名・係員 6 名・臨時職員 2 名                   |
|                    | 道路整備員    | 業務員 5 名                                  |

3 大洲土木事務所の目標

『平成 30 年 7 月豪雨災害への対応』の他、長期計画目標として以下の 4 項目を目標としている。

- ・防災・危機管理体制の充実、災害から県民を守る基盤の整備
- ・地域に根差した産業の振興
- ・広域・高速交通ネットワークの整備、地域を結ぶ交通体系の整備、自転車新文化の推進
- ・推進姿勢、既存システムの改革に向けた大胆かつ果敢な“挑戦”、地球温暖化対策の推進、環境への負荷が少ない循環型社会の構築、良好な生活環境の保全



肱川の堤防を越水



道路構造物の損壊

職員派遣  
(東日本大震災)

職員派遣  
(熊本地震他)

監理団体

現地事務所



## 愛媛県

## 道路・河川等

南予地方局 大洲土木事務所  
河川港湾課

湊 勇人  
(建設局)

## 1 担当業務の概要

担当業務は、7月初旬に発生した西日本豪雨災害と9月末の台風24号災害に伴う河川災害復旧工事の災害査定業務であった。当事務所管内では、約130箇所の河川災害があり、4つの係が分担して業務を進めた。東京都派遣の2名は、河川担当に配属となり、県職員の係長、担当主任、9月中旬まで県庁からの応援職員1名と共に約40箇所の災害現場を担当した。

私の派遣期間中（9月1日～10月31日）は、4次査定から6次査定までであり、26箇所の災害査定を受け、20箇所申請額の100%、全体としても99%の査定率となった。

具体的な業務は設計書作成、写真整理、地権者承諾、査定時説明などであるが、下表のとおり、隔週で災害査定があり、短期間で成果を上げていくことが求められた。県職員と役割分担をしながら協働により業務を進めた。係全員が各災害現場を理解し合い、一体感をもって取り組める環境であった。



災害現場（矢落川）



災害査定状況（机上査定）

## 2 苦労したこと、工夫したこと

事務所管内の中心に浸水被害をもたらした肱川が流れているが、蛇行して盆地内を流れていることから、現場に向かうにも、方向感覚がくるってしまうこともあった。短時間で現場までの道を覚えることに苦労した。正直、今でも地理には自信がない。

愛媛県職員の災害現場での取り組み方は、毎年のように災害査定を受けていることから、確立されていた。査定設計書を作成する前に、図面を広げ、係員全体で議論し合う場を必ず設け、ミスや盲点を事前に回避することや設計者だけに任せないことが徹底されていた。私も、この議論の中で現場にあった方法の提案を積極的に述べた。他の係員の意見や考えが聞け、技術者として、有意義な時間を過ごすことができ、充実した毎日であった。

## 3 印象的なエピソード

災害工事により、ご協力いただく用地関係者の承諾を得るために各地権者宅に伺った際、世間話なども交えながら、地元の方々の声を聴くことができた。暑い日が続いていたのもあるが、一日で別々のおばあちゃんから、オロナミンCを3本いただく日があった。農作業でのドリンクの定番を知ることができた。また、ナスの味噌漬けを食べてみてと渡してくれた、おばちゃんもいた。最高の味だった。

派遣先である大洲土木事務所の近くは、焼肉屋が多く、周辺 500 m以内に6軒あったと思う。そのうち、4軒はお世話になった。月に3回はさすがに行き過ぎたと反省しているが、環境がそうさせているのだからと諦めている。焼肉ばかり行くと、寿司が食べなくなる衝動にかられ、宇和島へ出張で行った際、昼食で思う存分、回転ずしを食べてしまった。

さらに、県職員が休日、香川にうどんを食べに連れていってくれた。2軒を梯子した後、金比羅宮の1,368段の階段を昇り、景色も眺めも最高で良い思い出づくりをさせてもらった。  
(エピソードが飲み食いのお話だけでごめんなさい。)



休日：愛媛県職員と香川うどん巡り



大洲土木事務所長と河川港湾課職員

## 4 今後の都政に活かせること、活かしたいこと

当初、派遣先での東京都職員へのイメージは、ほとんどが銀座や六本木のような華やかな場所に住み、暮らしていると思っている。「東京に災害などあるの?」「災害査定なんかやったことあるの?」等々、心配と不安を持たれている。ある査定官からは「東京都は災害査定なんか受けないんだから」と意味深なことまで言われてしまった。これを払拭させ、仲間として認めてもらうためには、その地元のために必死になり、本気の姿勢を魅せることが最大の近道である。

愛媛県の災害査定業務の特徴は、現場写真はコンサルに委任せず、職員が撮影、整理していることであった。このため、被災状況について自信を持った説明できた。

河川災害の写真は、草木などが障害となるため、雑木の伐採や草刈りをしたうえで、撮影する。地元業者に依頼することもできたが、県職員と一緒に、雨の中であったが、作業に2時間以上、没頭してく

れた。県職員から、「東京都に係わる現場だから、しっかりやりたい」と言われた言葉が忘れられない。私は、農林高校出身で農作業が得意な方であるが、東京都職員も鋸や鎌を持って作業できるという姿も魅せることができたと思う。作業後に立ち寄った棚田の景色は、今でもその時の爽快感を思い出す。仲間とともに撮った写真は、最高の一枚である。

私は、被災各地に自治法派遣で行き、仲間を増やしている。新潟、福島、熊本、そして今回の愛媛への派遣とそこに集まった全国の仲間が数多くいる。首都直下型地震がいつ来てもおかしくないと言われるが、自分がその時に生きているかどうかはわからない。仲間たちは皆、「東京に何かあったら助ける」と約束してくれる。だからこそ、全国に仲間がいることは、自分の誇り、財産であり、災害大国である日本の絆を深める一助として貢献していると感じている。

最後に、年度途中にも関わらず、また、職場内で余裕人員などない中、快く送り出してくれた職場の上司、同僚の皆さんに感謝の意を述べさせていただきたい。『本当にありがとうございました。』



草刈り作業後、棚田にて





## 愛媛県

## 道路・河川等

南予地方局 大洲土木事務所  
河川港湾課谷山 潤  
(建設局)(東日本大震災)  
職員派遣(熊本地震他)  
職員派遣

監理団体

現地事務所

## 1 担当業務の概要

愛媛県では、西日本豪雨（7月初旬の豪雨及び台風7号）に伴う河川の増水などにより、県内各地で河川と道路の施設が倒壊するなど、多くの土木施設が被災している状態でした。愛媛県は大きく分けて東予地方、中予地方、南予地方の三つに分かれており、私が赴任した大洲土木事務所は、南予地方に位置していました。大洲土木事務所管内の地形は、盆地形状となっており、夏は暑く、冬は冷え込むといった特徴がありました。これまでも、大洲土木事務所管内では、浸水害が起きておりましたが、今回の西日本豪雨はこれまで以上の規模だったと伺いました。

大洲土木事務所での担当業務としては、派遣期間の約2か月間（9月1日～10月31日）で被災した護岸等の河川施設の災害復旧に係る災害査定設計書をはじめとした、災害査定の準備と実施設計の発注ロットの仕分けなどを行いました。

災害査定については、4～6次査定の準備と受検を行い、8次査定の準備を行いました。査定結果としては、我々の係った26件の災害査定の内、20件が申請額の100%で、全体としては99%の査定率となりました。

大洲土木事務所河川港湾課としては、全体で約130件の河川災害があり、災害査定が隔週で実施されるため、査定を受検しながら次回の査定の準備を行い、更にその次の査定箇所について、コンサルタントと打合せを行うような状況となりました。タイトな期間での災害査定でしたが、県職員と綿密な連携を図ることができ、多くの助けをもらいながら業務を遂行することができました。



【査定受検状況】



【護岸被災状況】

## 2 苦労したこと、工夫したこと

愛媛県の積算システムやCADソフトが都と全く異なっていることから、赴任直後は作業を進めるのに苦労しました。また、インターネットなどのセキュリティも独自のシステムがあり、当初は戸惑うことが多々ありました。しかし、事務所のすべての県職員が手厚くバックアップしてくれたこともあり、2週間程度で慣れることができ、また、土木技術者としては、お互いに共通認識が合致したこともあり、業務全体を通しては、苦労はありましたが大きな問題はなく作業を進めることができました。

災害査定については、隔週で実施されていたことから、8本の災害査定設計書を作成しながら、5本の次期災害査定の準備を行い、更にはその次の査定案件についても調整を行うような状況であったことから、落ち着かない日は続きました。また、我々だけでなく、測量設計を行うコンサルタントも手一杯の状態となっており、こちらで細かい図面の修正や数量計算書の作成を行うこととなりました。

業務の取組みでの工夫としては、県職員と一緒に発生した災害について、被災原因や災害復旧方法などについて、現地や机上でディスカッションして、係内の統一した見解をだし、手戻りがないように業務を進めました。

### 3 印象的なエピソード

被災した河川施設について、現地で被災原因や災害復旧方法を検討した際に、愛媛県と東京都といった組織の壁などなく、また係長や担当という職級も超えて、最善の方法をお互いが納得いくまで話し合ったことが印象的で、とても良い経験となりました。

また、同じ課には新規採用の職員や入庁3年目の若手職員が在籍していましたが、同じように災害査定業務をこなしており、とても頼もしい若手職員がいて感じ、その若手職員を引っ張る上司・先輩職員が頼りがいがあり、とても纏まった良い組織であると感じました。

プライベートでは、県職員が休日に隣の香川県にうどんめぐりツアーに連れて行ってくれ、金毘羅山にも上り、一人旅では、愛媛県の松山市内を散策し、道後温泉や大街道などを観光して四国を満喫しました。



【道後温泉本館】



【松山城】

### 4 今後の都政に活かせること、活かしたいこと

私は、大島支庁在籍時に土砂災害を経験しており、被災した自治体を経験しました。災害直後の応急復旧作業をはじめとした災害復旧作業に関しては、とても大切な経験と感じています。また、今回のように他の自治体に派遣させていただき、災害復旧業務に携わるということも、とても重要に感じました。派遣先の愛媛県職員からは、「東京都で何かあったら駆けつける」との温かい言葉ももらい、同じ志を持つ熱い土木技術者たちと仲間になることができ、かけがえのないものを手にすることができました。

災害査定をはじめとした災害復旧業務は、なかなか経験したくてもできないことだと感じており、災害時には、災害を経験している人間がイニシアチブをとって災害復旧作業を進めることになると思います。その時に、これまでの経験と他県とのつながりが強い武器となるのではとも感じております。今後起こりうる災害時に、都民引いては国民の生命と財産を守るために、先陣を切って頑張りたいと考えています。

最後に、年度途中にもかかわらず、早く送り出してくださった職場の上司と同僚、派遣先で不自由がないように、バックアップして下さった他部署の方々、並びに派遣先で公私ともに手厚い歓迎をしてくださった愛媛県職員に感謝の意を申し上げたいと思います。『本当にありがとうございました！！』



【現場での復旧方法検討】

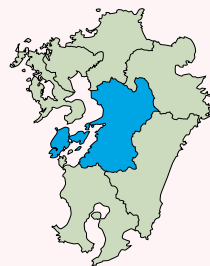


【県職員との別れ】

## 区画整理

県央広域本部 土木部  
益城復興事務所 工務課

## 熊本県



## 業務概要

熊本県県央広域本部土木部では、政令指定都市である熊本市と平成29年度より上益城地域の嘉島町・益城町・御船町・甲佐町の一部業務を管轄区域としている。

## 【管内概要】



土木部は、総務課、技術管理課、景観建築課、用地課、工務管理課、災害復興第一課、災害復興第二課及び益城復興事務所で構成されており、東京都職員は益城復興事務所に派遣されている。

益城復興事務所は、平成28年熊本地震での倒壊家屋による交通機能の喪失や交通混雑等の課題を解消するため、熊本中心市街地と益城町市街地とを結ぶ主要幹線道路である都市計画道路益城中央線の拡幅整備と、甚大な被害を受けた益城町市街地の緊急かつ健全な早期復興を図るため益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業の施行を主要事業として新たに設置された。(平成30年4月2日開所)

## 【主要事業】



## 【益城復興事務所組織】

- ・ 所長 (土木部副部長)、次長 (兼区画整理用地課長)
- ・ 街路用地課 (28名) …うち他自治体派遣職員 (千葉県、新潟県、島根県、大分県、鹿児島県の5名)
- ・ 区画整理用地課 (5名) …うち他自治体派遣職員 (益城町1名)
- ・ 工務課 (15名)
  - 街路班 (4名) …うち他自治体派遣職員 (熊本市1名)
  - 土地地区画整理班 (10名) …うち他自治体等派遣職員 (東京都1名、千葉県1名、益城町4名、UR都市機構2名)



## 熊本県

## 区画整理

県央広域本部 土木部  
益城復興事務所 工務課

須藤 和哉  
(都市整備局)

## 1 担当業務の概要

配属は益城復興事務所工務課の土地区画整理班で、担当業務は熊本県施行による被災市街地復興土地区画整理事業の立ち上げに関する業務である。

具体的な業務は、復興土地区画整理事業の事業計画（案）の作成、権利者や地元まちづくり協議会への事業計画説明、縦覧対応及び意見書処理等であり、同時に施行規程（条例）の制定準備、権利申告や基準地積更正等の各要綱の作成及び土地区画整理審議会の設置準備等も担当した。

## 【復興土地区画整理事業区域内の被害状況】



（写真1）家屋及び宅地擁壁の倒壊



（写真2）狭隘道路沿いの家屋倒壊



（写真3）区域内道路沿いの家屋倒壊



（写真4）家屋倒壊による交通機能の喪失

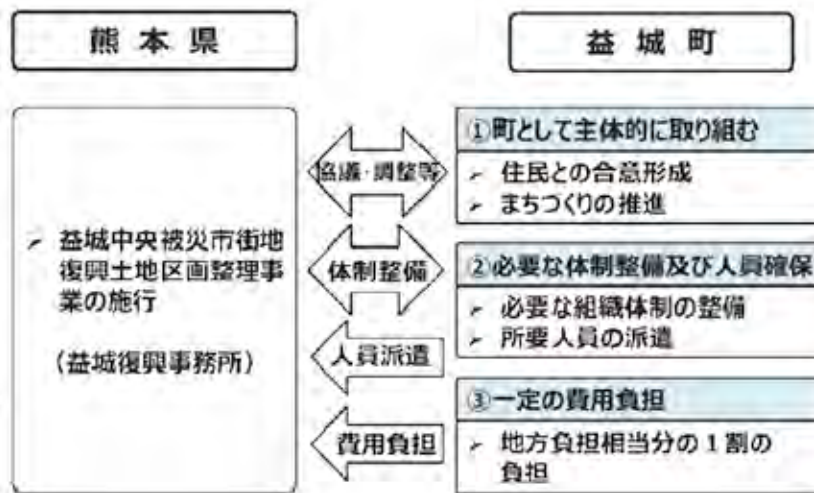
## 2 苦労したこと、工夫したこと

本来であれば、復興土地区画整理事業は益城町において施行する予定であったが、平成28年熊本地震からの復旧・復興事業は膨大な事業量であり、人的・財政的にも町単独での実施は困難なことから、『被災市街地復興特別措置法』の規定に基づく協議の結果、熊本県が事業主体となる「益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の施行に関する協定」を締結したものである。

協定事項の一つとして、「事業が円滑に進められるよう、住民との合意形成及び町の将来を見据えたまちづくりの推進について、責任を持って行うこと」とあるが、町の中では「区画整理は既に県の仕事」という割り切った考え方が少なからず存在していた。

町のあるべき将来像や、複合交流施設、交通拠点の配置等の土地利用計画も、県がたたき台を作成し町に提示するなど、本来業務とかけ離れた対応に追われ戸惑いを覚えたこともあった。

## 【益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の施行に関する協定の概要】



## 3 印象的なエピソード

平成28年熊本地震からの生活再建や地域の早期復興を実現させるためには「復興土地区画整理事業は本年の秋頃（10月初め頃）までに事業計画を決定させること」が必須要件であった。通常の倍以上のスケジュール感に加えて、公共施設の配置や土地利用計画等、事業計画の素案すら固まっていない状態を目の当たりにして、果たして期限までに決定できるか不安ばかりであった。

## 【設計図】



しかし、地震の教訓を生かした「より安全な街への再生」、「地域の発展」そして「被災された権利者の早期生活再建」の実現に向けて、プロパー職員と派遣職員とが協力し連携することで、9月27日に国土交通大臣から設計の概要の認可を取得し、10月5日に事業計画決定を公告することで事業に着手することができた。

#### 事業概要

- 事業の名称 熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業
- 面積 約 28.3ha
- 総事業費 約 126 億円
- 施行期間 H30 年度～ H39 年度
- 施行者 熊本県

## 4 今後の都政に活かせること、活かしたいこと

平成 28 年熊本地震から 2 年が過ぎ、復興は着実に進んでいるものの、道半ばである。今回の被災地派遣では、土地区画整理事業を実施したことのない熊本県で、復興土地区画整理事業を立ち上げるといふ、貴重な経験をさせていただいた。

その中で感じたことは、被災された住民の方々の日でも早い生活再建の実現である。そのためには、いかにスピード感を持って復興に着手できるかが重要性である。被災地に赴かなければ見えなかった山積された課題等を体感することで、少なからず復興土地区画整理事業における知見やノウハウを獲得することができた。

この経験に基づき、地震発生直後から本格的な復興に至るまで、復興土地区画整理事業における各段階の基本方針を作成しとりまとめることで、今後、東京に深刻な被害をもたらすことが予想される首都直下型地震に対応できるよう努めていきたい。

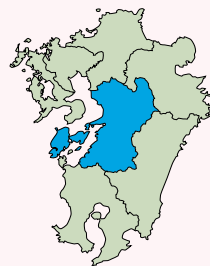




## 産業再生等

商工観光労働部 商工振興金融課  
企業復興支援室

## 熊本県



## 業務概要

## ○組織の目的

平成28年熊本地震で被災した中小企業等の施設及び設備の復旧を補助する「熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（以下、グループ補助金）」事業の運用を通して、熊本県内における経済活動の早期復興の実現を目的としています。

## ○組織編制（平成30年11月末現在）

企業復興支援室はプロパー職員8名、自治法派遣職員11名（9都県から派遣）、民間委託職員35名で構成されており、復興支援班と審査・管理班との2班体制で事務処理を行っています。

## ○業務内容：グループ補助金事業の運用

グループ補助金は①復興事業計画認定申請②交付申請③実績報告④補助金請求の4段階の手続きを経て交付されます。企業復興支援室では、それぞれの申請に係る書類の審査や修正のやりとりを行っています。

熊本県では、当該事業の予算の大部分に、熊本地震が発生した平成28年度の補正予算を充てており、地方自治法及び財政法の繰越制度との兼ね合いから、平成30年度決算時に補助金額を確定する必要があります。平成30年度においては、当該予算を基に交付決定をした事業者の復旧工事完了促進及び実績報告書類審査、並びに当該年度中の工事完了が見込めない事業者への対応が大きな課題でした。



## ○事業実績

平成28年6月の事業立ち上げから平成30年9月までに、514グループの復興事業計画認定、4,855件（1,371.3億円）の交付決定を行いました。

事業の効果として、九州経済産業局が平成30年6月に実施したアンケート調査において、熊本県内のグループ補助金の交付先のうち61.7%の事業者が、震災前の水準以上まで売上が回復していると回答しています。

|        | 復興事業<br>計画認定 | 交付決定   |         |
|--------|--------------|--------|---------|
|        |              | 件数     | 金額      |
| 平成28年度 | 418グループ      | 1,696件 | 447.2億円 |
| 平成29年度 | 95グループ       | 3,006件 | 880.8億円 |
| 平成30年度 | 1グループ        | 153件   | 43.3億円  |

## 熊本県

## 産業再生等

商工観光労働部商工振興金融課  
企業復興支援室

永松 卓馬  
(教育庁)

## 1 担当業務の概要

## ① 復興事業計画認定業務

グループ補助金の交付申請要件となるグループ組成にあたって、構成員が共同で行う復興事業の計画を認定する業務です。グループ代表者たる事業者から申請を受け付け、職員が内容を審査した上で、県が設置した評価委員会で認定の採決を行います。平成30年度は、5月末まで第五次公募という形で申請を受け付けており、グループ構成員の追加や補助対象施設・設備の追加に係る認定業務を行いました。

## ② 対国交付申請業務

所管省庁である九州経済産業局及び庁内担当部署と調整の上、国に対して補助金交付申請を行います。グループ補助金事業は補助金額のうち3分の2を国が負担する国庫補助事業であるため、県から事業者への補助金交付決定に先立って、国の交付決定を受ける必要があります。平成30年度は、5月から9月にかけて5回の交付申請を行った他、事業者が補助事業を中止する際等に行う補助事業の変更に係る申請を年間通じて随時行いました。

## ③ 工事業者確保支援事業補助金業務

工事業者確保支援事業は、グループ補助金を活用して復旧工事を行う事業者が、遠隔地に所在する建築会社と契約をして工事を完成させたことを要件として、資材の運搬費や作業員の交通費及び宿泊費の一部を補助するという熊本県独自の事業です。当該補助金については交付申請の受付から補助金の支払いまで一連の業務を全て任されており、補助金交付要項の改正にも携わりました。



第五次公募にあたって制度概要を示した「公募のポイント」の表紙

## 2 苦労したこと、工夫したこと

## ① 幅広い知識が求められる

所属していた班ではグループ補助金の制度一般に関する問合せを受けることも多かったため、実務に関する知識だけでなく、そもそも補助金とはどういうものなのか、県内では他にどのような復興関連事業を実施しているのかといった幅広い知識を求められる機会が多かったです。問合せを受ける度に関連法規に目を通したり、来所された申請者への相談対応に同席したりすることで、積極的に知識を得る場を増やすよう努めました。

## ② 新規事業の業務フロー作成

工事業者確保支援事業については平成29年度に制度化された事業であり、過去の処理実績が無かったため、一から業務フローを作成する必要がありました。過去に補助金事業の実務を経験したことはありませんでしたが、グループ補助金の処理を参考にしつつ、熊本県での決裁や公金支出の制度を確認しながら業務を進めました。

また、次年度以降も継続的な運用が可能となるよう、実務の流れを詳細に示したマニュアルを作成し、自身の業務遂行にも役立ててことができました。

### 3 印象的なエピソード

#### ① 県民の生活に密接した事業を運用していると実感

申請者の中には、補助対象施設の復旧可否がそのまま生業を続けられるか否かに直結するケースも多くあります。補助金はあくまでその復旧を補助するものではありませんが、新聞報道等で「グループ補助金を活用して復旧できた。助かった。」という内容を目にした時には、県民の生活を支える事業に携わっているんだと実感しました。



県内被災商業施設の復旧前後の様子

#### ② 過去の経験を生かした

過去に経験した業務とは全く異なる業務を派遣先で担当することとなりましたが、東京都での経験を生かすことができる場面も多々ありました。たとえば、ICTリーダーとして課の保有する情報資産を整理した経験を生かし、グループ補助金関係での情報管理においても継続的な運用ができるようなフォーマットの作成等、業務改善の一助となることができました。

### 4 今後の都政に活かせること、活かしたいこと

#### ① 制度設計の段階で課題を見据えることの必要性

災害発生から復興施策を組み立てるまでの間は様々な対応に追われることとなりますが、制度設計の段階でいかに今後待ち受けている課題を見据えることができるかが非常に重要であると感じました。グループ補助金においても、平成30年度は財政法上の予算の制約による節目となる年であり、年度当初から多くの課題に追われていました。

被災地派遣を通して防災直後からの各段階を経験した職員がそれぞれ知恵を出し合うことで、今後の都政における様々な場面で、将来的な課題に十分備え得る制度設計が可能であると考えています。

#### ② 原理・原則から一歩踏み込んだ考察の必要性

復興施策を推進するにあたっては、通常の原理・原則だけで通そうとすると結果が不合理になることもしばしばありました。本来の制度趣旨が何を狙っているのか、制度趣旨を達成するためにはどのような手段を講じることができるか、という観点から解決策を模索することも時として必要だということを学びました。



県庁連として夏祭りに参加



蒲島県知事と他都県からの派遣職員



## 熊本県

## 産業再生等

商工観光労働部 商工振興金融課  
企業復興支援室吉富 夕希子  
(総務局)

## 1 担当業務の概要

被災した中小企業等の施設や設備の復旧・整備等に対し、補助金を交付する「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」（グループ補助金）に係る業務に携わっています。

補助事業の手続は、以下の3つの段階にわけられます。

- (1) 計画認定・・・(各事業者が組むグループによる) 復興事業計画の審査及び認定
- (2) 交付申請・・・(グループを構成する各事業者による) 補助金交付申請の審査及び交付決定  
＜各事業者における工事、納品や支払などの実施、完了＞
- (3) 実績報告・・・(実績報告の審査と補助金の確定・支払)

このうち、私は「審査・管理班」として、(2) 交付申請 及び (3) 実績報告 の審査業務を担当しました。審査業務は、提出された申請書と写真、図面等の添付資料等、多くの書類を見ながら復旧の内容や現場の状況を把握し、補助金交付・支出が妥当か、どの範囲まで認められるかといった判断を行います。

本年度は、平成28年の発災から2年が経過し、新規の交付申請において遡及適用が廃止されたこともあり、交付申請の審査件数自体は大幅に減少しましたが、交付決定を受けた事業者が工事等を完了し実績報告を行う期限の年ということもあり、補助事業者の管理と、膨大な実績報告書類の審査、額の確定の処理に追われる日々でした。

## 2 苦労したこと、工夫したこと

最後まで苦労したのは、職場での一部の仕事のやり方です。

「交付申請で審査すればいい」「繰り越せばいい」、「実績報告で審査すればいい」、「額の確定の際に会計部署のチェックで指摘を受けたら修正すればいい」、といったように、決定や処理を後回し、先送りにする傾向が強く、困惑することが多々ありました。

もちろん、少しでも早く復旧するために、膨大な処理件数が集中する中で、何よりもスピードを重視する対応が求められる場面があることは理解していますが、そのときの処理は、最終的にどこかで誰かが適正な執行へと軌道修正を行わなければなりません。個人によって仕事のやり方や考え方の違いは当然ありますが、組織としていかに計画的に業務を遂行するかということは、人の入れ替わりの多い部署での課題だと感じました。

職場では、私同様の他県からの派遣職員が多かったため、自身の目の届く範囲で全体を見回し、周囲の状況を把握して、他の職員のフォローができるよう努めました。

## 3 印象的なエピソード

この派遣期間において、私は自身に与えられた仕事を計画的に淡々とこなすよう心掛けたため、特に何かということはありません。

ただ、救えるはずの被災事業者を救えたときは、自己満足ではありますが、ただただよかったなと思いました。

あくまでも私見ですが、自身のような技術や知識のない事務職員にできることは、補助金業務においては、ミスのない書類審査を行うことと、国や上司を納得させる文章を当事者に代わって作ることだと思って業務にあたりました。時間がかった部分もあり反省する点が多いですが、適正な執行が当然にできたことは、東京都から派遣していただいた上でもほっとしています。

#### 4 今後の都政に活かせること、活かしたいこと

すぐに活かせることとしては、委託先に適切な指導を行うことの必要性です。熊本の業務においては、受付や一次的な審査等を外部に委託し、同じ部屋の中で席を並べ、県職員が最終的な審査を行うやり方を取っていましたが、うまくいっている部分もそうでない部分もありました。

東京都の業務においても、業務の一部を外部に委託していることがほとんどですが、どれだけ委託先を適切に管理・指導し、業務の目的を果たしているかには、疑問符が付くこともあるように思います。報告を受けるのみ、何かあったときに一方的に指導するのではなく、委託側としての責任を果たすことを今一度考え、良い関係性を築き、目的を確実に共有して業務を遂行できるよう心掛けていきたいです。

また、グループ補助金の制度自体の適用は東日本大震災に続いて2件目でしたが、被災の状況が違ってもいえ共通した部分も多い中、なかなか知識や経験の共有が図れないことは残念に感じています。国の担当者の異動も短いスパンで行われる中で、被災自治体の自主的な努力に任せざるをえない面もあるのですが、各業務レベルで自治体間の共有・連携を図る仕組みを考えられれば、被災時の負担軽減につながるのではないかと感じています。

私自身は、4月に熊本を初めて訪れ、2年経って残る被災状況や職員の様子を見たときに、頭の中でどうしても東日本大震災の被災の様子と比べてしまう部分もあって、少なくとも事務の派遣職員はそんなに必要はないのではないか、という思いを抱いてしまいました。よく言われる、被災側と派遣側のミスマッチといったことが大きく影響しているのかもしれませんが、1年間を通し、いつも少し離れたところから職場や業務を捉えていたように思います。

ただ、他の職員のような熊本に対する個人的な思い入れや熱い気持ちがないからこそ、業務に対してシンプルに考え取組むことができた気がします。正しくはないかもしれませんが、1年間働かせていただけてよかったと今は思っています。

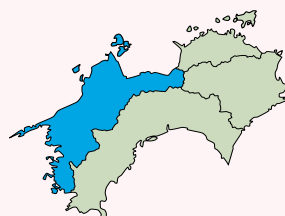
他の災害も含め、災害派遣職員の不足が叫ばれる中、おそらく東京都においては、要請がある以上、最後まで派遣し続けることになるのでしょう。都職員の立場としても、災害派遣によって得られるものは少なくない、ということは自信を持ってお勧めできますので、自身も含め過去の災害派遣経験者や継続派遣者ばかりではなく、自分の担当業務の責任を果たす気持ちを持った新しい派遣職員が増えてくだされば嬉しく存じます。

最後に、熊本県の皆様、東京都の皆様、復興支援対策部の皆様、そして個人的に熊本に足や目を向けてくださった方に、この場をお借りして心より感謝申し上げます。熊本の復興、さらなる発展を祈っております。

## 産業再生等

経済労働部 産業支援局  
経済支援課

## 愛媛県

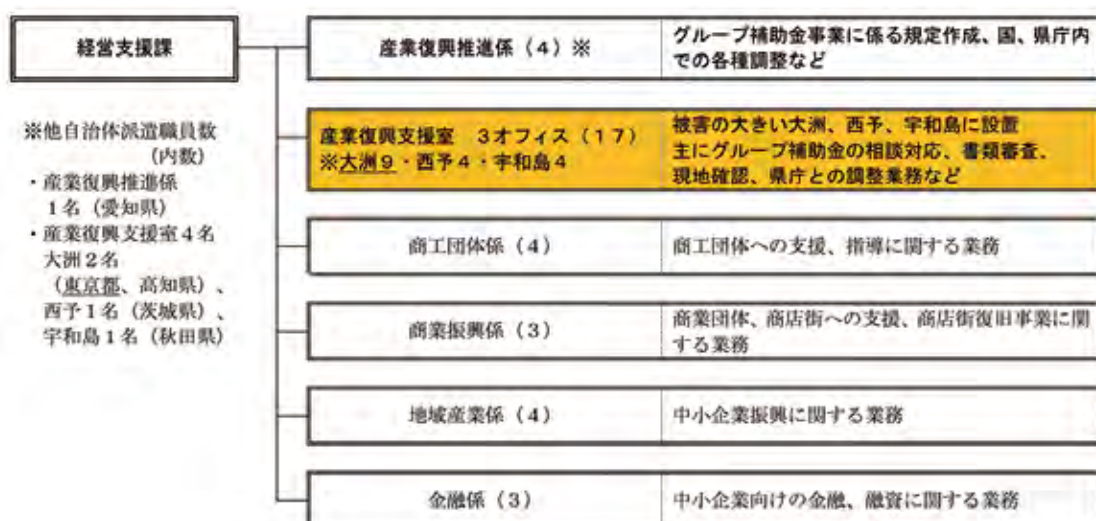


## 業務概要

## (1) 組織の目的

経営支援課では、県内の中小企業者に対し経営面や金融面での支援を行うことで、中小企業者の事業、雇用の拡大を図り、経済成長へとつながる取組を実施しています。また、平成30年7月豪雨災害からの一刻も早い復興を目指すべく、被災した中小企業者への支援に尽力しています。

## (2) 組織図



## (3) 豪雨災害関連業務の内容

経営支援課の豪雨災害関連業務は大きく分けて4つあり、その業務内容は以下のとおりです。その中で、私は主にアのグループ補助金に関する業務を担当しています。

## ア 愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(グループ補助金)

中小企業等グループの復興事業計画が県の認定を受けた場合、施設・設備の復旧に要する経費の3/4を補助(国1/2、県1/4)する。産業復興推進係、産業復興支援室が主担当。

## イ 平成30年度商店街災害復旧事業費補助金

被災した県内の商店街の復旧を促進し、地域の商機能、コミュニティ復旧を目指すための補助金。商店街組織として認められた団体に、補助対象経費の3/4を支給する。

## ウ 被災中小企業等クラウドファンディング復旧支援事業

平成30年7月豪雨災害により被害を受けた南予地域の中小企業者等がクラウドファンディングを活用して復旧を図る際の支援を行う。商業振興係が主担当。

## エ 災害関連対策資金事業

平成30年7月豪雨災害により被害を受けた県内中小企業等の一刻も早い事業再建を目指すため、資金の低利融資を実施するとともに、その融資を利用する際の信用保証料を全額保証する。金融係が主担当。



## 愛媛県

## 産業再生等

経済労働部 産業支援局  
経済支援課穴山 泰伸  
(主税局)(東日本大震災)  
職員派遣(熊本地震他)  
職員派遣

監理団体

現地事務所

## 1 担当業務の概要

派遣先である愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課産業復興支援室では、「愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）」に関する業務を担当しています。

グループ補助金とは、平成30年7月豪雨災害により被災した中小企業者等に対し、施設・設備の復旧整備を支援するため、復旧経費の最大3/4を補助する制度です。この補助金の交付を受けるには、まず2者以上の中小企業者等がグループを作り、そのグループが共同で行う事業（共同事業）を盛り込んだ「復興事業計画」を策定します（復旧予定の施設・設備も計画に記載）。次に「復興事業計画」について県が内容を審査し、県の産業、経済等に重要な役割を果たすものとして県から認定を受ける必要があります。認定を受けた後、グループを構成する各々の事業者ごとに補助金交付申請手続きを行い、手続きが完了した場合に、施設・設備の復旧整備費用に対して最大で国が1/2、県が1/4を補助します。

また、グループ補助金を交付するにあたって、事業計画どおりに復旧工事等が完了しているか県職員が現地に出向いて確認する必要があります。補助金交付申請手続きを済ませた事業者から復旧工事等が完了した旨の実績報告書の提出を受け、現地にて完了検査を行います。

愛媛県では被災者への寄り添った対応を重視しており、その過程で今年9月より産業復興支援室が発足し、特に今回被害の大きかった大洲市、西予市、宇和島市にサテライトオフィスを設置しました。私は産業復興支援室大洲オフィスにて、被災事業者の相談対応、個別相談説明会、グループ補助金申請書類審査、関係部署との連絡調整、現地確認等の業務に日々邁進しています。

<愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）の相談状況、申請状況等>  
(平成30年11月30日時点・3オフィス合計)

| 平成30年度 | 相談件数   | グループ認定<br>申請数 | 補助金申請<br>予定事業者数 | 補助金交付<br>申請額 |
|--------|--------|---------------|-----------------|--------------|
| 9月     | 741件   | 15            | 266者            | 35.57億円      |
| 10月    | 705件   | 15            | 82者             | 22.78億円      |
| 11月    | 516件   | 10            | 89者             | 12.27億円      |
| 計      | 1,962件 | 40            | 437者            | 70.63億円      |

(注) 端数処理の関係で合計数値は合わない場合がある。

上記は開所3か月間のグループ補助金業務の状況です。3か月で相談件数は2,000件近くに達し、また合計70億円を超える補助金交付申請があったことから、本事業への期待、規模の大きさを改めて実感しました。今後、相談件数、申請数の更なる増加が見込まれています。

## 2 苦労したこと、工夫したこと

グループ補助金が採択されたのは東日本大震災、平成28年熊本地震に次ぎ、今回の平成30年7月豪雨災害が3例目であり、まだ制度ができて間もないものになります。加えて水害として採択された初めてのケースでもあり、地震とは災害の性質が異なるため、補助対象物について一から見直す必要がありました。例えば、地震の際には補助対象として認められていなかった電化製品や車両についても、事業用かつ豪雨災害による水没のための故障と認められた場合には対象となります。

また、事業者からの個別相談が始まるとマニュアルに想定されていないケースが多く、その場その場で

の判断が求められることが多々ありました。グループ補助金に関する知識に詳しい職員も少ない状態でのオフィス開設だったため、当初は事業者から相談のあった案件が具体的に補助対象となるかどうかの判断が困難な場合も多くありました。そのたびにオフィス内で協議を行い、時にはオフィス間、県庁本部、国の意見を参考にしながら業務を進めていました。私自身も、配属当初はグループ補助金に関する知識が乏しい中で、グループ補助金業務の特性上、正確かつ親切な相談対応、迅速で丁寧な書類審査などの事務処理が求められるため、適応するのに苦慮しました。

幸い、大洲オフィスは職員同士が助け合う雰囲気であったため、相談対応で生じた疑問点や、業務に関して分からないこと、運用に関する提案等について遠慮せずに相談することができました。私個人としても受け身な姿勢はなるべくとらないように心がけ、事業者から相談を受けた案件は全て個別相談シートを作成し、PCデータに入れることでオフィス内での情報共有に努める一方、事業者の個別相談対応のポイント、グループ補助金の概要を説明する上でのポイント、判断が難しい案件や今後の懸念事項などをまとめて、事業者へのスムーズな対応、職員との有意義な協議ができるよう工夫を凝らしました。

### 3 印象的なエピソード

私自身、これまでの業務では主に電話での納税者対応を行っていました。被災地での勤務は初めての経験でありましたが、お客様と対面での相談対応を行うという業務も初めてでした。大洲への派遣初日が産業復興支援室開所日であることもあって、当初は不安がかなりありました。

実際、グループ補助金に関する知識が乏しい状態からのスタートだったため、最初はスムーズなご案内ができずにいました。しかし、被災した事業者の皆様は本当に不安気な様子で来所されていたため、「事業者の方々のためにできることをもっと真剣に考えなくてはならない。こちらが自信なさげに対応しては相手に申し訳ない。」と考えるようになり、堂々と対応することをより一層心がけるようにしました。また、「真剣に話を聞いてくれて嬉しかった。話を聞いてほしかった。」と話される方が想像していたよりも多く、マニュアルを理解して相手方の質問に備えることはもちろん重要ですが、それ以上に被災した事業者の方々との相談内容に真摯に耳を傾け、相手の状況を慮りつつ、対面でやり取りをすることの方が重要だということを身に染みて実感するようになりました。

事業者によって業種も相談内容も全く違うため、毎日が勉強であり、日々悩みながらも非常にやりがいを感じながら業務を行うことができました。何度も相談者とやり取りを重ねるうちに、最初から相談に乗った事業者の方々からは、「復興に向けてどうしていけばいいか分からなかったが、見通しが立ってきた。このオフィスに来てよかった。」「このオフィスがなかったら補助金申請を諦めていたと思う。」というご意見をいただくようになり、赴任当時の心境を思い出すと心から嬉しく思いました。また、そうした意見をいただくたびに、自分が勤務する大洲オフィスをはじめとしたサテライトオフィスの重要性を実感することができ、やりがいを感じながら業務に励むことができました。

### 4 今後の都政に活かせること、活かしたいこと

現在、豪雨災害から半年ほどが経過し、被災当初と比べるとインフラ等を中心に復興が進んできている印象を受けます。ただ、本格的な復興に向けてまだまだ歩み始めたばかりであり、産業・経済面で考えても、事業を再開できていない事業者が多数いる状況です。だからこそ愛媛県はグループ補助金事業を「復興の鍵」と考えており、自分が携わっている業務の重要性を噛みしめつつ、自分にできることは何かを常に考えながら業務に尽力してきました。

事業者からの相談内容は多種多様かつ複雑であり、原理原則の話だけでは解決しないことの方が多い一方、グループ補助金へ寄せられている期待を常に感じていました。原理原則の話を述べるのは簡単ですが、大切なのは相手のために何ができるか、何が求められているかを考えることであり、規定から外れない範囲で相談に乗り、時にはオフィス内だけでなく、県庁や国にもかけ合って協議する姿勢が重要であることを学びました。愛媛県庁全体として、非常事態だからこそ、被災した事業者からの要望に最大限応えるために何ができるかを常に考える姿勢に溢れていました。その様な雰囲気の中で、直面したことのない案件

## 第2部 | 職員派遣

(平成28年熊本地震・平成30年7月豪雨)

ごとにオフィスで協議し、悩み、考えながら事業を行えたことは大変貴重な経験となりました。派遣先での業務は勉強になることが非常に多く、行政という立場についてより深く考えさせられる場面に恵まれました。この経験を通じて自身の成長につなげられたと感じています。

今後の都庁人生において今回の経験を活かし、誰のための仕事なのかを考える姿勢、相手の立場に立つ姿勢を忘れず、自分には何ができるのか、何が求められているのかを考え、与えられた役割を果たしていきたいと思います。

最後になりましたが、愛媛県経営支援課の皆様、特に配属先である産業復興支援室大洲オフィスの皆様、所属元の皆様、その他様々な方面からご支援いただいた都の関係者の皆様には派遣期間中大変お世話になりました。この場を借りてお礼申し上げます。

愛媛県の一刻も早い復興を願うとともに、私自身におきましても、滞在中に感じた愛媛県の魅力を発信していくなど、今後も何がしかの形で貢献していきたいと思います。



懇親会での集合写真



肱川・大洲城の風景

職員派遣  
(東日本大震災)

職員派遣  
(熊本地震他)

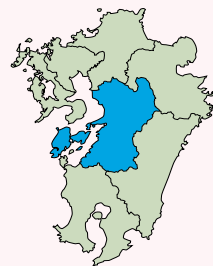
監理団体

現地事務所



災害復旧  
（公共土木施設）

熊本県



土木部 河川港湾局 河川課防災班

## 業務概要

## 1 河川課の業務内容は以下のとおりです。

## ○河川課の業務内容

- 1 河川に関すること。
- 2 海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく海岸（国土交通省所管）の保全に関すること。
- 3 公有水面に関すること。
- 4 水防に関すること。
- 5 土木災害事務の取りまとめに関すること。
- 6 河川の美化に関すること。
- 7 市房ダム管理所及び氷川ダム管理所に関すること。
- 8 水防協議会に関すること。
- 9 河川開発室に関すること。
  - （1）河川開発に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。
  - （2）ダムの建設及び維持管理に関すること。
- 10 河川港湾局長に関すること。

## 2 構成及び詳細業務

河川課の人員、班の構成及び詳細な業務は以下のとおりです。

## ○河川課人員

（H 31. 1. 4 現在）

| 合計   | 県職員  | 派遣職員 | 嘱託・臨時職員 |
|------|------|------|---------|
| 37 名 | 32 名 | 2 名  | 3 名     |

※内訳は派遣職員が長崎県1（技術）、東京都1（事務）、嘱託・臨時職員は嘱託2、臨時1。

## ○河川課班別の詳細業務

| 班名    | 詳細業務                                                  |
|-------|-------------------------------------------------------|
| 総務班   | 河川課、港湾課、砂防課の一般庶務<br>河川課、港湾課、砂防課の予算・決算 等               |
| 計画調査班 | 河川、海岸整備事業の調査計画（河川整備基本方針・整備計画）<br>直轄事業との調整 等           |
| 管理班   | 河川、海岸管理事務（河川法・海岸法）<br>河川、海岸の環境美化 等                    |
| 河川班   | 河川整備事業に関すること<br>海岸整備事業に関すること                          |
| 防災班   | 公共土木施設災害復旧事務（災害報告、査定、成功認定、再調査）<br>災害復旧、改良復旧事業認可設計審査 等 |
| 開発班   | 河川開発に係る施策の企画、調整に関すること<br>ダムの維持管理                      |

引用 1 業務概要 [http://www.pref.kumamoto.jp/kiji\\_9331.html](http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_9331.html)1 構成及び詳細業務 [http://www.pref.kumamoto.jp/kiji\\_9210.html](http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_9210.html)



災害復旧  
(公共土木施設)

土木部 河川港湾局  
河川課防災班

柳 翔大  
(教育庁)

1 担当業務の概要

私の担当業務は主に災害復旧事業に係る事務です。(担当した主な業務は以下、「担当業務一覧」のとおり。) 災害復旧事業(以下、「事業」とする。)とは、地震や豪雨等の異常な天然現象により被災した公共土木施設を復旧する事業です。発生年から3年度での復旧を目標とし、初年度に査定決定額※1の85%が予算措置され、2年度目は99%、3年度目は100%、となるような進捗が目安となります。通常は3年度目には県・市町村(熊本市除く。以下、「県・市町村」とする。)含めて全工事が契約完了(≡事業費確定)している場合がほとんどです。しかし、熊本地震により工事件数が膨大で、かつ復旧も複雑化(工事箇所が密集し一つの工事が完了しないと次の工事に着手できない等)した面もあり、平成28年発生災害(以下、「28年災」)は3年度目の平成30年5月末時点で県・市町村合わせた約4,800件のうち契約率は約92%、完了率は約65%という進捗状況でした。

担当した業務の中では再調査、次いで成功認定が大きな分量を占めておりました。災害の件数は平年だと500件程度ですが、再調査の対象である28年災は約4,800件と平年の約10倍近い件数です。上述のとおり通常は3年度目には全工事が契約完了(≡事業費確定)しており、工事費の申請をする件数は数件程度ですが、今回は県・市町村(熊本市除く)含め530件程の工事で、金額にして約60億円分の事業費を申請しました。

成功認定では前年度に実施した事業(平成27～29年災が対象)で竣工した約1,500箇所・現地検査約180箇所について検査を実施しました。(H29は竣工930、現地90、H28は竣工380、現地60箇所)検査にあたり事前書類を市町村に作成してもらう必要があり、例年どおりでは市町村の負担が大きくなってしまったため、事前書類の作成基準を簡素化し効率化を図りました。

業務が多く大変な面を取り上げていますが、成功認定や災害査定では熊本県各地に出張できるのでご当地料理をいただく、名湯を堪能するという楽しみもありました。

○担当業務一覧(主なものを抜粋)

| 業務名         | 業務概要                                                                       | 実施時期      |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 再調査         | 災害発生から3か年度目に災害復旧事業の事業費を見直す調査のこと。(国交省所管)                                    | 5月中旬～9月上旬 |
| 市町村<br>成功認定 | 県が市町村(熊本市除く)に対して前年度実施した災害復旧事業が経理等の事務、工法等の技術的な観点から適正に事業が実施されているか検査し認定をするもの。 | 6月下旬、9～2月 |

※1 査定決定額：災害査定にて決定された工事費。①災害発生②災害報告③国庫負担申請④災害査定という流れで事業費が決まる。

2 苦労したこと、工夫したこと

所属する防災班は4月に県職員5人中3名が異動、熊本地震発生以前から長く在籍した経験豊富な職員も異動し、県職員とともに事業を学びながら業務にあたる状況でした。年間のスケジュールは資料で概ね把握できましたが、熊本地震により膨大で複雑になった業務量の見込を立てることはほぼ不可能でした。4月中は残業続きの県職員に申し訳ないと思いながらも事業の知識も経験もない私が力になれる場面はなく、不甲斐ないと思う日々が続きました。しかし、5月中旬から本格的に再調査が始まり、不甲斐なさな

職員派遣  
(東日本大震災)

職員派遣  
(熊本地震他)

監理団体

現地事務所

## ◆災害復旧（公共土木施設）

ど雲散霧消するほどに忙しくなりました。県の出先機関や管内市町村へ調査依頼を発出すると問い合わせが相次ぎ、問い合わせ内容を調べる最中に次の問い合わせが入り、さらに次の問い合わせ、といった状況であったという間に一日が過ぎていきました。この状況をどのように乗り切ったかということ、気合、の一言に尽きました。県職員と報連相を徹底することを心掛け、効率的に業務を進めることを念頭に置きましたが知識・経験・時間が絶対的に足りませんでした。通常は再調査の調査時点ではほぼ事業費が確定しており難しい調査ではありませんが、県・市町村ともに今回のように申請件数も多い再調査は未経験でした。災害件数も多く誤った指示を出してしまうと手戻りの業務が膨大に生じてしまう懸念もありました。地道に1件1件の問合せを班員と相談し手引きや資料等を読み解きながら解決し、9月上旬には再調査による申請が決定されたときには少しは熊本県に貢献できた気がしました。

その他の業務で共通した課題に情報収集が挙げられました。どの業務にどの情報が必要か分からないことが多く必要な情報が判明した都度、市町村に急な照会をすることも幾度とありました。そのような事態を避けるために事業の精算に用いる様式の精算調書に着目しました。災害が発生し事業の採択を受けると、2年目までは、工事の実施→事業費の精算→成功認定、という流れを繰り返し、3年度目に再調査が加わります。半年程度ですが事業に必要な情報を見極めたつもりで最低限度の進捗が管理できるよう精算調書を改変しました。その功罪はいずれわかるとしても、「改変した精算調書が熊本県以外で広く活用される」ということになればいいなと密かな野望を抱いております。

## 3 印象的なエピソード

再調査の事務処理はいい経験になりました。苦労した分、達成感も十二分ありました。数年分の分量で複雑化した再調査を経験する人は都道府県や時代を超えてみても数える程度しかいないと考えると、業務にあたっていたときは途方もなく終わりが見えませんでした。今では貴重な経験ができたと思います。仕事！？以外では土木部ミニバレーボールや土木部野球等レクリエーションが催され、非常に新鮮でした。中でも熊本県の部・出先対抗の全庁野球で引き分け2チーム同時優勝というドラマのような幕引きとなったのもいい思い出です。私生活では熊本県のみならず九州各県に上陸し、観光名所や名産品をいただくなど充実したものでした。山や海が好きな私にとって熊本は第二の故郷になりました。（第一は競馬でいうハナ差で新潟）

## 4 今後の都政に活かせること、活かしたいこと

熊本地震から2年後が経過し災害直後の初動対応もなく復旧に向けた方針や取組がある程度定まった中で派遣にあたったので、事業の事後対応という点で多くを学ぶことになりました。いずれきたる大災害では東京都も事業を活用することになると、所管部署にいれば今回の経験が大いに生かせるはずですが。現実的には派遣の経験を生かす場面はやはり通常業務なのかと思っています。従事した業務では第一に課題の整理、次いで解決策を練る、という当たり前のことですがそれなりの数を繰り返しました。勘に磨きがかかったはずなので、この一年間で学んだもの東京都に戻っても十分発揮できるよう邁進していきたいです。

日本は災害大国でありいずれは東京都も大規模災害が発生した際は、東京都以外の自治体からの応援職員の協力が不可欠になるはずですが。今は派遣される側ですが将来受け入れる側になったとき、両方の立場で物事を見られることは強みになると考えます。なにより今回の派遣により熊本地震を前線で経験された熊本県職員や多くの自治体の方と交流が持てたことが一番の財産かもしれません。

熊本地震により業務量が膨大になり発生から3年目を迎えるなか、公共土木施設をはじめ着実に復旧が進んでいる一方で長期化が見込まれるような工事もあります。熊本県として復旧・復興に向けての取り組みは引き続き必要と感じています。私自身、熊本の復旧・復興に職員として携わることは1年間で終わりますが、何らかの形で今後も貢献していきたいです。

この1年間は非常に有意義な時間を過ごせました。最後になりますが、河川課・防災班・土木オールスターズをはじめ熊本で大変お世話になった関係者のみなさま、復興支援対策部、八王子特別支援学校をはじめ東京都から支えていただいた関係者のみなさまには、心より感謝申し上げます。



## 第2部 | 職員派遣

(平成28年熊本地震・平成30年7月豪雨)



12月 市町村成功認定 阿蘇市仙酔峡工事現場



12月 国直轄ですが、国道57号の工事現場  
谷間には阿蘇大橋が今も残っています。



12月 出張先で食べた有名なうなぎ屋のうな重



12月 市町村成功認定検査の様子



8月 毎週行った海水浴場 天草市



11月 土木オールスターのみなさん

職員派遣  
(東日本大震災)

職員派遣  
(熊本地震他)

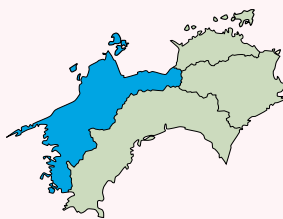
監理団体

現地事務所

## 災害復旧 （農地等）

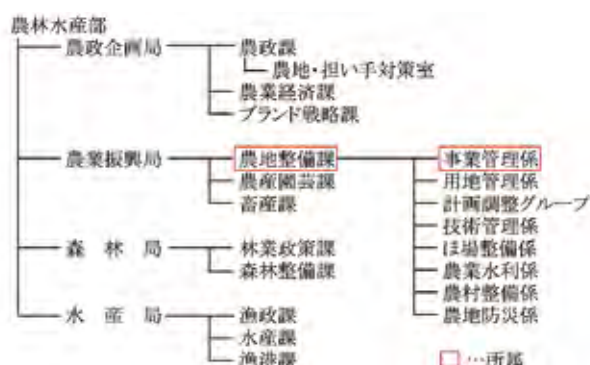
農林水産部農業振興局  
農地整備課

愛媛県



### 業務概要

#### （1）農林水産部組織図



農林水産部は、農林水産業の振興を図るため、各種施策の企画・調整、中山間農業の振興、農林漁業団体の指導・育成、土地改良、技術の普及、経営の指導、資金の貸出し、価格安定対策、森林保護、農林道の整備、漁場の整備、漁業の指導・調整、漁港の整備・管理などを行っています。

#### （2）農地整備課の業務概要

農地整備課では、県内の農地の大区画化・汎用化や農業水利施設の保全とともに、ため池改修などの防災対策などを推進しています。また、最近では、新たに創設された農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用した農地の基盤整備にも取り組んでいます。

県内は全般的に平坦地が少なく、山地が多い地形であり、県内の耕地の立地条件は、耕地面積の約6割が中山間地域に属し急傾斜地となっていることから、非常に厳しい営農環境となっています。このような中で、全国一の生産量を誇る柑橘類（温州みかん+中晩柑類）のほか、キウイフルーツやくりなど多種多様な果樹の栽培がさかに行われています。こういった愛媛県の農業の基盤となる農地・農業用施設を整備することが、農地整備課の主な業務の目的です。

#### （3）平成30年7月豪雨災害の被害状況

愛媛県内の農地、農業用施設の被害は、被害件数にして6,215件、被害金額では約354億円と甚大で、本県農業の主要産業であるみかんをはじめとする柑橘園地は、深刻な被害を受けました。

このため、愛媛県では、7月～12月にかけて土砂崩れ等により失われた園地の一刻も早い復旧を目指して災害査定に注力しており、全国知事会等を通じて派遣された他都県職員とともに、復旧に向けて総力を挙げて取り組んでいるところです。今般の災害復旧事業は数年がかりの大事業です。



ため池、樹園地埋没（今治市上浦町）



樹園地崩落、モノレール流失（宇和島市吉田町）



愛媛県

災害復旧  
(農地等)農林水産部 農業振興局  
農地整備課山内 貴弘  
(総務局)

## 1 担当業務の概要

## ①農地・農業用施設の災害復旧事業とは

農地・農業用施設に関する主な災害復旧事業制度に、被災した農地・農業用施設（水路、ため池、農道等）の災害復旧事業、復旧と合わせて実施する区画整理や改良工事等の災害関連事業があります。

農地・農業用施設の災害復旧事業は、大正12年の関東大震災や昭和9年の室戸台風を契機として確立した制度です。戦後、農地復旧への補助制度は打ち切られたこともありましたが、被災農家の反対運動が全国的に拡大した結果、復活しています。

この災害復旧事業の対象となる災害は、「異常な天然現象」により生じたものとされて、降雨量等の条件が法律により定められています。

農林水産省所管の災害復旧事業のうち最も大きなものは、農地・農業用施設に係るものであり、被災農家の経営再建のためには、迅速かつ適切な復旧対策と、財政的措置による地元負担の軽減が不可欠となっています。また、農業・農村は多面的機能（洪水・土砂崩れの防止、多様な生きもののすみか、美しい景観等）を持ち、大きな役割を果たしているため、その復旧は非常に重要です。

そのため、農地・農業用施設の災害復旧事業に携わる私は、県内の農業基盤を支えるだけでなく、県全体に貢献できることだと、やりがいを持って担当業務に取り組んでいます。

## ②担当業務の概要

では、私がどのような業務を担当しているかというと、具体的には上の図「災害復旧事業に関する大まかな流れ」の赤枠の部分です。スペースの関係上、担当する補助金申請業務に関する部分を抽出して作成しています。私が担当しているのは、県内市町が県地方局／支局を通じて県に提出する災害復旧事業の補助金等申請書を取りまとめ、中国四国農政局へ進達する業務です。補助金等申請に関する業務ですので、法令等に基づいて、また過去資料を参考にしながら対応していきます。ただし、今年度は地方局／支局や市町が査定対応等で多忙であるため、国から事務手続きの簡素化に関する文書が発出され、状況に応じた臨機応変な対応が実施されています。

なお、「補助率増高申請」とは、災害復旧事業費を農家1戸当たりで算出した際、一定の基準を超えた場合に、通常の災害に対する国からの補助率より高率の補助が受けられるようにするものです。この基準に該当する市町からの申請を取りまとめます。次に、「補助率決定」は、申請に基づき決定された補助率を市町に通知することです。補助率の決定により災害復旧事業に対する国からの補助金額が決まりますので、続いて市町から国への「補助金申請」を行う流れとなっています。

この後、国から補助金交付決定のあった事業について、年度内に完了することが困難となった場合に、「繰越申請」を行います。今回の災害関係では、多くの繰越が発生すると見込まれていますので、3月下旬まで気が抜けない状況になりそうです。

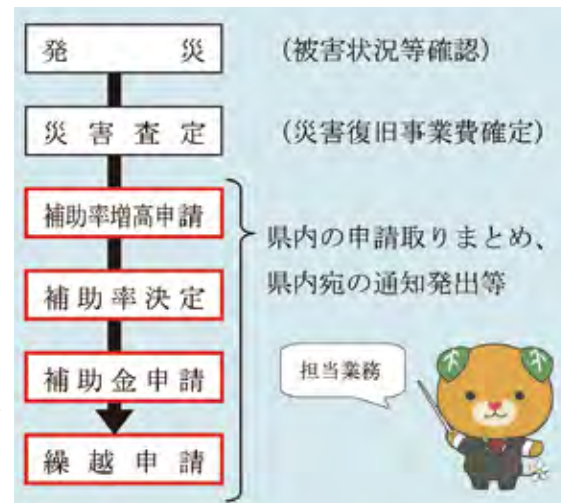


図) 災害復旧事業に関する大まかな流れ  
(赤枠が担当業務)

職員派遣  
(東日本大震災)職員派遣  
(熊本地震他)

監理団体

現地事務所



## 2 苦勞したこと、工夫したこと

近年は農業土木職のベテラン職員が担当していた業務であり、担当する以上は滞りなく進めなければとプレッシャーに感じました。また、今般の災害対応により直近の担当者が不在となっていた業務だったので、補助金業務を担当したことの無い私にとっては、赴任後あまり時間的な余裕がなく、目の前に迫っていることをつまみ食いの学んでは都度対応していったので、なかなか業務の全体像が掴めず、先行きを見通せない不安がありました。この他、経験が豊富な人にとっては当たり前の略称や専門用語等は意味が分からないため、自分で調べたり質問したりしては単語帳のようなものを作り、適宜参照していました。

私の担当業務は基本的にはデスクワークで完結するものであり、なかなか現場を見る機会は無いのですが、初めて訪れた愛媛県には土地勘が無く、書類を見ても被害状況が現実のものとしてイメージしにくい部分もありました。

そのため、週末等を利用して広く愛媛県を知ろうと、お誘いいただいたイベントに参加したり各所をサイクリングで巡ったりしました。その際、例えば樹園地を訪



た際は、みかん運搬用モノレールがどういうもので、どのように設置されているか等を自分の目で確認する等していました。県内を災害に関わらず見聞きすることは、自分の担当する災害復旧事業に関する補助金等業務の熟達の観点からは一見遠回りのようですが、土地勘が出てきたことで会話が理解しやすくなり、被害状況がイメージしやすくなり、思っていた以上に自分の業務に役に立ちました。

ひたすら業務をこなすことも大切ですが、とすると現実感が無くなってしまふこともあります。しかし、今回の経験を通じて、やはり自分は地方公務員として地域と関わりの深い仕事をしているのだと実感することができ、それがモチベーション向上や仕事をする上で大切な（と思っている）現場への想像力に繋がりました。

## 3 印象的なエピソード

原稿執筆時で赴任から約1か月半が経過しますが、担当業務の3分の1が見えてきた程度で、まだまだ余裕は無く、日々精一杯に過ごしています。ただし、少しずつではありますが理解が進み、問合せにスムーズに対応できた際は、ささやかながら、学んだことの成果を感じることも出てきました。今は、業務を通じて基礎を積み上げる時期だと思っています。そして、担当する補助金申請業務は年が明けて、1月から3月にかけて本格的に忙しい時期に入ります。担当業務を通じて愛媛県の災害復旧に貢献できるよう、しっかりと取り組んで行きます。

話は変わりますが、先日、甚大な被害のあった宇和島市吉田地区の樹園地へボランティアに行きました。前日の夜に雨が降ったため、急斜面でのみかん収穫はできませんでしたが、収穫されたみかんの選別を行いました。初めてで作業効率も良くなかったですが、農家の方からは「ボランティアの人が来ると刺激になって淡々とした作業にも張りが出るし、自分たちだけで全部対応したら大変だから助かるんだよ。」とのお話がありました。また、豪雨災害で被災した場所や当時の体験談も伺いました。目の前の樹園地は一部崩壊しており、その復旧に自分が関わっているのだと思うと、非常に多くの人の連携によって災害復旧が進んでいくのだと、改めて考える機会となりました。

また、個人的なことです。私の出身である福島県は、東日本大震災以降、全国の自治体から様々な支援をいただいています。他自治体等から支援で来られている方の姿を見ると、非常に心強く思えたものです。そのため、愛媛県の災害復旧・復興に携われることは、非常に嬉しく思っています。

## 4 今後の都政に活かせること、活かしたいこと

## ①自身の業務を俯瞰すること

赴任直後、いつまでに何をどうすればいいか、どこに参考となる資料があるかが分からず、全体像を把握することに苦労しました。大まかな項目や日程感があるだけでも、引継後に見通しを立てて取り組むことができます。自分が引継をする際には、改めて意識しようと思っています。そのためにも、自分の業務を俯瞰して見て、ポイントを説明できるようになる必要があるので、これは都に戻ってから引き続き継続して取り組んでいきます。

## ②業務のシンプル化

ある調査ものでは、個々の工事や委託業務について、国の事業名や県の予算事項名毎に分類して集計することがありました。しかし、どうすれば判断が付くか分からず、非常に苦労しました。ある方に相談してみたところ、一定のルールに基づいて振られている工事番号と、国の事業名や県の予算事項名が対応した一覧表があるとわかりました。この一覧表が頭に入っている経験豊富な人にとっては簡単な作業ですが、未経験の人にとっては一転、困難な仕事になります。

これを機に、従来は職人技で対応していたその業務をシンプルに組み立ててマニュアル化し、未経験の人が担当になっても対応できるようにしました。実は、仕事を属人的なものにしないように、とは派遣前の職場で良く話題に出ることでしたが、その意味するところを体感した瞬間でした。

仕事に必要な高度な専門性を得ることは非常に重要です。一方で、数年毎に様々な経験を持つ人が担当に就くのが公務員の仕事なので、組織で仕事を進める上では、可能な限り業務はシンプルにして、担当者が変わっても滞りなく進められる仕組みにすることが重要だと実感しました。



八幡浜でのサイクリング



職場風景



被災を逃れたみかんの収穫







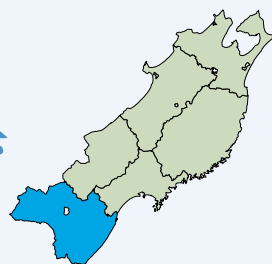
# 第3部

## 監理団体職員派遣

## 埋蔵文化財

公益財団法人 福島県文化振興財団  
遺跡調査部 調査課

福島県



## 業務概要

公益財団法人福島県文化振興財団（以下福島県財団）は、福島県における芸術文化の振興と文化財等の研究調査、保存や活用を図るため、多様な活動を総合的に展開している組織である。埋蔵文化財事業を行う遺跡調査部は福島市山下町分庁舎にある（写真1）。職員は30名（内、当初は教員派遣3名、財団間出向職員5名、その後10月に中間貯蔵施設関連調査のため組織改編が行われている）からなり、福島県教育委員会から業務を受託し、県内遺跡の分布調査（試掘・確認調査）及び記録保存のための本調査、県内市町村埋蔵文化財調査への技術協力、資料保存・修理等を実施している（図1）。本年度は一般国道115号相馬福島道路、会津縦貫南道路、県道広野小高線整備、県道古間田滝根線整備、国道349号改良工事（下関工区・大綱木工区）事業、国道114号改良工事業と前年度事業の報告書作成が実施された。特に復興支援事業である会津縦貫南道路・相馬福島道路・県道広野小高線・国道114号改良工事では、岩手県・山形県・栃木県・東京都の各財団から5名の出向職員の応援により、集中的に発掘調査を実施して、道路の早期復興に努めている。



写真1 福島市内の出向先事務所

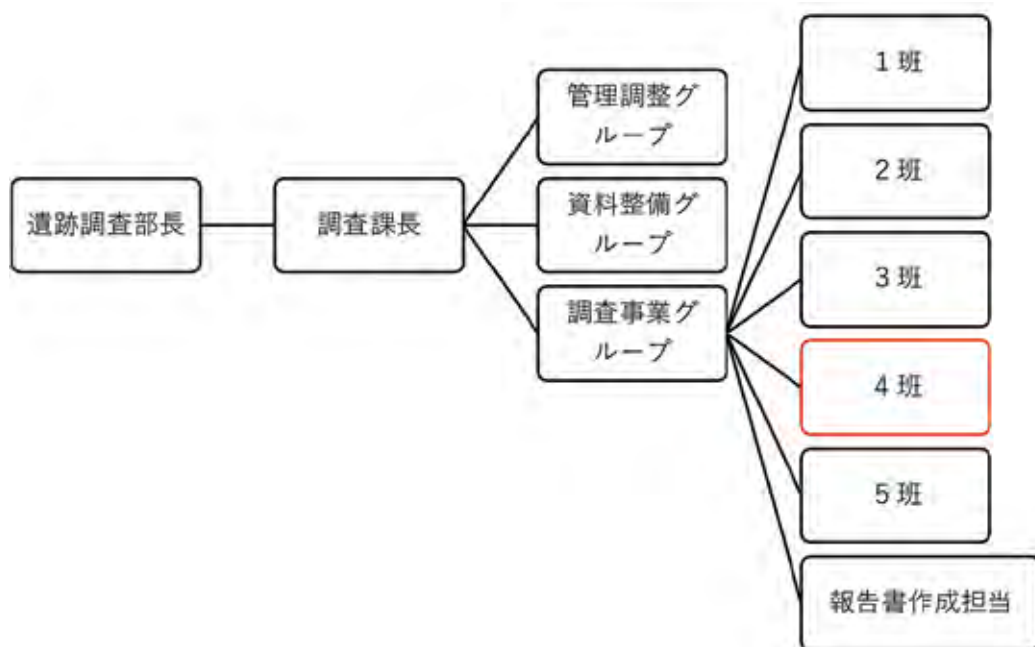


図1 遺跡調査部組織図

## 福島県

## 埋蔵文化財

公益財団法人 福島県文化振興財団  
遺跡調査部 調査課

及川 良彦

(公益財団法人  
東京都スポーツ文化事業団)(東日本大震災)  
職員派遣(熊本地震他)  
職員派遣

監理団体

現地事務所

## 1 担当業務の概要

私が所属した遺跡調査部調査課調査事業グループ4班は、「県道広野小高線（毛萱工区、浪江・小高工区）建設予定地内に所在する遺跡の記録保存調査及び調査計画、報告書作成に関すること」を業務とした。富岡町の毛萱館遺跡と浪江町鹿屋敷遺跡の発掘調査である。筆者が担当したのは鹿屋敷遺跡（双葉郡浪江町棚塩）である（写真2）。具体的には県道広野小高線建設予定地内に位置する、鹿屋敷（しかやしき）遺跡の発掘調査と整理作業、いわゆる「記録保存」を担当・指導した。平成23年3月11日に発生した東日本大震災とそれとも



写真2 鹿屋敷遺跡南半部全景  
写真左上は太平洋、上は請戸川の河口付近、手前は棚塩の台地 北より撮影

なう大津波によって、福島県浜通り地方の沿岸部地域は甚大な被害を受け、その後の原発事故により避難を余儀なくされた。福島県では、被災地の復興事業には交通網の整備が最重要課題であるとして、浜通りの南北軸として既存の国道6号、西側の山よりの常磐自動車道に加え、浜よりに新たな県道という3本の軸線の建設を予定している。今回の調査はこの新しい県道「浜街道」建設のための事前調査である。

鹿屋敷遺跡はこれまでに昭和61～63年に東北電力が計画した浪江・小高地点原子力発電所建設予定地内の共同墓地移転先として棚塩霊園の造営（竪穴97、掘立19、土坑32、特殊2、溝4など）、平成5年には住宅建設に伴う調査（竪穴2）、平成10年の町道拡張工事に伴う発掘調査（竪穴14、土坑3、溝1など）、平成20年には浪江浄化センター増設工事に伴う調査（土坑15、焼土跡6など）が行われている。その結果、縄文時代から弥生時代、古墳時代、奈良時代、平安時代、そして鎌倉・室町時代と重層的な遺跡であることが判明している（注1）。特に古墳時代と奈良・平安時代の大規模集落として知られている。古墳時代では一辺10mを超える四角い大型竪穴住居跡が検出されており、隣接する4世紀頃と推定される堂の森古墳（前方後円墳 墳長50mほど）との関係が注目されている。また、奈良・平安時代では掘立柱建物跡が19棟検出され、その並びが建物の向きを揃えて方形に配置されていることから、古代の役所に関連する施設の可能性が指摘されている。遺物では鉄製の焼き印の出土が注目される。焼き印の印面は漢字の「中」であり、集落出土の土器にも「中」が書かれた墨書土器が多数出土している。焼き印は飼育した牛馬の生産地を証明するために、印面を熱くし皮膚に押し付けたものであろう。このことは本遺跡が牛馬の飼育と関連する「牧」を管理する施設との関連も想定される。今回の調査地区は、これまでの調査より東に500mほど離れた地点に位置し、棚塩の台地を道路幅で南北に貫く範囲に当たる。東に隣接しこれも古墳時代前期（4世紀頃）と推定される狐塚古墳（前方後円墳 墳長50mほど）が位置する。弥生時代から古墳時代を主に研究する筆者としては、今回の調査はよだれが止まらない遺跡に巡り合えたと言える。

発掘調査は班長以下3名の職員、発掘支援会社雇用の作業員・オペレーター等20名体制で実施した。現地調査担当職員の平日は、基本的には4泊5日の出張である。月曜の朝、福島市内の分庁舎から公用車に分乗し浪江町へ向かい、夜は南相馬市内に宿泊し、週末の金曜日は福島市内の分庁舎に戻るというサイクルであった。土日は福島市内で借り上げのアパート生活であった。

遺跡現地での業務は、調査課専門文化財主査という立場で発掘調査を担当し、復興業務としての調査の技術支援を行った。



写真3 鹿屋敷遺跡調査風景  
作業員さんがいないと調査は進まない



## 2 苦労したこと、工夫したこと

平成26年度に一度福島県財団への出向を経験しており、平成29年度に再出向となり、引き続き本年度(平成30)も出向を継続したため、都合3年目の福島勤務となった。そのため、業務の大枠は理解しており、泊まり込みの生活パターンも大きな戸惑いはなかった。

どの都道府県においても埋蔵文化財の発掘調査の基本はマンパワー主力であることに変わりはない。調査員だけで発掘調査を進めることは不可能で、土の掘削・運搬、土器や石器の掘り出しや写真撮影、清掃作業など、力仕事から根気の必要な繊細な作業まで多くの作業員が必要となる(写真3～6)。ところが、浪江町は平成29年3月31日に原発事故に伴う避難指示の部分解除が行われたばかりであり、帰還困難地域は町内の大半を占めている。平成30年3月末段階の住民は703人であり、2万人を数えた震災前に比べ、明らかに住民の帰還が遅れていた。そのため、地元浪江町において発掘作業員の募集を行っても集まる見込みは極めて低かった。この点を克服するため、作業員の募集から雇用までを民間の発掘支援会社に委託することとした。その結果、浪江町の北に位置する南相馬市や南にやや離れたいわき市などから作業員が集まることとなった。作業員の多くは被災者であり、避難を経験している方々が多い。その後地元で除染作業などの経験はあるが、遺跡の発掘経験は初めての人々ばかりであり、一部の経験者を除いて作業動作や道具の使い方など戸惑うことが多く、その分事故発生の危険も大きくなる。この点の注意が必要であった。こうした点は、昨年度榎葉町で行った大谷上ノ原遺跡の調査経験が大いに役立った。榎葉町でも作業員の募集は絶望的であり、いわき市を中心とした作業員さんが主力となって復興調査を担っていただいた。以下毎月業務をまとめていく。



写真4 古代竪穴住居跡調査風景



写真5 古代竪穴住居跡から出てきた土器

写真6 古墳時代の大型竪穴住居跡  
床面積 64㎡(約40畳)の広さ

**8月** 昨年の榎葉町大谷上ノ原遺跡が狭い台地平坦面から斜面地にかけてスマートインターのS字のカーブにあわせて掘るという地形的に難しい調査であったのに対し、今回の発掘調査範囲は6,800㎡という広さがあるが、広い台地の平坦面を直線的に掘るというものであり(写真3)、昨年ほどの難度はないと予想していた。しかし、こうした目論見も調査開始後直ぐに打ち碎かれることとなった。遺跡の発掘対象地域は、調査着手前は畑地や山林となっていた。畑地は耕作を停止後荒れており、背丈を超える雑草や「葛」に覆われていた。しかも道路幅の開発範囲内には植林の桧や杉の林があり、地権者との合意が未了の地点も認められたり、発掘作業の開始を阻む案件が山積していた。当初計画では青葉ホトトギスの5月から発掘調査に着手する予定であったが、伐採作業の完了や契約の問題などから大幅に遅れ、着手にこぎつけたのは蝉のなく8月となっていた。そのため、発掘作業はまず地表に這い回る「葛」などの除草作業から開始し、その後パワーショベルによる表土剥ぎ作業を行った。表土剥ぎ作業は運転に慣れたベテランオペレーターが存在が作業進捗のキーとなるが、今回この点は腕のいいオペレーターに恵まれ、ストレスの少ないスタートとなった。

しかし、重機による表土剥ぎが徐々に進み、遺跡の面を表す作業が繰り返されるにつれ異常な事態が進行していった。それは、通常表土を数10cm下げると古代の遺跡の面に当たり、この面より人力に切り替

## 第3部 | 監理団体職員派遣

え細かな確認や掘削作業に入るのであるが、この面が見つからなかったり、一定しないのである。発掘の開始時はこの面、つまりどこまでが表土でパワーショベルなどの機械による作業範囲で、手作業に頼る以下の面との境目かを見極めるのが、発掘調査のプロとしての経験値であり、「勘」ともいうべきものである。地表より機械的に何 cm 下げればよいというものではない。この「勘」が狂ったのか、この遺跡の地層の乱れなのか判断のつかないまま、作業は中途半端に続いた。「見極め」がついたのは半月後であった。遺跡内は調査前の畑の段階より以前は一時期山林であったようで、樹木の生い茂る地であった。そこを開墾するために、おそらく第二次世界大戦後に（または、東北電力による浪江原発計画による買収のために）大規模な重機による伐根整地が行われていたようだ。そのため、あちこちで樹木の伐根の跡が地表に残されていた。それは、遺跡の面をことごとく壊すものであった。大木の根を掘り出すために掘削した重機の爪痕があちこちに残り、重機のバケット幅で土を塊で掘り返しているのである。遺跡の面は調査担当者から見ると安定していることが望ましい。不安定な面は調査者を悩ますことが多い。その理由は、たとえば平安時代の地層が残されている場合は良いが、それが残されていない時もある。これを、我々は地層の乱れ「攪乱（カクラン）」と呼ぶ。「カクラン」は鬼の霍乱というように予想もかけない状態を言う。予想もしていないこと、思わぬことが起きた場合、心の乱れは大きい。ベテランはこの点経験がものを言うはずであるが、そうはいかないところが現場の常である。掘っても掘ってもカクランなのである。竪穴住居跡の端をつかみ、これでいけると思うと続いて地層の乱れ「カクラン」が顔を見せるのである。古墳時代後期から奈良・平安時代にかけて竪穴住居跡には作り付けのカマドが伴う。このカマドは粘土で作ることが大半なので、白色の粘土や赤い焼け土が見つければそばに竪穴住居跡があると判断しやすい。カマドにかけた土器なども顔を出すことがある。ところがカマドの一部がすでに開墾時の重機で壊され周囲にまかれていたようで、焼土や粘土があってもそれはカマドの位置を示すものではないということになる。こうした時の判断は2つある。一つは、カクランを少なくするためにあと 10cm、機械のバックホーで下げることである。もう一つは、カクランの凸凹を丁寧に人力で掘り下げることである。前者は遺跡の面の破壊を伴うため、できればしたくない。後者は、手数がかりしかかも 3m 四方深さ 1m 以上もの大穴となる。こうした穴がボコボコと連続するのである。遺跡の調査において凸凹の面程厄介なものはない。窪みは危険がいっぱいである。なれない作業員さんが足を取られれば、骨折は免れない。事故が起きれば作業も止まる。現場監督が最も恐れる事態である。これを避けるためには、凸凹がないほうが好ましい。遺跡も大事だが、人間はもっと大事なことは言うまでもない。

こうした局面にさらに輪をかける事態が生じた。何者かがこの凸凹を増幅させているのだ。昼間平らだった地面が、翌朝には凸凹になっている（写真7）。発掘調査では乾燥を防ぎ遺跡の面を保護するために地面をブルーシートで覆い、それを土嚢で押さえるのが一般的である。このシートや土嚢が破られ、さらに地面が掘り返され、とんでもなくぐちゃぐちゃになっている。しかもそこには、犯人の足跡が残されている。あきらかに偶蹄目の足跡、そうイノシシである（写真8）。調査の難航を手伝ってくれたつもりであろうか、人間の調査が終わる夕方以降、猪が助人で地面を「掘り掘り」していたのである。夜筆者らが寝ている間に、せっせと「発掘」してしてくれたなら、現場の作業はどんどん進むはずであるが、実際はそうはいかない。「森のイノシシ」はウンチの落とし物まで残してくれている。いらぬ助人（すけっと）、余計なお世話とはこのことである。

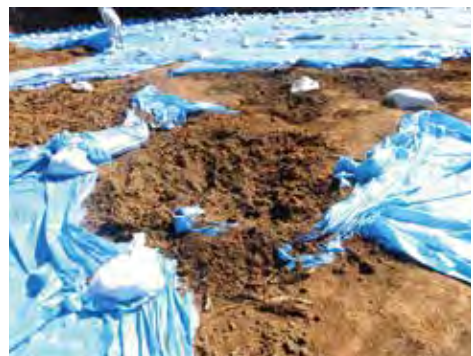


写真7 イノシシに掘り返された遺跡

職員派遣  
(東日本大震災)

職員派遣  
(熊本地震他)

監理団体

現地事務所



発掘開始当初、付近にイノシシがいそうだとはその足跡や鳴き声などからわかっていた。しかも、班長が現地事務所から発掘現場へ向かう途中の町道でイノシシ家族とばったり鉢合わせをしている。小さな瓜坊はかわいいが母親は危険である。その後わずか数百メートルであるが現場までの往復は車をつかうこととした。

その対策として、まず浪江町の役場に相談することにした。町ではイノシシの罾用の鉄製の大型檻（はこわな）を用意しており、町内の被害の多いところに設置しているとの情報があったので、さっそく産業振興課に電話してみた。ところが、イノシシ被害は今回の遺跡調査だけではなく、あちこちから

報告され駆除要請が出ている。ここ棚塩地区の民家でも被害があり檻の設置の要望があるという。「はこわな」の数に限りがあることから、遺跡より人の方を優先したいとのことであった。そこで、インターネットなどでイノシシ対策を手分けして調べたところ、一番は電気柵のようなものであるが、これは調査面積の広さや費用・設備の面で無理がある。次善の策として青色回転灯と「オオカミのおしっこ」を採用することとした。青色回転灯はソーラー発電なので配線も不要であり、発掘調査区の縁に設置しやすい。「オオカミのおしっこ」はネット通販で販売している。容器に小分けしてぶら下げると、その匂いがイノシシなどに過去の記憶を呼び起こさせ、遺伝的にオオカミを忌避する性質を利用するものらしい（日本オオカミが絶滅して久しく、現在のイノシシにオオカミの記憶が残っているか不安はあったが・・・）。この両者を設置したところイノシシの襲撃はぴたりと止んだ。



写真8 イノシシ大暴れ、引き剥がし、破り、あたりかまわず掘る

**9月** イノシシ対策大正解である。これで安心、おちついて発掘ができる。と気をゆるしていたある日の午後のこと。作業員さんたちと竪穴住居跡の調査を急いでいた時である。幅40mの調査区を西から東へ、イノシシの親子が列をなして疾走したのである。調査員も作業員も皆、下を向いて発掘に専念しているので気づく人は少ない。誰かが「あっ、イノシシ！」と叫んだ時には遺跡の真ん中に達していた。誰もが予想外で茫然としている間に、先頭は東側の藪の中に消え、遅れた子供が調査区境の段をあわててよじ登っているところであった。そして、がさがさとした音がだんだん小さくなっていった。なんと昼日中（ひなか）、人が大勢散開するように発掘作業しているど真ん中をイノシシ部隊に敵中突破をはかれたのである。イノシシ部隊も藪から顔を出したら、人がいたので、動揺したが、大胆にも突破をはかる作戦にでた。大きな鼻に息をため、「ブヒー！（敵中突破、40m全力疾走！）」と号令し、全速力。対岸の藪の先で「はっは、フー、ヒー」と息をついていたのかもしれない。

**10月** この事件の後、再びイノシシの姿は見えなくなったが、10月に今度は別の面でイノシシに係ることになる。筆者らの浪江町での調査は日中の作業が終わると、宿にしている南相馬市原町区に公用車で戻ることになる。浪江町の北に位置する南相馬市には、国道6号を走るのが最も近道である。しかし、夕方の北に向かう国道は車が殺到してあちこちで渋滞となる。そのため、国道の東側の海岸沿いの道か、逆に国道の西側の山沿いの道を走った方が、距離は長いが信号も少なく、早く着く。いわゆる抜け道である。発掘現場の位置する、浪江町棚塩の調査地点は南相馬市小高区に接している。棚塩より一度小高区浦尻（うらじり）の浜側にでて、今度は西に向きを変え国道6号とJR常磐線を横切り、山よりの道を走る。陸前浜街道と呼ばれるルートで、アップダウンの多いルートである。しかも、皆考えることはおなじで、国道を避ける車は多い。このルートを通り宿に帰るある日の夕方、日没で車のライトをつけだした頃、事件は起きた。小高区から原町区へ抜けたあたりの下りの坂道を降り切った付近で、黒い影と公用車が接触した。片側1車線の左から低い姿勢の物体が急に飛び出してきた。急ブレーキを踏むも、車の左側の後輪付近に何かが2回連続で当たる音がする。後続車の車も迫っている。運転手のバックミラーには後続車のライトに照らされた大きなイノシシが、道路を横切り反対方向に渡っていくのが見えたという。狭い道で既に暗



### 第3部 | 監理団体職員派遣

いため、その場に停車し車の様子を確認するのはかえって危険と判断し、明るいライトの駐車場がある地点まで移動した。しかし、車にへこみや傷などは確認できない。そこから、班長へ連絡するとともに財団の遺跡調査部へ一報を入れた。さらに宿の駐車場で再度車の後部を中心に確認するも、ぶつかった痕跡はない。班長経由で本部より翌日警察と市役所に通報するよう指示があり、リース会社には本部担当者から連絡を入れるとのこと。翌朝朝陽の中で再度確認するも車には傷の痕跡もない(写真9)。南相馬市役所にイノシシ被害の通報したところ、「承りました」で終了。一方、南相馬警察署は傷やへこみがなくとも直ぐに車を持ってきなさいという。車を洗ったりしない限り、痕跡は読み取れるので事故証明は出せるという。結局、リース会社の意向で車の現状写真と現地の写真を撮り、週末に福島市内に戻る際にリース会社へ寄り車体の確認をうけることで一件落着となり、警察には届けなくてよいということになった。とはいえ、黒い物体との衝突場所について、運転手は場所の記憶はないという。助手席にいた当方も、土地勘もないうえ夕闇の中であったため、記憶はあいまいである。カーナビの画面の地名を覚えていただけで、翌日夕方記憶とナビを頼りに現地を確認した。人気もない山道ではなく、人家が近い。山際に広がる田んぼ道を歩いてきたイノシシが道路を横断しようとして接触したようだ。車はひっきりなしに走っており、横断するには何台も車をやり過ごし、左右をよく見ていないと人間でも横断は難しい(写真10)。



写真9 イノシシと衝突した公用車  
傷やへこみがないことからタイヤに衝突したのかもしれない



写真10 イノシシと衝突した南相馬市原町区の現地  
ここでイノシシは横断しようとした

**11月** 発掘現場の方は、青色回転灯とオオカミのおしっこの効果か、一時被害は激減したが、再びあちこちに「ホリホリ」の跡が目立つようになった。このころ、新しい調査区の表土剥ぎが進んでいる時期である。表土をパワーショベルで剥くために、イノシシの大好きな「葛の根」があちこちに顔を出している。葛の根はより柔らかい土がつまんだところに根を伸ばしたがる。やや硬いローム質の土より、黒土の堆積しているところがよい。実はこうした黒土が堆積しているところというのは、古代の人たちが暮らしていた住居の跡である場合が多い。当時の住居は竪穴住居であり(写真4・6)、地面を1mほど掘り下げ半地下式の土間を作り、その上に柱を建て屋根をかけたものである。この竪穴住居跡が廃絶すると、この窪みに残された土器や石器の上に、黒い土や柔らかい土が徐々に堆積し最後は完全に埋まるのである。こうした埋まった竪穴住居跡を調査するのが筆者らの仕事であるが、この黒土は葛の根が繁茂しやすい。従って、「発掘調査者」→「古代住居が好き」、一方、「葛の根」→「古代住居の黒土が好き」、イノシシ→「葛の根が好き」という模式図が成り立つ。我々調査者は古代住居を掘るのが目的であるが、実はイノシシも葛の根を掘るのが目的なわけで、この葛の根は古代住居の黒土の中を好むのであるから、結果的にイノシシは古代住居を掘っているということになる。しかも、昼は人が掘り、夜はイノシシが掘るという完全分業体制である。イノシシ部隊が多ければ多いほど、発掘がどんどん進むという結論になる。

ところが、そうもいかないのである。竪穴住居跡の中には古代の人々が残した貴重な土器や石器が埋まっている。完全な形のものは少ないが、ひび割れながらも全形を保つものの多い(写真5)。我々は、こうした土器などを周囲の土とともに壊れないように残しておき、細かな図面や写真に記録する。ところがイノシシたちは土器や石器に興味がない。昼間大事に残しておいた土器や石器は夕方竪穴住居跡ごと大きなブルーシートで養生し、飛ばないように土嚢などでシートの端をしっかりと押さえておく。しかし、イノシシ部隊

がシートの中にも侵入し、夜の発掘をはじめ。土器は嫌い、好きなのは葛の根である。せっかく大事に残した土器の周りの土は掘り崩され、踏みつぶしていく。翌朝、シートの乱れに気が付き、そっと開けてみると土器が散乱し、土の山が掘り「くづ」されているのである。余計な穴まで掘ってある。さらに、これから竪穴住居跡を掘り始めようと調査前の写真を取り、土層観察用の土手を設定し、あとは掘り始めるだけと準備した地点が、夜の発掘隊に先を越されていたこともあった（写真11）。



写真11 夜の発掘舞台が掘り返した古代の竪穴住居跡

まだイノシシの本物は見ていないと言っていた青森県出身の現場代理人さん（雪深い青森にはイノシシはいない）が、作業中に突然叫び声をあげた。当人の談によると、【遺跡の一番奥まった地点で調査していた時、調査区脇の藪の中が、がさがさとするので振り返ってみたところ、イノシシがやぶから「にゅー」とこちらに顔をむけていた。お互い「目と目があった」。でかかった。1頭だった。怖かった。】と。人間もびっくり、偵察隊もびっくり。相手も、直ぐ撤収したようである。当人、当日の終礼の際に、「明日から俺は、作業中はラジオをかけて仕事する」と宣言（熊ならわかるが、イノシシも音を嫌がるのだろうか？）。

**12月** これは印象であるが、夏の頃に比べてイノシシの部隊も隊員が減少しているようである。しかし、掘る穴は大きくなっている。一晩に大勢の部隊（親子）が突撃を繰り返しているというよりは、数頭という印象である。また、これも前述した浪江町の檻（はこわな）、遺跡にほど近い民家脇の、畑と山林の境に設置されていた。車で通ると檻がよく見えていたが、通勤途中の作業員さんによると子供らしきイノシシが2回捕まっているのをみたという。春先に生まれた時期より、隊員は減っているようだ。遺跡を荒らす部隊の減少は歓迎したいが、8月の夏場に比べ個々の戦闘能力は着実に向上している。できれば、近寄らないでほしいというのが正直なところである。と思っていたら、再度イノシシ部隊の遺跡内横断事件が起きた。午後4時30分、先述の現場代理人が笛を吹く。これを合図に遺跡のシート掛けが始まる。その笛の合図を待っていたかのように、今度は東から西へイノシシ疾走である。しかもお母さん先頭に大きくなった子供たち5・6匹が列をなして爆走する。最後尾の子供は列から離れ遅れたために躊躇し、一度出てきた藪に戻ろうとしたが、再度思い返してUターンし、必死の形相で仲間の消えた西の藪に突っ込んでいった。まるで漫画をみているようなシーンであった。横断地点は前回とほぼ同じであり、この地点がけものみちに当たっているようである。どうやら檻にかかったイノシシは別の部隊であり、遺跡を襲撃する部隊はいまだ健在であった。当方の印象は大外れであった。

### 3 印象的なエピソード

イノシシの話がだいぶ長くなってしまった。去年は北朝鮮のミサイル、今年はイノシシと話題が尽きないが、今年は遺跡や車といった実被害がでているだけに、別な意味で深刻である。調査は1月まで継続であり、まだまだ、イノシシ部隊との駆け引きは続きそうである。12月には地元浪江町立なみえ創成小学校の児童たちが、先生に引率されて遺跡の見学にやってきた。質問も多く熱心に説明に聞き入っていた。すぐそばの狐塚古墳も見学した。ここは古代浪江の王者が眠るところである。1月には一般公開の遺跡現地説明会も予定されている。地元関連の方々は何人くらい来てくれるであろうか。楽しみだ。

昨年度は発掘調査の工程も順調であったため、なかなか東京都出向職員の皆さんとの交流はできなかったが、今年度前半は発掘の工程が遅れた分土日にも余裕ができ、たくさんのイベントに参加することができた。そのほとんどが飲み会であったが、健康的に桃狩りや日帰り温泉など、気晴らしには事欠かない、気楽なものが多かった。桃を「もう食えない」というほど食べたのも初めてのことであった。顔見知りとなった都出向職員と思わぬところで遭遇することも多くなった。身近はスーパーの買い物で、また福島駅前の

ロータリーで別々の催しの待ち合わせで鉢合わせしたり、浪江町の食堂で海鮮丼を食べていたら、後ろも都出向職員であつたりと、広いと思っていた福島県も意外と狭く感じられた。

こうした様々な催しを準備し、交流を深めてくれた東京都の福島県事務所担当職員の方々にここで御礼を申し上げておきたい。ありがとうございました。こうした、イベントは来年以降も継続し、都出向職員の息抜きの場を提供していただきたい。

### 4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

前回の出向時も同様であったが、まず、多くの方々との交流が今後の事業に活かせる点は間違いない。職場の福島県財団遺跡調査部の皆さん、県教育庁文化財課の担当者、そして地元作業員との交流、さらに福島県へ派遣された各県の職員との交流と情報交換も行うことができた。東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議にも参加させていただいた。

東京都の配慮で、都監理団体の筆者にも月に1度帰任報告を行う機会があった。こうした帰任の際に上司へのレポート提出と口頭の報告を行うだけでなく、東京都財団職場の職員に出会う度に現状や近況を話すように努めた。復興がまだまだ進んでいないこと、地元に戻れない人たちがたくさんいることを少しでも東京の職場の人々に伝えるよう可能な限り努力をした。

福島県財団の同僚たちとは、勤務時間以外でも交流を持つことができ、週末になると遺跡をはじめとした文化財見学に明け暮れることができた。この経験は大きな財産となることは間違いない。こうして培った人脉は今後も大いに役立つことは確かであろう。

福島県文化振興財団の発掘調査地点は、今年度は県内各所に点在するが、このうち浜通りは3箇所である。富岡町と浪江町、そして双葉町である。とうとう中間貯蔵施設関連の調査もこの10月から開始した。当初は遺跡があっても、工事の範囲から外す設計変更で対応できていたようであるが、やはりというか、本調査は避けられないようだ。また、必要な調査面積も広大であり、1年で終わるようなものではない。多くの職員がこの調査に割かれるようになり、オペレーターや作業員もたくさん必要だ。そのためにも、出向職員は中間貯蔵施設関連の調査には関われないが、様々な形の支援を惜しまないという心構えが必要だと思う。出向という形の支援、そしてそれ以外にも、東京都は様々な形で今後も福島の復興支援の手を緩めず、継続してほしいと思う。

- 注1 山田 廣 1993『鹿屋敷遺跡発掘調査報告』浪江町埋蔵文化財調査報告第6冊 福島県双葉郡浪江町教育委員会  
玉川一郎 1994『狐塚遺跡発掘調査報告書』浪江町埋蔵文化財調査報告第8冊 福島県双葉郡浪江町教育委員会  
大竹憲治・鈴木源 1997『浪江町鹿屋敷遺跡試掘調査報告書』浪江町埋蔵文化財調査報告第11冊 福島県双葉郡浪江町教育委員会  
大竹憲治・鈴木源 1998『浪江・鹿屋敷遺跡』浪江町埋蔵文化財調査報告第13冊 福島県双葉郡浪江町教育委員会  
末永成清 2009『鹿屋敷遺跡一縄文～弥生時代集落跡の調査』浪江町埋蔵文化財調査報告第19冊 福島県双葉郡浪江町教育委員会







# 第4部

## 現地事務所

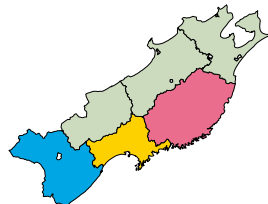
職員派遣  
(東日本大震災)

職員派遣  
(熊本地震他)

監理団体

現地事務所

## 業務概要



東京都被災地支援岩手県・宮城県事務所 穂坂 稔  
(岩手県担当)

東京都被災地支援岩手県・宮城県事務所 柘 秀明  
(宮城県担当)

東京都被災地支援福島県事務所 五十嵐 修

## 【設置目的】

2011年3月の東日本大震災で甚大な被害を受けた岩手県、宮城県、福島県における被災地復旧・復興に向けた人的、物的支援要望を把握し、的確な被災地支援に結び付ける。

## 【事務所概要】

## ○東京都被災地支援 岩手県・宮城県事務所

所在地：宮城県自治会館内 宮城県仙台市青葉区上杉1-2-3

所長（課長）1名

課長代理 2名（岩手県担当1名、宮城県担当1名）

臨時職員 1名

開設時期 平成23年4月1日から平成31年3月31日まで  
(平成28年7月1日より岩手県事務所と統合し現体制へ)

## ○東京都被災地支援 福島県事務所

所在地：福島県自治会館内 福島県福島市中町8-2

所長（総務局復興支援対策部部長兼務）1名

課長 1名

課長代理 1名

開設時期 平成23年4月1日から



【写真1】

## 【主な業務】

## ○共通事項

|                                                                                                                                                                           | 岩手県            | 宮城県           | 福島県             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|---------------|-----------------|
| 新規派遣激励式                                                                                                                                                                   | 4月2日<br>岩手県公会堂 | 4月2日<br>県庁会議室 | 4月4日<br>福島県自治会館 |
| <div> <div>【写真1】<br/>岩手県公会堂で激励式が開催され、各自治体から派遣された職員に対し岩手県知事から激励の言葉があり、派遣職員を代表し東京都の奥平課長代理が挨拶した。</div> <div>【写真2】<br/>辞令交付式が開催され、宮城県知事から各自治体からの派遣職員に対して挨拶が行われた。</div> </div> |                |               |                 |



【写真2】



## 第4部 | 現地事務所

|                                                                                                                                             | 岩手県                  | 宮城県                                   | 福島県                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| 年度途中新規派遣職員対応                                                                                                                                | 7月2日 1名              | 7月3日 1名<br>10月12日 1名<br>(H31)1月11日 1名 | 7月2日 2名<br>10月3日 2名<br>(H31)1月21日 2名 |
| メンタルヘルス研修                                                                                                                                   | 6月29日(県庁)<br>参加者 14名 | 6月22日(県庁)<br>参加者 13名                  | 6月29日(県庁)<br>参加者 19名                 |
|  <p>派遣職員のこころの健康の保持・増進等を図るため、メンタルヘルス研修を行った。(写真は宮城県の様子)</p> |                      |                                       |                                      |
| 公募制人事説明会                                                                                                                                    | 11月2日(都庁)            |                                       |                                      |
| 公募制人事面接                                                                                                                                     | 12月7日<br>(盛岡)        | 12月5日<br>(気仙沼・石巻)                     | 12月6日<br>(福島)                        |
|                                                                                                                                             | 12月10日～11日(都庁)       |                                       |                                      |
| 派遣者説明会                                                                                                                                      | (H31)3月1日            |                                       |                                      |
| 活動報告書作成                                                                                                                                     | 平成30年度分              |                                       |                                      |
| 「定期便」原稿寄稿                                                                                                                                   | 6・10・12・3月           | 5・8・11・2月                             | 4・7・9・1月                             |
| 「とちょうい」原稿寄稿                                                                                                                                 | 11月掲載                | 10月10日                                | 10月4日                                |
| 「都政新報」原稿寄稿                                                                                                                                  | 10月26日掲載             | 10月9日                                 | 10月8日                                |

### ○派遣職員個人面談及び所属長面談(年2回)

派遣職員の業務並びに生活面における日常の様子を個別のヒアリング形式で確認。

|     |                   | 第1回      |          | 第2回                  |                      |
|-----|-------------------|----------|----------|----------------------|----------------------|
|     |                   | 職員       | 所属長      | 職員                   | 所属長                  |
| 岩手県 | 岩手県庁              | 6月11,12日 | 6月12日    | 12月19日               | 1月16日                |
|     | 沿岸広域振興局           | 6月20日    | 6月20日    | 12月18日               | 12月18日               |
| 宮城県 | 宮城県庁              | 8月1,8,9日 | 8月1,8,9日 | 12月26日<br>(H31)1月11日 | 12月26日<br>(H31)1月11日 |
|     | 仙台土木事務所           | 8月16日    | 8月16日    | (H31)1月11日           | (H31)1月11日           |
|     | 東部土木事務所           | 8月24日    | 8月24日    | 12月20日               | 12月20日               |
|     | 気仙沼土木事務所          | 8月23日    | 8月23日    | 12月17日               | 12月17日               |
|     | 石巻市役所             | 8月24日    | 8月24日    | 12月20日               | 12月20日               |
| 福島県 | 福島県庁              | 6月18～20日 | 6月25～28日 | 12月4～6,12日           | 12月14～19日            |
|     | いわき建設事務所          | 6月22日    | 6月22日    | 12月13日               | 12月13日               |
|     | 相馬港湾建設事務所         | 6月21日    | 6月21日    | 12月14日               | 12月14日               |
|     | ふたば医療センター<br>附属病院 | 6月22日    | 6月22日    | 12月12日               | 12月12日               |

職員派遣  
(東日本大震災)

職員派遣  
(熊本地震他)

監理団体

現地事務所

## ○視察対応

派遣元局、各局、東京都議会議員等の視察対応。

|                                                                                    | 視察日       | 主な視察先                                                                                 | 人数 |
|------------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 三県合同                                                                               |           |                                                                                       |    |
| 復興支援対策部<br>転入職員研修                                                                  | 5月15日～16日 | ・福島（コミュニティ福島、Jビレッジ、大熊食堂、<br>帰宅困難地域）<br>・宮城（石巻市、南三陸町）<br>・岩手（陸前高田市、釜石市、大槌町）            | 15 |
|  |           |                                                                                       |    |
| (写真) 岩手県陸前高田市のキャピタルホテル1000屋上より<br>市内の復興状況を視察                                       |           |                                                                                       |    |
| 岩手県                                                                                |           |                                                                                       |    |
| 都議（公明党）視察                                                                          | 5月22日～23日 | 岩手県庁、釜石市役所                                                                            | 7  |
| 副知事視察                                                                              | 8月18日～19日 | 鶴住居復興スタジアム（釜石市）<br>（オープニングイベント参加）                                                     | 3  |
| 都市整備局                                                                              | 8月29日～30日 | 岩手県庁、大槌町、鶴住居復興スタジアム、大船渡、<br>BRT）                                                      | 4  |
| 宮城県                                                                                |           |                                                                                       |    |
| 下水道局                                                                               | 7月12日～13日 | 石巻市                                                                                   | 4  |
| 都市整備局                                                                              | 8月30日     | 宮城県庁、南三陸町                                                                             | 4  |
| 下水道局                                                                               | 12月18日    | 東松島市、塩竈市、仙台市                                                                          | 2  |
| 福島県                                                                                |           |                                                                                       |    |
| 総務局復興支援対策<br>部県庁訪問                                                                 | 4月24日     | 企画調整部                                                                                 | 2  |
| 産業労働局観光部県<br>庁等訪問                                                                  | 5月22日     | 観光交流局、（公財）福島県観光物産交流協会                                                                 | 6  |
| 都市整備局等県庁訪問                                                                         | 5月31日     | 避難地域復興局                                                                               | 5  |
| 総務局復興支援対策<br>部県庁訪問                                                                 | 7月3日      | 避難地域復興局、除染情報プラザ                                                                       | 3  |
| 財務局主計部等現地<br>視察                                                                    | 7月9日      | 東京電力旧エネルギー館、東京電力福島第一原子<br>力発電所、さくらモールとみおか、ふたば医療セ<br>ンター附属病院、復興祈念公園整備予定地、四倉<br>漁港、東舞子橋 | 9  |
| 総務局復興支援対策<br>部都内避難者支援課<br>現地視察                                                     | 7月12日～13日 | いわき市、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、浪江町、<br>南相馬市、相馬市                                                 | 3  |
| 生活文化局文化振興部<br>被災地支援現地視察                                                            | 8月10日     | 笑みふるタウンならは                                                                            | 4  |

## 第4部 | 現地事務所

|                  | 視察日        | 主な視察先                               | 人数 |
|------------------|------------|-------------------------------------|----|
| 福島県（続き）          |            |                                     |    |
| 総務局復興支援対策部県庁訪問   | 10月2日      | 企画調整部                               | 2  |
| 東京都埋蔵文化財センター県庁訪問 | 10月22日     | (公財) 福島県文化振興財団                      | 3  |
| ふるさと復興の今がわかるツアー  | 10月23日     | いわき・ら・ら・ミュウ、北好間災害公営団地、ふたば医療センター附属病院 | 6  |
| ふるさと復興の今がわかるツアー  | 11月14日～15日 | 富岡町、南相馬市、相馬市、浪江町                    | 7  |

### ○派遣先自治体主催の会議・行事等

各県庁、被災自治体が開催する会議その他行事等への参加。

#### 【岩手県】

| 会議・イベント名称               | 開催日     | 開催場所                                  |
|-------------------------|---------|---------------------------------------|
| 被災市町村人財確保連絡会議           | 5月7日    | 岩手県自治会館                               |
| 国際防災・危機管理会議<br>いわて復興未来塾 | 7月17日   | 盛岡市（アイーナ）                             |
| 日向ダム湖畔の集い 2018          | 7月29日   | 釜石市日向ダム                               |
| 現地津波復興推進連絡会議            | 8月7日    | 宮古市                                   |
| 岩手県被災自治体視察              | 9月6日～7日 | 山田町、宮古市                               |
| 沿岸広域振興局 復興見学会           | 9月29日   | 三陸沿岸道路（大槌高架橋）、宮古フェリーターミナル、三鉄線山田駅、鶴住居駅 |
| 東日本大震災津波復興推進本部会議        | 11月6日   | 岩手県庁                                  |
| 被災市町村人財確保会議             | 11月14日  | 岩手県公会堂                                |
| 岩手県東日本大震災津波復興推進本部会議     | 3月26日   | 岩手県庁                                  |

#### 【宮城県】

| 会議名称              | 開催日      | 開催場所                |
|-------------------|----------|---------------------|
| 第1回復興まちづくり事業勉強会   | 4月20日    | 宮城県行政庁舎1階<br>みやぎ広報室 |
| 「みやぎ県民防災の日」総合防災訓練 | 6月12日    | 宮城県行政庁舎2階<br>講堂     |
| 1000km 縦断リレー      | ゴール      | 7月30日               |
|                   | スタート     | 8月1日                |
| 宮城県被災自治体視察        | 8月30～31日 | 石巻市、女川町、東松島市        |

職員派遣  
(東日本大震災)

職員派遣  
(熊本地震他)

監理団体

現地事務所



## 【福島県】

| 会 議 名 称                                   |      | 開 催 日   | 開 催 場 所                              |
|-------------------------------------------|------|---------|--------------------------------------|
| 新生ふくしま復興推進本部会議                            |      | 概ね月2回   | 本庁舎2回特別室 等                           |
| 福島県市町村スポーツ担当者会議及び東京オリンピック・パラリンピック関連事業連絡会議 |      | 4月20日   | 福島テルサ<br>3階会議室「あぶくま」                 |
| 避難者受入関係都道府県連絡会議                           |      | 7月25日   | コラッセ 4階ホール                           |
| 1000km 縦断リレー                              | ゴール  | 8月1日    | 福島県庁                                 |
|                                           | スタート | 8月2日    |                                      |
| 福島県被災自治体視察                                |      | 8月2日～3日 | 福島第一原子力発電所<br>双葉町、Jビレッジ、楡葉、富岡、浪江、飯館町 |
| 地方自治法派遣職員等交流会                             |      | 9月7日    | 杉妻会館                                 |

## ○派遣職員の交流、福利厚生を目的としたイベント開催

| イベント名                                                                                                                             | 時 期    | 開催場所等    | 参加人数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|----------|------|
| <p>岩手山登山</p> <p>岩手県の最高峰「岩手山（標高 2,038 m）」の山開きの日に頂きを目指しました。岩手県、宮城県、福島県、他自治体の派遣職員が参加山頂往復 12 時間のハードな行程でしたが全員無事登頂しました。</p>             | 7月1日   | 岩手山      | 18   |
| <p>仙台リレーマラソン</p> <p>岩手県派遣職 5 名、福島県派遣職員 3 名、現地事務所 2 名のランナーと、福島県派遣職員等 5 名の応援も加わり、42.195km を 10 人のランナーでタスキを繋ぎ、2 時間 52 分 30 秒で完走！</p> | 11月11日 | 仙台市陸上競技場 | 15   |
| わんこそば大会                                                                                                                           | 3月16日  | 盛岡       |      |

現地部課長会及び課長代理会（都庁）

開催状況（開催日）

|        | 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月 | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月  |
|--------|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 現地部課長会 | 20日 | 25日 | 15日 | 20日 | —  | 14日 | 19日 | 16日 | 21日 | 18日 | 15日 | 15日 |
| 課長代理会  | —   | 25日 | —   | 6日  | —  | 28日 | —   | 2日  | —   | 25日 |     |     |

事務所運営 PT 及び WG

岩手県・宮城県事務所の閉鎖を中心に平成 31 年度以降の現地事務所の運営方法を検討。

開催日：7月6日、9月28日、10月18日、12月13日、12月14日、1月15日

宮城県

現地事務所

東京都被災地支援岩手県・  
宮城県事務所（宮城県担当）

柘 秀明

職員派遣  
（東日本大震災）

職員派遣  
（熊本地震他）

監理団体

現地事務所

1 担当業務の概要

事務所の体制は、所長（課長）、課長代理（岩手県担当）、課長代理（宮城県担当）、現地採用の臨時職員（1名）の4名体制である。

宮城県担当の業務内容は、①都からの派遣職員のサポート（平成31年1月1日現在18名、派遣先自治体：宮城県、石巻市）、②被災自治体の支援ニーズの把握、復興状況などに関する情報収集、③各種支援に関する都や被災自治体などとの連絡調整などである。



現地事務所の入る宮城県自治会館



現地事務所（207 会議室）の入口

2 苦労したこと、工夫したこと

東日本大震災から8年近く経過しており、被災地では、住宅の再建をはじめとする復興まちづくり、生活基盤となる道路等の公共インフラが着実に進展している。

テレビニュース、新聞等で、復旧復興道路の開設日を目にする機会が多いが、実際、庁有車で事務所の所在地の仙台から沿岸部に向けて北上していくと、防潮堤、道路など日に日に事業が進んでいることを体感することができる。

宮城県では「宮城県震災復興計画」を策定し、この計画によって、震災により、甚大な被害を被った宮城県の復興に向け、今後10年間の復興の道筋を示している。



【三陸沿岸道路の開通状況】

この復興を成し遂げるにより、壊滅的な被害からの復興モデルを構築するため宮城県は日々邁進している。しかし、復興の業務を遂行する職員不足により、派遣職員、臨時職員が未だ必要な状況である。

### 3 印象的なエピソード

昨年度、自分は宮城県に派遣されていたので、昨年度の状況と比較しがちなのであるが、派遣職員と現地事務所職員との情報の格差を感じるが多かった。

当然のことだが、派遣職員は、派遣先の自治体、業務、職員のことについては、情報のチャンネルが多くあったが、現地事務所の職員はチャンネルが限られているため、派遣職員に概ね周知されていることが把握できていないことがあった。

情報によっては、職員のメンタル面での健康状態等、組織内部で検討が必要なことがあったので、そのような格差をできる限り縮小させる必要があった。

一方、派遣職員は東京都の情報が意外に入っていないことが多いので、本庁からの発信を派遣職員に行うようにした。

また、県職員、住民と話をしていると、被災が風化されることを懸念していることを感じた。

大阪府北部地震、西日本豪雨、北海道胆振東部地震など、最近でも災害が各地で起きており、被災の起きた自治体では、派遣職員が地元を引き上げているところもある。

東京都もオリンピックを始め、職員は一定数確保しておかなければならない状況で、被災自治体の派遣職員の需要にどこまで応えることができるか、各部局通じて、今後も検討を続けていかななくてはならない。



【派遣職員を対象としたメンタルヘルス研修受講の様子】

### 4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今回の赴任で、派遣先、派遣職員のほか、多くの宮城県の方々と出会い、業務は同じであっても、各自治体の実務のやり方を学ぶことができた。一つのやり方に固執するのではなく、業務について柔軟に取り組むきっかけとなった。

復興五輪に向け、東京都として各種事業を進めているが、被災自治体では様々な復旧復興の現場を自分の眼で確認することができ、再生する街の在り方を考えさせられた。

首都直下型地震がいつ起きても不思議ではない状況で、自然災害が起きた時の対応など被災自治体から学び、行政としてのどういった対応ができるか絶えず検証する必要がある。



【石巻市総合運動公園にある五輪聖火台】





現地事務所

東京都被災地支援福島県事務所

五十嵐 修

職員派遣  
(東日本大震災)

職員派遣  
(熊本地震他)

監理団体

現地事務所

1 担当業務の概要

当現地事務所は、福島県庁隣の福島県自治会館802会議室内にあり、現地機能のうち福島県に関する業務を管轄している。

事務所の現在の体制は、所長（復興支援対策部長兼務）、課長、課長代理、現地採用臨時職員の4名（常駐3名）体制となっている。

業務内容は、①都や監理団体からの派遣職員のサポート（平成31年1月1日現在21名、派遣配属先：福島県庁、いわき建設事務所、相馬港湾建設事務所、ふたば医療センター附属病院、福島県文化振興財団）、②被災自治体の支援ニーズの把握、復興状況などに関する情報収集、③各種支援、視察等に関する都や被災自治体などとの連絡調整などである。



現地事務所のある福島県自治会館



802会議室内の事務所

表 東京都から福島県への自治法派遣等職員の状況

| 派遣先  | 福島 | いわき | 相馬 | ふたば | 財団 | 合計 |
|------|----|-----|----|-----|----|----|
| 派遣人数 | 14 | 2   | 2  | 2   | 1  | 21 |

※福島：福島県庁、いわき：いわき建設事務所、相馬：相馬港湾建設事務所  
ふたば：ふたば医療センター附属病院、財団：福島県文化振興財団



相馬中村神社式年遷宮見物の派遣職員



福島市内で暑気払い参加職員

## 2 苦労したこと、工夫したこと

福島県は北海道、岩手に次ぐ全国で3番目に広い面積の県である。東日本大震災（東北地方太平洋沖地震、福島第一原子力発電所事故）では、浜通りと呼ばれる太平洋岸に面した相双、いわき地域が特に甚大な被害を受けている。現地事務所のある中通り県北地域に位置する福島市から、派遣職員が様々な分野の復旧・復興事業に携わる、浜通り地域までの移動には、公用車で往復300km以上、時間は片道1時間30分以上を要する大移動である。

赴任後に、視察先の現地調査や派遣職員のサポートのために、現地へ行くたびに、その広さを実感して、効率的なルートを考えて移動し、派遣職員や県庁、市町村等の関係部署との間には距離を感じることも多いよう、直接会うことで信頼関係を築けるように心掛けた。

都庁からの現地視察の際に、福島第一原子力発電所の敷地内をコースの1つとして組み込むなど様々な調整し、実際の原発事故等の現場を目の当たりにした視察者は大きな驚きと複雑な思いを垣間見せていた。

派遣職員のサポートでは、福島県の復興のために、都庁職員が福島県の復旧・復興事業に頑張っている様子を広く都民に知ってもらうため、TOKYO MXテレビ「東京JOBS」で放映する「福島の復興」4件の撮影をするための様々な調整と撮影の立ち合いを行った。出来上がった映像を見た県庁各部職員からは出来栄が素晴らしいと喜びのコメントをいただいた。放映の結果か、次年度の福島県派遣を希望する職員がたいへん増加した。

私的な派遣職員へのサポートでは、「相馬中村神社式年遷宮見物」、「桃狩り」、「尾瀬ハイキング」、「飯坂けんか祭り見物」、「福島の酒めぐり」などなど、既に10回以上のイベント実施を通して、派遣職員同士が交流を図る良い機会になるとともに派遣先でのメンタル面のケアに効果を得られたと感じている。



相馬漁港・松川大橋



東京 JOBS「福島の復興」撮影風景



桃狩りイベント

## 3 印象的なエピソード

11月に現地事務所庁有車が、今までのガソリン車から電気自動車リーフになった。先に述べたように広い県内を移動するうえで、電気自動車では大変な不安があった。12月のある日、浜通りにある廃炉関連施設と派遣職員が担当する現場を視察し、いわき市内から福島市に帰るおり、磐越自動車道の阿武隈高原までの急坂で、リーフの電池残量が急激に残り少なくなったのである。夜間となりヘッドライトを点灯

するとともに大変寒い日でエアコンを入れていたことが、急激に電池燃料を消費したものと考えられる。慌ててエアコンを切り、エコ走行に徹して、電池残量が残り2%となったところでやっと阿武隈高原SAにたどり着くことができた。30分間の急速充電を行い、次の安達太良SAで、再度の急速充電をして福島市にたどり着くことができた。今後は、県内の充電設備がある箇所を把握して、電池残量と走行距離を計算し、計画的に効率よく現地を回る必要性を痛感する出来事となった。

今年度の派遣職員は若手の人が多く、職場ではもちろんのこと、様々なイベントにおいても、明るく、楽しく何事にも前向きに取り組んでいるように感じる。1泊2日の尾瀬ハイキングのイベントにも多くの職員が参加してくれ、夜も楽しくゲームに興じ、翌日の尾瀬沼周遊でも元気に楽しそうに歩く姿が見られた。その中で、1人の職員が所在不明となり1時間ほど搜索するハプニングが発生するが、皆が協力して探し当て、単なる合流場所の勘違いによるものと、御愛嬌で無事終了することができ、派遣職員同士のまとまりの良さを感じる良い体験となった。



現地事務所新庁有車リーフ



檜枝岐の宿にて



尾瀬沼ビジターセンター前

### 4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

現地事務所では、復旧・復興状況等の情報収集、県庁・市町村等との連絡調整等の広範囲な業務のため、様々な部署や関係する機関と横断的に接することが多かった。各部署等と業務を進めるためには、それぞれの立場や思いを考慮しながら、要望等をきちんと聞き出すことが必要であった。福島の復旧・復興の状況は、日々変化しているため、常に情報収集に努め、相手方とのより親密なコミュニケーションを図ることが重要であった。これから携わるであろう業務において、この経験を常に胸の中において、何事にも対処していきたい。

国の復興・創生期間は2020年度で終了し、復興庁に代わる新たな後継組織の必要性が議論的となっている。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は復興五輪と位置付けられ、福島県でも野球、ソフトボール競技の開催をとおして、復興した姿を世界に発信しようと努力している。

福島の原子力災害からの復興・再生には、まだまだ多くの時間を要する。2020年の先まで必要とされる復興・再生のための支援には、国のみならず東京都が果たす役割が非常に重要となってくる。都職員として、福島県出身者の一人としても、福島県の復興・再生の応援をこれからも引き続きしていきたいと思っている。



# 東日本大震災における東京都支援活動報告書

登録番号 (30) 第 172 号

平成 31 年 3 月 発行

編集発行 東京都総務局復興支援対策部

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 〒163-8001

電話 03 (5321) 1111 (都庁代表) 内線 24-183

03 (5388) 2368 (ダイヤルイン)

印刷・製本 敷島印刷株式会社

電話 03 (6256) 9804 (代)

